

令和 6 年第 3 回

菊陽町議会 9 月定例会会議録

令和 6 年 9 月 4 日～9 月 18 日

熊本県菊陽町議会

令和6年第3回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
9 / 4	水	開会・行政報告・提案理由説明・決算審査報告 議案審議（認定第1号～認定第5号、議案第50号）質疑・委員会付託
9 / 5	木	一般質問（4人）
9 / 6	金	一般質問（4人）
9 / 7	土	休会（議案等整理）
9 / 8	日	休会（議案等整理）
9 / 9	月	一般質問（5人）
9 / 10	火	休会（議案等整理）
9 / 11	水	総務住民生活常任委員会・文教厚生常任委員会・経済産業建設常任委員会
9 / 12	木	総務住民生活常任委員会・文教厚生常任委員会・経済産業建設常任委員会
9 / 13	金	休会（議案等整理）
9 / 14	土	休会（議案等整理）
9 / 15	日	休会（議案等整理）
9 / 16	月・祝	休会（議案等整理）
9 / 17	火	議案審議（議案第51号～議案第65号）質疑・討論・表決、（報告第10号～報告第12号）質疑、（同意第12号、諮問第1号）質疑・討論・表決
9 / 18	水	委員長報告・質疑・討論・表決・閉会

令和6年第3回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1	西本 友春 (P46～)	1. カスタマーハラスメント対策について	(1) 役場におけるカスタマーハラスメントの実態を把握しているか。把握しているのであればどのような事例があるのか。 (2) カスタマーハラスメントに対する対応マニュアルはあるのか。 (3) カスタマーハラスメント対策としての「カスハラ防止条例」を町はどのように考えているのか。 (4) 小中学校におけるカスタマーハラスメントの実態を把握しているか。把握しているのであればどのような事例があるのか。 (5) 小中学校におけるカスタマーハラスメント対策をどのように考えているのか。
		2. J A S M第二工場進出に伴う交通渋滞対策について	(1) J A S M第二工場進出に伴う交通渋滞対策をどのように考えているのか。 (2) 大津町が建設する予定の「フラワーライン」と本町の町道との接続をどのように考えているのか。
		3. G Xの取り組みについて	(1) 家庭用廃油の回収はどのように行っているのか。 (2) 総合体育館にある給水スポットのカウンタ数を開示してサステナブル（持続可能）な取り組みをPRすべきと提案するが町はどのように考えているのか。 (3) クーリングシェルターへの取り組みをどのように考えているのか。
		4. アピアランスケア（がん対策推進事業）について	熊本県が令和6年度6月補正予算で確定した「がん対策推進事業」への取り組みをどのように考えているのか。
		5. 高齢者の聞こえのサポートについて	(1) 窓口における高齢者の聞こえづらい人への対応はどのように行っているのか。 (2) 軟骨伝導イヤホンを窓口に配備することを提案するが、町はどのように考えているのか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
2	坂本 秀則 (P58～)	1. 農業の振興と発展について	(1) 地下水涵養に繋がる、食料米作付水田に対して補助事業は、全圃場に対して面積払いにするべきではないか。 (2) 県道大津・植木線拡幅及び町道下原・鉄砲小路線延伸に伴う馬場・鉄砲小路地区の畑灌漑設備等（3ヶ所）の移転予定に対して、施設利用者及び大菊土地改良区に経済的負担が生じないように町は、国・県に積極的に要望するべきではないか。 (3) 新町井手改修について、全線の今後の改修計画を示せ。
		2. 町内交通安全について	(1) 外国人転入者に対して、公道での自転車運転並びに歩行等の交通ルール及びマナーの指導を実施するべきではないか。 (2) 県道大津・植木線拡幅で新設予定の交差点に接続する町道古閑原・護川線の改修計画の考えを示せ。
		3. 町振興と発展について	(1) 近年の物価上昇に対応して、各種補助・助成事業で上限額を設置している事業は、時代のニーズに即する見直しを早急にするべきではないか。 (2) 町内企業・事業者育成について、町発注の事業はできる限り町内企業・事業者で行われるべきだと思うが、町長の考えを示せ。 (3) 町内への県営硬式野球場誘致を、県のスポーツ施設整備への構想が変化した今積極的な誘致活動を始めるべきではないか。 (4) 菊陽町都市計画マスタープラン見直しでの、県道大津・植木線南側の土地有効利用は、どのような位置づけにするのか考えを示せ。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
3	矢野 厚子 (P72～)	ユニバーサルな街づくり	(1) バリアフリー法の新基準の施行に伴う現行建物の見直しと、今後建設予定の町と町関連の施設について問う。 ① 来年6月1日に施行されるバリアフリーの新基準に対して、「町」と「町の関連の現行施設」の調査は行うのか。調査結果が、基準に満たない場合はどう対処するのか。 ② 町直接ではないが、町民にとって重要な公共交通機関の駅についてはどう考えているか。 ③ 今後多くの施設が建設予定されている。町の庁舎、保健センター、アーバンスポーツ施設、新駅などだが、建設準備委員会のメンバーの選定はどのように行うのか。 (2) 各窓口のユニバーサルデザインの推進について問う。 ① 書類の様式の見直しについて問う。 ② 高齢による聴覚や視覚にやや不自由な人への対応のありかたについて問う。 (3) 高齢者の日常生活のクオリティの維持について問う。 ① 外出の支援はどのようなものを考えているか。 ② 買い物支援、ゴミ出し支援の現状と、今後の支援をどう考えているか。 (4) ユニバーサルな菊陽町をつくるのに、必要不可欠な職員の募集と待遇について問う。 ① 人材の確保方法を考えているか。 ② 給与以外の待遇改善策は考えているか。
4	馬場 功世 (P84～)	1. 重度心身障害者医療費助成申請について 2. 健康長寿プロジェクトについて	(1) 令和6年4月診療分から、自己負担額が入院2,000円、入院以外1,000円に変更された。事務手続きの簡素化のため、最初から自己負担分だけの支払いにできないか。 (2) 毎回助成申請書が必要になっているが、年度当初に助成申請書を提出し、以後は領収書の提出だけで簡素化できないか。 菊陽町民の健康長寿のためにTSMC慈善財団が行う新事業について、町は具体的な内容や方向性を把握しているか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
5	廣瀬 英二 (P98～)	3. 町の健康診断の取り組みについて	(1)町の健康診断（人間ドックを含む）について受診率は、5ヵ年でどの様に推移しているか。町の受診率は県や全国の受診率と比較してどうか。 (2)町として健康診断の受診率の向上を図るためにどのような具体策を行っているか。
		4. 高齢者の免許証返納の取り組みについて	(1)高齢者の免許証返納推進について、どのような具体策を行っているか。 (2)免許証返納者に対して、シニアカーの購入に対して費用の助成はできないか。
		1. 中期財政計画について	(1)複数の大型事業が計画されている。今後においても第7期総合計画策定による、まちづくり事業が展開されていくなかで、中期財政計画、財政収支見通し計画を明らかにするのはいつか示せ。 (2)中期財政計画、財政収支見通し計画は何年度までの計画になるのか示せ。
5	廣瀬 英二 (P98～)	2. 新庁舎建設について	(1)令和11年度完成に向けて、第一回目の新庁舎建設検討委員会が開催された。建設検討委員会に付託された内容について示せ。 (2)パブリックコメントの主なスケジュールについて示せ。 (3)新庁舎建設基本方針に関する答申書が町長に提出される予定時期について示せ。 (4)新庁舎建設費用及び財源について現時点で分かる内容を示せ。
		3. 仮称総合運動公園の活性化について	(1)九州最大規模の「アーバンスポーツ施設」が令和8年度中に開業予定であるが、総合体育館、周辺一帯を含めた総合運動公園活性化のためにどう取り組んでいくのか示せ。 (2)町は「アーバンスポーツ施設」利用者を年間14万人、売上を9.9億円と見込んでいるがその根拠を示せ。 (3)総合運動公園周辺の道路混雑をどのように想定しているか示せ。 (4)総合運動公園への自動車出入り口について町の考え方を示せ。 (5)総合運動公園のネーミングについて町の考え方を示せ。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
		4. 高齢化社会に対応した町の取り組みについて	(1) 高齢化社会が進む中で、社会保障予算を確保しながら有効な福祉政策をどのように展開していくのか町の考え方を示せ。 (2) 高齢者の仕事の確保としてシルバー人材センターの充実、町内企業等の理解と協力が必要と考えるが、町の考え方を示せ。 (3) 老人福祉センター、老人連合クラブの名称について町の考え方を示せ。
		5. 新駅の駅名について	新駅は令和9年春に開業予定となっているが、駅のネーミングはどのように進めて決定して行くのか示せ。
6	甲斐 榮治 (P112～)	1. 当面するまちづくりの諸課題について	(1) 既遂の諸事業・新規の諸事業及び諸事業計画並びにこれから開発整備される地域についての全体構想は第7期総合計画の中で示され则认为るが、総合的な考え方を問う。 * 上記関係地域や事業並びに事業計画例示：（原水工業団地及びその周辺・総合体育館及びさんふれあ周辺地域・町の顔の1つを構成する既設の地域＝光の森地域・第2土地区画整理地域・未開地域（町南部地区・久保田台地）・新土地区画整理事業計画・新駅設置及び原水駅改善事業計画・町運動公園及びアーバンスポーツ施設設置事業・町新庁舎建設計画など） (2) 第7期総合計画審議会に示す原案策定のためにどのような組織的検討をしているか。 (3) 新規雇用した政策アドバイザーをどのように活用するか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
		2. 地下水涵養及びそれに係わる白川中流域等水稲作付推進協議会について	(1) 会の目的及び対象地域を示せ。 (2) 所属団体や組織構成を示せ。熊本県や公益財団法人くまもと地下水財団との関係はどうなっているか。 (3) WCS (Whole Crop Silage = 飼料用米) の栽培と主食米の栽培について問う。 ① 生産者が負担する手間と費用等にどんな違いがあるか。 ② 湛水期間はどうか。 ③ WCS から主食米栽培へと誘導する過程で、前者の種子が後者に混じることによって、後者のブランドが損なわれる危険性はないか。 ④ 減反政策等により主食米栽培が魅力を失っている中で、生産者を主食米栽培に誘導できるか。 ⑤ 企業による主食用米購入の拡大は見込めるか。 (4) 生産者に対する説明はおこなったか。その反応はどうだったか。 (5) 栽培面積を基準とした補助金配分はできないか。 (6) 公的補助はできないか。 (7) 企業の協力及び参入と生産者の理解と協力が鍵を握られると思われるが、見込みはどうか。 (8) 取水に見合う100%涵養についての他の方策はあるか。目的は完遂できるか。
		3. 最近のコロナ流行対策について	予防接種費用及び治療費に対する補助はできないか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
7	吉村 恭輔 (P126～)	1. 区画整理事業を含む杉並木公園周辺の開発について	(1) 区画整理事業において、報道ベースでの情報として大規模宅地開発、商業施設、マンション開発、ホテルの誘致、また大学や企業の研究施設、サテライト施設等の誘致による「知の集積」等が出ていたが、現時点で決まっているものはあるか。 (2) 商業施設等は、地元業者優先に募集するのか。 (3) アーバンスポーツ施設の年間来場者14万人、経済効果9.9億円とあるが、この数字は何を根拠に出されたものか。また、町は達成可能と考えているのか。 (4) 町内利用者、町外利用者の割合は、どう予想しているのか。 (5) 年間来場者14万人として、菊陽町に滞在（宿泊）してもらわないと経済効果は中々出ないと考える。合宿所やホテルの先行誘致は考えないのか。 (6) スポーツ広場に400mトラックを整備する事を提案するが町の考えはどうか。
		2. 児童発達支援・放課後等デイサービスについて	(1) 障がいを持っている未就学児、児童・生徒の数は何名か。 (2) 町内事業者全体における児童発達支援、放課後等デイサービスの定員はそれぞれ何名か。また、現時点において定員に対して空きはあるか。 (3) 現在、児童発達支援を利用中で、来年度小学校入学を控える子どもを持つ親から、放課後等デイサービスの定員に空きが無く受け入れ先が決まらないとの相談を複数いただいている。また、今後も利用者の増加が予想されるが、町はどのような対策を考えているのか。 (4) 事業者にはアヒリングを行ったが、新規で受け入れたいがすでに定員に達している、また新規に事業所を立ち上げようにも、地価の高騰・家賃の高騰により難しいとのことだった。事業者側への支援は考えられないか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
		3. フリースクール、通信制 高校等の誘致について	(1) 過去5年間の不登校児童、生徒数の推移はどうか。 (2) すぎなみ教室の利用者数の推移はどうか。 (3) 不登校の生徒が中学校を卒業した後、その後の調査等を行っているか。 (4) 今後も不登校になってしまう児童、生徒は増加すると予想しているが、町は何か新たな対策は考えているか。 (5) 町だけでの対応では早い時期に限界が来ると思える。 先生方の負担を減らすためにもフリースクールの誘致は必要であるし、また卒業後の進路の選択肢として通信制の高校の誘致も提案するがどうか。
8	藤本 昭文 (P141～)	1. 消防団員の確保について	(1) 過去10年間の、菊陽町消防団員数の推移を示せ。 (2) 町は、消防団員数について定数回復をめざす考えはあるのか。 (3) これまでに実施してきた対策と、その検証内容を示せ。 (4) 消防団員定数の改定及び分団の再編成、各報酬の見直しなどの対策について、考えを示せ。
		2. 消防財政について	(1) 消防費に係る基準財政需要額とその算定方法について示せ。 (2) 消防の運営費用については、市町村が負担することとなっているが、町の消防費について増額する考えはないか。 (3) 非常備消防への予算増額の必要性が非常に高いと考えるが、どうか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
9	鬼塚 洋 (P154～)	1. 職員の就労環境について	(1) 令和2年度以降、本町の正規職員・非正規職員の数及び割合（職場毎）はどうなっているか。 (2) (1)の非正規職員に占める会計年度任用職員の数及び割合（職場毎）はどうなっているか。 (3) (1) (2)の状況について、本町の財政がどれほど影響しているのか。今後、本町の歳入増が見込まれるが、正規職員を増やすべき（非正規職員から正規職員への転換等を含む）ではないか。 (4) 令和2年度以降、職員の年次有給休暇の取得率はどうか。 (5) (4)の取得率を100%に近づけるため、本町はどのような取り組みを行っているか。また、今後、どのような取り組みを考えているか。 (6) 職員のテレワークの実施状況はどうか。また、テレワークの必要性について、本町はどのように考えているか。 (7) 職員のフレックスタイムの実施状況はどうか。また、フレックスタイムの必要性について、本町はどのように考えているか。 (8) 令和2年度以降、メンタルヘルスの不調に伴う職員の休職者数及び退職者数はどうか。 (9) (8)について、職員のメンタルヘルスケアのために、本町はどのような取り組みを行っているか。 (10) 近年社会問題化しているカスタマーハラスメントについて、本町は職員の被害防止のためにどのような取り組みを行っているか。
		2. キャッシュレス決済の推進について	(1) キャッシュレス決済の導入状況はどうか。 (2) 本町の文化施設や体育施設を予約する際、キャッシュレス決済を導入できないか。
10	佐藤 竜巳 (P173～)	1. 交通渋滞対策について	(1) 町道南方大人足線～川久保南方線～県道瀬田立田線までの道路整備計画の時期はいつなのか。 (2) 現在南方大人足線拡張工事が進んでいるが、今後、県道大津植木線までの区間の整備をどのように町は考えているのか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
		2. 環境問題について	(1) 耕作放棄地に対する町の取組み状況と今後の計画と対応はどう考えているのか。 (2) J A S Mの進出による水問題解消対策として森林環境譲与税を利用した森林整備計画をするのか。
		3. さんふれあについて	(1) さんふれあの生産組合員の状況を示せ。 (2) 青少年スポーツ交流のためにさんふれあでの宿泊施設の設置は可能か。
		4. スポーツ広場について	スポーツ広場の天然芝を年中利用可能な人工芝にできないのか。
		5. 地域活動貢献について	地域貢献活動者に対する感謝状の贈呈はどのようなになっているのか。
11	小林久美子 (P187～)	1. 企業の社会的責任について	(1) 企業の社会的責任について、基本的な方針を明らかにしてもらいたい。情報公開に努め、事業を展開する地域との共存共栄を図るために、地域住民・団体との協議の場を定期的に開くよう要望してはどうか。 (2) 地下水保全については、県の条例に基づいて100%涵養すると聞いているが、具体的な内容はどうなっているのか。第1工場で年間300万トン、第2工場で500万トンの100%涵養の具体的な内容はどうなっているのか。 (3) J A S Mの時差出勤の計画や実践状況はどうか。 (4) 使用水の完全再利用、P F A S（有機フッ素化合物）はじめ有害物質の完全除去を図ってもらうよう働きかけができないか。
		2. コロナワクチンへの補助について	コロナワクチン接種については、インフルエンザワクチン接種なみの補助ができないか。
		3. 熱中症対策のエアコン購入費・電気代の助成について	(1) エアコンが購入できない低所得者に購入・設置費用の助成ができないか。 (2) 低所得者への電気代助成ができないか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
12	布田 悟 (P204～)	1. 教科書の採択について	(1)義務教育課程における教科書採択はどのように行われているか。 (2)公民・地理の教科書について、その採択基準はどのような点を考慮して採択しているか。 (3)特に公民、地理・歴史の教科書においては、人権・政治経済、日本歴史の分野についての教育内容に関し、生徒の将来の生き方や思想・心情の形成に与える影響が大きいと思われる。この点どのように配慮して教科書の選択を行っているか。
		2. 部活動の現状について	(1)小・中学校のスポーツ分野の部活動形態はどのようになっているか。 (2)地域型スポーツクラブへの移行が進んでいるが、その現状と、メリット及びデメリットは何か。また、NPO法人クラブきくようはどのような役割を果たしているのか。
13	上田 茂政 (P213～)	1. こども基本法に伴う町の方針について	(1)こども基本法に基づいて「菊陽町こども計画」を策定しなければならないが、この策定を民間シンクタンクに依頼したのはなぜか。 (2)公募型プロポーザル方式だが、どのような提案があったのか。 (3)公募数、委託金額、決定に至った点などを示せ。 (4)シンクタンク委託は全国画一的な施策になる恐れがあるが、菊陽町独自の視点は加味されるのか。
		2. 学校保育園等の感染症対策について	コロナ、ノロウイルスなどの感染対策として、学校施設に自動水栓を設置すべきだと考えるがどうか。
		3. 菊陽町国土強靱化地域計画について	(1)南海トラフ地震発災も懸念される中、本町の対策について問う。 (2)プログラムの重点化に掲げる施策の進捗はどのようになっているか。 (3)熊本地震から8年経過したが、耐震化されていない家屋などの診断、改修促進は進められているか。

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和6年9月4日（水）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（1日目）

（令和6年第3回菊陽町議会9月定例会）

令和6年9月4日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出認定第1号から諮問第1号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 決算審査報告

日程第8 認定第1号 令和5年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第2号 令和5年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第3号 令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第4号 令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第5号 令和5年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 議案第50号 令和5年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

委員会付託（別紙 委員会付託予定表）

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 鬼 塚 洋 議員

2 番 吉 村 恭 輔 議員

3 番 藤 本 昭 文 議員

4 番 馬 場 功 世 議員

5 番 廣 瀬 英 二 議員

6 番 矢 野 厚 子 議員

7 番 大久保 輝 議員

8 番 西 本 友 春 議員

9 番 佐々木 理美子 議員

10 番 中 岡 敏 博 議員

11 番 布 田 悟 議員

12 番 佐 藤 竜 巳 議員

13 番 甲 斐 榮 治 議員

14 番 岩 下 和 高 議員

15 番 上 田 茂 政 議員

16 番 小 林 久美子 議員

17 番 坂 本 秀 則 議員

18 番 福 島 知 雄 議員

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内 藤 優 誠 さん

書 記 廣 田 沙 織 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	吉 本 孝 寿 さん
教 育 長	二 殿 一 身 さん
住民生活部長	渡 辺 博 和 さん
産業振興部長兼 農業委員会事務局長 総務課長兼選挙 管理委員会書記長	山 川 和 徳 さん
健康・保険課長	村 上 健 司 さん
下水道課長	岩 下 美 穂 さん
総務課総務法制係長	丸 山 直 樹 さん
教育審議員	高 山 智 裕 さん
菊陽町代表監査委員	吉 永 公 紀 さん
	牧 野 俊 彦 さん

副 町 長	小 牧 裕 明 さん
総 務 部 長	板 楠 健 次 さん
健康福祉部長	梅 原 浩 司 さん
都市整備部長	井 芹 渡 さん
財 政 課 長	澤 田 一 臣 さん
介護保険課長	和 田 征 さん
会計管理者兼 会計課長	坂 田 悟 さん
教 育 部 長	矢 野 博 則 さん
学 務 課 長	平 征一郎 さん

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開会 午前10時0分

○議長（福島知雄議員） ただいまから令和6年第3回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福島知雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番矢野厚子議員、7番大久保輝議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定について

○議長（福島知雄議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から9月18日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から9月18日までの15日間と決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（福島知雄議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

先般、議員派遣を行いました研修概要については、配付のとおり報告します。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、配付のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査5月、6月、7月分の結果報告は、配付のとおりです。

次に、今回受理した請願は、配付しました請願文書表のとおり、経済産業建設常任委員会に付託しましたので、報告します。

次に、今回受理した陳情書は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 行政報告

○議長（福島知雄議員） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出があります。これを許します。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 皆様、おはようございます。

議員各位におかれましては、令和6年第3回菊陽町議会定例会をお願いいたしましたところ

ろ、大変御多用の中に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、町の最近の状況について報告をいたします。

まず、さきの台風10号についてでございますが、九州を直撃する進路となり、全国各地に大きな被害をもたらしました。被害を受けられた全ての皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

本町では、町民の皆様に注意を呼びかけ、総合体育館をはじめ3か所の避難所を開設をし、8月29日の午前7時には、町内全域に避難指示を発令をしました。

今回の台風では、本町は大きな被害は受けませんでしたが、今後も台風をはじめ、あらゆる災害に対し万全の準備をまいります。

次に、セミコンテックパーク周辺の道路整備についてであります。

熊本県におきまして事業を進めております県道大津植木線多車線化、合志インターチェンジアクセス道路の整備につきましては、道路詳細設計や立体交差に係る交差点詳細設計などの業務に着手されており、早期の工事着手に向けて、用地交渉についても併せて進められております。

また、菊陽空港線延伸道路につきましては、町施工区間では順次工事に着手しており、今年度においては堀川を横断をする管渠築造工事に着手をしております。

県施工区間におきましても、国道57号から北側の現道拡幅区間の工事を施工中であり、さらにはJR豊肥本線の跨線橋の基礎工事にも着手されておられます。

今後も引き続き県としっかり連携をし、事業推進を図ってまいります。

次に、第3回多文化共生連絡会議の開催についてであります。

国内初めてのTSMCの工場の立地を契機とし、外国の方が増えていることから、町では、関係機関や団体と外国の方の生活環境整備や支援、日本人との交流に関しまして必要な情報共有や意見交換を行うことを目的とし、多文化共生連絡会議を設置をしており、6月25日にその第3回会議を開催をいたしました。会議には、警察、消防本部、水道企業団、社会福祉協議会、郵便局、区長会長、多文化クラブなどに参加いただいております。

今回の第3回会議では、菊陽町在住の外国人数の状況や外国人生活サポート施策の進捗、関係機関の取組などを共有した上で、意見交換を行いました。

次に、菊陽町とチャリチャリ株式会社とのシェアサイクル事業実施に関わる連携協定に関する基本協定の締結についてであります。

8月23日に町防災センターにおきまして、チャリチャリ株式会社の家本代表取締役社長と私で協定書に署名をし、シェアサイクル事業実施に関わる連携協定に関する基本協定を締結をいたしました。この協定に基づき、シェアサイクル事業について町として、その周知や町内の拠点の確保などに協力をしてまいります。

今後、シェアサイクル事業が菊陽町で展開されることにより、町の強みであります鉄道を軸とした各駅からの二次交通も含めて、町民の利便性を高めることにつながり、町内の周遊性の

向上が図られることが期待をされるところであります。

次に、消防操法大会についてであります。

消防団の消防操法大会は、隔年で開催をされており、今年度が操法大会の年でありました。6月30日に光の森防災広場で開催をされました町の大会には17チームが参加をし、鉄砲小路班が見事に優勝をしました。

また、7月28日には、光の森防災広場で菊池郡消防操法大会が開催をされ、町の大会で上位入賞を果たされた5チームが参加をし、鉄砲小路班が見事3位に入賞をされました。

6月中旬より、猛暑の中で訓練をされた消防団員の皆さんには深く敬意を表すものであり、また操法大会を通じて、消防団員の操法技術の向上と消防団活動に対する意識の向上が図られたものだと思っております。

続きまして、令和6年度菊陽町中学生海外派遣事業についてであります。

異文化に対する理解を深め、国際社会で活躍できる人材育成を目的に、オーストラリアのバックスマーシュ・グラマー校との交流を続けており、今年度は7月29日から8月9日までの12日間にわたり、菊陽中学校と武蔵ヶ丘中学校の生徒12名と引率者4名の総勢16名を派遣をいたしました。

生徒たちは、オーストラリアでのホームステイや学校内外での活動など、これまでにない貴重な経験をし、現地で多くのことを学んで無事に帰ってまいりました。

さらには、帰国後の8月21日には、海外派遣事業報告会を開催をし、生徒全員から貴重な体験談を発表していただいたところであります。

また、9月11日から11日間の日程で、今度はオーストラリアのバックスマーシュ・グラマー校の生徒たちが菊陽町を訪れる予定でございます。

次に、台湾宝山郷とのバスケットボール交流事業についてであります。

去る8月2日から8月4日にかけて、友好交流協定を結んでいる台湾宝山郷から、邱郷長をはじめ、児童・生徒28人を含めた総勢73人が来町をし、菊陽町総合体育館で台湾宝山郷と町内の小・中学生がバスケットボールの交流試合を行いました。

宝山郷の学生は、2泊3日で町内のホストファミリー宅にホームステイをし、熊本城や阿蘇への観光のほか、菊陽町の夏祭りにもはっぴを着て参加をし、日本の夏の文化を体験をしていただきました。

また、最終日には、ホストファミリーを交えた台湾宝山郷との昼食会を開催をし、ホストファミリーと泣いて別れを惜しむ姿も見られました。2泊3日の短い期間ではありましたが、台湾の子どもたちとの絆を深めるよい機会となりました。

最後は、菊陽町子ども議会についてであります。

昨年度に引き続き、子どもたちが行政や議会を身近に感じ、自分の住んでいる町に関心を持っていただくことを目的に、8月7日に子ども議会を開催をいたしました。当日は、菊陽中学校と武蔵ヶ丘中学校の生徒14名が参加をし、そのうち8名から、日頃の生活における疑問や町

の将来のことなどについて様々な質問や提案をしていただきました。

将来の菊陽町を支えていく人材の育成と住みよいまちづくりを実現していくためにも、今後
も開催を継続をしまいいります。

以上、最近の主なものについて報告をいたしました。町のスローガンでもある成長し続け
る町として、町民の皆様が誇れる町、いつまでも住み続けたい町を目指し、まちづくりを進め
てまいりますので、議員各位の御理解、御協力を改めましてお願い申し上げまして、行政報告
とさせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長提出認定第1号から諮問第1号までを一括議題

○議長（福島知雄議員） 日程第5、町長提出認定第1号から諮問第1号までの26件について一括  
して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（福島知雄議員） 日程第6、ただいま議題とした議案に対する町長の提案理由の説明
を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、令和6年第3回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理
由を申し上げます。

提案いたします付議事件は26件ございます。内訳は、決算の認定が5件、議案が16件、報告
が3件、同意が1件、諮問が1件であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

認定第1号から認定第5号までは、令和5年度菊陽町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳
入歳出決算4件の認定について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見
をつけて同法第96条第1項第3号の規定により議会の認定を求めるものであります。

議案第50号は、令和5年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであり
ます。

内容は、令和5年度の下水道事業により生じました未処分利益剰余金の処分について議決を
求めるものです。またあわせて、令和5年度菊陽町下水道事業会計決算について、地方公営企
業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて決算の認定を求めるものでありま
す。

議案第51号は、菊陽町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制
定についてであります。

内容は、独り親家庭等への医療費助成に関し、従来の償還払い方式による助成に加え、現物
給付方式による助成を開始するに当たり、条例の一部を改正するものであります。

議案第52号は、菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、菊陽町重度心身障害者医療費助成に関し、従来の償還払い方式による助成に加え、現物給付方式による助成を開始するに当たり、条例の一部を改正するものであります。

議案第53号は、菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、国民健康保険法の一部改正により、健康保険証が令和6年12月2日から廃止されることに伴い、健康保険証の返還に係る規定が削除されることから、条例の一部を改正するものであります。

議案第54号は、菊陽町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定についてであります。

内容は、学校給食費の公会計化に伴い、学校給食法第4条の規定に基づく学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し、必要な事項を定める条例を新たに制定するものでございます。

議案第55号は、菊陽町学校給食運営協議会設置条例の制定についてであります。

内容は、学校給食費の公会計化に伴い、学校給食の運営や学校給食費に関することなどについて、適正かつ円滑に行うための諮問機関として、菊陽町学校給食運営協議会を設置するに当たり、必要な事項を定める条例を新たに制定するものでございます。

議案第56号は、令和6年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に6億9,226万3,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を216億5,577万5,000円と定めるものであります。

議案第57号は、令和6年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に14万6,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を35万4,000円と定めるものであります。

議案第58号は、令和6年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に2,461万4,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を33億7,705万5,000円と定めるものであります。

議案第59号は、令和6年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に8,855万3,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を31億3,125万円と定めるものであります。

議案第60号は、菊陽町老人福祉センター内部改修工事（建築）の工事請負契約の締結についてであります。

内容は、菊陽町公共施設等総合管理計画に基づき、菊陽町老人福祉センター内部の大規模改修工事を実施するものでございます。

議案第61号は、菊陽町老人福祉センター内部改修工事（機械設備）の工事請負契約の締結についてであります。

内容は、議案第60号の菊陽町老人福祉センター内部改修工事（建築）に係るもので、本工事は機械設備工事でございます。

議案第62号は、菊陽町営中代団地改修工事（1工区）の工事請負契約の締結についてであります。

内容は、菊陽町町営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した町営中代団地の改修工事を行うものであります。

議案第63号は、菊陽第二地区7号街区公園整備工事の工事請負契約の締結についてであります。

内容は、町が施工した菊陽第二土地区画整理事業の区域内の公園予定地について、順次整備を進めており、本年度は7号街区公園について整備を行うものであります。

議案第64号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が帰属を受けました開発道路5路線を新たに町道として認定するもので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第65号は、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてであります。

内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により健康保険証が廃止され、マイナンバーカードが健康保険証として利用されることに伴い、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するものであります。

なお、この議案につきましては、同広域連合を構成する市町村において同文での議会の議決を求めるものでございます。

報告第10号は、令和5年度菊陽町一般会計予算継続費精算報告についてであります。

内容は、継続費を設定をしておりました菊陽杉並木公園拡張整備事業が令和5年度で終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費の精算報告をするものであります。

報告第11号は、令和5年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定をした令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第12号は、有限会社さんふれあの経営状況についてであります。

町が出資をしている法人であります有限会社さんふれあの令和5年度決算の内容を地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をするものであります。

同意第12号は、菊陽町教育委員会委員の任命についてであります。

現教育委員会の委員の坂田和明様の任期が、来る9月30日をもって満了となります。つきましては、新たに眞弓恵理子様を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

令和6年3月31までの任期でありました別府逸郎様の後任候補者として熊野光義様を推薦するものでございます。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（福島知雄議員） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第7 決算審査報告

○議長（福島知雄議員） 日程第7、認定第1号から認定第5号及び議案第50号の6件を一括議題とします。

決算審査に先立ちまして、監査委員の審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員牧野俊彦さん。

○菊陽町代表監査委員（牧野俊彦さん） おはようございます。

今年度4月から代表監査委員を務めております牧野と申します。よろしくお願いいたします。

今回、町長から審査に付されました令和5年度一般会計決算、それから下水道の公営企業会計、それから併せて健全化判断比率等につきまして、審査結果を御報告いたします。佐々木監査委員と私とで審査を行いましたので、その結果について御説明いたします。

資料は、紙の資料をお配りしてあると思いますが、監査委員から町長宛ての公文書の写しがついたもの3部がございます。ございますでしょうか。

右上に文書番号を、8月22日付の58号、59号、60号としております。3つ御覧ください。

最初に、文書番号第58号の資料を御覧いただければと思います。

一般会計と、それから下水道を除きます特別会計についての決算状況についての審査結果でございます。

意見書の1ページを御覧ください。

第1の審査の概要から記載しておりますが、審査の概要につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、2ページを御覧ください。

第2の審査の方法及び審査結果ですけれども、審査の方法につきましては、通常用いられる審査方法等によりまして関係書類を審査をいたしました。

2の審査結果につきましては、審査に付されました決算関係書類、いずれも適正に作成され

ていると認められます。また、予算執行につきましても適正に処理されているというふうに認められます。

審査結果の結論は以上なんですけれども、若干令和5年度決算状況につきまして、かいつまんで御説明申し上げます。

そのページの第3、決算の概要としておりますが、真ん中付近の表の1を御覧ください。

各年度別決算の推移としております。

歳入歳出の規模は、ここ二、三年、200億円規模で推移をしております。

この表では、一番下の実質収支額のところを御覧いただきますと、令和4年度は7億円から令和5年度は3億円と減少しております。

この実質収支額は、歳入歳出の差額でございますが、余剰財源としての財政調整の役割を持っておりますので、別途財政調整基金との兼ね合いがございます。後ほど基金の項目で出てまいりますけれども、4年度と5年度、財政調整基金が増加しております。それで、この実質収支額との合計額を出してみますと、両年度でほとんど大きな変化はございません。したがって、この実質収支額が変化しておりますけれども、財政運営上は、まだ課題とはならないというふうに考えております。むしろこの辺につきましては、財政調整のための資金をどの程度全体で維持すべきかと、そういったことにつきまして課題がございますので、今後、次年度以降の予算編成時等に十分御議論いただくことが必要かと思っております。

3ページを御覧ください。

表の2で、一般会計の歳入の状況ですけれども、全体像となっておりますが、一番右側に構成比が上がっております。

本町の特徴といたしましては、一番上の町税、この構成比が県内の他の市町村よりも大きい。また、中段、13番目の地方交付税、この辺が県内平均よりも低くなっていると、そのような構造でございます。この辺は、御案内のとおりかと思います。

次に、5ページを御覧ください。

表5に町税の状況ということで、令和元年からの推移が上がっております。

町民税と固定資産税のところを見ていただきますと、町民税のほうは、このところ少し増加傾向にございますが、固定資産税のほうは、そんなに変化はまだございません。

これにつきましては、近年の企業立地の効果等が注目されているところでございますが、今後の見通しとしては、令和7年度以降には効果が発現するのではないかと考えているところでございます。

飛んで、8ページを御覧ください。

表8が一般会計歳出の全体像でございますが、一番右側の歳出の構成比を見ていますと、3番の民生費が大きくなっております。この辺は、他の団体等の傾向も同じようなもので、特筆すべきことはないと思っております。

飛んで、12ページを御覧ください。



ここからは特別会計を上げております。

まず、1)の国民健康保険特別会計でございますが、そのページの表の10に歳入歳出の規模の推移を上げております。令和5年度は大体33億円規模となっております。

次の表の11を御覧ください。

国民健康保険税の収納状況を上げております。

一番下の収入率を見ていただきますと、70%強ということでございます。これは、現年課税分と滞納繰越分を含んでおります関係で70%強ということで推移をしております。

飛びまして、15ページを御覧ください。

2)が後期高齢者医療特別会計でございます。

後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出規模は5億円強で推移しております。

表の17に保険料の収納状況を上げております。

一番下の収入率を見ていただきますと、100%近い収入率となっております。これは、国保の場合と異なりまして、保険料の徴収方法が原則として特別徴収、つまり年金天引きとなっていることがプラス要因ではないかというふうに考えているところでございます。

また、飛びまして、17ページを御覧ください。

3)の介護保険特別会計の決算状況ですが、介護保険特別会計は29億円規模で歳入歳出がございます。

中段の表の22ですが、同じく介護保険料の収納状況が上がっております。ここも一番下の収入率を見ていただきますと、100%近い収入で推移しておりますが、これも後期高齢者医療保険料と同じく、徴収方法がプラス要因ではないかと考えているところでございます。

続いて、19ページを御覧ください。

4)の土地取得特別会計ですけれども、ここは令和5年度中、この特会を利用した土地取得がございませんでしたので、会計内の大きな動きはございません。

20ページを御覧ください。

財産に関する調書ということで、表の30と31に令和5年度中の各財産の増減等の状況が書かれております。上のほうのコメント欄ですけれども、4段落目、いずれにおいてもというところがございますが、この財産調書の審査の結果、財産台帳はおおむね適正に整備されているというふうに認められますが、今後の課題といたしまして、特に取得が古い財産については、さらに台帳等の整備に努めていただきたいということを付言しております。

続いて、21ページを御覧ください。

ここから基金の状況でございますが、さらに22ページの一覧表を御覧ください。

この表では、一番右側の欄が令和5年度末の基金のそれぞれの保有状況となっております。

ここでは、一番上の財政調整基金ですけれども、令和5年度末で決算後25億8,000万円になってございます。本町の標準財政規模というのが後で出てまいります、97億8,000万円が標準財政規模となっておりますので、財政調整基金と比べますと、財調整基金は標準財政規模の

26%強になっております。

一般論ですけれども、財政調整基金の規模は、財政の弾力性の確保の観点から、標準財政規模の10%相当額以上を確保すべきというふうにされておりますが、これが26%になっております。ただ、上限をどの程度にするかについては、さきに実質収支額のところで申し上げましたように、今後予算編成の過程等で十分御議論いただく必要があるかというふうに思っております。

23ページを御覧ください。

第6として、財政構造と財政指標がございます。

表の33に自主財源と依存財源についての表がございます。

この2つの表、右端のほうを見ていただきますと、本町の特徴といたしましては、自主財源の比率が県内や全国平均よりも比較して高くなっておりまして、また特に令和5年度は、自主財源が依存財源を上回っている状況ということでございます。ただ、この数値につきましては、自主財源が増えた場合だけではなくて、依存財源が減った場合も動く数値でございますので、本町は、当面は結果論として捉えていただければいいのではないかと考えております。

なお、依存財源に関しましては、現在の地方財政制度上、いろいろ地方財源制度を用意されてございます。国県支出金の財源制度につきましては、適切に確保しながら財政運営を図ることが必要と考えております。

飛びまして、25ページをお願いいたします。

表の36に主な財政指標の年度別推移というところがございます。

ここでは、左から2つ目の経常収支比率のところを御覧いただきたいと思います。

ここ数年間、経常収支比率は90%前後で推移をしております。

御承知のように、経常収支比率につきましては、従来は70%台が望ましいというふうにされておりますが、最近の県内それから全国の市町村の状況を見てみますと、平均で90%前後になっております。これは、地方自治体の役割とか業務の変化が一つの要因ではないかと考えられます。と申しましても、この経常収支比率が上がるということは、財政の硬直化、財政運営が窮屈になるということは否定できないところでございますので、今後税收の動向等を踏まえまして、注視していただくことが必要かと考えております。

26ページを御覧ください。

最後に、審査の意見ですが、(1)で、これは先ほどの審査結果を繰り返しという形にしております。(2)で、審査に伴う意見といたしまして、全庁的な課題と思われる事項について意見を述べております。

白丸以下ですけれども、業務委託契約の締結に当たっての設計価格の積算方法について項目立てしております。業務委託の際の設計価格の積算につきましては、現在でも契約事務に関するマニュアルに基づきまして、おおむね適正に処理されているところですが、具体的な事例において運用上の課題等が見られますことから、積算に関する客観性や信頼性を高めるため

に、なお一層の創意工夫をお願いしたいと、そういう趣旨の意見を述べております。

一般会計については以上でございます。

続きまして、下水道関係について御説明いたします。

右上の文書番号は1つ飛ぶんですけど、60号の文書番号の資料を。ございますでしょうか。

令和5年度菊陽町下水道事業会計決算審査意見書でございます。

意見書の1ページをお開きください。ございますでしょうか。

意見書の1ページ、第1の審査概要、ここは記載のとおりでございます。

第2の審査方法及び審査結果ですけれども、審査方法は、一般会計と同じく、通常用いられる審査の方法で審査をいたしました。下水道につきましては、地方公営企業会計基準に基づいて財務諸表、その他の関連を審査いたしました。

2の審査結果及び審査意見ですけれども、審査の結果といたしましては、審査に付されました財務諸表、その他関係書類、おおむね適正に作成されていると認められます。

以上が審査結果の結論なんですけれども、下水道事業の概要、それから決算状況につきまして、かいつまんで御説明いたします。

2ページを御覧ください。

下水道事業の概要としておりますけれども、ページの中段に表1と表2というのがございます。表1が公共下水道事業、表2が農業集落排水事業ですけれども、公共下水道事業、一番上の汚水処理人口普及率99.7%でございます。それから、表2の農業集落排水事業は、普及率100%となっております。

次に、決算状況ですけれども、ページを飛びまして、6ページを御覧ください。

表11に令和5年度の損益計算書を掲げております。

これは、公共下水道事業分と農業集落排水事業分を合わせたものでございます。

上のほうから御覧いただきますと、①の営業収益のところでございますが、下水道使用料から他会計負担金、合わせまして9億9,600万円、その下の営業費用11億8,900万円で、営業収益よりも営業費用が上回っております、真ん中付近の営業利益は△1億9,000万円になってございます。

これは、営業費用のところに減価償却費が6億9,900万円と大きな減価償却を上げることになっておりますので、その関係で営業利益のレベルでは△と。その下の営業外収益を見ていただきますと、営業外収益の中の長期前受金戻入というのが3億8,000万円ございますが、これを計上することによりまして、下のほう、経常利益のレベルは1億100万円のプラスというふうになってございます。その結果、下から4段目、当年度純利益も1億700万円余ということで、プラスの結果となっております。

続いては、8ページを御覧ください。

見開きの8、9ページ、表14なんですけれども、これは貸借対照表を上げております。

下水道事業の貸借対照表を見ていただきますと、8ページ中段の固定資産合計、これが

248億円ということで、設備投資型の事業ということになってございます。

固定資産のこの248億円というのは、設備投資の現時点での投資額を示しておりますが、右側のほうの9ページの負債のほうを見ていただきますと、上から固定負債、企業債が73億円、それから中段に繰延収益というのがございます。これは、補助金をここに計上するということなんです、126億円。こういった形で財源を調達しておりますということが、この貸借対照表で分かるようになってございます。

なお、下から3行目に当年度未処分利益剰余金というのがございますが、これは先ほどの損益計算書の結論のところで出てまいりました当年度未処分利益剰余金等でございますが、これにつきましては、処分案といたしましては減債積立金に積み立てるという旨の処分案が今議会に上程されております。

最後、11ページのところを御覧ください。

審査の意見ということで上げておりますが、表の16と表の17の経営指標のところを見ていただきますと、ちょっと分かりにくい表ではありますが、括弧の中と外の数字がございまして、括弧の中が農業集落排水、括弧の外が公共下水道ということになっております。

表16の一番上の一般家庭使用料、これは両方とも2,020円で、使用料は、農業集落と下水道が同額と。ただし、1つ飛んで、汚水処理の原価のところを見ていただきますと、農業集落は145.5円、下水道は95.8円と、下水道のほうが原価は安いと。

それから、表17の上のほうの使用料回収率、ここは事業コストをどの程度使用料で回収しているかということなんですけれども、下水道のほうは113.7%で、100%を超えて使用料が設定されているということでございます。

この辺を含めまして、上のほう、コメントの欄のなお書きのところから若干の意見を述べておりますが、公共下水道と農業集落排水、両事業につきましては、このように経営コスト、事業コストですね、この辺に若干違いはございますので、この辺については両事業を併せまして、効率的な経営方策ということについて、さらに検討をお願いしたいということを述べているところでございます。

下水道事業は以上でございます。

最後に、報告第11号の関連で、併せて監査委員の意見、審査結果を申し上げます。

報告第11号の健全化判断比率及び資金不足比率の検証、これはデータだそうなんですけれども、ございますでしょうか。

意見書の1ページを御覧ください。データの中で1ページを御覧ください。

第1から審査の概要と記載しておりますが、審査の概要は記載のとおりです。

第2の審査方法及び審査結果ですけれども、審査につきましては、他の審査と同様、通常用いられる審査の方法によりまして、提出された関係書類を審査をしております。

ページ中段、審査結果ですけれども、4種類ございまして、表の1が健全化判断比率、それから次のページの表の2が下水道事業に関わります資金不足比率でございまして。いずれも該当

なし、または基準を下回っていると認められます。

3 ページのこの健全化比率についての意見でございますが、なお書きで、これは昨年も同様の意見を述べているところでございますけれども、この健全化判断比率及び資金不足比率というのは、財政状況が相当悪くならないと、これに該当するようなことがないような制度でございます。ですので、今のところ、この健全化比率に該当するようなことは本町ではございませんけれども、この基準を下回るかどうかといったことだけではなくて、算定の基礎となる要素の動向あたりに注視をしていただいて、長期安定的な財政運営に取り組んでいただきたいというようなことを意見として述べております。

少し長くなりましたが、以上で3種類の決算審査結果等の御説明を終わります。失礼いたします。

○議長（福島知雄議員） 代表監査委員の決算審査の報告を終わります。

代表監査委員には、決算審査の結果説明、お疲れさまでございました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時48分

再開 午前10時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和5年度決算認定の件について、各部課長に説明を求めますが、決算については、この後各委員会に付託を予定しております。質疑については、総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 認定第1号 令和5年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（福島知雄議員） 日程第8、認定第1号令和5年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） おはようございます。

認定第1号令和5年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

本件につきましては、代表監査委員から決算審査報告がなされ、各委員会に付託される予定ですので、詳細につきましては各委員会において各担当課から説明させていただきます。

関係書類は、歳入歳出決算書、主要な施策の成果ほか、財産に関する調書及び基金運用状況調書、それから本日代表監査委員から報告がありました決算審査意見書、さらに添付資料として歳入歳出決算参考資料の5種類になります。

財政課からは、歳入歳出決算参考資料を用いまして、歳入歳出の款項の区分の主なものについて、収入済額または支出済額の前年度との比較を中心に御説明申し上げ、その後で歳入歳出

決算書によりポイントとなる項目を御説明いたします。

それでは、歳入歳出決算参考資料の１、２ページをお開きください。

まず、歳入ですが、予算現額及び調定額については省略させていただき、令和５年度の収入済額について、前年度との比較と併せて説明させていただきます。

款の１町税は、収入済額が77億9,893万1,264円で、前年度との比較は１億876万9,389円、1.4%の増となりました。これは、項の１町民税が個人町民税の増などにより5,982万9,819円増加したことなどによるものです。また、町税の歳入合計に占める構成比は37%で、一番高い比率になります。

款の13地方交付税は６億1,059万2,000円で、5,441万7,000円、9.8%の増となりました。これは、普通交付税が国の補正予算で追加交付されたことなどにより4,004万8,000円増加したことによるものです。

款の15分担金及び負担金は２億6,157万4,254円で、8,156万8,828円、45.3%の増となりました。これは、道路橋梁整備に対する負担金の増などによるものです。

款の17国庫支出金は45億9,090万1,421円で、５億9,316万8,240円、11.4%の減となりました。これは、項の２国庫補助金が菊陽杉並木公園拡張整備事業などの社会資本整備総合交付金などの減により６億3,814万8,330円減少したことなどによるものです。

款の18県支出金は17億7,753万4,951円で、9,861万3,777円、5.9%の増となりました。これは、項の１県負担金が障害者や保育所に対する県負担金の増により5,688万4,080円増額、項の２県補助金が物価高騰対策補助金や平成28年熊本地震復興基金交付金などの増により4,293万4,885円増加したことなどによるものです。

款の19財産収入は４億6,634万7,216円で、３億9,608万4,974円、563.7%の増となりました。これは、項の２財産売却収入が第二土地区画整理地内の土地売却収入の増などにより４億979万2,375円増加したことなどによるものです。

次の３、４ページをお開きください。

款の21繰入金は４億2,677万4,580円で、１億8,988万7,425円、30.8%の減となりました。これは、項の２基金繰入金が財政調整基金の繰入金などの減により１億6,187万8,000円減少したことなどによるものです。

款の23諸収入は１億1,418万9,951円で、２億3,217万2,634円、67.0%の減となりました。これは、項の５雑入が令和４年度に実施したプレミアム付振興券の販売収入の減などにより２億4,469万3,092円減少したことなどによるものです。

款の24町債は19億4,600万円で、２億7,940万円、12.6%の減となりました。これは、項の１総務債が菊陽町役場車庫・倉庫整備事業の減などにより２億150万円の減、項の２民生債が放課後児童クラブ整備事業の減などにより１億8,290万円の減、項の９教育債が菊陽北小学校や菊陽南小学校の整備事業の増などにより１億4,150万円増加したことなどによるものです。

以上、歳入合計は、令和４年度からの繰越分を含めて210億8,386万2,664円となり、前年度

から4億9,566万2,264円、2.3%の減となりました。

続いて、5、6ページをお開きください。

次は、歳出になります。

款の2総務費は23億1,022万5,162円で、5億5,009万9,090円、19.2%の減となりました。これは、項の1総務管理費が菊陽町役場車庫・倉庫建設費や総合スポーツ施設整備基金積立金の減などにより5億2,695万1,964円減少、項の2徴税費が町税還付金の減などにより5,974万669円減少したことなどによるものです。

款の3民生費は74億2,705万6,925円で、1億2,892万8,625円、1.8%の増となりました。これは、項の1社会福祉費が物価高騰対策事業の増などにより3億6,581万5,627円増加、項の2児童福祉費が放課後児童クラブ施設整備事業の減などにより2億3,688万7,002円減少したことなどによるものです。

款の4衛生費は14億4,203万8,239円で、4,450万5,749円、3.0%の減となりました。これは、項の1保健衛生費が新型コロナワクチン接種体制確保事業の減などにより1億265万8,817円の減、項の2清掃費が菊池広域連合負担金（廃棄物処理費）の増などにより5,815万3,068円増加したことなどによるものです。

款の7商工費は2億5,450万2,764円で、3億4,495万8,584円、57.5%の減となりました。これは、新型コロナ対策事業の減などによるものです。

款の8土木費は38億5,943万2,232円で、7,676万4,500円、2.0%の増となりました。これは、項の2道路橋梁費が菊陽空港線延伸計画道路事業の増などにより12億7,837万6,615円の増、項の3都市計画費が菊陽杉並木公園拡張整備事業の減などにより11億8,508万9,065円減少したことなどによるものです。

款の10教育費は24億3,849万9,563円で、6億4,116万7,641円、35.7%の増となりました。これは、項の2小学校費が菊陽北小学校建設費や武蔵ヶ丘北小学校建設費の増などにより3億1,758万7,549円の増、項の6保健体育費が総合体育館の新設に伴う備品購入の増などにより2億9,825万3,273円増加したことなどによるものです。

款の12公債費は14億8,227万2,670円で、8,995万6,272円、5.7%の減となりました。公債費の内訳は、元金が13億8,411万9,343円、利子が9,815万3,327円になります。

なお、令和5年度末の地方債現在高は、一般会計で179億7,843万円となり、前年度末から5億6,188万円増加しました。

以上、歳出合計は令和4年度からの繰越分も含め203億5,986万1,553円で、前年度から2億436万8,170円、1.0%の減となりました。

以上で参考資料による説明を終わりにして、次に歳入歳出決算書の中でポイントとなります項目を説明いたします。

歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、

2の歳入歳出決算事項別明細書の歳入の部を11ページから、歳出の部を65ページから、最後に3の実質収支に関する調書を291ページに掲載しております。

それでは、1、2ページをお開きください。

まず、歳入歳出決算書の歳入ですが、収入済額は先ほど説明しましたとおりでございます。

次に、不納欠損額ですが、款の1の町税にあります。

また、収入未済額は、1、2ページの款の1町税、3、4ページの款の15分担金及び負担金、款の16使用料及び手数料、款の23諸収入にあります。

右端の予算現額と収入済額との比較の項目を御覧ください。

数値がマイナス表示となっているものは、主に令和6年度への繰越明許費に係る財源の未収入額などになります。

5、6ページをお開きください。

次は、歳出になります。

支出済額等は先ほど説明しましたとおりですので省略させていただきますが、6ページ中央の列の翌年度繰越額は繰越明許費等でありまして、6月議会において繰越明許費に係る繰越計算書等で報告させていただいた内容になります。

10ページをお開きください。

ここからは、歳入歳出決算事項別明細書になります。

決算の概要は、先ほど歳入歳出決算参考資料で説明いたしましたので省略させていただきます。

少し飛びますが、最後のほうの289、290ページをお開きください。

款の14予備費については、支出済額はありますが、289ページの右から2番目の列の予備費支出及び流用増減に記載のとおり、2,479万6,000円を充用しました。内訳は、290ページの備考欄に記載のとおり各科目に充用しています。

最後に、291ページをお開きください。

このページは実質収支に関する調書で、単位は1,000円となります。

1の歳入総額210億8,386万3,000円に対し2の歳出総額が203億5,986万2,000円ですので、3の歳入歳出差引き額は7億2,400万1,000円となります。4の翌年度へ繰り越すべき財源として、計で4億1,652万1,000円が必要ですので、5の実質収支額は3億748万円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これで認定第1号についての質疑を終わります。


~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 9 認定第 2 号 令和 5 年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（福島知雄議員） 日程第 9、認定第 2 号令和 5 年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） 認定第 2 号令和 5 年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

1 枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけていますが、この特別会計は用地の先行取得事業などに係る歳入歳出を経理するものとなっております。また、1 枚めくっていただきますと、令和 5 年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算書をつけております。

主な決算の内容は、歳入歳出決算事項別明細書で説明いたします。

7、8 ページをお開きください。

まずは、歳入になりますが、主なもので、款の 3 繰越金、項の 1 繰越金、目の 1 繰越金は、収入済額が 38 万 9,157 円で、前年度からの繰越金になります。

以上、歳入合計は、収入済額が 39 万 1,480 円となります。

次の 9、10 ページをお開きください。

次は、歳出になります。

款の 2 諸支出金、項の 1 財産取得費、目の 3 土地・建物管理費は、菊陽町防災広場東側の土地に係る光熱水費で 3 万 7,727 円支出しました。

以上、歳出合計は、支出済額が 4 万 50 円となりました。

11 ページをお開きください。

このページは実質収支に関する調書で、単位は 1,000 円となります。

1 の歳入総額 39 万 1,000 円に対し 2 の歳出総額が 4 万円ですので、3 の歳入歳出差引き額は 35 万 1,000 円となります。4 の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、5 の実質収支額は 35 万 1,000 円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これで認定第 2 号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 10 認定第 3 号 令和 5 年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

て

○議長（福島知雄議員） 日程第10、認定第3号令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（岩下美穂さん） 認定第3号令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけています。また、2枚めくっていただきますと、令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書になります。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから4ページ、2の歳入歳出決算事項別明細書を7ページから30ページ、3の実質収支に関する調書を31ページに掲載しています。

国民健康保険特別会計の決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託される予定ですので、1の歳入歳出決算書で款項の主なものについて御説明させていただきます。

それでは、決算書の1ページ、2ページをお開きください。

まず、歳入になりますが、予算現額及び調定額については省略させていただき、収入済額を中心に主なものについて御説明いたします。

款の1国民健康保険税は6億7,416万411円で、前年度より1,628万935円の減となりました。不納欠損額は2,601万6,783円、収入未済額は2億2,901万5,870円になります。

なお、国民健康保険税の現年課税分の収納率は93.9%になります。

款の6県支出金、項の1県補助金は23億4,850万1,331円で、保険給付費等交付金になります。

款の10繰入金は、一般会計から法定分の繰入金として2億4,725万9,912円を繰り入れました。

なお、令和5年度は法定外の国保財政調整繰入金はございません。

款の11繰越金は7,250万658円で、令和4年度からの繰越金になります。

以上、歳入合計は、収入済額が33億6,013万2,447円となり、不納欠損額2,709万1,804円、収入未済額2億3,020万8,754円となりました。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。

次は、歳出になります。

予算現額については省略させていただき、支出済額について主なものを御説明いたします。

款の2保険給付費、項の1療養諸費は19億7,293万6,232円で、療養給付費と療養費になります。

項の2高額療養費は3億57万1,511円で、1か月の医療費が高額となり、自己負担限度額を超えた額について高額療養費として給付したものであります。

項の4出産育児諸費は1,082万6,340円で、国保の被保険者が出産したときに給付する出産育

児一時金になります。

款の3 国民健康保険事業費納付金は9億736万4,841円で、医療給付費分と後期高齢者支援金等分、介護納付金分で、熊本県に納付するものであります。

款の6 保健事業費、項の1 保健事業費は2,216万4,318円で、人間ドック補助金など被保険者の健康保持増進のための費用であります。

項の2 特定健康診査等事業費は1,981万8,894円で、生活習慣病に関する特定健康診査及び特定保健指導の費用であります。

款の9 諸支出金、項の3 繰出金は534万2,000円で、健康づくり事業であるきくよう健康倶楽部事業の事業費の一部として一般会計に繰り出したものであります。

以上、歳出合計は、支出済額が32億6,715万7,258円となりました。

最後に、31ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

1の歳入総額が33億6,013万2,000円に対し2の歳出総額が32億6,715万7,000円ですので、3の歳入歳出差引き額は9,297万5,000円となります。また、4の翌年度への繰り越すべき財源はありませんので、5の実質収支額も9,297万5,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これで認定第3号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 認定第4号 令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（福島知雄議員） 日程第11、認定第4号令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（岩下美穂さん） 認定第4号令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけております。また、1枚めくっていただきますと、令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書になります。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから4ページ、2の歳入歳出決算事項別明細書を7ページから14ページ、3の実質収支に関する調書

を15ページに掲載しています。

後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託される予定ですので、1の歳入歳出決算書で款項の主なものについて御説明させていただきます。

それでは、決算書の1ページ、2ページをお開きください。

まず、歳入になりますが、予算現額、調定額については省略させていただき、収入済額を中心に主なものについて御説明いたします。

款の1 後期高齢者医療保険料は4億563万6,680円で、前年度より2,527万8,000円の増となりました。不納欠損額は41万7,040円、収入未済額は60万9,120円になります。

なお、後期高齢者医療保険料の現年度分の収納率は99.9%になります。

款の4 繰入金は、一般会計からの繰入金1億1,768万1,979円で、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金になります。

款の5 繰越金は1,763万9,120円で、令和4年度からの繰越金になります。

款の6 諸収入は969万1,340円で、熊本県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金や健診受託事業収入などになります。

以上、歳入合計は、収入済額5億5,067万5,039円となり、不納欠損額41万7,040円、収入未済額60万9,120円となりました。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。

次は、歳出になります。

予算現額については省略させていただき、支出済額について主なものを御説明いたします。

款の2 後期高齢者医療広域連合納付金は5億1,512万5,600円で、前年度より3,722万円の増となりました。

款の3 保健事業費は1,204万9,476円で、町の健診費用負担金や人間ドック補助金などになります。

以上、歳出合計は、支出済額が5億3,330万8,979円となりました。

最後に、15ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

1の歳入総額が5億5,067万5,000円に対し2の歳出総額が5億3,330万9,000円ですので、3の歳入歳出差引き額は1,736万6,000円となります。また、4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、5の実質収支額も1,736万6,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これで認定第4号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 認定第5号 令和5年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（福島知雄議員） 日程第12、認定第5号令和5年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（和田 征さん） 認定第5号令和5年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけております。さらに3枚めくっていただきますと、令和5年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算書がございます。

歳入歳出決算書の表紙をめくっていただき、目次を御覧ください。

1の歳入歳出決算書は1ページから4ページ、2の歳入歳出決算事項別明細書は7ページから38ページ、3の実質収支に関する調書は39ページに掲載しています。

介護保険特別会計の決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託される予定ですので、1の歳入歳出決算書で款項の主なものについて御説明させていただきます。

それでは、1ページと2ページをお開きください。

まず、歳入になりますが、予算現額及び調定額については省略させていただき、収入済額を中心に主なものについて御説明いたします。

款の1保険料、項の1介護保険料6億3,190万8,890円は、65歳以上の第1号被保険者からの保険料収入で、不納欠損額は94万6,312円、収入未済額は1,148万2,311円、収入済額の前年度との比較では1,433万211円の増、収納率は98.1%となっています。

次に、款の4国庫支出金、項の1国庫負担金4億9,290万8,899円は、保険給付費に対する負担金になります。

また、項の2国庫補助金1億1,447万7,385円は、主に保険給付費に対する国の調整交付金と地域支援事業に対する補助金になります。

款の5支払基金交付金、項の1支払基金交付金7億4,221万1,163円は、40歳から64歳までの第2号被保険者からの保険料収入で、医療保険料に上乗せで徴収し、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

款の6県支出金、項の1県負担金3億7,309万4,838円は、保険給付費に対する負担金になります。

また、項の2県補助金2,144万3,117円は、地域支援事業に対する補助金になります。

款の9繰入金、項の1の一般会計繰入金4億2,457万9,663円は、主に総務費と保険給付費に対する一般会計からの繰入金になります。

また、項の2基金繰入金6,000万円は、保険給付費に対する基金からの繰入金になります。

款の10繰越金8,665万289円は、令和4年度からの繰越金になります。

以上、歳入合計は、収入済額が29億6,040万1,748円となります。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。

次は、歳出になります。

予算現額については省略させていただき、支出済額について主なものを御説明いたします。

款の2 保険給付費、項の1 介護サービス等諸費25億9,546万6,613円は、介護サービスに係る費用になります。

また、項の3 高額介護サービス等費6,727万3,281円は、要介護者などが1か月に支払った利用者負担額が一定の上限額を超えたとき、超過分を払い戻す高額介護サービス費などの費用です。

款の4 地域支援事業費、項の1 介護予防・生活支援サービス事業費5,575万2,629円は、主に要支援者などを対象に通所介護事業所が機能訓練などを行う通所サービスの費用になります。

また、項の3 包括的支援事業・任意事業費4,603万3,185円は、主に調理が困難な高齢者を対象に委託事業者がお弁当の提供や安否確認を行う配食見守りネットワーク事業の費用です。

以上、歳出合計は28億8,133万2,516円になります。

最後に、39ページをお開きください。

実質収支に関する調書になります。

1の歳入総額29億6,040万2,000円に対し2の歳出総額が28億8,133万3,000円ですので、3の歳入歳出差引き額は7,906万9,000円となります。また、4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、5の実質収支額も同額となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これで認定第5号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第50号 令和5年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（福島知雄議員） 日程第13、議案第50号令和5年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹さん） こんにちは。

議案第50号令和5年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたします。

本日は、公共下水道事業と農業集落排水事業を合わせた連結により御説明いたします。

それでは、決算書の 5 ページを御覧ください。

下水道事業決算報告書（連結）でございます。

まず、下水道の維持管理の部門になります収益的収入及び支出でございますが、収入におきまして下水道事業収益の決算額は14億9,703万6,696円で、内訳は以下のとおりでございます。

次に、支出で、下水道事業費用の決算額は13億4,387万2,572円で、内訳は以下のとおりでございます。

続きまして、6 ページを御覧ください。

下水道の建設改良部門になります資本的収入及び支出でございますが、収入におきまして資本的収入の決算額は11億3,428万1,906円で、内訳は以下のとおりでございます。

次に、支出で、資本的支出の決算額は15億6,061万3,665円、翌年度繰越額は1億6,665万4,679円でございます。

なお、この表の下段に記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する4億2,633万1,759円につきましては、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などにより補填しております。

続きまして、7 ページの損益計算書（連結）を御覧ください。

ここで、下水道事業の経営成績を説明いたします。

まず、1 の営業収益は、下水道使用料や他会計負担金等で9億9,665万8,345円を計上しております。

次の2 の営業費用は、管渠、ポンプ場等の維持管理費や減価償却費等で11億8,935万5,724円を計上しており、営業費用から営業収益を引いた営業損失は1億9,269万7,379円となります。この営業損失につきましては、施設の減価償却費を営業費用に計上しているからであります。

次に、3 の営業外収益は、他会計補助金や長期前受金戻入などによりまして4億418万762円の収益がございました。

4 の営業外費用は、企業債の支払い利息等で1億1,045万9,335円を計上しております。営業外収益と営業外費用の差額は2億9,372万1,427円となり、営業利益と合わせた経常利益は1億102万4,048円となります。

また、特別利益で632万6,364円の利益があり、特別損失が4,836円ありましたので、経常利益と合わせた当年度純利益は1億734万5,576円となります。この当年度純利益は、当年度未処分利益剰余金となります。

続きまして、8 ページの剰余金計算書（連結）を御覧ください。

この表は、資本金及び剰余金について年間の増減を表しており、次の9 ページの令和5年度下水道事業剰余金処分計算書（連結）で利益処分の根拠となるものです。

令和5年度末の資本合計額は、この表の一番右下に記載のとおり48億5,362万242円となります。

それでは、次の9ページの下水道事業剰余金処分計算書（連結）について御説明いたします。

この計算書において、未処分利益剰余金の当年度末残高1億734万5,576円は、菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例第2条による処分として減債積立金に積み立て、令和5年度の未処分利益剰余金の残高を0円とするものです。

続きまして、10ページ、11ページの貸借対照表（連結）について御説明いたします。

貸借対照表は、継続的な下水道事業の財政状況を把握するためのもので、令和5年度末時点を経営するものです。

左側に借方として資産の部が資金の使い道で表示され、右側に貸方で負債の部と資本の部で資金の出どこを示しています。したがって、左側の資産合計と右側の負債資本合計は一致することになります。

10ページの資産の部の内訳は、1の固定資産で、下水道管渠やポンプ場等の設備投資に関するもので、合計の248億7,474万6,963円となります。

2の流動資産につきましては、現金預金や未収金などで合計の6億4,211万4,351円となっており、借方の資産合計は一番下の二重線の255億1,686万1,314円となります。

続いて、11ページの負債の部の内訳でございますが、3の固定負債は令和6年度以降に償還予定の企業債で、73億9,668万4,609円であります。

4の流動負債は、1年以内に償還を行う企業債や工事請負費等の未払金などで、合計は6億3,186万8,560円となります。

5の繰延収益は、国庫補助金などで、償却資産の財源である長期前受金につきまして、営業外収益として収益化された累計額を引いて126億3,468万7,903円となります。

以上、負債合計は206億6,324万1,072円となります。

次に、資本の部の内訳でございますが、6の資本金の自己資本金は、合わせて35億3,973万1,954円であります。

7の剰余金は、国庫補助金等の資本剰余とその下の減債積立金等の利益剰余金を合わせ13億1,388万8,288円となり、資本金と合わせた資本合計は48億5,362万242円となります。

また、貸方である負債の部と資本の部の合計は、一番下の二重線の255億1,686万1,314円となり、10ページの借方である資産の部の合計と同額になります。

15ページからは、公共下水道事業、農業集落排水事業の事業別決算報告書を附属明細書と併せて掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕



○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これで議案第50号についての質疑を終わります。

以上で認定第1号から認定第5号及び議案第50号の質疑を終わります。

これから委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定によって、認定第1号から認定第5号及び議案第50号は、配付しました委員会付託予定表のとおりです。それぞれ所管の委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時48分

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和6年9月5日（木）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（2日目）

（令和6年第3回菊陽町議会9月定例会）

令和6年9月5日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|------|------------|------|------------|
| 1 番 | 鬼 塚 洋 議員 | 2 番 | 吉 村 恭 輔 議員 |
| 3 番 | 藤 本 昭 文 議員 | 4 番 | 馬 場 功 世 議員 |
| 5 番 | 廣 瀬 英 二 議員 | 6 番 | 矢 野 厚 子 議員 |
| 7 番 | 大久保 輝 議員 | 8 番 | 西 本 友 春 議員 |
| 9 番 | 佐々木 理美子 議員 | 10 番 | 中 岡 敏 博 議員 |
| 11 番 | 布 田 悟 議員 | 12 番 | 佐 藤 竜 巳 議員 |
| 13 番 | 甲 斐 榮 治 議員 | 14 番 | 岩 下 和 高 議員 |
| 15 番 | 上 田 茂 政 議員 | 16 番 | 小 林 久美子 議員 |
| 17 番 | 坂 本 秀 則 議員 | 18 番 | 福 島 知 雄 議員 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内 藤 優 誠 さん

書 記 廣 田 沙 織 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|------------|--------------------------|------------|
| 町 長 | 吉 本 孝 寿 さん | 副 町 長 | 小 牧 裕 明 さん |
| 教 育 長 | 二 殿 一 身 さん | 総 務 部 長 | 板 楠 健 次 さん |
| 住民生活部長 | 渡 辺 博 和 さん | 健康福祉部長 | 梅 原 浩 司 さん |
| 産業振興部長兼
農業委員会事務局長 | 山 川 和 徳 さん | 都市整備部長 | 井 芹 渡 さん |
| 総務課政策監 | 宗 像 雄 矢 さん | 総務課長兼選挙
管理委員会書記長 | 村 上 健 司 さん |
| 危機管理防災課長 | 阪 本 幸 昭 さん | 総合政策課長 | 今 村 太 郎 さん |
| 財 政 課 長 | 澤 田 一 臣 さん | 町 民 課 長 兼
光の森町民センター所長 | 中 村 康 幸 さん |
| 環境生活課長 | 野 村 瑞 樹 さん | 健康・保険課長 | 岩 下 美 穂 さん |
| 介護保険課長 | 和 田 征 さん | 福 祉 課 長 | 井 上 智香子 さん |
| 農 政 課 長 | 阪 本 和 彦 さん | 商工振興課長 | 塚 脇 康 晴 さん |
| 建 設 課 長 | 出 田 稔 さん | 都市計画課長 | 阿久津 友 宏 さん |
| 施設整備課長 | 荒 牧 栄 治 さん | 教 育 部 長 | 矢 野 博 則 さん |
| 学 務 課 長 | 平 征一郎 さん | スポーツ振興課長 | 鍋 島 二 郎 さん |

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開議 午前9時58分

○議長（福島知雄議員） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 一般質問

○議長（福島知雄議員） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

西本友春議員。

○8番（西本友春議員） 皆様おはようございます。議席番号8番、公明党の西本友春です。本日は、お忙しい中、傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。

「戦争ほど、残酷なものはない。戦争ほど、悲惨なものはない。だが、その戦争はまだ、つづいていた。愚かな指導者たちに、率いられた国民もまた、まことに哀れである。」、小説「人間革命」の冒頭の一節です。ロシアがウクライナに一方的に軍事侵攻してから2年半がたち、侵攻開始以降、ロシア軍とウクライナ軍の合計の負傷者数は50万人に上ると推計されています。ニューヨークタイムズが18日、アメリカ政府当局者の話として報じ、ロシア軍の死傷者数は30万人に近づいており、このうち死者は最大12万人、負傷者は17万から8万に達している模様。ウクライナ軍の死者は約7万人、負傷者は10万から12万と推計される。最近では終息より拡大しつつあることは、心配ではありません。一方、イスラエルとパレスチナ紛争では、戦争開始から今月7日で11か月となりますが、ガザ地区の犠牲者は増え続けていて、地元の保健当局はこれまでに4万819人が死亡したとしています。この2つの戦争は、問題解消の糸口がなかなか見つかりません。世界に安全と平和を取り戻せることを強く念じております。

今回の一般質問は、カスハラ対策、交通渋滞対策、GXの取組、アピアランスケア、聞こえのサポートについてです。

質問は、質問席にて行わせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） テレビ朝日が5月中旬から下旬にかけて全国47都道府県の自治体を対象にカスタマーハラスメントについて調査を行い、その結果、回答があった42の自治体のうち、約8割で被害があったということです。具体的なものとして、職員に対しての暴言や説教、土下座の強要、クレームによる長時間の拘束などが挙げられています。自治労は組合員を対象にしたカスハラに関する実態調査を令和2年10月に実施し、1万4,213人の組合員から回答があり、過去3年間でカスハラを日常的に受けている人は4%、時々受けている人は42%だった。この2つの回答を合わせると、全体の約半数を占める46%の公務員がカスハラを経験したという結果が出ました。自分ではないが職場でカスハラを受けている人を見たというケースを含めると76%となり、約4分の3の職場でカスハラが発生している深刻な実態が明らかになりました。

た。役場におけるカスタマーハラスメントの実態を把握しているのか、把握しているのであればどのような事例があるかお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

カスタマーハラスメントは、公共サービスの利用者等による必要かつ相当な範囲を超える限度によって労働者の就業環境が害されることと理解しているところです。本町においても、窓口や電話による長時間の対応などカスタマーハラスメントと思われる事象も見受けられております。このような状況を踏まえ、町ではカスタマーハラスメントに関するアンケートを会計年度任用職員を含む全職員を対象に本年7月に実施したところ、178件の回答が得られました。回答率は30.5%でありました。

アンケートの結果は、カスタマーハラスメントを受けた経験があると回答した職員が55人、回答者の約31%が受けた経験があることが明らかになりました。さらに、受けた経験があると回答した者にどのようなカスタマーハラスメントを受けたかとの問いに対しましては、複数回答になりますが、理不尽な要求、暴言、長時間の拘束が多く、全体の85%を占めておりました。また、少数ではありますが、謝罪の強要、顔、名札の撮影などの回答もあり、職場においてカスタマーハラスメントが発生していることが確認できたところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 全国の調査と全然変わらない実態があるということが分かりました。

全国の自治体でカスハラ対策のマニュアルが作成されている。どのような行為がカスハラに当たるかをはっきりさせておくとともに、基本的な住民対応、カスハラ行為が深刻な場合の対応者を1次対応者から現場監督者に替えるなど組織としての基本姿勢を明確にするとともに、職員に対してカスハラの対応方法を周知するとともに教育することが重要だと考えております。カスタマーハラスメントに対する対応マニュアルはあるのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

自治体での各種ハラスメント対策につきましては、総務省より各種ハラスメント対策の徹底を求める通知が発出され、特に行政サービスの利用者などからの言動でその対応を打ち切りづらい中で行われるものであって、業務の範囲や程度を明らかに超える要求をするもの、いわゆるカスタマーハラスメントに関しては組織として対応し、その内容に応じて迅速かつ適切に職員の救済を図るなどの対応を行うこととされています。また、カスタマーハラスメントを抑止するに当たっては、当該行為の防止を呼びかけるポスターなどを掲示することも有効と考えられるため、既に厚生労働省が作成したポスターを参考にポスターを作成し、窓口に掲示したところでございます。またあわせて、当該行為の対応につきましても、厚生労働省が公表している民間企業向けのカスタマーハラスメント対策企業マニュアル等を活用するように求められて

おりますので、厚生労働省作成のマニュアルを活用し、当該行為の抑止に向け取り組んでまいります。今回実施したアンケート結果によりカスタマーハラスメントの実態が確認され、このような行為が今後増加することも予想されることから、職員の対応方法や職員を守る仕組みづくり、職員が働きやすい環境づくりのために他の市町村の状況なども注視しながら情報収集に努め、対応マニュアルの作成に関し調査研究をしてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○８番（西本友春議員） しっかり対応マニュアルもよろしくをお願いします。

東京都は、全国で初めてとなるカスハラ防止条例の提出を目指していますが、それに先立ってカスハラを定義づけるとともに具体的な行為を例示する案が４月２２日、専門家などが参加する東京都の部会で承認、了承されました。部会の中で都は、カスハラはパワハラやセクハラなどと異なり法律上の定義がないことから、条例で就業者に対する暴行、脅迫などの違法な行為、または暴言や正当な理由がない過度な要求など不当な行為で就業環境を害するものと定義づけることを提案しました。今年秋の条例案の提出を目指すこととされています。カスタマーハラスメント対策としてカスハラ防止条例を町はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

東京都など一部の自治体で条例化に向けた取組がなされていると承知しているところですが、現在条例の制定については考えてはおりません。本町におきましては、菊陽町不当要求行為等の防止に関する条例を制定し、同条例第６条第２項において何人も本町職員に対して公正な職務を損なうおそれのある行為を求めてはならない、また暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為をしてはならないと規定しており、このような行為が確認された場合は適法かつ公正な職務を確保するための必要な措置を講じることとしております。町としましては、先ほどの答弁と重なりますが、まずは厚生労働省が作成しておりますカスタマーハラスメント対策企業マニュアルの活用やカスタマーハラスメント啓発ポスターを掲示し、職場の状況に応じた抑止に向けた啓発に取り組んでまいります。これからも町民に対して親切丁寧な対応が基本となりますが、限られた人員で最大限の効果を出していくためには職員の心身の健康を保つことは重要であります。職員を守る立場からも、必要かつ相当な範囲を超える言動など、いわゆるカスタマーハラスメントには組織としてしっかりと対応すると同時に毅然とした対応も必要であると認識しております。あわせて、職員個々の対応能力の向上につきましても取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○８番（西本友春議員） 全国の自治体において、カスハラ対策として通話内容の録音、窓口の様子を記録する防犯カメラの設置、名札の表示を名字だけにするなどの対策を実施している自治

体が存在しております。カスハラ対策として通話の録音と防犯カメラによる映像や録音、名字だけの名札での対策をすべきと提案するが、町はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えします。

電話機の通話内容の録音と防犯カメラについてですが、現在町で使用しております電話機には既に録音機能が備わっておりますので、通話中に操作することで録音することは可能となっております。また、通話開始前の録音に関するアナウンスを行う、自動で通話を録音するサービスを導入している自治体も一部あることは承知しておりますが、現時点においては導入する予定はございません。しかしながら、電話対応でのカスタマーハラスメント行為の負担軽減には非常に有効な対策の一つと言われておりますので、導入の可否について研究してまいります。

次に、名札の表記についてですが、他市町村においてトラブル防止のために名札に関する様々な取組がなされていることは承知しております。町では、名札としての定めがありませんので、ほとんどの職員が顔写真と氏名が表示された職員証を名札代わりに使用しております。職員の中には写真を撮られSNSなどに投稿されることにより個人のプライバシーが侵害されるのではないかという不安を感じる職員もいると思われまますので、職員のプライバシー保護の観点から10月から平仮名の名字のみの名札に替えるよう準備をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 電話してくる人の抑止のためにも、今後検討するということではございますが、対応前の録音のアナウンスができるよう、システムはございますので、しっかりその検討もよろしくお願いします。

文部科学省のホームページには、全国の都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会で作成された保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応マニュアルが紹介されています。その中の静岡県教育委員会の最初の文章に、保護者や地域住民が教育界に求める声が多様化しており、全国的な傾向としても理不尽な要求を執拗に繰り返すケースが増加するなど学校や教育委員会がその対応に苦慮している実態が明らかになってきました。また、東京都教育センターの相談窓口として学校問題解決サポートセンターで相談されたデータでは近年相談件数が増加しているということで、グラフのとおりでございます。また、最も多い相談が学校教職員への苦情で相談全体の約7割を示しています。小・中学校におけるカスタマーハラスメントの実態を把握しているか、把握しているのであればどのような事例があるかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

町内の小・中学校におけるカスタマーハラスメントの実態把握につきましては、担任等からの直接的な相談などにより各学校の管理職が個別に把握し対応を行っており、その内容について

ては教育委員会も校長会等を通じて情報共有を行っています。具体的には、保護者が学校に対して、自分の子どもの言い分だけを聞き学校に過大な要求を求めてくるケースや保護者が特定の教職員に対して人格否定的な言動を行うケース、不適切な時間帯での連絡や面談を求めてくるケースなどがあります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） カスハラに対する明確なガイドラインを設けることが必要だと考えます。保護者に対して学校のルールや方針を明示し、どのような行為が許されないのかを明確に伝えることでカスハラの予防につながると考えます。また、教職員に対してもカスハラに直面した際の対応方法を研修することで適切な対応ができるようになると思います。小・中学校におけるカスタマーハラスメント対策をどのように考えてるのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

教育委員会では、学校が抱える諸問題や課題を迅速に解決し、学校関係者、児童・生徒、保護者が安心して学び、楽しめる学校を目指すことを目的に令和5年7月からスクールロイヤー制度を導入しています。具体的には、月1回の弁護士による相談を設け、学校や教育委員会からの様々な相談に対して個別に対応していただいております。令和5年度においては、電話相談を含めると全部で49件の相談がっており、そのうち保護者からの要望に対する相談は10件ありました。学校現場からは、スクールロイヤーから法的な助言をいただいたことで保護者の対応がスムーズに解決できたなどといった声も聞かれています。教育委員会としましては、カスタマーハラスメント対策はもとより、学校だけでは解決できない問題や課題について法律の視点で迅速かつ最善の対応ができるスクールロイヤー制度を今後もさらに活用し、教職員の負担軽減や働きやすい職場づくりに努めるとともに、全員研修会等を通じて教職員向けの研修を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 学校の先生とカスハラについて話をする機会がございました。先生のお話では、まず学校に電話で問い合わせるケースが多いので通話を録音することができれば、事前にですね、カスハラに対する抑止力があると考えたことでした。電話に出る前に録音することを相手に伝えるシステムの導入を提案するが、町はどのように考えてるのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

議員御提案の電話を録音するシステムにつきましては、教育委員会としましても一定の抑止があるものと認識しておりますが、導入に当たっては各市町の導入状況や効果等について情報

収集するとともに、校長会等を通じて各学校の意見を聞きながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） よその状況も必要ではございますが、先ほど言われました現場の声をやはりしっかり大事にしていきたいというふうに思っております。

保護者や地域住民がメインとなった一般質問でしたが、カスハラの原因となるのは基本的に学校で起きる様々な出来事が考えられます。それは生徒間の問題や先生と生徒の問題ですが、教育委員会と学校が家庭と連携をしてそのような問題が起きないように努めていただきたいことを要望して、次の質問に移ります。

熊本県は、菊池南部地域の交通渋滞に対応するために今年6月に渋滞解消推進本部を設置し、短期的な対策として信号制御システムの改良や右左折レーンの整備などを図り、中期的には道路拡幅による交通容量の拡大やバイパス整備での交通分散、自動車と公共交通レーンの分配などで交通円滑化を目指すとしています。J A S M第2工場進出に伴う交通渋滞対策をどのように考えてるのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 御質問にお答えいたします。

菊池南部地域の交通渋滞対策については、県、町ともに共有の課題であり、議員より御紹介のあった短期的にできるソフト対策においても県と町は常に連携しながら取り組んでおります。そのような中、J A S M第2工場周辺のハード面の渋滞対策については、道路整備計画の基礎となる将来交通量の推計においてJ A S M第2工場進出による交通量の増加分も見込んだ上で現在道路ネットワークの整備に取り組んでいるところであり、国、県と連携しながら整備を行っております。また、整備に必要な予算については、従来からの社会資本整備総合交付金に加えてJ A S M進出後に新たに創設された別枠予算の地域産業構造転換インフラ整備推進交付金を活用し、道路整備を加速させております。

各道路整備の進捗状況については、まず町が取り組んでいる菊陽空港線では令和8年度末の完成に向けて計画的に道路築造工事に着手しております。次に、町道南方大人足線と国道57号の交差点改良事業を国土交通省と連携して実施しており、今年度末の完成に向けて工事を実施しております。次に、町道下原堀川線の整備については、完成目標年度の令和10年度に完成させるためには迅速かつ確実に実施する必要があるため、町整備区間を合志インターチェンジアクセス道路整備と一体的に整備していただくよう熊本県へ委託し、連携して取り組んでおります。次に、熊本県が取り組んでいる県道大津植木線の多車線化及び合志インターチェンジアクセス道路については、完成目標年度の令和10年度に向けて道路詳細設計や立体交差に係る交差点詳細設計などの業務に着手されており、早期完成に向けて用地買収についても併せて着手されたところです。このように、セミコンテクノパーク周辺道路はただいま申し上げた道路ネットワークとしての整備がおおむね5年で完成するなど、これまでには考えられないスピードで

進捗しております。今後も国、県及び関係機関と連携しながら、交通渋滞解消に向けて計画的に道路整備を推進してまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 先ほど町道南方大人足線の話が出ましたが、私は柳水の人からこの住民説明会があったというのを聞いておりますが、拡張ということで何か説明があったということなんですけど、それで間違いないですかね。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 御質問にお答えいたします。

南方大人足線の計画につきましては、熊本県が実施しております県道大津植木線の多車線化事業に伴いまして、南方大人足線との交差点が立体交差になります。町といたしましては、その立体交差の起点部から柳水公民館がある町道との交差点まで、その区間を今年度から測量設計業務に着手することとして説明会を開催したところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） がなりそれでも随分渋滞の解消にはなるかと思っておりますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

J A S M第1工場、第2工場及び原水工業団地の企業に直接乗り入れ可能な道路の整備として、今図に示しておりますが、大津町のフラワーライン、本田技研、325号線から大谷の湯までの道路の整備を行い、渋滞対策することをどのように考えているのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 御質問にお答えいたします。

大津町の本田技研方面から国道325号を横断して西側のセミコンテクノパーク方面へ延伸する道路計画については、大津町からの発案により合志市と本町で協議を行った経緯がありますが、セミコンテクノパーク内へ接続した場合の企業の反応、既存道路の状況や河川横断など多くの課題があります。一方、本町では、セミコンテクノパーク周辺の道路については先ほど答弁したとおり、道路ネットワークとしての整備を国、県と連携して優先的に進めているところであります。このようにセミコンテクノパーク周辺道路の状況は急激に変化していき、移動の円滑化が図られると推察されますので、合志市、大津町と情報共有を図りながら事業の必要性について見極めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） いろんな部分で検討しながら進めていただきたいというふうに思っております。

ある会議に参加したときに、多くの方から家庭用の食用油を凝固剤で固めたり新聞紙に吸わ

せて燃えるごみとして出しているとの話を伺いました。家庭用廃油の回収はどのように行っているのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん） 御質問にお答えします。

家庭用廃油の回収につきましては、平成27年度から焼却ごみの減量、循環型社会の形成及び環境への負荷軽減を目的に取り組んでおります。使い終わった油は、そのまま油の容器やペットボトルに入れて役場庁舎及び各町民センターの計8か所に直接お持ちいただき、月1回から2回委託契約を締結している請負業者が回収を行っており、実績としましては令和3年度が2,625リットル、令和4年度が2,331リットル、令和5年度が2,262リットルとなっており、回収した廃油のうち1リットル当たり3.3円は町の歳入となっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 数からいうとだんだん何か減ってきてるように感じますけれども、実際、私はセンターで集めてるのを知って皆さんには周知してるんですけども、家庭用廃油の回収を知らない人が結構多いものですから、回収についての周知に力を入れるべきというふうに提案しますが、どのように考えてるのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん） 御質問にお答えします。

廃油回収の周知につきましては、現在町のホームページやごみカレンダー等で掲載を行っているところですが、掲載位置や文字の大きさ、色など、見た人が分かりやすい内容になるよう見直しを行い、また町広報紙でも工夫を凝らしながら周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 全国では、多くの民間企業が家庭用食用油の回収スポットを設けています。名古屋市では、74の店舗で食用油の回収スポットを設けています。先ほど話をした女性の方々は、町民センターへ行く用事がほとんどなく、買物だと最低でも週に1回は行くのでそのような場所に回収スポットがあれば積極的に取り組むことができるとの言葉を頂戴いたしました。家庭用廃油、油の回収スポットを増やすことを提案するが、町はどのように考えてるのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん） 御質問にお答えします。

本町には、独自で廃油回収に取り組んでおられる金融機関や店舗等がございます。今後は、先進自治体の例を参考にしながら、民間企業と連携した取組など回収スポットを増やす仕組みづくりについて検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 先ほども言いましたように、町民の皆さんの声としてしっかり聞いていただければというふうに思います。また、御存じのようにS A F、持続可能な航空燃料ということで、家庭用油を使った形でC O₂がこれは8割削減できるということで、今脱炭素の切り札として国際的に需要が高まっており、事業系の廃油の約4分の1は海外に輸出され、家庭から出る廃油はほとんど回収されていないという記事が掲載されております。できるだけ回収スポットを増やしてやはり持続可能なことができるように取組をよろしく願いいたします。

続きまして、総合体育館にある給水スポットのカウンター数を開示してサステナブル、持続可能な取組をP Rすべきと提案するが、町はどのように考えるか。ここは、総合体育館にある給水スポットの写真でございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん） 御質問にお答えします。

給水スポットの設置は、ペットボトル等の資源使用量やC O₂排出量の削減をはじめ、熱中症対策、水資源への関心喚起などS D G sの達成にも寄与するものと考えております。令和5年10月に開館しました菊陽町総合体育館には、1階と2階の2か所に給水スポットがあり、カウンター機能も備わっております。令和6年8月末現在のカウンター数は、1階と2階を合わせて約1万本となっており、平均しますと月当たり1,000本分の利用がっております。給水スポットは誰でも自由に利用でき、かつ接続可能な身近な取組でございますので、議員御提案のとおり、町のホームページ等において定期的にカウンター数を開示するなどP R活動を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） しっかり町のP Rをしていただきたいというふうに思っております。

令和6年4月1日から熱中症対策の強化を盛り込んだ改正気候変動適応法が全面施行されました。これにより、市町村は冷房等を有するなどの要件を満たす施設を指定熱暑、ごめんなさい、クーリングシェルターとして指定できるようになりました。そこで、町では公共施設などのクーリングシェルターを指定しました。熱中症による健康被害の発生を防止するために、熱中症特別警戒アラートが発表されたときに危険な暑さから身を守り、暑さをしのぐ休憩所として開放する場所です。熱中症警戒アラートとは、環境省及び気象庁から熱中症による重大な被害が発生するおそれがある場合に危険な暑さへの注意と熱中症予防行動を呼びかけるもので、都道府県ごとに前日の午後2時頃に発表されます。クーリングシェルターへの取組をどのように考えてるのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

西本議員からありましたように、令和6年4月1日から熱中症対策の強化を盛り込んだ気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律が全面施行され、市町村は熱中症対策として冷房設備を有するなどの要件を満たす施設を指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターとして指定できるようになりました。このことから、本町でもクーリングシェルターの設置に取り組み、6月下旬に役場及び図書館、総合体育館、各町民センターなど11か所をクーリングシェルターとして指定し、このことについて町ホームページや広報きくよう、菊陽町公式LINEなどで周知を図っています。また、クーリングシェルターの取組をさらに広げるため、町内の民間施設へ協力を呼びかけ、現在までに5か所の民間施設をクーリングシェルターとして指定しており、町ホームページで確認することができます。

なお、指定施設においては、施設内の避難場所が分かりやすいようクーリングシェルターの明示板を掲示するとともに、熱中症特別警戒アラートが発表されていないときにも熱中症の予防的な措置として施設を開放していただいております。

引き続きクーリングシェルター及び熱中症対策についてホームページなどを通じて随時情報を発信してまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） クーリングシェルターも民間も含めて開放していただくようなことをしていただいておりますが、しっかりとホームページでも分かりやすいようにやはりPRをしていただきたいというふうに思っております。

GXの取組として、物を繰り返し使うリユースの一つのマイボトル運動は展開されております。壊れているものなどを修理して使うリユースの取組を町で行うことについてどのように考えてるのかお伺いいたします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん） 御質問にお答えします。

本町における粗大ごみ収集を例にしますと、その中には使用可能なものも含まれております。ほかの自治体では粗大ごみを修理し、SNS等によりリユースされてる事例もございますが、それを実現するためには職員の配置、それに係る費用等が発生しますので、今すぐ本町で取り組むことは困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 町独自ではやはり非常に難しいものが、菊池環境保全組合というところがございましてそういうところで地域包括的に取り組むようなことができれば一番いいのかなと思いますので、これはまた町長のほうからも御提案をその中でしていただければというふうに思っております。

続きまして、アピアランスケアについてお伺いします。

がん治療に伴う脱毛や手術の痕などの見た目の変化による苦痛を補うアピアランスケア、熊本市では6月1日からこのアピアランスケアに対する助成が始まりました。がん治療に伴い購入したウィッグや装着用のネット、帽子、乳がんの手術に伴う人工乳房やシリコンパッドです。最大2万円を上限に購入費用の2分の1が助成されます。県内では、熊本市のほか、玉東町、益城町、大津町、和水町、南阿蘇村が既に導入しています。熊本県が令和6年6月補正予算で確定したがん対策推進事業への取組をどのように考えてるのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

熊本県では、がん対策推進事業の取組として熊本がん患者アピアランスケア推進事業を令和6年7月から実施されています。この事業は、がん治療による脱毛や手術療法による手術後など外見の変化が生じたがん患者の方が治療と学業や仕事などとの両立を可能とし、治療後も同様の生活を維持することができるよう外見の変化を補完するウィッグや乳房補整具などの購入費用を助成することによりがん患者の方の経済的及び心理的負担を軽減し、がん患者の方の療養生活の質の向上を図ることを目的とするもので、実施主体は市町村となっています。本町でもがん患者の方へのアピアランスケアが必要と考えていることから、県の補助事業に基づき事業を実施するため今回の9月議会定例会に補正予算を計上させていただいており、10月からの事業実施を予定しているところです。事業の具体的な内容は、県の実施要領に基づき、対象者はがんと診断されがんの治療を受けた方または現に受けているがん患者の方とし、助成額はウィッグや乳房補整具などの購入に要した対象経費に2分の1を乗じた額とし、上限額は2万円を予定しています。また、助成の対象は、県の実施要領に合わせ、令和6年4月1日に遡って適用したいと考えています。事業実施の際には広報きくよう、ホームページなどにより周知を行い、多くの方に活用していただけるよう努めてまいります。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 私もある人から、今回アピアランスの質問をしますということをお話したときに、ぜひそれは実現して、私の親戚も今がんですからということをお伺いしたので、またそのことはしっかり御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

では、続きまして高齢者の聞こえサポートについてお伺いをいたします。

加齢により耳が聞こえにくい方や日常生活での聞こえに不安を感じている方が安心して来庁して相談等ができる環境の整備は必要と考えますが、窓口における高齢者の聞こえづらい人への対応はどのように行っているのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん） 御質問にお答えします。

耳の聞こえづらい高齢者等の方が来庁された場合の対応としましては、まず相手の表情を確認しながら分かりやすい言葉でゆっくりと話しかけ、相手が聞き取れることを確認しながら丁寧な対応に心がけています。

なお、説明の際には、大きな声にならないよう必要に応じて筆談で対応するなど、相手の状況に合わせた窓口対応に努めております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 筆談とか、そういう形で大きな声にならないようにということで、どうしてもお年寄りの場合聞こえづらいと声が大きくなったり、そうするとやっぱりプライバシーというものが少し保てないのかなというふうに考えております。

軟骨伝導は、従来の聞こえとも骨伝導とも異なる第3の聴覚経路と呼ばれており、耳への軟骨へ振動を与えることで音を伝えることができ、振動によって伝わるため音漏れの心配はなく、プライバシーも守られるという効果があります。また、軟骨伝導聴覚補助イヤホンは、外耳道閉鎖症や小耳症の方など一般的な補聴器の使用が難しい方に身体への負担が少ない補聴器としても活用されるところです。先ほど大きな声にならないような対応をするということでしたが、筆談でも分かりづらいケースがあると考えられます。私もこの質問をするのに軟骨伝導イヤホンを実はアマゾンから買って設定しようと思ったら、これ、スマホ対応の音楽を聴くための軟骨イヤホンで、私はスマホで聴かないものですから息子にやって確認してもらったかなりきれいに聞こえるということを実際、私はしませんでしたけど、子どもに体験はしてもらいました。そういう部分では必要性があるということで、軟骨伝導イヤホンを窓口に配備することを提案しますが、町はどのように考えてるのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん） 御質問にお答えします。

軟骨伝導イヤホンとは、耳の入り口付近にある軟骨を振動させて音を伝えるもので、従来タイプのものと比較すると音漏れや雑音が少なく、小さな声もしっかり聞こえるとともに、装着時に耳の奥まで入れる必要がないこと、また価格的にも低価格で購入できるといったメリットがあります。高齢化が急速に進展する中で、本町におきましても今後耳の聞こえづらい高齢者の方は増加していくものと思われます。町民の皆様が1人の場合でも来庁しやすく、またお困りの方が安心して手続のできる窓口の環境整備は大変重要だと考えております。議員御提案の軟骨伝導イヤホンにつきましては、今後導入に向けて準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） この軟骨伝導イヤホン、使った後は除菌シートで拭けば次の方でもどなたでも、でもこれ、高齢者の聞こえづらいサポートと言いましたが、高齢者以外でも耳の遠い難聴の方もいらっしゃると思いますので、町がしっかり進めていただけるということで、このことも皆さんに報告しながら、少しでも町のほうも皆さんのためになるような政策をしているということをまたしっかり私自身もPRしていきたいと思いますので、しっかり取組をよろしく願いしまして、私の一般質問をこれで終わります。

○議長（福島知雄議員） 西本友春議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時46分

再開 午前10時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本秀則議員。

○17番（坂本秀則議員） 皆様おはようございます。議席番号17番坂本秀則です。傍聴者の皆様、御多忙中にもかかわらず御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の質問も町民の皆様の声、要望、私に寄せられた声、要望の中から、また私の議員活動の中から質問事項に従って質問席より質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 質問事項1、農業の振興と発展について、(1)地下水涵養につながる食料米作付水田に対して補助事業は全圃場に対して面積払いにするべきでないか質問いたします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

涵養能力の高い本町と大津町の白川中流域における新たな涵養対策として2つの事業に取り組むこととしております。1つ目は栽培された米を購入、消費することで地下水保全につながるウオーターオフセット事業と2つ目が主食用米の作付の維持拡大を推進する事業でございます。この取組につきましては、県北広域本部PT営農継続支援チームの実践チームとして、菊陽町、大津町、菊池地域農業協同組合、おおきく土地改良区及び馬場楠堰土地改良区で構成する白川中流域等水稻作付推進協議会において実施する事業でございます。

議員の御質問につきましては、2つ目の主食用米の作付の維持拡大を推進する事業に関することですので、この事業について御説明申し上げます。

この事業は、主食用米の作付の維持と拡大を推進する事業でございます。事業費の全部を企業からの協賛金で賄うこととしております。令和4年産米の作付面積の実績を基準としまして、維持分として基準年産の20%に相当する数量と作付を拡大する数量とを事業の対象として協賛金を交付する事業でございます。また、当初の事業計画では、事業管理に係る手間や経費を極力抑えるため、またカントリーエレベーターの運営を考慮しまして、作付補助の把握、管理ではなく出荷数量による把握、管理としていたところでございます。また、保有米につきましては、自家消費される米でもあり数量管理が困難なため、対象外としていたところでございます。この事業の仕組みづくりにつきましては、企業や大津町をはじめとした関係機関からの理解と協力をいただきながら構築したところでありまして、本年6月に事業概要をまとめ、関

係機関の了承を得てこの事業を進める白川中流域等水稻作付推進協議会を7月4日に設置したところでございます。協議会設置後の7月19日と22日の両日、4回にわたり生産者への事業説明会を開催し意見を求めたところ、生産者からは、議員御指摘のとおり、JA出荷以外も事業の対象としてほしいや数量ではなく作付面積を基準に算定してもらいたいなど多くの意見をいただいたところでございます。これらの御意見に対応するためには、作付圃場を1筆ごとに把握し、管理する必要があります。そこで、作付圃場の1筆ごとの管理が可能か大津町、JA菊池菊陽並びに大津の両中央支所と協議をし検討したところ、経費や労力などのコストは増加するものの作付圃場の1筆ごとの把握、管理は可能との結論に至ったところでございます。協議会の事務局を務める農政課としましては、この結果を踏まえまして、JA出荷以外も事業の対象とすること、そして作付の維持及び拡大における協力金の算定につきましては面積に応じて算定することなど事業の内容の修正案を協議会の幹事会に提案し、了承をいただいたところでございます。今後は、協議会の総会に議案として提案することとしておりまして、可決され次第、農業者へ周知、事業の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） ただいま部長の答弁中でありました説明会、その後、部長も答弁で言っておられましたとおり、かなりのクレームと要望が私のところにも寄せられました。それで、広報きくようの9月号の中に「地下水涵養のさらなる促進」で「米の作付け拡大でさらに涵養を推進」とありまして、その中に先ほどおっしゃった協議会、「協議会では、協力農家による米の作付けに対して支援や助成などを行うことで、米の作付け拡大を推進し、地下水涵養や農業振興につなげていきます。」と、これは広報きくようですよ、全町民が見るね。この事業の目的というか、基本は、ただいまこの広報にも書かれたとおり地下水涵養と稲作文化の継承だと私は認識してます。今おっしゃられました1筆ごとの把握ですが、これは我々農家は全員が出す営農計画書並びその後行われる作付確認、これを併用すればですよ、安易にというか、低コストで低労力でこれはできると思うんですよ。ここに書いてある広報きくようから読めば、これは面積払いするというような意味合いじゃないんですか、それに向けて頑張るということですので、もう一度部長、答弁をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） お答えします。

面積払いということではございませんで、面積を管理していくということでございます。作付面積に対しまして、令和4年度がどのくらいの面積の規模で作付されたかというのが1つでございます。そして、今現在どのくらいの量が作付られてるかというのがこの確認の内容でございます。その中で、答弁しましたように、令和4年度を基準にしまして、これは10年間で大体平成25年から令和4年までに大体涵養量で試算しますと23%が減少しております。こういった部分を維持するという意味で、令和4年産の20%につきましては支援金の対象ということで

お願いをして了承をいただいたところでございます。それと、併せまして拡大部分につきましてしっかりと支援金の交付について努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 答弁の中でJ A出荷以外も事業の対象にすると、作付の維持及び拡大における協力金の算定や面積に応じて算定するって、これ、もうちょっと具体的に説明をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 答弁でもさせていただきましたとおり、当初はJ A出荷による数量による管理ということで案を提出させていただいておりました。これは、これは大変申し訳ございませんけども、生産者のほぼほぼ全ての方がJ Aの組合員の方でいらっしゃるということでございます。そして、その部分で、企業からの上乗せ部分が出荷量によって交付できるということになればJ Aに出していただけるんじゃないかというふうなところの思惑もあったところでございます。そういったところで案を策定させていただいたところなんですけども、意見をお聞きしましたところ、やはり全筆管理をしてくれということでございましたので、全筆の管理、要するにどこに出荷しようがそこは問わずと、作付に応じたところの管理ということで対応することに今案としてしているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 主食用米の作付は年々減っていった、今や82.7ヘクタールですよ、菊陽町内で。大津町を見ると、これ、カントリー出荷だけです、大津町はたった12ヘクタールですよ。この稲作の文化の継承、これも必要だと思いますので、できるだけ農家の希望、要望に沿うように事業展開してほしいと思います。並びに、これ、山川部長の肝煎りの事業で、来年からが本格的に事業が実施になるんじゃないかと私は感じていますが、この来年からの本格事業が展開するのをちゃんと見届けますよね、山川部長、いかがですか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） これは私の肝煎りの事業ではございませんで、大変ありがたいと思っております。この事業は、J A S Mあるいは新たな企業さんがおいでになられたときにその受皿となるということで一番の問題が涵養だというふうに認識したところでございます。これを農政課あるいは大津町と協議しながらこれまで進めてきたところでございます。副議長がおっしゃるとおり、今年絵を描きまして来年からの実施になります。こういった部分につきましてしっかりと進めてまいりたいというふうに思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） じゃあ、ちゃんと見届けるということで、分かりました。

次に参ります。

(2)の県道大津植木線拡幅及び町道下原鉄砲小路線延伸に伴う馬場鉄砲小路地区の畑かんがい設備等3か所の移転予定に対して、施設利用者及びおおきく土地改良区に経済的負担が生じないように町は国、県に積極的に要望するべきではないかを質問します。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

熊本県が渋滞緩和対策として進めている大津植木線の多車線化事業により馬場地区の揚水機2か所、合志インターチェンジアクセス道路事業により堀川地区の揚水機1か所が道路計画区域に含まれ、用地及び移転補償の対象となっております。おおきく土地改良区に確認しましたところ、熊本県との移転交渉に際しまして費用負担が発生しないよう、また営農面においても支障を来すことがないよう対応してほしい旨を求めたとのことでございます。町は国、県に積極的に要望すべきではないかとの御意見でございますが、熊本県における移転補償の考え方としましては、国の公共用地の取得に伴う損失補償基準に沿って移転対象物件の再取得額に対し減価償却等を考慮して算定されることになります。そのため、移転に伴う再取得において減価償却期間分に相当する受益者負担が発生することとなります。町も同様に国の補償基準に沿って移転補償を行っておりますので、この基準を超えた要望はできないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） この3か所の施設は、昭和40年の後半から50年の前半に設置された約50年前の施設で、先ほど答弁でおっしゃった減価償却等を考慮して算定とありますが、これからするなら価値はほぼゼロに等しいもので残るは不動産の価値ぐらいだけになると思います。その中でも移転しなければならないと、町は国の移転補償基準に従ってそれ以上のことは言えないということですが、町長、これはですよ、だったら土地改良と利用者、そっちに負担を求めていくということになると思います。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） これはどこも、生産者に対する部分でありまして個人に対する部分でありまして、これは同じ補償の中で、これは国の施策あるいは国家プロジェクトといえども一定の基準があるというふうに理解してるところでございます。現在道路整備に向けた用地交渉が行われておりますが、交渉における交渉の内容につきましては今現在承知するところではございません。おおきく土地改良区では、交渉の中で施設や営農の状況をしっかりと説明され、その上で費用負担が発生しないよう、また営農面においても支障を来すことがないよう対応してほしい旨を求められたというふうに推測するところでございます。今のところ県

からの回答を待っている状態というふうにお聞きしているところでございまして、県におかれましても実情を把握され、基準の範囲の中で適切に対応されるものというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 適切な判断を待っているところというのはどういう意味ですか。私がお聞きしたところじゃ、現物補償されたケースもあると聞いております。だけん、できないわけじゃないですよ。あるんですよ。その点を踏まえて、町長でも部長でもいいんですけど。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） ありがとうございます。現物補償が実際にあったということで、すみません、承知しておりませんで大変申し訳ございません。そういった事例も踏まえまして整理させていただきたいと存じます。よろしゅうございますでしょうか。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） この件に対して町長の見解はどうですか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 今山川部長がおっしゃったように、我々としても情報というのをしっかりと収集をして、坂本議員がおっしゃったようなことが全てできるかというのは分かりませんが、やはりお話をいただいたということはしっかりと受け止めたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 今後土地改良と地権者、利用者の皆さんと密に連絡を取り合って、ただ指をくわえて県の回答を待っているだけじゃなくてこちらからもある程度のアプローチというか、行動を起こしていかなとこのままじゃ巨額な負担がのしかかると思うんですよ。その点、部長、どうぞ。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） これは、大変申し訳ないんですけども、当事者であります土地改良区からは、今現在県からの回答を待ってる状態だというふうに推察します。このような状況があるからこそ現在の町に対しては相談があってないんじゃないかなという推察をすることでございます。交渉の内容も今現在分からない状況でございますので、そこは土地改良区としっかり意見交換をしながら状況を把握したいというふうに思っているところでございます。まずは、土地改良区と情報、意見を交換させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 県道大津植木線の完成予定は5年後と聞いておりますが、それに合わせればもう時間は差し迫っているところですよ。だけん、今後その時間も考えながら土地改良と地権者、利用者の皆さんと密になって協議をして県やら国への働きかけをよろしくお願いして、次の質問に移ります。

（3）新町井手改修について、全線の今後の改修計画の説明を求めます。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

新町井手は、古閑原地内の上井手取水口、通称ミツユビから堀川へ合流する合志市地内沖野遊水地付近の流末までの総延長は約9.3キロメートルであります。そのうち約5.5キロメートルが未整備、土水路の状態に残っております。議員御質問の今後の改修計画につきましては、用水機能を持つ上井手取水口から馬場地区、通称ワカサラエまでの約2.9キロメートルにおける未整備区間の約2キロメートルのうち、柳南団地付近の0.2キロメートルにおいては国庫補助事業を活用して本年度に測量設計を行い、令和7年度から令和8年度までの2か年で改修を行う予定としております。残りの未整備区間、約1.8キロにつきましては、この改修費を約4億5,000万円と見込んでおりまして、今後の土地利用計画、農地から他の用途への転用により受益面積が大幅に減少することを想定した上で、熊本県と協議を行ったところ、国庫補助事業の活用は難しいとの意見をいただいたところでございます。しかしながら、町としましては、引き続き水路の現状や改修の必要性について丁寧に説明し、解決策を協議してまいりたいというふうに考えているところでございます。

一方、土水路による未整備区間の維持管理面をどうするかについて、早急に解決すべき課題だと認識しております。そのため、維持管理面に係る負担を軽減できるよう、どのような支援ができるかしっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 柳南団地の北側の水路は0.2キロ、200メートルですね、来年からぐらいは着工するということですが、残りの今おっしゃった1.8キロについて、新町では土水路でここにも、答弁にもありましたが、ここを整備しなければ行く行くは、以前もあったんですわ、駅前地区、南方地区、また新町地区、かなりの洪水をもたらすんですよ。菊陽が都市化する上ではこの整備は絶対不可欠だと思いますが、町長、見解をよろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） ありがとうございます。坂本議員の質問にお答えをします。

議員がおっしゃったように、実は井手の現状というのも私どももこういった資料で見えております。井手としては機能がなかなか果たすことができないような状況になっているなというふうには思っていますので、まずそこをしっかりとやっていきたいというふうには思っております。ただ、その中でも、議員がおっしゃったように今後についてどうするのかということであ

りますけども、そこは先ほど山川部長からも答弁がありましたけども、検討するというところでやはり前向きには進めていかなければいけないなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 柳南団地裏の200メートルに続き、10メートルでも20メートルでもいいですから、そこから東へ東へと計画を立て、整備を行ってほしいと地元の強い要望もあります。どうぞよろしくお願いします。

次に移ります。

質問事項2、町内の交通安全について、(1)外国人転入者に対して公道での自転車運転並びに歩行等の交通ルール及びマナーの指導を実施するべきではないかについて質問します。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えいたします。

本町の令和6年7月末現在の外国人居住者数は1,049人で、昨年同月の598人から451人増加しており、外国人居住者が急増しております。本町では、外国人転入者が本町で生活をスタートさせる際に感じる言葉や文化の違い、各種手続の方法やルールなどの不安を解消するため、菊陽町生活ガイドブックを令和5年4月に中国語と英語で作成し、ホームページで公開しております。このガイドブックには、自動車、自転車、歩行者の交通ルールも掲載されています。また、外国人転入者に対しては、役場での転入手続の際、町民課窓口でこのガイドブックの紹介を行い、ガイドブックが掲載されているホームページのQRコードを配付しております。

なお、外国人転入者のうち技能実習生につきましては、入国後の講習で日本での生活一般に関する知識の受講が義務づけられており、その中で警察から自転車などの交通ルールについても講習を行っているとのことですが、しかし、技能実習生だけではなく企業の進出に伴い本町に家族で転入し居住する外国人従業員が増加しているため、ガイドブックだけでなく自転車や歩行者の交通ルールやマナーを教える講座の開催も必要ではないかと考えております。まずは、外国人を雇用する企業等へのアプローチを図った上で、従業員の家族も含め、関係機関や団体と協力しながら交通ルールやマナーを教える講座を開催できればと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） なぜこの質問をしたかといいますと、日本人の女性の方が歩道を歩行中に向かってきた、中国語をしゃべってたらしいんですが、歩道を走る自転車に接触して横転されて逆にこの中国人らしい自転車の運転手からどなられたと。もちろんオートバイや自動車は免許証、国際免許か何か持ってちゃんとルールも分かって運転してらっしゃると思いますが、自転車に関しては日本のルールとかマナーを全く分かってないんじゃないかという声でした。それと、別の方は、車を運転中に横断歩道が10メートル先ぐらいにあったらしいんです。

しかし、これは言ったらいかなんですけど、あれをかぶった外国人の三、四人の方が急に飛び出して渡ってきたと、横断歩道がそこにあるのにつて、ちゃんと分かってるのかなと。この辺のルール、マナーの周知というか、そういうことを町は行ってるのかということですが、今おっしゃったガイドブックなどの指導、マナーの周知ですが、これ、行き渡ってますかね、いかがですか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 周知をしておりますけれども、行き渡っているかどうかはあれですけれども、積極的に周知は図っていききたいと、さらに行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 今1,049名の外国人の方が菊陽町に住まわれてるということですが、これ、ますます増えてくると思うんですね。今後ガイドブックとかそっちからのルールの周知ですけど、何かほかにいい手があれば、何かいい方法というか、あれば積極的に導入してこういうトラブルが起きないように周知の徹底を行ってほしいと思います。

それでは、次に移ります。

(2) 県道大津植木線拡幅で新設予定の交差点に接続する町道古閑原護川線の改修計画の考えを示せを質問いたします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） お答えいたします。

町道古閑原西護川線は、延長約850メートル、道路幅員が4メートルから4.3メートルであり、地域の生活道路として利用されていますが、路線の一部の区間では急なカーブもあり見通しが悪い区間がございます。議員御質問のとおり、県道大津植木線多車線化事業に伴い将来的には当該町道との交差点は平面交差点で信号機が設置される予定であり、当該町道の通行は増加すると推察され、町としても安全で円滑な通行を確保する必要があると認識しております。一方で、将来的な道路整備計画については、現在セミコンテクノパーク周辺の各道路を渋滞対策として優先すべき路線の整備に取り組んでおり、周辺の道路状況は変化していきます。また、当該町道を整備することにより古閑原地区、入道水地区、柳水地区の集落内の生活道路への通過車両が増加すること考えられるため、慎重に道路整備計画を立てる必要があると考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 答弁での道路整備計画の完成時期と改良工事は県道大津植木線の拡幅工事完了前にはできるんですか、その辺はいかがですか。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 先ほど答弁したとおり、当該道路につきましては、まずは古閑原、入道、柳水、ここに通ります上堀川、下堀川線、ここへの道路の通過車両の増加というのが課題として残ると思いますので、まずは柳水区、入道水区、古閑原区の区長さんあたりとしっかりと協議をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） あそこが唯一の交差点になるわけですね。大津植木線の拡幅工事が完了しますと、我々住民は大津植木線に進入しようとしたら全部左に左折しなければ県道に出られないんですよ。特に、柳水も入道水も古閑原もそうなんですけど、ここの住民はこの交差点を使うほうが便利になるわけですね。そうすると、通勤やこの該当地区の住民以外の方を想定して慎重に道路計画を策定するということですが、我々は県道大津植木線ができたら全部左折、左折で、この町道の路線は、部長もおっしゃいましたが、かなり狭隘道路、狭い、また林の中を通るもんで暗いんですね。夜なんかは真っ暗です。明かりも何にもないところがあります。できればこの道路整備計画はこの大津植木線完了前に計画を立てて完成するぐらいのことはできないんですか、部長。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 議員がおっしゃるように、大津植木線は令和10年度完成予定で進められております。先ほど答弁でも申し上げたように、道路を拡幅する必要があるというのは町としても認識しております。ただ、繰り返しになりますが、まずはやはり関係区長さんと協議をさせていただきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 本日も関係する区長さんも傍聴に来ておられますので、そこはぜひとも何遍でもお互いが納得いくぐらい協議を進めて、整備計画を立てて、早期に改良事業を行ってほしいと思います。

次に移ります。

質問事項3、町振興と発展について、(1)近年の物価上昇に対応して各種補助、助成事業で上限額を設置している事業は時代のニーズに即する見直しを早急にするべきではないかについて質問します。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

地方公共団体が補助をすることができるのは、その公益上必要がある場合に限られます。これは、当該事業の公益性の程度、支出による具体的効果、当該地方公共団体の財政に及ぼす影響など諸般の事情を考慮すべきものとされています。これらを踏まえ、町では様々な補助事業を実施しているところでありますので、物価の上昇や下降によってその都度全体的に補助制度

を見直すようなものではないと考えております。また、急激な物価の上昇などにより町民の方への影響が大きい場合は、物価高騰対策として事業を実施してきたところでもあります。しかしながら、物価の上昇などが地域の活動や町民の生活に影響が大きいと考えられる補助については、様々な事情を総合的に勘案して制度の見直しを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 澤田課長から補助金、助成金の一覧を頂きました。例えばこの消防施設での補助なんですけど、火の見やぐらの塗り替え、これは補助金で1基当たりの上限額が18万円です。この額ならば現状足場代にもならないんですよ、上限18万円では。仮に足場を設置して工事を行っても、これ、18万円なら3年から6年かかるような見積りが出てます。町長、こういうのを見て、答弁では制度の見直しを検討していきたいということですが、検討していきたいじゃなくてすぐにでも検討して見直しが必要と思いますが、町長、いかがですか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、坂本議員の質問にお答えいたします。

私も消防団に入ってます、火の見やぐらの塗装というか、あれを実は自分たちでやった覚えがあります。確かにちょっと怖くて、高いところが怖くて危ないなと感じたところでもあります。今御質問があったようにそういったところも考えるのはどうかということでございますけれども、現状におきまして早急に改正が必要なものはないと考えておりますけれども、それぞれの補助事業で具体的に改正を検討する必要性が生じた場合には個別に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 今おっしゃったその必要になった場合はの必要になった場合が今じゃないんですかと思うんですよ。この見直しは各課にまたがってるんですよ。ほぼ全ての課が対象になるんですが、今ですよ、今。どうですか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、質問にお答えします。

個別にしっかりと話をお聞きをしていきながら対応を考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 今が見直しの時期ですので、ぜひ早急な見直しに着手していただきたいと願い、次の質問に移ります。

(2)町内企業、事業者育成について、町発注の事業はできる限り町内企業、事業者で行われるべきだと思うが、町長の考えを質問いたします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） すみません、私のほうでお答えします。

議員がおっしゃられたとおり、町が実施する工事等につきましては可能な限り町内の事業者へ発注を行っていきたいと考えているところであり、各課等に対しても通知等を行っているところでございます。今後も引き続き業務の内容等を精査しながら可能な限り町内の事業者への発注を行っていくところでありますが、町内の事業者への発注が不十分なところがありましたら必要に応じて周知や改善等を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 例えば今年度行われた南小学校の倉庫及び武蔵ヶ丘小学校の給食室の解体工事、入札業者は町内2社、町外から3社で、町内業者は最低制限価格を下回り2件ともいずれも失格となりました。解体工事で最低価格を設置するのちょっと私は疑問を感じますが、それよりどうして町内業者でできなかったと強く感じました。解体工事2社以外にも土木関係で解体の免許を持っている業者はおられます、町内に。この件は終わったことで答弁はいいんですが、今後町内業者育成のため土木、建築等以外の業種でも積極的に町内業者が仕事できるように町民は求めています、町長、これ、公約にも掲げておられます、町内業者の育成、ですね。なるべくこの解体も、多分町内業者だけで入札できたんじゃないかと私は感じていますが、その辺を含めて今後どういったことを、今まで以上にやっていく考えはありますか。

○議長（福島知雄議員） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣さん） すみません、御質問の中にありました解体工事の件で、まずはその選定についてどのようにあったかというところで答弁させていただきます。

まず、小学校の解体工事につきましては、一応現場周辺の配慮も必要というふうに考えまして、菊陽町の工事請負建設業者選定要領に基づきまして同種工事について相当の施工実績を有する事業者というところでまず選定しております。また、指名に当たりましては、財務規則に基づきまして、5人以上の指名が必要ということでございますので、相当の施工実績を有する事業者、こちらのほうが一応町のほうでは町内に2社ということで、県内で相当の施工実績を有する事業者3社を加えた指名というところでその工事につきましては行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 坂本議員のお話のように私の政策の中にということですので、今後も引き続いて、繰り返しになりますけども、業務の内容を精査しながら可能な限り町内の事業者への発注を行っていかうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） この間も台風が来ました。町道をいち早く清掃、倒木等の片づけを行ったのは町内の業者なんですよ。それ、本当にありがたいです。結局そうやって町にも協力している町内業者ですよ。その方たちを、優遇までは言いませんよ、でもちゃんと育てていくにはやっぱり仕事を与えてやらなければ、倒産でもしたらいけませんので、どうぞなるべく、土木、建築以外の業者でも町内業者をなるべく、仕事ができるような環境を整えてほしいと思います。

続きまして、(3)の質問に移ります。

この質問は延べ5回目の質問になりますが、町内への県営野球場誘致を、県のスポーツ施設整備への構想が変化した今、積極的な誘致活動を始めるべきではないかについて、これはぜひとも副町長、答弁をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 御質問にお答えいたします。

先ほど坂本議員からもありましたけれども、私も昨年4月から副町長になりましたけれども、その際からも坂本議員をはじめ多くの議員さんから御質問いただいているところであり、町民の皆さんの非常に関心の高い事柄ということは認識しているところでございます。

御質問にお答えいたします。

野球場の誘致に関しましては、これまでも議会答弁などで、本町の地域振興に寄与する取組であることから熊本県との連携の可能性を深め検討を進める旨を回答してきたところでございます。そのような中、熊本県では、公民連携によるスポーツ施設の整備に関する検討会議を設置し、8月28日には第1回会議が開催されたところでございます。会議の内容を見ますと、第1回では野球場を含めた各施設の現状と課題や民間資金の活用事例を共有するとともに、今後のスケジュール案も示されたところでございます。県の検討会議では、今後第2回会議以降に関係自治体やスポーツ関係者へのヒアリングなどが予定されていると聞いているところでございます。町としましては、これに向けてしっかりと準備をしていくことが必要になると思います。

一方で、前回の議会答弁でもお答えしたところでございますが、スポーツ施設の整備には多額の費用が必要でございます。また、野球場以外の施設もある中での県としての優先順位の問題、また県の均衡ある発展の視点も考えますと、本町への誘致は容易なことではないと考えているところでございます。そのため、野球場の誘致を本当に実現するためには、単に県に要望するだけではなく、町も強い意志と相応の覚悟が必要だと考えております。具体的には、町による一定の負担により県の負担の最小化を努めるとともに経済界を中心とした民間団体を巻き込んだ提案とするなど、菊陽町だからこそできる魅力ある提案をしていく必要があると考えております。町として誰もが菊陽町に野球場を持っていきたいと皆さんが思ってもらえるような野球場整備の効果や候補地、町が担う役割、民間団体との連携についてもさらに議論を深め、最大限の準備をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 分かりました。その答弁の中でしっかりと準備をしていくことが必要と、その準備はいつからスタート、今もしているのか、具体的にどんな準備が必要なのか、我々でも町民でも手伝うことがあるなら何かあるのか、そういうところを具体的に説明を求めます。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 既に新聞報道で御覧になられてるかと思いますが、先ほど私が申し上げました、誰もが菊陽町に野球場を持っていきたいと思っていただけるように野球場整備の効果や候補地、例えば菊陽町だったらどういった、野球場ができるとどういう効果があると、どういう候補地があるんだということ、そしてそのとき町がどういう役割を担うんだということ、そして民間団体との連携、どのような連携をすることが本当に菊陽町に来てもらう野球場につながるのかというのを既に委託事業を行っております。その委託事業の成果を先ほど申し上げました第2回会議にぶつけるスケジュールで現在準備をしているところでございます。そういったところで、今既に他の自治体よりいち早く私どもは準備をしていると自負しておりますので、しっかりと形にしていきたいと思ひますし、また必要に応じましたら町民の皆さん方にも御協力をいただければというふうに思ひてるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） この第2回会議というのはいつ頃あるんですか。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） まだ具体的には日程は定めてありません。そしてまた、新聞報道によりますと、昨日だったですかね、新たな組織の改正によってスポーツの関連の組織をつくるというようなことも報道されております。そういった状況を見極めながらの開催ということになります。現段階ではまだ未定でございますが、そう遠くない時期に2回目はあるというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） ぜひとも菊陽に誘致できるように準備はしっかりといただき、我々ができることはおっしゃっていただければそれは協力いたしますので、町民でもですね、菊陽町に県営の硬式野球場の誘致が決定するように町民挙げて頑張りましょう、お互いですね。

(4)に移ります。

菊陽町都市計画マスタープラン見直しでの県道大津植木線南側の土地有効利用はどのような位置づけにするのかの考えを示せについてですが、現在都市計画マスタープランの見直しが行

われていますが、国の交付金を受け整備される大津植木線南側の一帯の土地の付加価値はますます高まっています。多くの不動産屋やディベロッパーの方が我々入道水、古閑原、柳水とかも、かなり苦勞して地権者のところに訪ねておられるのが現状ですね。さらなる半導体産業の集積を促すため、工業団地の整備が必要ではないかと考えます。J A S M第2工場では、民間主導による土地の取引がなされ、町が主体的な立場を取ることがなく、地権者や町民を困惑させることになりました。その反省を踏まえ、大津植木線南側において町主導による工業団地の整備をするべきではないかと強く思いますが、町長、考えを伺います。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、坂本議員の質問にお答えをいたします。

令和2年度に策定をいたしました菊陽町都市計画マスタープランにつきましては、令和3年11月のT S M C進出決定後の町を取り巻く情勢の変化に対応するため、現在年度内の計画見直しに向け作業を行っているところでございます。その見直しにおいて、市街化調整区域での計画的かつ秩序ある土地利用を誘導するため、土地利用方針に基づくゾーニングを行うことになります。議員御指摘の県道大津植木線南側の区域につきましては、現行計画では農地が広がることから守るべき農地ゾーンに位置づけられておりますが、国策によるT S M C進出決定後、国の交付金を活用しました県道大津植木線の多車線化をはじめとする道路ネットワークなどのインフラ整備が行われるなど大きく環境が変化をしており、まちづくりの観点からこの区域の実用性は増してきております。J A S M第2工場用地につきましては、民間による商取引の結果となりましたが、議員をはじめといたします関係者や地域の方々から行政がより積極的に対応すべきとの御意見を頂戴したことは重く受け止めております。この経験を踏まえ、今後の対応に生かしていく必要があると改めて考えているところでもございます。そのために、県道大津植木線南側区域においてまず工業団地の整備に関する可能性調査業務委託を実施することとしており、その業務委託の中で土地の権利関係、現地やインフラ状況を把握した上で開発区域の設定や概算事業費の算出、事業主体、整備手法、整備スケジュールの検討などを行うこととしております。この調査の結果、当該区域が工業団地として適地と判断をされた場合は、速やかに工業団地として整備を進めてまいります。

なお、整備に当たりましては、対象区域の地権者の皆様の御理解と御協力が不可欠でございます。そのために、想定区域の地権者を対象といたしました説明会を9月11日及び12日に開催をし、さらに住民向けの説明会を10月に開催をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） ただいま町長から、県道大津植木線南側の区域における工業団地の整備について明確で強い意志が感じられる回答をいただきました。工業団地整備に当たっては、地権者の理解が不可欠です。そのため、町の強い思いをしっかりと伝え、地権者に町が進める事業に協力していただけるよう町長自らが先頭に立って工業団地の整備をしっかりと進めてほ

しいと熱望します。

私の一般質問は終わります。本日は、御多忙中、傍聴いただき、誠にありがとうございます。今後、皆様の声、要望を町政に届けてまいります。

以上で終わります。

○議長（福島知雄議員） 坂本秀則議員の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は13時より再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時52分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野厚子議員。

○6番（矢野厚子議員） 皆様こんにちは。議席番号6番、一陽会、矢野厚子です。今日は、お忙しい中、また残暑厳しい中、傍聴においでいただいた皆様、ありがとうございます。

今日は国際チャリティーデーです。2012年12月の国連総会で、かつてノーベル平和賞を受賞したマザー・テレサの命日の今日をその功績をたたえてチャリティーデーとしたものです。

まだ、10年余りの国際デーです。今日は、マザー・テレサのような生き方はできませんが、せめて人に寄り添う気持ちを根本に一般質問をしていきたいと思います。

質問は質問席で行います。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） ユニバーサルなまちづくりと大きな項目を挙げています。ユニバーサルとバリアフリーとは、似ていますが少し違います。もちろん共通している部分もあります。バリアフリーは、障害者や高齢者を主な対象としてその生活の支障となるものを除去するためにスロープを造ったり手すりをつけたりします。一方、ユニバーサルデザインは、年齢や性別、人種等にかかわらず全ての人が利用しやすい生活をデザインするものです。ユニバーサルデザインの発想の起点は、全ての人がいづか何らかの障害を持つという考え方にあります。人ごとではなく明日の自分のこととして聞いていただきたいと思います。

では、(1)のバリアフリー法の新基準の施行に伴う現行建物の見直しと今後建設予定の町と町の関連の施設についてお尋ねします。

①来年6月1日にバリアフリー基準の見直しが行われます。現行の施設では、基準を満たさないものが幾つかあります。例えば図書館ホールの場合は、総客数が500席以上なので車椅子使用者席は0.5%以上の3席が、車椅子用駐車場は第1駐車場の250台の1%プラス2以上の4.5台以上となります、第2、第3駐車場をカウントするのかどうかまでは勉強不足で分かりませんが。また、車椅子使用者のトイレも各階に1以上となります。こういった新基準に対し

て町は現行施設の実態の調査を行うのか、また行った結果をどう捉えて何らかの対応をするのかお答えください。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 御質問にお答えします。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、トイレ及び駐車場に係るバリアフリー基準を見直すとともに、劇場などの客席に係るバリアフリー基準を新たに定める高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和6年6月21日に公布され、令和7年6月1日から施行になっております。建築物に関するバリアフリー法においては、不特定多数の者が利用し、主に高齢者、障害者等が利用する建築物で一定規模以上の特別特定建築物に対して建築物移動等円滑化基準への適合を義務づけるとともに、多数の者が利用する特定建築物に対しては同基準への適合に努めなければならないとされています。また、高齢者、障害者等がより円滑に建築物を利用できるようにするため、誘導すべき基準として建築物移動等円滑化誘導基準が定められてあります。小・中学校や庁舎などの床面積が2,000平方メートル以上の特別特定建築物については、新築、増築、改築または用途変更をしようとするときは基準に適合させなければならないとされているため、新築などを行う場合は基準に適合させてまいります。床面積2,000平方メートル未満の施設については、基準への適合に努めなければならないとされておりますので、基準に満たない場合は今後改修等を行う際に基準への適合に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） では、②の町直接ではないが町民にとって重要な公共交通機関の駅についてはどう考えているかお尋ねします。

たしか原水駅のトイレ改修などは町が行ったと思います。以前に比べると少しの改修が行われていますが、先日車椅子の方と見に行ったときに南側と北側のスロープの角度について普通の歩行では気がつかない現状を確認しました。これが南側のホームなのですが、2段階になっているのでちょっとスロープが緩やかになっております。これが北側です。この角度の差は一目瞭然だと思います。車椅子だけでなく、ベビーカーやJR九州によって明確に乗車が認められているシニアカーにとってはちょっときついスロープです。原水駅は、乗降客数の増加の対応で北側はホームの幅を1メートル拡幅すると発表して、そして既に工事は始まっております。この機会に北側のスロープの角度についてJR九州に提案する気持ちはなかったのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 質問の要旨とは少し違うようではございますが、どうなんですか、すいません。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） ちょっと外れるかもしれませんが、この写真を見て何か感じられることがあったらお答えできませんか。

○議長（福島知雄議員） 通告外ですので次に進んでください。

○6番（矢野厚子議員） 分かりました。じゃあ、次に行きます。

これから免許証を返納した方のシニアカーの増加を、じゃあ丸のところは……。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員、③の質問。

（「②」の声あり）

○6番（矢野厚子議員） ②です。すいません、自分の中で……。

町直接ではない駅を含む公共交通機関についてお尋ねしたいと思います、すいません。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

御質問の駅につきましては、交通の結節点となる大変重要な施設となります。駅に関しましては、一般的に改札口以降の施設に関してはＪＲ九州が保有しており、その区域について管理運営を担っています。また、ＪＲ九州の管理区域以外の駅前広場などは地方自治体が管理することが多く、本町の光の森駅、三里木駅、原水駅の駅前施設関連は町が管理しております。各駅については、設置されてからの年数も含めたこれまでの経緯もあり、それぞれの施設の状況が異なっております。

まず、原水駅については、南口の駅前広場を町で管理しており、バリアフリーのトイレと併せて手すりを備えたスロープ、乗用車の乗り入れ箇所で縁石を切り下げ、車椅子の方の出入りができるように整備しています。また、原水駅北口のバス転回広場においては、男女トイレとバリアフリートイレ、待合のための屋根つきシェルターの延長の整備を進めており、10月には利用開始となります。

三里木駅は、トイレについてＪＲ管理区域に男女兼用で和式のトイレ、円滑な移動のためのスロープが設置されており、町管理の駅前広場には車両の乗り入れ箇所の縁石の段差をなくし、原水駅同様、車椅子の方が出入りできるよう整備しています。

光の森駅に関しては、平成18年に開業した比較的新しい駅ということもあり、町の管理区域において男女トイレとバリアフリートイレ、周辺の歩道から駅内部までの全ての動線に点字ブロックを整備しています。あわせて、駅前広場に身障者専用の乗降場も設けており、車椅子の方の動線については基本的に段差をなくしております。

さらに、今後整備を予定している三里木駅と原水駅間の新駅に関しては、ＪＲ九州と連携して必要な設計を進める予定ですが、駅舎や駅前広場、これらの間の経路を構成する道路、通路、その他の施設の一体的な整備を推進して高齢者、障害のある方の移動や施設利用の利便性、安全性を向上させ、御質問のバリアフリー法の新基準も満たした施設とする予定としており、あわせて障害のある方々と意見交換の機会も設けながら誰もが安心して利用できる駅関連施設の整備を進めてまいります。

既存の各駅に関しては、施設の状況なども踏まえ、対応できる箇所については改修を進めるとともに、ＪＲ九州の管理区域においては熊本県を通じて必要な要望等を行いながらできるだけ円滑に移動できる施設の整備を目指したいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○６番（矢野厚子議員） これからの施設に対していろいろと考えていただけるということで、これからは免許返納した方のシニアカーの増加も考えられます。また、先日の私のようにけがによって一時的につえや車椅子などで通勤、通学する人も、今までもあったろうし、これからもあると思います。少数の人であっても、誰でも可能性があることです。しっかりとこれからも考えていただきたいと思います。

では、③の今後多くの建設が予定されている町の庁舎、保険センター、アーバンスポーツ施設、新駅などの建設準備委員会のメンバーの選定はどのように行うのかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 御質問にお答えいたします。

役場庁舎の整備につきましては、本年度、菊陽町役場庁舎等整備検討委員会を設置しており、役場庁舎と併せて中央公民館及び健康保険センターの整備方針について検討することとしております。検討委員会の委員には、関連する様々な視点から検討を行うため、学識経験者として建築を専門とされる教授を２名、町議会の代表として議長、区長会会長、社会福祉協議会事務局長、ＪＡ菊池菊陽中央支所担当理事、商工会会長、社会教育委員委員長、老人クラブ連合会会長、民生委員・児童委員協議会会長、地域女性の会、公民館運営審議会、ＰＴＡ連絡協議会から選任された代表者各１名、公募による町民代表２名の合計１５名の方を委員として委嘱しており、第１回の検討委員会を７月１１日に開催したところです。今年度中に今後２回程度開催する計画でございますが、必要に応じて回数を増やすことも想定しています。役場庁舎や中央公民館、健康保険センターについては、本年度決定予定の整備方針に基づき、引き続き基本設計を進めていきたいと考えております。

また、アーバンスポーツ施設や新駅の整備も予定しておりますが、いずれの施設整備もバリアフリー法に基づき国土交通省が作成した建築設計標準及び熊本県のやさしいまちづくり条例などに基づく建築物の整備ガイドに準拠し、整備することとしてしております。また、施設整備に当たっては、建設準備委員会という形ではなく、施設を利用される方の御意見を反映できるような形を取っていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○６番（矢野厚子議員） 今回このようなお尋ねをしたのは、以前総合体育館の建設のときに、トレーニングジムのマシンの設置について、車椅子の方から自分たちも使いたいから乗り移りできるスペースを確保していただきたいという声があったからです。そのときは、町長にお伝え

して対応していただいたと思います。今パリでパラリンピックが行われています。菊陽町出身の車椅子テニスプレーヤーの田中愛美選手、今夜決勝戦ということなのですが、応援の垂れ幕も役場に掲げられています。障害のあるアスリートの方はたくさんいます。また、知的障害者のスペシャルオリンピックもあります。菊陽町出身の友人の息子さんがスケートでメダルを取ったことがあります。そのうちアーバンスポーツの選手にも障害者の方が出てくるかと思います。ぜひこれからの町の関連施設の建設には実際に障害のある方を、意見交換会とか、されると思いますが、必ず委員にするかアドバイザーとして参加できるように提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 施設整備部長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

昨年4月に完成しました総合体育館につきましては、工事中に3名の障害や難病をお持ちの方及び3名の介助者の方に実際に施設を見ていただきまして、よい点や改善や工夫が欲しい点など大変貴重な御意見をいただいております。そういう中で、工事での改善や職員による対応方法などについて意見交換のほうを行っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） これからも生の声をしっかり聞いて建設に対応していただきたいと思います。

それでは、(2)の窓口のユニバーサルデザインの推進についてお尋ねします。

今年しばらくつえをつく生活をしたとき、椅子に座っての対応の窓口もありましたが、町民課のように立ったまま書類を記入する窓口があります。つえをどこに置こうかと悩むこともありました。そんな中、書類をいざ記入しようとするとき書きづらいことがあります。

そこで、①の書類の様式の見直しについてお尋ねします。

見直しについては考えていますか。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん） 御質問にお答えします。

現在町民課で使用している申請書としましては、住民異動に関するものと各申請書の交付に係る申請用紙7種類の計8種類ございます。また、マイナンバーカードや旅券に関するものなど、全てを含めると30種類程度ございます。議員御提案の申請書等の様式に係るユニバーサルデザインの推進とは、文字の大きさや字体、文字の間隔や強調、単語や文章の分かりやすさ及び色の識別、また高齢者や障害者、外国の方など利用する方に配慮したものと認識しております。各申請書につきましては、記載しなければならない事項が法令等で規定されているものもありますが、可能な範囲において随時改善を行っております。具体的には、これまで別々に記入していただいていた税、印鑑登録、住民票などの交付申請書を本年4月から1枚にまとめ、複数の証明書を必要とする方の手間が省けるよう改善しております。また、3月に開始した書か

ない窓口システムの利用をこれまでの転入手続だけではなく住民票等の申請もできるよう現在準備を進めており、今後さらに利便性が向上していくものと思われます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） それでは、②の高齢による聴覚や視覚にやや不自由な人への対応の在り方についてお尋ねします。

年齢とともに聴覚や視覚も劣化してきます。テレビの音が聞きにくくなったり文字がよく見えず数字も見間違えたり、若い頃は考えもしなかったことです。聞き間違いを勘違いして腹を立てることもあります。トラブルにつながることもあります。私も営業部門でカウンター業務を経験したことがあり、対応次第で会社の不安になる場合もあれば二度と来ないというお客様もいます。役場は会社ではありませんが、町民からの税金を預かり、そのお金を有効に活用しサービスするのが仕事です。窓口での対応の在り方について、訓練とかはあるのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん） 御質問にお答えします。

本町では、4月から窓口業務のコーディネートと申請書の記載補助を行うフロアマネジャーを採用しており、担当職員と協力しながら代筆や筆談などを行っております。また、車椅子や足の不自由な方が来庁された場合には、ローカウンターで誘導するなど丁寧な対応に心がけているところでございます。一方、窓口には番号発券機が設置されており、順番が来た場合、電光掲示板に番号が表示されるとともに音声でも番号が呼び出されるようになっており、聴覚、視覚の不自由な方が気づきやすくなっております。また、7月に庁舎内の配置換えを行ったことでこれまで手狭となっていた待合室のスペースが確保ができ、窓口利用が改善されるとともに車椅子等の誘導もしやすくなりました。ほかにも、カウンター前の床面に手続名と矢印を記載した案内テープを貼ることで動線を分かりやすくする取組などを行っております。これから来庁者の皆様にとって利用しやすい窓口となるよう随時改善を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） フロアマネジャーがいるというのは私は存じ上げなかったんですけども、以前からありましたか。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん） ただいまの答弁の一番最初でお答えしましたように、4月から採用を行っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 失礼しました。職員の方も、寄り添いたい気持ちがあっても相手の気持ちに気がつくことができないこともあるかもしれません。自分が聞こえにくかったり見えにく

かったりすることがないからだと思います。

そこで、町長に提案です。

障害者の疑似体験研修を職員に受けさせていただきたい。中学生にはそのような機会があると聞きました。私も元の職場で受けて、こんなに大変なのかと体感しました。目のレンズの老化でぼやけて見えたり白い色が黄色っぽく見えたり識別が難しかったり、今は体験装具を使わなくても実際体感しておりますけれども、職員に疑似体験をしてもらうことによって書類の様式が見づらいこと、話が聞き取りにくいことがしっかりと体感できるのではないかと思います。そのような理解が進むと午前の西本議員の軟骨伝道イヤホンの推進も理解が進むと思いますが、いかがでしょうか、町長。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、矢野議員の質問にお答えします。

職員を疑似体験でということでございますけれども、以前藤本議員からも御提案がありました役場庁舎の入口のスロープのところがありまして、実は私は梅原部長と体験をしに行きました。多分おっしゃったように我々から見ると勾配はそうでもないんですけど、実際やはり乗てみると非常に大変だったなという思いがありました。それと、エレベーターに関しても、車椅子で入るとちょっと厳しいんじゃないかということも、これもまた梅原部長とやりまして、やっぱりなかなか、本当に今御提案があったように疑似体験というのは重要だなというふうには私も感じております。ただ、これをどういった手法でやるのかということ、そしてまたどのような、時期もありますけれども、どのような職員を対象にするかということ、いろんな問題、課題があるというふうに思いますので、そういったところはしっかりと考えながら行ってまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 眼鏡とかをかけると見える幅も狭かったりとか本当にこんな色なのかしらというくらいによく分かるので、車椅子の体験も、私も障害者の大会のお手伝いのときに体験してすごく感じたんですけども、やはり自分が実際体験するというのはとても大事だと思います。

高齢者に限らず海外の方や子どもたちにも分かりやすくする表示として、東京オリンピックで評判になったピクトグラムがあります。文字が読めなくても形で意味を理解できます。読み間違いありません。今年の8月に東京都中野区の新庁舎がオープンしました。誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの庁舎として、ピクトグラムの室内案内表記や点字誘導ブロックの敷設、議場の車椅子席など数々の対応がされています。その建設委員会の取組の様子などがインターネットで紹介されていますので、町の新庁舎建設が何年後か明確ではないと思いますが、しっかり参考にしていただきたいと思います。

では、次の(3)の高齢者の日常生活のクオリティーの維持についてお尋ねします。

①の外出の支援はどのようなものを考えているかですが、今までも乗合タクシーの見直しや南校区のお買物ツアーとか、いろいろ実施されていますが、これをこのまま継続されるのか、何か新しく考えているのかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

高齢者に対する外出支援は、心身に障害がある方などで家族などの送迎や一般の公共交通機関の利用が困難な方を対象にヘルパーが同行し、利用者宅と医療機関などの間を送迎する外出支援サービス事業を平成12年度から実施しているところです。高齢者の外出支援に対する生活支援のニーズは相対的に高く、令和4年度に実施しました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では病院や買物の送迎、付添いが2番目に多い状況でありました。こうしたことから、第9期介護保険事業計画においてヘルパーが通院などで外出同行を行う現行の外出支援サービス事業の強化を検討する方針を立てたところでございます。また、新たな外出支援につきましても、今後他自治体の事例を参考にするなど検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 私の質問の後に馬場議員が、自力で外出したい免許証返納者のシニアカーの購入補助について質問がされると思います。実際にテレビでのコマーシャルも増えて、中古車の販売もネットにかなり掲載されて手軽に購入しようとする人が増えると思います。シニアカーは、歩行者と同じくくりで右側通行、歩道走行、ヘルメット不要で何とJRにも乗れます。ハンドル型電動車椅子ということでJR九州の利用可能な駅を調べると、町内の3か所の駅は皆、全ホーム利用可能とされています。しかし、(1)の②で質問したんですけども、実際は使いづらく危険なスロープ等があります。自力で外出したい高齢者の安全な外出環境を整えるのも外出支援だと思いますが、町はどのように考えられますか。これも通告外ですか。

（健康福祉部長梅原浩司さん「もう一度お願いします」の声あり）

自力で外出したい高齢者の安全な外出環境を整えるのも外出支援だと思いますが、どのように考えられますか。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） すいません、確かに外出されるときにそういった配慮も必要なことだというふうに考えております。私からは、この事前にいただいておりました買物支援、ごみ出し支援の現状と今後の支援をどう考えてるのかについてお答えをさせていただきます。

（6番矢野厚子議員「次のとこですね」の声あり）

はい。すいません、それでは御質問にお答えします。

高齢者に対する買物支援は、6月議会の廣瀬議員の南部地域の買物難民対策の一般質問において、現在民間事業者による移動販売ルートの拡大やお買物サロンの試験的な実施に取り組んでおり、今後はこれらの取組を実施させていくと答弁いたしました。また、先ほどの質問でも

答弁しましたとおり、高齢者の病院や買物への送迎、付添いに対するニーズは相対的に高いことから、南部地域でのお買物サロンの取組を町内全域に拡大することも想定し、移動を含む新たな買物支援サービスの検討に取り組む方針です。ごみ出し支援については、高齢者などが小まめにごみ出しをするのに便利な特小ごみ袋の活用も高齢者のごみ出し支援に関わる取組であります。ユニバーサルなまちづくりとは高齢者に限らず誰もが暮らしやすく、誰もが参加できる社会であると理解しておりますが、こうした視点は日本一のまちづくりの取組においても大事な視点であると認識しております。今後は、他の市町村の先進事例などを積極的に収集し、ユニバーサルなまちづくりに向けた研究に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 今後もしいろいろ取り組んでいかれるということですが、買物については外出しなくてもできる買物もあります。インターネットとか買物代行とか、買物に自分が実際行かなくてもできるという部分はたくさんあります。だけど、現物を見たいという思いが強いので、どうしても出かけたいという気持ちになるのも実情です。

町から以前、買物袋を頂きました。あれは、車で買物に行く人にはいいんですよ。だけど、歩いていく人にとっては大き過ぎて、あんなにいっぱい買わないんですよ。御高齢の方を見ると、大体ころころのついた買物を引いて歩かれています。だから、今後もし買物袋を町民に渡そうと思うのであれば、高齢者が使えるようなものを検討していただきたいと思います。これからどんどん高齢者が増えていくからですね、大量に買物もしませんので。

ごみ出し支援も、私が先日足をけがしたときに本当に困ったんですよ。プラスチックごみのように軽いものでしたら、つえをつきながら出しに行くことができました。だけど、うちには犬がいて、犬のトイレシートというのが燃えるごみの日に出すんですよ。量もかなりあります。どうやって出しに行こうかって考えたときに一輪車を押してごみ出しをしている人を見たときにこれだと思って、ハンズマンに行き、ちょっと探して手押しのカートが売ってあることを見つけました。購入金額は1万円を超えたのでちょっと高い買物でしたけれども、現状これからもどんどん年を取っていく中で自分のごみ出しを考えたときに、これは必要だなと思って購入しました。私の場合はペットの犬ですけども、これから介護をしている高齢者の方が増える中で、高齢者のおむつは赤ちゃんのと違って量も多いので重いんですよ。生ごみは粉碎もできるし、コンポストもあります。だけど、大人のおしめとかペットのシートとかは、燃えるごみに出すしか方法はありません。できるならば、そういう高齢者が買物にもごみ出しにもできるような小さなカートというのを町は考えることができないかということで提案したいんですけど、町長、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 提案ですか、質問ですか、どちらですか。

○6番（矢野厚子議員） 提案です。

○議長（福島知雄議員） じゃあ、提案で終わります。

次に移ってください。

○6番（矢野厚子議員） はい。じゃあ、最後のユニバーサルな菊陽町をつくるのに必要不可欠な職員の募集と待遇についてお尋ねします。

職員の定数枠は増えているのに実際に働く職員の数はなかなか増えません。その原因はどこにあるのか、どう分析しているのか気になります。

そこで、1番、人材の確保方法を考えているかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

職員の確保につきましては、毎年、各所属長へのヒアリングや町全体の業務量のバランスなどを考慮し、教養試験や専門試験、集団討論、個別面接による採用試験を実施し、採用しております。また、専門的な知識、経験が必要とされる場合には、県からの派遣や任期付職員を採用するなど人材の確保に努めているところでございます。職員の募集の方法につきましては、広報きくよう、ホームページ、一部の専門職では大学等に募集案内を行っております。また、本年度は、副町長が福岡県の専門学校で公務員などを志望する学生に対して企業集積や人口増で活気づく菊陽町のまちづくりの取組に関する講演を通して町の魅力の発信を行い、職員採用活動にも初めて取り組んだところでございます。人材を確保するためには、まずは町の職員として働くことの魅力を広く情報発信することにより町の業務への関心を持ってもらうこと、また多様な試験方式の工夫が必要と考えているところです。他の自治体などでは、SNSや動画の配信、民間の就職支援サービスを利用した情報発信を行ったり、また試験方式では公務員試験対策が負担となる方などを想定し、受験者の負担を軽減するようなSPIなどの民間の適性検査を導入しているところもあるようです。このような取組で受験者数の増加に一定の効果が認められているようですが、求める人材が応募しているかどうかを判断することは非常に難しいと思っております。町では、正確な情報発信に取り組みながら、町の求める職員像に合致する人材が採用できるようこれまでの試験方式と新たな試験方式を組み合わせるなど、人間性や創造性に優れた人材が確保できるよう様々な採用方法に関する情報を収集しながら人材の確保に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） よその自治体のホームページをのぞいてみると、若手の職員が自分の職場を紹介する様子が掲載されています。仕事の内容とか思いとかやりがいとか、いろんな言葉が語られています。職員自身はその仕事を選んだきっかけとかを語りかけると、町に対する興味も出てくるのではないのでしょうか。また、一般企業も、リクルートのために自分の出身校に行き、就職課の先生を通して後輩を誘ったりします。直接会うことでよいところも悪いところも伝わるからです。何もかも満たして満足できる職場なんかありませんので、直接会うことでうわさと真実だけは見極めることができるからです。なぜこんなことを言うのかというと、数

年前にある学校の就職課の方から生徒に菊陽町を勧めたらあそこはブラックだと聞いてますと言われたと聞き、かなりショックを受けました。そんなうわさは、今一生懸命に頑張っている役場職員がかわいそうです。成長し続ける町であるために職員の職場環境もほかよりも成長、改善しなければならないと思いますが、町長はどう感じますか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えをいたします。

優秀な人材をといてところで自ら行って人材を確保ということでお話が少しだけありましたが、以前井芹部長ともお話ししていく中で井芹部長も以前は母校のところにいろんな活動に行かれたというところで、私もそれをやらなければいけないのかなというふうには思いますし、先ほど答弁にもありましたように副町長が行かれています。そういったところで菊陽町のPRをしっかりとやらなければいけないと思います。町の職員がどのようにこの菊陽町で仕事をしているかというところを発信する必要があるというふうには思いますし、そのためにはいろんなニュースとかでも今取り上げられるこの菊陽町でございますので、特に道路の整備のニュースとかではなるべく若い職員の方々にインタビューを受けてもらったり、そのインタビューの中でこの町に対する、そしてまた道路に対する思いをお伝えをしていただけるような機会を今つくるように私も心がけているところでございます。

それと、田中愛美選手の懸垂幕の、熊日さんの記者の中でも私のコメントを求められましたけども、私ではなくてやはり担当課の職員にこのコメントは答えてほしいというところで、そういったところであるべく私たちがあまり、前に出なければいけないところは出ますけども、やはり職員さん方がこの菊陽町でしっかりと頑張ってるんだと、この町を支えて、そしてまた成長し続ける町につなげるんだというところはしっかりと私どもも目を向けてやっていかなければいけないというふうには思います。

今職員の方々も、先ほどブラックというお話がありましたけども、そういったところの話が私にも全く聞こえてないかということでもありますけども、それは若干ありますけども、そういったところを払拭するように今職員も一丸となってやっております。そういったところでぜひとも議員の皆様方も御理解をいただきながら、そういったところで町のイメージをしっかりと私たちも伝えていきたいというふうには思っています。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） では最後に、②の給与以外の待遇改善は考えているかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

給与以外の待遇改善についての御質問ですけれども、町民に信頼され、責任と誇りを持って職員として自己成長していく職員を育成するためには、働き手の意識に合わせ、職員の学びの機会の確保や学びを通じて得た知識を生かせる職場への配置など働きやすい環境の整備は必要

不可欠なものと考えております。職員のワーク・ライフ・バランスの推進や働き方改革の推進、特に育児、介護を行う職員への対応など、様々なニーズに応えることを目的としたテレワークの推進などが改善策として考えられます。また、各種休暇、休業制度の周知を行い、上司からの声かけなどにより年次有給休暇の計画的な取得や男性の育児休業等の取得を促進し、組織全体で職員の柔軟な働き方を強く支援することなども改善策となるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） テレワークなどをしっかり推進していただきたいと思います。

茨城県のつくばみらい市では、昨年の12月11日から子連れ出勤を導入しています。職員が小学6年生まで自分の子どもまたは孫を連れて出勤し、所定の場所で仕事をするものです。もちろん利用条件もあり、常設ではありません。いつも通っている園や施設の一時的閉鎖やふだんの保育者の一時的不在、また小学校の長期休業期間などです。子どもを持つ職員にとっても、子どもの安全な居場所の確保は自分の職務の集中にも影響します。特に共働きの職員にとって平日の学校の休みは、食事の心配や退屈でどこかに行って事故に遭っていないかなど不安がいっぱいです。先日の台風による休校なども、役場も忙しいので休むわけにもいかずに悩んだのではないかと思います。今後もどんな災害が起きて公僕という名の下で家族を置いて職場に駆けつけなくてはならない事態が起きるかもしれません。そんなことが起きる前にこの制度を導入してはいかがでしょうか。昨年のつくば市の試験実施の際は、男性職員の利用もあったそうです。ぜひ町でも導入していただくように提案します。

また、町が新しい事業を展開するには、職員にも新しい知識が必要となります。資格も必要かもしれません。その学びの機会や意欲的な職員に対する援助なども積極的に行うことが魅力的な職場になり、成長し続ける町の成長し続ける職員であり、ユニバーサルな町をつくる活力ではないかと思います。町長はこのような提案をどのように受け止められますか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えをいたします。

つくば市の件は、すいません、私、実は存じ上げてませんが、しっかりと後ほど勉強したいというふうには思います。ただ、育休というのも、今男性職員も少しずつは取っているようございまして、そういったところをまずは進めていきたいなというふうには思います。

それでは、給与以外の待遇改善ということでございますけども、やはり待遇改善も当然必要ですけども、この菊陽町のこの庁舎、役場内で働く意味、意義というのをやはりしっかりと理解をしてほしいなというふうには思います。どのようにこの菊陽町を支えていくのか、そういったことでやりがいとか、そういったところが職員にも、待遇改善もそうなんだろうけど、働く意味というのをそういったところで感じていただきたいなというふうには思っています。9月に10名の新しい職員を採用をしました。これまでこの菊陽町を支えていただいた職員

の先輩方と同じような思いで今仕事をしているというふうには思いますけども、そういった方々にもやはりこの菊陽町を支えていくんだという思いをしっかりと感じていただきたいなというふうには思いますので、当然待遇改善というのも大事かもしれませんが、この菊陽町の役場でみんなで働いて、そしてまたその働きが喜びやいろんな意味でこの菊陽町を支えるという考えの下につながればいいなというふうには思っていますので、まずはそちらを目指しながらいろんなことを考えていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 今回は、ユニバーサルなまちづくりという大きな項目で質問を行いました。ユニバーサルデザインという言葉は、深く広いものです。国も関係ない。男女の性も関係ない。年齢も関係ない。障害のあるなしも関係ない。バリアフリーという意味は、言葉は定着しましたが、それは目に見える障害を改善していくものです。意識していないと見えない壁も取り払わなければなりません。でも、見えなければ、なかなか気がつきません。

先日の人権フェスタで、心は言葉にするという話がありました。つらいとか悲しいとか自分さえ我慢すればと思ってしまう。だけど、言葉にすると共感する人がいます。自分だけではないと気がつきます。ありがとうやごめんなさいも、照れくさくても口にすると言えたとほっとします。そんな中で、マザー・テレサにはならなくても人の心に寄り添うまちづくりが進むことを願って、私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄議員） 矢野厚子議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後 1 時 55 分

再開 午後 2 時 4 分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

馬場功世議員。

○4番（馬場功世議員） 皆さんこんにちは。議席番号4番におります馬場功世です。今日は、傍聴の皆さんには町外からおいでいただきまして、ありがとうございます。ちょうど私に関係する皆さんも行事が重なって、若干そこを割いてきていただいて本当に感謝申し上げます。

また、私の住んでいるところは、同僚議員からは南校区をやゆするような発言があっておりますけれども、私は菊陽町の軽井沢だというふうに思っております。軽井沢ですよ。それは、秋も深まりまして、今虫たちも夜は大合唱をしてる、そういう環境の優しい町に、道明に住んでおりますので、今後ともそういうことで私はここを紹介していきたいというふうに思います。

また、9月に入りまして敬老の日も近まっていますが、前回区長会の中でももう少し年寄りの

面倒も見てくれんかいという要望もありましたので、それに沿ったような形の質問も含めておりますので、行ってまいりたいと思います。あまりここで長話をするとう議長からマイクを切られるといけませんので、質問席から質問をしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員、どうぞ。

○4番（馬場功世議員） 今日は、4項目にわたって質問を設けてますので、よろしくお願いいたします。

まず、重度心身障害者の医療助成の申請についてということを出しております。

(1)の令和6年4月の診療分から自己負担額が入院が2,000円、入院以外では1,000円と変更されているわけですが、申請をするためにいろいろ書類を毎回出すというようなことで、最初からこの支払いの自己負担分だけにできないかということも質問するわけですが、この自己負担が2,000円、1,000円といいましても、その前に負担額を前払いするとか、自分で自己負担をしてその後に助成を受けるということになるわけですが、そういうことで最初からこの自己負担分だけで支払いができないかということでもあります。これは、払うというのも大変本人はもちろん家族の皆さんも経済的負担が大きいというふうに思いますので、その辺について、この最初から自己負担分ができないかということで質問をしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

重度心身障害者医療費助成制度は、県の助成事業で実施主体は市町村となっています。現在のところ、菊陽町では助成を償還払いで行っており、医療機関などで支払いを行っていただき、受給対象者から領収書などを添えて申請、請求があった後、町で内容を審査し、助成を行っております。事務手続の簡素化の件は、以前より御要望を受けておりましたので、今年度より町が発行する受給資格証を医療機関などの窓口で提示すれば自己負担分のみの支払いで済む現物給付を実施できるよう関係団体と協議を行ってまいりました。このたび関係団体との協議が調いましたので、今年の12月診療分よりこれまでの償還払いに加え新たに現物給付での助成もできるようにするため、重度心身障害者医療助成に関する条例の一部を改正する議案を今回の定例会に提出させていただいております。

ただ、今回の現物給付の内容は、国民健康保険や社会保険に御加入の方々が主な対象で、前期高齢者や後期高齢者医療保険に御加入の方、高額療養に該当する方などは今までどおり償還払いでの助成になります。後期高齢者医療保険については、広域連合のシステムでは対応できないことや高額療養費に該当するもの、付加給付金などの支払いがあった場合は通常の処理方法とは異なるためです。今後課題が解決した場合は、同様に現物給付の方法へと切り替えてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○４番（馬場功世議員） 今回条例に提案されるということでもあります。これが実施されれば、家族の方あるいは本人も大変助かるというふうに思っております。ただ、そういうことで今回条例も改正されるということで改善は図られていくというふうに思っております。

続きまして、(2)の毎回助成申請書が必要になっているということで、年度当初に助成申請書を提出したら以後は領収証の提出だけで簡素化ができないかと、条例が出る前にこの通告を出してましたので以後の領収書の提出だけで簡素化できないかという質問になってますが、その辺についてよろしく願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

現在は、償還払いで助成を行っていますので医療機関などでお支払いをされた後に月ごとに役場へ申請書を提出していただいております。手続としては申請書と領収書を一緒に提出していただくことになっておりますので、年度当初に申請書のみを預かるといったことはしておりません。簡素化の方法としては、助成金の申請は医療の給付を受けた日の属する月の翌月から起算して1年は申請ができますので、まとめて申請をするという方法もあります。また、申請書への記載については、住所、氏名、診療月の記入となっておりますので、定期的に受診をされる方など毎回同様の申請をされる方には住所、氏名を記入後、複数枚コピーを取り、次回以降はそのコピーを利用していただくことなどの御提案をさせていただいております。今後現物給付での助成が始まれば、申請の簡素化になり、御負担も減るものと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○４番（馬場功世議員） 今回条例も提案されるということで、改善は図られるというふうに思っております。しかし、この回数を見ると、次回以降はコピーしてとか、いろいろ言われてますが、改善はされるというふうに思いますけれども、自己負担も回数が重なれば、そして私どもからすれば少額に見えますけれども、当事者あるいは家族からすると回数が重なればかなりの負担になるというふうに思っております。それで、この条例も改正されることであれば、将来この自己負担についてもなくすという考えはないか伺いたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 福祉課長。

○福祉課長（井上智香子さん） お答えいたします。

この事業が県の実施事業になっておりますので町独自では決められませんが、今後そういうふうなことも受け止めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○４番（馬場功世議員） これには制度があつて制約もあるかと思っておりますけれども、やはり本人あるいは家族の負担を軽くするためには大いに将来にわたって考えていただきたい、また県への

働きかけも行っていたきたいというふうに思っております。

それでは、2番の質問に移ってまいりたいと思います。

まず、健康長寿プロジェクトについてですが、町民に対する健康長寿のためにT SMCの慈善財団が行う新事業について、この前新聞に発表されました。それで、まだ新聞に発表されただけで具体的な内容とか、あるいはなかなか分からない面もあると思いますが、分かる範囲内で答えいただければというふうに思います。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

今回の健康長寿プロジェクトは、T SMCチャリティー基金からの本町高齢者の健康長寿を支えたいという申出に台湾の国立陽明交通大学、愛知県の国立長寿医療研究センター、熊本大学が協力し、発足した事業でございます。また、今回のプロジェクトは、T SMC進出のプラスの効果を経済分野を超えて町内の健康福祉分野にも波及させようとするものであります。プロジェクトの方向性として本町の高齢者を対象に健康長寿のプログラムを提供することまでは決まっておりますが、具体的な内容は現在熊本大学において検討中であります。今後健康長寿プロジェクトの具体的な内容が決まりましたら、御説明させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） この慈善事業というものについて、いいことだというふうに思っております。ただ、私から言わせると、この第1工場とか第2工場で1兆2,000億円補助金が出されております。そして、将来は役場や国に固定費として納入されるということで還元されると思いますけれども、もう一つはこの菊陽町はよかなと言われますけれども、交通渋滞あるいは地下水の問題、地域にある面では迷惑をかけているというふうに私は思っております。また、迷惑している人もいるわけで、その中でソフト面でもそれに見合う地域還元ということは当然あってしかるべきだろうというふうに思います。前回ホールの建設の質問をしたときに答弁はにべもなかったというふうに受け止めたんですが、T SMCからも要望がいろいろ出されて、内容的には触れませんが、副町長が押し戻すのに大変汗をかいたという話も聞きました。そういう中で、こちら側というか、町としてもいろんな形で、ソフト面の充実とかいろんな、役場は固定費が入るからよかろうもんというような人もおりますが、実際何も恩恵を受けないというか、税金で還元されるとは思いますが、何も恩恵を受けない人たちからするとやはりソフト面の充実というのは大事というふうに思いますのでいろいろ働きかけてほしいと思いますが、副町長のほうから、汗もかかれたことだし、今後いろんな形で交渉をやっぱり強めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 今T SMCの進出による効果のいろんな課題がありますと、そういっ

た課題をしっかりと最小化するというのがまず大事だということを思っております。そして一方で、町民の皆さん方、やはり進出してよかったなという効果の最大化、これをやっぱりしっかりと図っていくというのはまさに馬場議員のおっしゃるとおりだと思っております。そういったところから、これまでも答弁で申し上げましたけれども、現在町内では町長の指示を受けまして政策調整会議というのを進めております。その中で、先般も答弁させていただきましたけれども、いろんな収入が入ってくる、そういった中期財政見通しを立てながらその町民に対する効果の最大化をどのように図っていくのかというのを毎月現在各部長を中心に会議を進めている中でございます。その中の一つの特徴として今回ありましたのは、例えば来年度から行います給食費の無償化、これもまさに一つのこういった中期財政見通しの中の財政指標を見る中でそういった新たな単独にも取り組んでいるところでございます。それから、町長においては、高齢者への対策、こういったものもしっかりそういった見極めながら政策調整会議で議論するような指示もいただいているところでございます。できるだけその効果を町民の皆さん方に実感していただけるよう、そしてそれができるだけ早く伝わるよう私どももしっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 今効果を、あるいは課題の解決、いろいろ力強い言葉がありましたので、ぜひ全体の町民に行き渡るような形で今後とも取組をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、3番の質問に移っていききたいというふうに思います。

町の健康診断の取組についてということで、町の健康診断、人間ドックを含むわけですが、受診率は5か年でどのように推移しているか、それから町の受診率は県や全国の受診率と比較していかがかということで伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

町の健康診断では、主に肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんなどの各種がん検診と特定健診を実施しています。実施の方法は、町の各施設を巡回して実施する集団健診、委託医療機関で実施する個別健診に加え、国民健康保険被保険者、後期高齢者医療被保険者に対する人間ドック助成事業を行っています。

5か年の受診率の推移について、まず各種がん検診の状況を平成30年度と令和4年度の値で報告させていただきます。

まず、肺がん検診は平成30年度は14.2%、令和4年度は12.4%、人数は109人の減、胃がん検診は平成30年度は15.6%、令和4年度は12.9%、人数は141人の減、大腸がん検診は平成30年度は13.6%、令和4年度は12.0%、人数は12人の減、子宮頸がん検診は平成30年度は27.3%、令和4年度は25.7%、人数は46人の減、乳がん検診は平成30年度は31.4%、令和4年

度は30.3%、人数は148人の増となっており、それぞれ5か年の受診率は横ばい、または徐々に減少しています。

なお、県、国との受診率の比較については、県が公表している最新の令和3年度でのデータで見えますと、いずれのがん検診も県の値とは4%から10%程度町が上回っており、国の値とは5%から13%程度町が上回っている状況となっています。

次に、特定健診については、平成30年度は受診者数2,117人で受診率42.2%、令和4年度は受診者数1,869人で受診率42.4%と5か年の受診率は横ばいとなっております。

なお、県、国との受診率の比較については、令和4年のデータでは県及び国の値とは5%程度町が上回っている状況となっております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 数的に町のほうが上回っているということで、大変いいことだというふうに思っております。ただ、減少している部分についても少し気になるところであります。

続きまして、町として健康診断の受診率の向上を図るためにどのような具体策を行っているかということで伺いたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

受診率向上を図るための具体策としては、まず周知の方法として町が実施する健診一覧を掲載した健康カレンダーを毎年度全戸配布しており、また健診案内の個別通知、町ホームページ、広報きくよう、菊陽町公式LINEなどでの周知を行っています。さらに、特定健診未受診者対策として、再勧奨通知と電話勧奨にも取り組んでいます。次に、健診の申込方法として、申込書での申込みに加えウェブでの申込みも導入し、申込みしやすい工夫も行っております。また、健診体制の整備として、お勤めの方なども受診しやすいよう集団健診では休日の健診も実施しているところです。今後もこれらの取組の工夫を行いながら受診率の向上を図り、生活習慣病をはじめとした様々な病気の早期発見、早期治療、予防に努めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 周知、推進については、大変力を入れていらっしゃるというふうに思っております。私が言うまでもなく、病気については早期発見、早期治療というのが大事であるということは推進するほうからも大分働きかけがっております。そのことによって町の医療費の負担も軽くなるわけだし、また当事者も早期発見、早期治療によって病気の改善を図られるというふうに思っております。今後とも推進に力を入れていただきたいというふうに思っております。

ただ、もう少しあれしたんですが、通告にしませんので省きますが、これによってどれく

らい未病が発見できたかというのも今後検討していただきたいというふうに思ってます。通告をしてませんので、これは省きます。

それで、4番目のほうに入っていきたいというふうに思っております。

高齢者の免許証の返納の取組ですが、最近のニュースを見ますとブレーキとアクセルを踏み間違えてコンビニに突っ込みましたとか、あるいは高速道路を逆走してる高齢者の映像が映ったりいたします。大事に至らなかったのは幸いかというふうに思いますが、高齢者の免許証の返納推進、これについて町としてどのような具体策を行ってるか伺いたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 御質問にお答えします。

本町では、高齢者の運転による交通事故の減少を図る目的として、令和元年10月1日より免許証を自主的に返納された方へタクシー利用券3万円分を交付する支援制度を実施しております。この高齢者の運転免許証の自主返納支援事業には、毎年約100人の方が申請をされており、制度を開始した令和元年10月1日から令和6年7月31日までにこれまで514人の方が申請を行われております。また、本町では、全町民を対象とした乗合タクシーや巡回バスを運行するなど、自動車等の運転に不安を抱える高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境の整備にも取り組んでおります。運転免許証の自主返納支援事業については、現在町ホームページや高齢者交通安全教室等を通して町民への周知を図っており、今後も広報きくようへの記事掲載や高齢者交通安全教室などを通して引き続き町民の皆さんに支援事業の周知を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 免許証の返納というものについて、この地域は特に車なしでは動けない状況であるということで返納もためらいがあるかというふうに思います。また、前回私は、この免許証を返納した人に乗合バス、巡回バスですね、乗合タクシー、そういうものに対する乗り方、そういうものの講習会をしたらどうですかという話もしました。それからまた、乗合タクシーについてももう少し利便性を上げることはできないかという質問もしてきたわけでありました。その中で、民営圧迫があるからこれ以上の改善は考えていませんというような答弁もありました。そういう中で、今回乗合タクシーの部分について環境整備に取り組んでいくというような話もありましたけれども、この乗合タクシーあるいは巡回バス、特に巡回バスについてはこの回覧で、一部この働き方改革とか、非常に利便性を考えてバスについては改善されたところもありますし、ここにはもう行かんくなつたばいなのということもあります。そういう中で、乗合タクシーについては、南校区については自宅までお迎えに来るということで非常に努力はされているというふうに思いますが、今後、今2時間置きにタクシーも運営されていて、病院に行って1時間、2時間かかって出たら、あと2時間その乗合タクシーを待つとかないかんというようなことで、私はこの改善はできないかということで質問をしたわけですが、今後こ

の乗合タクシーについて、民営圧迫と言われればそれまでですが、健康福祉の関係、福祉、こういう状況で福祉的な方法としてこの乗合タクシーの利便性について今後改善を図っていくという気持ちはあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（今村太郎さん） それでは、巡回バスと乗合タクシーの件ですので、総合政策課のほうから答えさせていただきます。

以前馬場議員の御質問に答弁させていただいたとおり、乗合タクシーにつきましては、民営圧迫というよりも民間事業さんとのバランスを取りながら行っていく必要があると思っております。その辺を模索しながら現在運行のほうを考えております。免許証を返納された方に対する支援という形もあるんですが、なかなかおっしゃっていただいたとおり病院の時間と合わないといったような御意見等もいただいております。その辺、今後どのように利便性を高めながら民間事業者の方とバランスを取れるのかということも考えながら、少し福祉部局とも相談しながら検討をさせていただければと思っております。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） ぜひ、言葉が足りないところもありましたが、民営との協調ということもお話がありました。なかなか乗る人の話を聞くと不満が多いもんですから、もう少し改善できないかなというようなことで質問をしたところで、そういうところで将来も今度は返納者も多くなると、明日は我が身でございますので、ぜひその辺の改善の方向もお願いをしたいと思います。

それで、2番目について質問を移していきたいというふうに思います。

免許証の返納者に対してシニアカー、これは電動車椅子のことでメーカー名になっている部分もありますが、電動車椅子について、福祉面では助成があつてことは承知しておりますが、この免許証の返納者に対しての費用はできないかということで質問いたしてます。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

シニアカーの全国平均価格は、新品で30万円から50万円、中古でも10万円から20万円と高額でございます。そのため、自治体が購入助成を行い、シニアカーの購入を促すことで高齢者の移動や外出の支援につながっているようです。一方で、厚生労働省が自治体に情報提供を行っている福祉用具に係る重大製品事故報告では、シニアカーによる高齢者の死亡、重傷の重大事故が多く発生していることが報告されております。御質問のシニアカーの購入費助成については、高齢者の免許証返納を促進する可能性がある一方で、シニアカーによる高齢者の重大事故が増加する可能性もございます。また、これらの事故の原因が当該製品に起因するものなのか、操作方法に起因するものなのか、その他の要因に起因するものなのか明らかになっていないケースが多く見られます。高齢者の免許証返納を推進する目的でシニアカーの購入費助成を

行う自治体は、全国でも極めて少ない状況であります。したがって、まずはシニアカーの使用に関する安全性の確認が優先されるべきであり、現時点では事業の創設は困難であると考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○４番（馬場功世議員） 事故はどういうところでもあるし、またシニアカーというものにまだ使い慣れない部分もある、あるいは歩道の整備、さっき矢野議員が、バリアフリーの部分で話がありましたが、駅でもこの菊陽町では３か所とも利用できるというようなことでありますし、列車にも乗せることができるシニアカーも販売をされておるわけであります。そういう中で、まず歩道の整備、そういう条件整備というのが大事だというふうに思います。踏切で線路の隙間に引っかかってはねられたとか、あるいは田んぼに落ちたとか用水路に落ちたとか、いろいろあっているのは承知をしております。まず、そういうこの条件整備を整えるということとこのシニアカーの導入というのはそこから進んでいくというふうに思いますが、その辺のこの条件整備で歩道の整備とか駅の中での開発、駅はＪＲがするものかもしれませんが、それに対する取付けあたりを考えてもらえないかということですが、その辺についての歩道の整備とか駅周辺の整備とか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員、通告外につき次の質問に入ってください。

○４番（馬場功世議員） いやいや、歩道の整備とか何かはできるでしょ。

○議長（福島知雄議員） (2)の質問に該当しておりません。

答弁する。

建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 質問にお答えします。

まず、バリアフリーに関しましては、先ほどの矢野議員のときの答弁にもございましたとおり、光の森駅、三里木駅、原水駅ともに駅前広場につきましてはバリアフリー化で対応しているところでございます。道路整備に伴いまして、歩道の設置等につきましては今移動円滑化の基準がございます。俗に言うバリアフリー法の基準がございますので、そちらの基準に基づいたような形で道路計画も立てているようなところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○４番（馬場功世議員） やや通告にないような部分で答弁していただきまして、ありがとうございました。登壇をしてまた最後の締めくくりを発言したいと思いますので、よろしくお願いします。

本日は、４項目にわたりまして質問をし、また通告にないようなところも真摯に答えていただきまして、大変ありがとうございました。

それで、今回重度心身障害者の医療助成の申請についても今回の議会の中で条例が出される

ということであります。そういうことで、今回本人または家族の皆さんも非常に助かるというふうに思っております。ただ、私としては、やはり自己負担についても将来なくすということを考えていただきたいというふうに思っております。それから、この私の質問と条例の改正ということで、非常にマッチしたことは大きな成果かな。自画自賛しております。そういうことで、今回いろいろ改善が図られていくというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

また、健康管理についても、これはいろんな形でこの議会の中でも公表することによって皆さんに広く伝わるということで質問をさせていただきました。

そういうことで、また次回にはいろいろまたお話ができればというふうに思いまして、本日の私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（福島知雄議員） 馬場功世議員の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後 2 時39分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和6年9月6日（金）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（3日目）

（令和6年第3回菊陽町議会9月定例会）

令和6年9月6日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|      |            |      |            |
|------|------------|------|------------|
| 1 番  | 鬼 塚 洋 議員   | 2 番  | 吉 村 恭 輔 議員 |
| 3 番  | 藤 本 昭 文 議員 | 4 番  | 馬 場 功 世 議員 |
| 5 番  | 廣 瀬 英 二 議員 | 6 番  | 矢 野 厚 子 議員 |
| 7 番  | 大久保 輝 議員   | 8 番  | 西 本 友 春 議員 |
| 9 番  | 佐々木 理美子 議員 | 10 番 | 中 岡 敏 博 議員 |
| 11 番 | 布 田 悟 議員   | 12 番 | 佐 藤 竜 巳 議員 |
| 13 番 | 甲 斐 榮 治 議員 | 14 番 | 岩 下 和 高 議員 |
| 15 番 | 上 田 茂 政 議員 | 16 番 | 小 林 久美子 議員 |
| 17 番 | 坂 本 秀 則 議員 | 18 番 | 福 島 知 雄 議員 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内 藤 優 誠 さん

書 記 廣 田 沙 織 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                      |            |                     |            |
|----------------------|------------|---------------------|------------|
| 町 長                  | 吉 本 孝 寿 さん | 副 町 長               | 小 牧 裕 明 さん |
| 教 育 長                | 二 殿 一 身 さん | 総 務 部 長             | 板 楠 健 次 さん |
| 住民生活部長               | 渡 辺 博 和 さん | 健康福祉部長              | 梅 原 浩 司 さん |
| 産業振興部長兼<br>農業委員会事務局長 | 山 川 和 徳 さん | 都市整備部長              | 井 芹 渡 さん   |
| 総務課政策監               | 宗 像 雄 矢 さん | 総務課長兼選挙<br>管理委員会書記長 | 村 上 健 司 さん |
| 危機管理防災課長             | 阪 本 幸 昭 さん | 総合政策課長              | 今 村 太 郎 さん |
| 財 政 課 長              | 澤 田 一 臣 さん | 環境生活課長              | 野 村 瑞 樹 さん |
| 健康・保険課長              | 岩 下 美 穂 さん | 介護保険課長              | 和 田 征 さん   |
| 福 祉 課 長              | 井 上 智香子 さん | 農 政 課 長             | 阪 本 和 彦 さん |
| 建 設 課 長              | 出 田 稔 さん   | 都市計画課長              | 阿久津 友 宏 さん |
| 施設整備課長               | 荒 牧 栄 治 さん | 教 育 部 長             | 矢 野 博 則 さん |
| 教育審議員                | 吉 永 公 紀 さん | 学 務 課 長             | 平 征一郎 さん   |
| スポーツ振興課長             | 鍋 島 二 郎 さん |                     |            |

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前9時57分

○議長（福島知雄議員） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 日程第1 一般質問

○議長（福島知雄議員） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

廣瀬英二議員。

○5番（廣瀬英二議員） 皆さんおはようございます。議席番号5番の廣瀬英二と申します。

台風10号も大過なく過ぎ去りました。ただ、これから35度近い猛暑が続くと思います。熱中症には十分お気をつけいただきたいというふうに思います。これは、やはり水分を小まめにとるといことは、これは大切なことであるというふうに言われております。

それから、スポーツの祭典、パリオリンピックが終了しました。文化、国籍などを、様々な違いを乗り越えてフェアプレーの精神で競い合い、お互いの健闘をたたえ合うなど、世界平和への温かいメッセージがスポーツを通じて伝わるすばらしいオリンピックでした。8月29日からパラオリンピックが開催されていますが、どんなドラマが展開されるか楽しみでございします。昨日行われました複合テニス、女子の、菊陽町出身のなかむらまなみさんも……

（「田中」「田中さん」の声あり）

ごめんなさい、田中愛美さん。すばらしい活躍で、一応逆転勝利で一応金メダル獲得ということで、一町民として心より賛意を表したいというふうに思っております。本当におめでとうございます。

さて、菊陽町の課題である渋滞対策として、ソニーや東京エレクトロン等で始まった時差出勤やフレックスタイムの取組が熊本市などで広がりを見せています。また、10月1日より肥後大津駅から本田技研まで通勤バスが、要するに有料で3年間運転をするということになっておるようでございます。この取組にプラスをしてやはり自転車で用事を済ませるとか少しでも公共交通機関を利用するとか、そういう部分の利用が増えることを願うものであります。

本日の一般質問の内容は、中期財政計画について、新庁舎建設について、仮称総合運動公園の活性化について、高齢化社会に対応した町の取組について、新駅のネーミングについての5項目でございます。今回の質問は、町民の皆様からいただいた声、また1期4年間で取り組んできたことを前に進める質問もたくさんあります。TSMCの進出の恩恵を町民の皆様にも少しでも感じていただけるように、提案を含め、議員として力を尽くしていきたいというふうに思っております。質問は、質問席にて行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） それでは、通告に従いまして質問を行わせていただきます。

まず、中期財政計画について、これから小・中学校の完全給食無償化、それから渋滞対策と

しての道路網の整備、アーバンスポーツの施設を含めた仮称運動公園の整備、新駅の設置、駅を中心とした大規模な市街地整備、新庁舎建設等の事業が進められ、多額のお金が今から使われていくというふうに思ってます。T SMC進出による大幅増収増を含め、菊陽町に有利な国の交付金、それから人口増加による税収増、これが財源となりますけども、事業を進めていく中でいろんな課題もあるというふうに感じております。それぞれの計画が菊陽町の将来を見据えた有効な事業であることも理解しております。議員としてこれまで賛同をしてまいりました。しかしながら、中間的なトータル事業として収支見込みはどうなるのか大きな不安があります。町民の声もそうだと思います。そういう観点からのまず質問でございます。

(1) 番です。複数の大型事業が計画されている。今後においても第7期総合計画策定による新たなまちづくりが展開されていく中で、中期財政計画、財政収支見通し計画を明らかにするのはいつかお示しをいただきたいというふうに思います。どうぞ。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 御質問にお答えします。

現在町では、菊陽町中期財政計画の策定に向けて収支見通しなどの作成を進めているところでございます。御質問にありましたとおり第7期菊陽町総合計画の策定も進めているところでもありますので、令和6年度末までに菊陽町中期財政計画を策定し、公表したいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） じゃあ、(2) 番の中期財政計画、財政見直し計画は何年度までの計画になるのかお示しをいただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

今年度に策定を予定しております菊陽町中期財政計画については、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間となる予定です。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 今お話がありました、これは令和7年度から11年度までの5年間と。そういうことになりますと、第6期総合計画、この前期の期間というのは令和3年から令和7年度までになっていますね。第6期の総合計画はそうになっていますね。ということは、令和7年度から11年度までということは1年これはダブるんですかね、前倒しになるんですか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 先ほど申しました菊陽町の総合計画を新たに策定を今しておりますので、その始期が令和7年度からとなりますので、新しくつくります総合計画の前期基本計画の期間に合わせた期間というふうになります。

以上でございます。

(5番廣瀬英二議員「分かりました」の声あり)

○議長(福島知雄議員) 廣瀬議員。

○5番(廣瀬英二議員) それでは、2番目の新庁舎建設について質問をいたします。

この事業は、半世紀に一度の大事業であります。予算に限りがある中で、完成までのプロセスをお尋ねするものでございます。建設のコンセプトとして、南海トラフ地震などを想定した安全・安心で災害に強い庁舎、それから町民サービスを効果的、効率的に提供する利便性の高い庁舎などが基本理念として挙げられると思います。そのほかにもDX、デジタルトランスフォーメーション対応の設備など行政機能向上のための設備も必要であります。

それでは、(1)番の質問に参ります。

「令和11年度完成に向けて、第一回目の新庁舎建設検討委員会」ってしてますけど、これは正式には庁舎等整備検討委員会に改めて訂正をいたします。それが開催をされました。検討委員会に付託された内容についてお尋ねをします。

○議長(福島知雄議員) 都市整備部長。

○都市整備部長(井芹 渡さん) 御質問にお答えいたします。

菊陽町役場庁舎等整備検討委員会が審議を行う内容につきましては、設置要綱において4つの項目を規定しております。1つ目は施設の整備方針に関すること、2つ目に施設の規模に関すること、3つ目に施設の機能に関すること、4つ目にその他菊陽町役場庁舎等の整備に当たり必要であると認められる事項であります。それらの事項について審議を行い、その結果を町長に報告するものと規定しております。

以上になります。

○議長(福島知雄議員) 廣瀬議員。

○5番(廣瀬英二議員) そうしますと、検討委員会で議論されるに当たって何点か確認をさせていただきます。

まず1点目に、参考になる行政棟の現地調査、これ益城町とか大津町とかがございますけど、それは調査をされたのか、見に行かれたのかと2点目は基本となる事項について整理をされているのか。例えば仮設の庁舎など費用が効率的なものであるとか、それから菊陽町の特徴を生かした庁舎になるのか、それと新庁舎と中央公民館とを結ぶ連絡通路についてはどうするのか、防災センターとの関係の整理はどうするのか、そのほかにもバリアフリーとか、いろいろございます。この辺の整理についてはどうされるんでしょうか、回答いただいた中では項目が漠然としておりますので、何を基準に議論されるのか、それをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長(福島知雄議員) 施設整備課長。

○施設整備課長(荒牧栄治さん) まず一番最初に、先進地といいますか、よその庁舎のほうを確認したのかというお話でございましたけど、まだ実際には確認のほうは行っておりません。大



津の庁舎の費用とか、その辺の部分は参考に行っているところでございます。

7月11日に開催いたしました第1回菊陽町役場庁舎等整備検討委員会におきましては、庁舎、中央公民館、保健センターにおける現状と課題、町の現状と今後の見通し、課題解消に向けた方策、施設の複合化、庁舎などの整備に対する町の方針案について、現時点で町が整理し比較検討している内容である複合施設として新築する方針案を御説明し、御審議のほうをいただいております。

あと、バリアフリー関係の通路とか、そのようなお話がございましたけれども、まだどういう形になるのかというのがまだ決まっておりませんので、その辺は方向性が決まり次第、検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） そういう細かいことについては今からの議論になるということでございますね。

○議長（福島知雄議員） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん） 検討委員会のほうで整備の方針案をお示しいただいた中で、その後動いていくというようなところでございます。

以上でございます。

（5番廣瀬英二議員「次に参ります」の声あり）

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） それでは、(2)番のパブリックコメントの主なスケジュールについてお示しをいただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 御質問にお答えいたします。

検討委員会による審議結果を踏まえ、本年度中には庁舎等の整備方針案を策定し、その内容につきましてはパブリックコメントを実施し、町民の皆様から広く意見を募る計画でございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） そうしますと、検討委員会の委員の任期というのは来年の3月31日までとなっておりますよね、そうした場合に、残りあと半年ですよ。それで、あと何回その検討委員会を開催されるか分かりませんが、それと併せてそのパブリックコメント、いろんなやり取りをする中で来年の3月まで、これはできるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん） ただいま検討委員会に御審議のほうをお願いしておりますけれども、審議の状況次第では来年度へずれ込む可能性もあると現在のところ考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） そこはやっぱり慎重に検討いただいて、町民から見てもすごいなと、そういうふうに言われるような新庁舎を造っていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問です。

(3)番、新庁舎建設基本方針に関する答申書が町長に提出される予定時期についてお示しをいただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 御質問にお答えいたします。

本年度中には検討委員会からの答申をいただく予定です。しかし、町行政の拠点である役場庁舎を整備する重要な事業でありますことから、検討委員会においても十分な審議を賜りたいと考えております。審議状況次第では、ずれ込む可能性もあると考えております。いずれにしましても、町民の皆様にご納得いただけるように丁寧に事業を進めていきたいと考えているところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 先ほども申し上げましたけども、やはり検討委員会でじっくり検討されて、今課長のほうからお話がありましたようによりよい新庁舎になるように御検討をしていただきたいというふうに思います。

この質問は、これで一応終わります。

次の質問です。

(4)番、新庁舎建設費用及び財源について、現時点で分かる範囲内でお示しをいただきたいというふうに思います。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 御質問にお答えいたします。

庁舎整備に係る事業費につきましては、既存庁舎の改修か、それとも建て替えか、庁舎の規模や構造、整備する場所、中央公民館や健康保健センターとの複合化、整備する時期などの条件により大きく異なることから、整備方針が確定していない現時点で算出するのは非常に困難でございます。しかし、整備を検討する上では事業費も重要な要素であることから、第1回庁舎等整備検討委員会においては、概算工事費の目安として、市庁舎を新たに新築した場合は仮設庁舎に係る建設費及び既存庁舎の解体工事費を含め、税込みで約71億2,000万円と試算しております。また、複合施設とした場合は、約12億6,000万円が加算され、約83億8,000万円と試算しているところでございます。この試算につきましては、近年の他自治体における庁舎建設事例の工事価格を参考に算出したものであり、実際の事業費は設計により大きく変わる可能性がございます。また、財源につきましては、今後活用可能な地方債や補助金等を引き続き様々

な視点から模索し、財政負担の軽減に努めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 私は質問する立場ですけれども、実際担当される当事者の方は大変だと思います。実際の話が大変だと思います。忙しいのは察しております。建設費用などは、中期財政計画にも大きく影響するというふうに思います。それで、先ほどの一般質問でも中期計画、これについてもお尋ねをしたところでございます。参考に申しますと、これ、益城町役場が51億円、総工費がですね、これはもちろん複合施設ですけれども。それと、大津町が35億円、あそこが複合施設なっておるかは確認、なかったですか。

これでこの質問を終わりたいと思います。

次に、3番目の仮称総合運動公園の活性化についてお尋ねをします。

九州最大規模のアーバンスポーツと呼ばれる施設が吉本町長の72項目の提言に基づいて菊陽町の熱意と県からお見えになった副町長の後押しで原水地区の都市再生整備計画の一つとして設置されることが決まったことは、皆様も御承知のとおりであると思います。しかし、幾つかの課題もあると思います。国の社会資本整備総合交付金、これが10億円、これが交付されることになってますけども、町のお金、それから基金を合わせて16億円使われます。合計の26億円が使われるわけですが、経済効果、相乗効果ですね、これをどのように作り出していくのか、構築していくのか、これは大きな課題であるというふうに思っております。それと、まちづくりの目標と目標達成のために事業をどうしていくのか、それと次に官民連携によって、これは熊本県のほうと連携協定を結ばれていらっしゃるんですけど、これをどのようにまちづくりをしていくのか、これもまた大きな課題であるというふうに思っています。アーバンスポーツ施設の設置の背景には、皆さんも御存じのとおりスポーツも時代とともに進化が求められており、若者を対象とした都市型スポーツが台頭してきているのは承知しています。新たなまちづくり、にぎわいのまちづくりとしてそれを先取りした事業であることも理解できますが、町民の声としていろんな声があります。これは賛否両論があります。そういう中で、今後の取組というのが町民の方の否定的な方の意見を少しでも解消していく、そういうことになるんじゃないかなと思ってます。だから、今後の取組が非常に大切であるというふうに考えております。

それでは、(1)の質問です。九州最大規模のアーバンスポーツ施設が令和8年度中に開業予定であるが、総合体育館周辺一帯を含めた総合運動公園活性化のためにどう取り組んでいくのかお示しをいただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 御質問にお答えいたします。

アーバンスポーツ施設を整備するエリアには、現在でもふれあい広場やスポーツ広場、総合体育館などの施設があります。また、今年度中にテニスコート、来年度には町民グラウンドも

併せて整備する予定になっております。町としては、これらの施設を一体的に運営管理し、時には相互補完させることで大規模なイベント大会の誘致なども可能になり、各施設の利活用が最大限図られると考えているところでございます。そのため、これまでの議会答弁でも、これらの施設一帯を菊陽町総合運動公園として位置づけたいとの考えを示してきたところでございます。

また、現在総合体育館などの既存施設では、正職員や会計年度任用職員を配置し、直営にて運営管理しているところです。しかし、今後特に各施設でのイベントや大会の誘致、普及促進などの点では、行政のみのノウハウでは限界があると思っております。民間のノウハウを活用することで各施設のさらなる利活用につながると考えております。そのため、将来的な運営管理においては、指定管理者制度の導入を前提に検討を進めてまいりたいと考えています。

さらに、町としては、アーバンスポーツ施設を含めた今回の公園拡張整備を将来を見据えたまちづくりとして、JR新駅の設置、新駅及び原水駅を中心とした土地区画整理事業と一体的に進めていく計画でございます。この計画の中では、新駅周辺からアーバンスポーツ施設を含めた杉並木公園周辺をスポーツやにぎわいのエリアとして位置づけ、町民の憩いの場やスポーツの拠点としてのみだけでなく、交流人口の拡大や地域活性化につながるエリアにしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 今お話がありました、指定管理者制度の導入を前提に検討していくと。

交流人口の拡大、地域活性化というのは、これは町の方には非常に御無礼ではございますけど、やはり民間のノウハウを活用したほうが私は効果的かなというふうに思っております。

それと、私、これ、総合体育館は事業開始から今年の12月で丸1年になります。以前にも一般質問でお尋ねしたことがございますけども、総合体育館のスポーツジムと、それから「さんふれあ」のスポーツジム、これの在り方と食事どころ、さん膳が奥まったところにあり靴を脱いでいく不便さと食事どころがどこにあるか分からない状態を改善できないかと、そういう提案もした経緯がございます。今後「さんふれあ」は、地産地消の物販店及び温泉施設として今まで以上に重要な位置づけになります。アーバンスポーツ施設事業開始に向けて、周辺一帯の改善点を整理し、統一感を持った総合運動公園活性化に取り組むことも重要なこととなります。

それでは、(2)番の質問に参ります。

町はアーバンスポーツ施設利用者を年間14万人、売上げを9.9億円と見込んでいるが、その根拠をお示しいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

これまでも議会答弁などでアーバンスポーツ施設の来場者数が年間約14万人、経済効果が年

間約9.9億円と答弁してきましたが、これは町独自の試算によるものでございます。アーバンスポーツ施設の整備に当たっては、スケートボード及びバスケットのスリー・バイ・スリーは常設を予定しています。そのため、来場者数の試算では、全国に40万人と言われているスケートボード競技人口を①本町及び近隣市町、②九州圏内、③九州圏外で人口割合により算出し、①グループは月に1回の利用、②グループは年に2回の利用、③グループは1割の方が年に1回の利用とそれぞれ仮定して、合計で年間約14万人と試算したものでございます。

次に、経済効果は、この14万人に県の観光消費単価を掛け、年間約9.9億円と試算しております。

町としては、当該施設がまずは町民の皆さんに、そして熊本県内の皆さん、九州圏内、圏外の皆さんに最大限利用していただけるよう、また町の地域活性化につながるよう取組を進めていきます。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 年間の利用者数が14万人と、それとアーバンスポーツの稼働日数、これは、365日から50日、休みを引いた312で割りますと、大体1日450名程度の利用者を見込んであるわけですね。それと、収入については、大体9.9億円を14万人で割ると1人当たり7,000円の計算になります。だから、これは結構大変な数字かなというふうには思っております。ただ、これは、後ろ向きだけの話ではどうにもなりませんので、これをいかに達成をして上積みをしていくかということは私たち議員にも課せられた話であるというふうに思っております。

それでは、次の質問に参ります。

仮称総合運動公園周辺の道路混雑をどのように想定しているかお示してください。その前に、ちょっと時間が押してますんで、回答は簡潔にお願いをします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 私のほうから御質問にお答えさせていただきます。

菊陽杉並木公園拡張整備事業におけるアーバンスポーツ施設は、北側に接道している町道十一軒下堀川線からの進入路を計画しております。町道十一軒下堀川線は、道路の有効幅員が約5.6メートルであり、地域の生活道路及び周辺農地の農道としても利用されている道路で1日の通過車両も限られた台数でございます。アーバンスポーツ施設の完成後の当該町道の通過車両は、一般の利用客により増加することが想定され、週末や大規模なイベントの開催時には最も多くなると考えております。このことから、町では、当該町道の安全で円滑な通行を確保するため道路を拡幅する計画としており、令和7年度から測量設計業務に着手する計画としております。

次に、総合体育館への進入路となっている町道杉並木公園線については、町道下原堀川線の交差点から町道南方大人足線まで延長する計画としており、道路ネットワークとしての整備を行うことで渋滞解消につながるものと想定しております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） これは町道十一軒の拡幅ですね。これはまだ今からということですね、どれくらいの幅にするのか。それと、杉並木公園線の延伸、これはまだ今買収が終わっていないということを聞きました。これも早く買収されて、そして早く整備をしていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問です。

(5)の質問です。総合運動公園のネーミングについて町の考え方をお示してください。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員、質問事項4番でしょ。

○5番（廣瀬英二議員） 私は一緒に回答していただいたのかなと思いましたので、そうじゃないんですね。じゃあ、それでいいですか。

何かありますか。

○議長（福島知雄議員） (4)について答弁をお願いします。

教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） それでは、(4)の総合運動公園への自動車出入口について町の考え方を示せの御質問にお答えさせていただきます。

菊陽町総合運動公園として位置づける施設のうち、総合体育館とアーバンスポーツ施設の自動車出入口についてでございますけれども、総合体育館駐車場への自動車の出入口につきましては、町道杉並木公園線から総合体育館正面玄関前の出入口に大階段前の中央の出入口、西側の管理道路への出入口の3か所で計画しております。現在、主に正面玄関前の出入口をお客様に御利用していただいている状況でございます。大階段前の中央の出入口につきましては、イベント時の開放のみとし現在開放しておりませんが、工事を進めていますテニスコート、駐車場等の整備完了後に西側の管理道路への出入口と併せて常時開放することとしております。また、総合体育館北側に令和8年度開業を目標に作業を進めておりますアーバンスポーツ施設につきましては、アーバンスポーツエリア北側を走ります町道十一軒下堀川線から3か所の出入口を設ける計画としております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） ということは、総合体育館への出入口が3か所と、それからアーバンスポーツへの出入口が3か所、合わせて6か所ということでございますね。それと、今後の課題としては、十一軒の下堀川線ですか、この道路の拡張、これも計画をしてあるということなんですこれはいつとも早く整備をしていただきたいと、それと杉並木公園の延伸、これもなかなか買収が進んでないようでございますけれども、これも急いで買収をしていただきたいというふうに思います。

以上でこの質問を終わります。

次は、4番目の……。

（「5、5」の声あり）

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員、(5)の質問は割愛ですか。

○5番（廣瀬英二議員） 5番もありました、すいません。じゃあ、5番の総合運動公園のネーミングについて町の考え方をお示してください。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 御質問にお答えします。

総合運動公園のネーミングにつきましては、今後総合体育館やテニスコート、今後整備するアーバンスポーツ施設、町民グラウンド等の施設一帯を菊陽町総合運動公園として位置づけ、周辺をスポーツやにぎわいのエリア、そして進めていく中で新たなネーミングの必要性について検討してまいりたいと考えております。

なお、本町においては、本年3月に県とアーバンスポーツの推進に関する連携協定を締結しており、アーバンスポーツの機運醸成や普及促進、大会、合宿等の誘致及び開催などに取り組むこととしておりますので、今回整備する施設の核となるアーバンスポーツ施設については、県内外に波及する誘客効果とインパクトがあり、熊本のブランドとなる名称になるよう県と協議していきたいと考えているところです。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） それでは、またちょっと詳しく5番目の駅名の名称についての中でもちょっと申し上げたいと思います。

それでは、4番目の高齢化社会に対応した町の取組について、全国的に少子・高齢化が進む中で、菊陽町の高齢化率は直近で21.5%で県下一番低い高齢化率となっています。しかし、令和22年には23.4%と予測されており、今後社会保障予算は年々増加していくものと予測できます。全国的に見ても、1960年代には現役世代11人で高齢者1人を支えていました。現在では、現役世代2人で高齢者1人を支えている状況でございます。令和6年から8年までの3年間を期間とする第9期菊陽町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画では、6つの重点分野が設定されており、1番目に「高齢者が元気で活躍する社会の実現と自立支援の推進」について掲げてあります。

それでは、質問に参ります。

(1) 番の高齢化社会が進む中で社会保障予算を確保しながら有効な福祉政策をどのように展開していくのか、町の考えをお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

本町では、85歳以上の人口が令和32年、2050年までは増加する推計となっており、介護需要の増大が予想されます。高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護需要の

増大を予測し、介護サービスを計画的に拡充していくことが必要になります。一方で、介護サービスの拡充に伴い、介護保険料など社会保障費も増大することから、介護保険財政の健全運営に努めることも重要です。御質問の社会保障費を確保しつつ有効な福祉施策を展開するには、介護保険財政の健全な運営のため、介護サービスにできるだけ頼らない高齢者の健康長寿の延伸に向けた健康づくり、介護予防の推進に努めることが肝要であると考えます。このため、第9期介護保険事業計画において「健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進」を主要施策として位置づけております。具体的には、既存事業であるふれあいサロン事業などの活動の充実を行う高齢者の身体活動、運動の推進のほか、今後の取組として70歳以上の希望者への無料入浴券の支給などを予定しており、これら取組を効果的に展開し、社会保障費の抑制に努めたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） いろいろ取組を披露いただきまして、私も安心しております。

それでは、すいません、その中でシルバー人材センター事業の充実と町内企業への就労的活動は高齢者が自立した生活を営むために大切なことであります。本コーディネーターの配置が早く実現できるよう尽力をいただきたいと思います。

その中で、新しい回答がございました。70歳以上の高齢者に対して「さんふれあ」の無料入浴券、これを配布するという回答がございました。これも、やっぱり来年の当初予算に間に合うようにぜひ組み込んでいただきたいと。これも、しかしどれくらいぐらいの高齢者を見込むのか、どれくらい枚数を配布するのか、この辺の議論もあるように思います。それによって金額が出てくるとは思いますけど、私のちょっとした試算では600万円から1,000万円かかるのかなと、そういうことでかかります。お金の要ることばかりではございますけども、これが町民に少しでも、TSMCのですね、恩恵を受けるためにぜひ御尽力をお願いしたいと思います。

それでは、じゃあ(2)番の質問です。高齢者のお仕事の確保としてシルバー人材センターの充実、町内企業などの理解と協力が必要と考えるが、町の考え方を教えてください。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

シルバー人材センター事業の充実については、第9期介護保険事業計画の主要施策である「いきがい就労」の中に位置づけ、活動の支援を行うこととしています。具体的な支援内容としては、事務局を運営するための費用や会員拡大のための普及啓発費用、講習会開催のための費用、就労先開拓のための費用に対し助成を行い、支援内容を充実させているところです。一方、町内企業等に対し本事業への理解と協力を依頼する町からの働きかけは、現在では実施できておりません。町内企業等に対し町からの働きかけを行うには、高齢者の社会参加を促進するため、就労的活動をしたい方と就労的活動の場を提供する民間企業等をマッチングし、個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする人材の配置が必要です。こうしたことから、



同じ主要施策の中で高齢者の希望に応じ多様な就労を促進する就労的活動支援コーディネーターの配置を検討することとしており、本事業計画の計画期間中であります令和6年度から令和8年度に本コーディネーターの配置に取り組みたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 最後のほうに本コーディネーターの配置という言葉がありました。これを早く実現していただいて、ぜひ高齢者が仕事ができるような環境をつくっていただきたいというふうに思います。

次の質問です。

老人福祉センター、老人連合会、クラブですかね、これは、の名称について町の考え方をお示しをいただきたいと思います。

この件については、これは令和3年の9月議会でも質問いたしました。その答えとして、いろいろありました。答弁の内容としては、本当に官僚的な発言だなというふうに私は当時思いました、もうちょっと柔軟性のある回答が欲しかったんだけど。それからもう3年たちました。そういうことで、3番目の質問をよろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

県内の老人福祉センターでは、37施設中の3施設、約8%の施設で老人福祉センターとは異なる名称を使用しています。また、県内の老人クラブ連合会では、45団体中の1団体、約2%の団体で老人クラブ連合会とは異なる名称を使用している状況です。施設等の名称は、その施設等の設置根拠となった法令を参考に決めるのが一般的であり、老人福祉法を根拠とする同施設等は老人の名称を使うのが圧倒的多数となっています。またその一方で、少数ながら老人の名前を使わない施設等もあり、老人の名称を使用しない理由などについては、関係者などの間で老人の名称に関する審議を重ね、決定したものと推察されるところです。

御質問の老人福祉センターの名称については、施設の利用目的や利用対象者の変更などの機会に見直しの議論が進められるべきものと考えます。本町の老人福祉センターでは、現在社会福祉協議会の業務を効率化させるため、隣の福祉支援センターで行う業務を老人福祉センターに集約することなどの改修工事を進めています。この改修により、これまでは高齢者福祉が中心であった老人福祉センターの業務が地域福祉活動やボランティア活動の支援、重層的支援体制整備事業の実施に拡大し、施設の利用目的や利用対象者に変更が生じることになります。こうした事情から、老人福祉センターの名称については見直す方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

また、老人クラブ連合会の名称見直しは、本連合会の会員の総意で決められるものであり、町が名称見直しを勧める立場にはないことから、老人福祉センターの名称見直しの機会に併せて本連合会での議論を期待するところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 今、老人福祉センターの名称は見直す方向で検討していくという力強い言葉が出てきました。菊陽町が熊本県の先陣を切って名称変更をしていくことは画期的なことであります。町長の英断に敬意を表しますが、老人福祉センターの名称変更については工事期間中に準備を進めていただき、工事終了後には装いも新たに出発をしていただくようお願いをしておきます。

それでは、一番最後の質問になります。新駅の駅名についてです。

新駅の駅名については、令和3年6月定例会の一般質問において、駅名について、にんじんの里駅を提案しました。菊陽町の代表的なものは何ととっても農産物のニンジンであると、またニンジンに絡む町のイベントは多数あり、菊陽にニンジン生産の玄関口として新駅にふさわしい駅名であると考え、地方創生事業で新駅設置の実現に向けて進めたらどうかと提案したものでございます。町の回答として、新駅設置へ向けて意識を共有するための有効な手段と考えている、J Rと協議を重ねる中で時期が来たら検討していくとの回答でございました。このことが熊日新聞のまちむら交差点欄に、廣瀬英二議員、にんじんの里駅を提案という記事が掲載されました。ただ、菊陽町の町議会議員の一人にすぎない提案でございます。これにこだわる必要は全くありません。近くに総合体育館がオープンし、新たにアーバンスポーツ施設が近くでき、テニスコート等も整備され、スポーツ広場的な仮称総合運動公園となります。新駅に付加価値をつけるために斬新なネーミングも必要であるというふうに思っています。特徴のある駅名を紹介しますと、南阿蘇鉄道の南阿蘇水の生まれる里白水高原駅、それから山手線に49年ぶりに新駅ができた高輪ゲートウェイという駅名があるようです。

質問です。

新駅は令和9年春に開業予定となっているが、駅のネーミングはどのように進めて決定していくのかお示しをいただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 御質問にお答えいたします。

J R 三里木駅、原水駅間の新駅の名称につきましては、その候補も含めて、現時点ではまだ決まっておりません。また、新駅名称の決定時期については、開業の約1年前をめどに取りまとめる必要がある旨をJ R九州と確認をしているところです。新駅の名称は、最終的にはJ R九州が決定しますが、今回は請願駅のため、新駅名称の候補を請願者である本町が選定し、J R九州に伝えることが可能です。

なお、最近の請願駅の名称決定については、情報収集を行っております。平成28年3月に開業したJ R西熊本駅の事例を把握しております。J R西熊本駅の場合、請願者である熊本市が名称候補の公募を行い、公募結果を熊本市がJ R九州に伝えたところ、結果として応募が一番多かった名称が駅名として採用されたことを確認しております。

今後新駅周辺では、アーバンスポーツ施設の開業や（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業も控えています。新駅の名称は、町民の皆様に親しみやすいものであり、さらには町の新しい顔をイメージできるようなものとする必要があることから、名称につきましては公募による選定も視野に検討を進めてまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） これもいろんな方々の意見を聞いて、そしてやっぱり一番いい駅名にさせていただきたいと思います。これは参考になるか分かりませんが、私、三十数年前に、これはSLプロジェクト、熊本の責任者として10年間運行したJR九州のSL、観光列車の仕事に携わりました。その当時本社では、後に社長になられた唐池社長、この方が非常にアイデアマンで、愛称名はストーリーを創ることだと強く言われました。そういうこと、名称というのは非常に大切なことであります。その後も唐池社長においては、要するに観光列車のななつ星in九州とかゆふいんの森とか、いろんなアイデアでこのJR九州に新風を吹き込んでいただきました。そういうことで、この駅名というのは、繰り返しになりますけれども、非常に大切なことですので、これは広く意見を聞かれて、そして決定していただければというふうに思います。

それと、最後になりますけれども、この原水駅、この名称変更、これも私は必要だと思います。なぜかといいますと、いろんな原水駅というのは半導体企業でにぎわいを見せております。今日の新聞にもまた南側に新しい工業団地ができるという発表もありましたけれども、ここはやはり今がチャンスだと思います。原水駅でもいいんですけど、それを新たな名称にしてこの菊陽町、原水駅を売り出していくということは私は必要かなというふうに思っております。名称にしては、いろんな考え方もあると思いますけれども、セミコンテクノパークに一番近い原水駅とか、いろんな、半導体の企業に一番近い原水駅とか、いろんな考え方があると思いますので、これも確かにハードルは高いです、名称を変えるというのはですね。ただ、これは、県からお見えになつとる、宗像さんですかね、これは宗像さんの仕事でもあると思いますので、これ、ぜひ御尽力いただいて、掛け合っていただいて、そしてそれを菊陽町に土産として置いていってください。よろしくお願いいたします。

2分になりましたですね。これで私の一般質問は終了させていただきます。登壇する時間がございませんので、ここから、申し訳ございませんけど、傍聴席の皆様、傍聴、大変ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬英二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時55分

再開 午前11時5分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治議員。

○13番（甲斐榮治議員） 皆さんおはようございます。今日は、残暑の中、傍聴に来ていただきまして、大変ありがとうございます。

また、ゆうべは、菊陽町出身の田中愛美選手がパラリンピックの車椅子のテニス女子ダブルスで優勝されて、本当におめでとうございます。障害を克服して、しかも相手は世界で8連覇をしている、そういう相手に対して初出場でこういう成果を上げるというのは並々ならぬ精神力であろうかと思います。菊陽町の誇りだと思います。本当におめでとうございます。

私もパブリックビューイングで見たいと思ったんですが、御覧のとおり今日は一般質問でまだ最後の詰めを終わっておりませんでしたので、私のほうはこの一般質問の詰めで夜遅くまで奮闘しておりました。何かパブリックビューイングも12時ぐらいまでかかったそうで、お疲れさまでございました。

さて、私は、議席番号13番、一陽会の甲斐でございます。

非常に遠い歴史上のことになってしまいましたけれども、1917年にロシア赤軍がロシア皇帝の君臨する冬宮殿に突入してソビエト連邦が誕生しようとしていたまさにその日にも首都モスクワでは喫茶店やダンスホールやオペラハウスも通常どおりに営業して人々は日常生活を楽しんでいたとアメリカ人のジャーナリスト、ジョン・リードが「世界をゆるがした十日間」という著書の中で報告をしております。世界を一変させるような瞬間でも、一般の市民の受け止めはこのようなものでありました。今私たちの地域で展開されている事態の受け止めも、私たち住民レベルではそのようなものであるかもしれません。ただ、今がどのような時期であるかはいずれ歴史が証明するであろうと思いますが、私たちは今歴史的な時間の中にいるのかもしれない。世界の米と言われる半導体の生産で圧倒的シェアを持つTSMCの我が町への進出とそれに付随した半導体関連産業群の展開は、まさに衝撃的であり、全国あるいは世界的な関心をさえ引きつけております。人、物、金が集中され、いずれはこの地域を一変させると思います。

さて、これまでは、人、物、金が大都市、特に東京に集中する中で、地方はどちらかといえば疲弊をしてきました。地方を復活させることは、我が国のこれからの発展にも好影響を及ぼすと考えます。熊本県の今の姿はその方向性の一つを示しているのではないかと、我々の目の前には我が国の経済を支え、ひいては東アジアの経済活動のエネルギー源となる可能性が大きく開けております。この未来への希望には、解決すべき課題も付随しております。地下水や交通混雑の問題であります。それらに誠実に取り組むべき課題も同時に我らにかかっているというふうに思います。結果は、やがて歴史が語り、歴史が証明するでありましょうが、少なくとも今はTSMC進出の御祝儀的相場が終わって多少辛口な意見が出始めておりますが、この今は

今述べました壮大な夢を実現する責任と役割が地元民たる我々にかかっていることをいま一度確認しておきたいと思います。この認識の下で今日の一般質問を行います。T S M Cの進出の効果と課題についての質問であります。質問は、質問席で行います。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） それでは、質問の1番目、既にもう出来上がった諸事業、それから新規の諸事業、あるいは事業計画、あるいはこれから開発整備される地域、下に参考に米印に書いてありますが、それについての全体構想は第7期総合計画の中で示されると考えますが、これを総合的に結ぶ基本的なコンセプトは何か、課題が大きいですが、このことについてお答えをいただきたい。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、甲斐議員の質問にお答えをいたします。

議員の皆様も御存じのとおり、T S M Cの日本初めての進出決定後、本町を取り巻く環境の変化は著しい状況となっております。また、町では、このT S M Cの進出を大きな転換点と捉え、国の交付金による支援などを受けながら積極的なまちづくりを展開していくこととしております。そのような中で、本町におきましては、御質問にあるような半導体産業をはじめとする産業集積のための新たな工業用地の確保、原水駅周辺の区画整理事業、新駅、アーバンスポーツ施設、新庁舎整備などのハード事業だけではなく、高齢者支援、子育て家庭の支援、多文化共生などにも取り組む必要があります。そして、何よりも、このT S M Cの進出効果を町民の皆様実感していただけるよう、まちづくりをしっかりと進める必要があると考えているところでございます。そのため、町としましては、この著しい環境の変化や必要な施策の確実な推進のために、第6期総合計画の見直しという位置づけではなく全く新しい第7期総合計画の策定を決定した次第でございます。

現在、総合計画策定の基礎資料となります国、県や町の個別計画の整理、人口及び財政状況の整理、各種アンケート調査、そしてそれらの分析を進めています。今後は、アンケート等の分析に時間を要していることと新たな総合計画として内容をしっかり詰めて作成をする時間を確保するため、住民懇談会や住民ワークショップなどを10月以降開催をしまして、12月議会への上程を予定とした基本構想につきましては、内容が基本計画と密接に関係することから並行して策定することが適切と判断をいたしまして、現在令和7年3月議会の上程を目指して進めております。第7期総合計画を策定するに当たっては、基本構想の中に将来像や町の方向性を示すものとして、基本的な考え方となるコンセプトやキャッチフレーズ的なものも議論していく予定でございます。

総合計画は、町の将来像及びその実現に向けた指針を表す構想となることから、その内容や方針は町の様々な計画にも影響を及ぼすものとなります。この御質問の総合計画策定に当たってのコンセプトにつきましては、現在町のスローガンでもあります「成長しつづける町。」や政策提言で掲げております8つの政策分野を基本的な考えとして持ちながら、今後策定審議会

や役場内に設置をしております副町長を委員長として部長、課長で構成いたします策定委員会などの中で議論を深めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 総合政策課から答弁があるかと思いましたが、町長じきじきの答弁でありがとうございます。感動しております。

今日傍聴席にもいらっしゃいますので1つ確認をしておきますけども、先ほどいろんな試みについて町が手がけておる事業や事業計画について申し上げましたが、改めてちょっと触れておきたいと思います。

通告書の中にもありますが、原水工業団地とその周辺、それから総合体育館と「さんふれあ」の周辺地域、それから町の顔の一つを構成する既設の地域として光の森地域、それから第2土地区画整理地域、これはドン・キホーテと商業施設が入っている地域です。それから、未開発地域として町の南部地区、久保田台地、そういうものがございます。それから、原水駅から菊陽自動車学校付近に至る新土地区画整理事業計画、それから新駅の設置及び原水駅改善事業計画、新運動公園及びアーバンスポーツ施設設置事業、それから町の新庁舎設計など、今町の執行部の方々は大変たくさんの事業に取り組んでいらっしゃいます。ただ、私が質問しましたその趣旨は、いつも申し上げておりますように、やっぱりまちづくりにはそれらのその事業をつなぐ基本的なコンセプト、考え方があるというふうにいつも考えておりますので、この質問をいたしました。今日新たなこととして、大津植木線の南側に半導体産業をはじめとする産業集積のための新たな工業用地の確保がもう一つ加わってきております。町長が申されましたとおり、ハード面だけではなくて高齢者の支援、子育て家庭の支援、各文化共生等のソフト面についても言及がありました。評価したいと思います。

基本コンセプトについては、町の新たなスローガンである「成長しつづける町。」と町長提言の8つの政策分野を基本として今後策定委員会等で議論していくという、そういうふうな答弁でございました。その議論の過程で、町長は読まれたと思います、昭和55年の提言ですね、私も読まれたことを確認しておりますが、それにちょっと簡単に触れますと、いろんな事業を取り組まれて現在の菊陽町があるわけですが、その原点になるものとして昭和55年に提言集が出されております。「魅力ある町と里をつくる」という冊子でございます。見られた方もいらっしゃると思いますが、こういう冊子です。ここに今日の菊陽町の原点がある。4本柱を設定されておられます。緑あふれる生活都市、職場と住宅が近くにあって、そういう状況を緑と清流の中に実現するという理想ですね。それから、新しい顔を持つ、菊陽町は当時顔がありませんでしたので菊陽町の、熊本の都市圏と連携はするけれども頼らない、自主的なエネルギーを生む心臓と個性を持った、そういう顔をつくるんだ、顔が幾つかできております。それから、活力ある諸産業を持つ町、これは言うまでもないと思います。いろんな産業が集積されております。住民のために住民が手作りしていく町、国、県の縦割り行政から下ろされてくる施策を

一旦のみ込んで消化しつつ許容範囲で町独自の解釈と方式で住民サービスに変えていく。こういうことが当時の基本精神としてうたわれております。そして、見る限り、この基本方針に沿ったまちづくりがなされてきている。どうかこの辺も再度、町長、もう読まれておりますけれども、発展的にひとつ提唱していただきたいと思います。

確認をいたしますが、住民懇談会それから住民ワークショップ、これは町民から要求の強い部分ですが、10月以降に行うということですね。それから、基本構想と基本計画、別々に進行しておりましたが同時並行でやる、そして基本構想、基本計画は令和7年の3月議会に上程すると、このことは確認しておきたいと思います。

以上で1番は終わりますが、(2)に移ります。

第7期総合計画審議会に示す原案策定のためにどのような組織的検討をしているかについてお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

先ほど町長からの答弁、されましたとおり、現在総合計画策定に必要となる基礎資料の収集、分析を進めております。御質問の町組織としての検討については、まずは総合計画策定の庁内組織である策定委員会で進めることとなりますが、その前提として係長級や若手とも担当の総合政策課で意見交換も行った上で、町長の思いや施策をどのように反映させるか庁内でしっかり議論した上で審議会に素案をお示ししてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 大体分かりましたが、審議会という上部組織がありますですね。ただ、私がこれまで見てきた経験上、審議会ももちろん真摯な議論が交わされますけれども、基本的な骨組みというのは今のこの策定委員会で大体できていくんじゃないかという感想を持っています。ですから、ここの役割が非常に大きい。副町長が委員長をされているということですが、副町長、この運営について何かございますか。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 先ほど甲斐議員のほうから昭和55年の方針を聞かせていただきました。私もしっかり読ませていただいたところでございます。今回の総合計画においても、これまでの先輩方の歴史、これをしっかり受け止めながら、またそれに新たな要素を加えた、そういう総合計画になるようしっかり責任を持って取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 大事なものは、住民の意見を吸い上げることが大事なことのひとつとしてあると思いますが、懇談会や住民のワークショップ、これもこの策定委員会で企画して運営されるのか。

○議長（福島知雄議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（今村太郎さん） それでは、御質問についてお答えさせていただきます。

策定委員会のほうにも意見を聴きながらという形になってまいりますが、基本的には住民懇談会やワークショップの回り方とかスケジュール等については担当の総合政策課のほうで判断してまいりたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） ここは、住民の皆さんの要求が強いところですので、意を用いていたきたいと思います。

それから、3番目に移ります。

町では、新聞でも紹介されておりましたが、政策アドバイザーを新たに雇用されております。その政策アドバイザーをどのように活用されるのかについて質問いたします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

政策アドバイザーについては、本年度より開始した新規事業となります。先ほどの総合計画に関する御質問の際も町長から答弁されましたが、現在TSMCの日本初めての工場立地を契機として本町を取り巻く環境は大きく変化をしております。そのような中、重要施策の推進及び重要課題の解決の促進のために専門的な立場から助言、提言を得ることを目的として政策アドバイザーを設置することといたしました。

このたびその政策アドバイザーに就任いただいた東博暢氏は、日本を代表する民間総合シンクタンクの日本総研でプリンシパルという立場で研究員を務められており、官民協働による新産業創造支援やスタートアップ支援などで国の事業と関わりがあるだけでなく、静岡県浜松市、広島県尾道市で市長に施策に対する助言を行うなど地方自治体関係でも幅広く活躍されています。また、令和5年に策定された熊本県の半導体産業推進ビジョンにも携わられている方です。このような高度な専門的知識や経験を有される東氏は、本町の今後のまちづくりに欠かせない人物と考えまして、今回政策アドバイザーとしての連携をお願いした次第です。

7月31日には政策アドバイザーの任命式を行わせていただき、早速町長、副町長をはじめ関係部課長参加の下、まずは原水駅周辺の土地区画整理事業、スマートシティ、スタートアップ支援などについて意見交換を行ったところです。そのほかこれまでの地方自治体との関わりや経験された取組などもお話しいただき、大変有意義な機会となりました。今後は、幅広く町の施策に対して助言を頂戴することを考えており、様々な分野において幹部職員だけでなく若手職員にもお話をいただき、議論することで、町の施策だけでなく人材育成にも生かしてまいりたいと考えております。あわせて、町長が必要とする重要な施策や本町が抱える行政課題に対して政策的な見地からの助言も頂戴することも考えており、政策アドバイザーには多くのことで本町のまちづくりに関わっていただきたいと考えております。



以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 新聞によりますと令和7年3月まで御勤務になるというふうに理解しておりましたが、要するにこの第7期総合計画ですか、これの完成まで力を尽くされるというふうに考えますが、これは皆さんも御存じのとおりに、この町をよく知っている人材というのも非常に大事で基本になると思いますが、いろんな町の姿がかえって町を知るがゆえに見えないという場合もあると思います。その面からすると、大変いろんな経験を持ってらっしゃる方みたいですが、新しい血を外から入れるって言ったらいき過ぎかもしれませんが、物事を変えるときには客観的な視点を持った方を入れるというのは大変大事なことでないかと非常に期待しております。どうか活躍していただいて、いい方向へ総合計画を導いていただきたい、そう思います。

それでは、次に移ります。

傍聴席の皆さんも御覧になったと思いますが、広報きくようの4ページから7ページまで特集記事が載りました。「豊かな地下水を未来へ」という特集記事です。そのことにも関連して、今度は課題、T S M C がもたらした課題といいますか、T S M C だけじゃないですけども、企業群がもたらした課題、水の問題について質問をいたしたいと思います。

今白川中流域の地下にある地下水、これの恩恵を受けているのは11市町村、約100万人になります。年間の使用量は約1億6,000万トン、学者によりますとこの地下水の総量は現在871億トンであって、今の1億6,000万トンで割ると大体544年分が蓄積されてると、こういうことはまず冒頭に押さえておきたいと思います。

それから、この水の問題に対するポイントを幾つかを押さえていただきます。

1つは、この地下水の保全というのは今言いましたように100万人の生活の安全と、それから経済の発展を支える、そういう性質のものであると、100万人に影響するということを押さえておきたいと思います。J A S M の責任者の方は、この地下水を取水した場合にその100%を涵養するということを宣言されております。

それから、もう皆さん御存じのとおりですが、白川中流域の地域については2つのポイントがあります。1つは、火山活動によって生じた水が非常に浸透しやすい地層であるということが1つ、それからもう一つは俗に言うざる田、水がどんどん地下に浸透していくざる田で農業の営みがなされてきたという、この2つのことで地下水の涵養が成り立っている。その辺を押さえて、平成16年には熊本市と大津町と菊陽町、それから水循環型営農推進協議会でこの白川中流域における湛水の推進、田んぼに水をためて、そしてそれを地下に浸透させるという、その湛水の事業が始まっております。

一方で、地下水の取水量の削減というのも一応出てきておりますが、J A S M では当初年間430万トンだったものを310万トンというふうに削減して発表しておられます。それから、もし我々その100万人が1%の節水をすれば1億トンのうちの100万トンを節水できるということも

ある。それから、竜門ダムの工業用水の活用も考えられている。こういうことも押さえておきたい。令和5年9月には、県が地下水涵養指針を改正されて企業に対して取水量の100%涵養を義務づけると、これまではもうちょっと緩かったんですが、100%涵養を義務づけるという、そういうふうに指針を変えていращやいます。

あと、今のは人も関わった地下水の涵養ですけども、そのほかに地下水の涵養については森林を育成するとか、あるいは緑地を保全する、それから舗装面積を抑える、それから浸透ますを設置する、そういったことがあると。この辺を押さえて、そして次に質問に移りますが、この質問は地下水を涵養するについての新しい試み、その試みと同時にこれまで減反政策で減らされてきた稲作、これを推進するというこの2つのことを目指して白川中流域等水稻作付推進協議会という、そういうシステムができております。そのことに対する質問をいたします。

1 番目です。会の目的及び対象地域を示せ。

それから、2 番目、所属団体や組織構成を示せ。熊本県や公益財団法人くまもと地下水財団との関係はどうなっているか、これ、併せて質問します。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） それでは、お答えします。

まず、会の目的について御説明申し上げます。

白川中流域等水稻作付推進協議会の目的は、白川中流域をはじめとした涵養効果の高い地域におきまして、水稻の作付及び主食用米の消費拡大を推進することで熊本地域の地下水涵養を図るとともに、同地域の農業振興に資することを目的としております。また、事業の対象地域を菊陽、大津町内の白川中流域の6 堰、これは取水口になりますけども、から取水される河川水によってかんがいされている涵養能力の高い水田としておりますが、今後それ以外の減水深の高い地域におきましても減水深に応じた対応も検討していくということとしております。

続きまして、所属団体や組織構成を示せ、熊本県や公益財団法人くまもと地下水財団との関係はどうなってるのかという質問に対しまして御回答申し上げます。

白川中流域等水稻作付推進協議会は、菊陽町、大津町、菊池地域農業協同組合、おおきく土地改良区及び馬場楠堰土地改良区で構成され、熊本県県北広域本部PT 営農継続支援チーム設置要綱に規定する実践チームとして設置されている組織でございます。また、現在のところ公益財団法人くまもと地下水財団との関係はございませんが、同財団が取り組んでおられます同じ白川中流域で栽培された主食用米を販売するというウォーターオフセット事業と重複しますので、情報の共有を行い、連携して取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13 番（甲斐榮治議員） 最後のほうですけども、この公益財団法人くまもと地下水財団、これ、ウォーターオフセット事業といって今度の新しい事業と少々ダブるところがある。どのよ

うに調整をしていけますか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） これまで財団とは数回にわたって協議を、意見交換をさせていただいております。財団のほうからは、一般向けの販売と併せて企業向けの販売というのをされてらっしゃいます。水量的にはここでは申し上げられませんが、そういった部分につきまして窓口を一本化する必要があるよねということで今意見調整を行ってるところでございます。具体的な方策につきましては、これらの企業と併せまして調整をしていくということになると思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） まだ協議中だけでも将来的には窓口の一本化等も考えると、こういうふうに考えていいですね。

それから、次に移ります。

WCS、これは飼料用米のことですけれども、WCSの栽培と主食用米の栽培について何項目か尋ねます。①と②は同時に尋ねたいと思います。

生産者が負担する手間と費用等にどんな違いがあるか、WCSと主食用米にどんな違いがあるか、それから湛水期間、水をためておく期間の違いはどうか、その辺について教えてください。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） それでは、これはJ A菊池さんから頂きました資料を基に具体的に御説明申し上げたいと思います。

それでは、②番の湛水期間と併せましてお答えをさせていただきます。

WCSとは、飼料稲のことでございます。減反を促し、自給飼料を拡大するための政策的、戦略的作物であり、生産者と畜産農家とが飼料として供給する契約を締結し、実行することで国からの交付金が10アール当たり8万円交付されるものでございます。WCSと主食用米の栽培方法は、ほぼ同じでございますが、管理する期間が主食用米の約90日に対しましてWCSは約60日間と短く、またWCSは防除作業回数が少なく、収穫に係る経費を必要としない場合もありますので、栽培経費が少額であることが大きく異なるところでございます。

WCSと主食用米の10アール当たりの所得と労働時間を比較しますと、先ほど申しましたようにJ A菊池様から提供いただきました資料によりますと、令和4年度の資料でございます、主食用米の所得が2万8,927円に対しましてWCSの所得が3万1,608円となっております。米価は、その年によって変動しますが、令和4年産においてはWCSの所得が約2,681円高くなっております。また、5ヘクタール規模の経営における10アール当たりの労働時間は、熊本県農業経営指標によりますと、主食用米の22.4時間に対しましてWCSは15.1時間となっており、WCSが7.3時間短くなっております。端的に申し上げれば、WCSのほうが労働時間は

短い上、所得も高いということになります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 今のような背景の下で国としては減反政策を取ってこられたので、利益率も高いし、それから手間も主食米よりもかからないということで、WCSのほうの栽培のほうに農家は、そういう傾向に入ってこられたと思いますが、ではそれをどのようにして今度は主食米に転換していくのか、しかも菊陽町と大津町、この中流域は主食米の生産を奨励するけれどもほかの地域についてはまだ基本的に減反政策の延長線上にあるという状況の中で、どのようにしてその主食米のほうに導いていくのか、その辺についてお答えください。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） お答えします。

企業は、この地下水取水量に見合う量の地下水涵養に取り組むとされており。一方で、社員食堂で消費する主食用米を調達する必要もございます。減水深が高く、涵養能力が大きい白川中流域で生産される主食用米を購入、消費することで効果的な地下水涵養が可能というふうになります。企業は、地下水涵養という付加価値に一定の対価を付して生産者へ主食用米の作付を求め、生産者は自身の経営の中で選択をされます。現在の制度設計では、主食用米を作付された場合、1俵当たり約5,000円の協力金が企業より交付されることで、10アール当たりの所得は先ほどの所得にプラスしまして6万5,000円と試算されます。WCSの所得が3万2,000円と試算されておりますので、これを上回ることとなります。主食用米は、WCSと比べ所得は低く、作業時間は長いことから作付が減少してきたものと推察するところでございますが、協力金の交付により作付作物の選択肢の一つになり得るものと考えております。生産者の方々には、所得及び労働時間を比較検討され、自身の経営の中で選択していただければと考えており、我々としては選択いただけるよう水稻作の拡大、推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 企業からその協力金を募ることによって生産者に主食米の栽培に来ていただくというふうな、そういう考え方ですかね。また、企業の協力金等について後でまた質問いたします。

それから、その補助についても後からまた質問いたしますが、この質問は一旦そこで切ります。

ところで、③ですが、WCS、要するに飼料用米から主食米栽培へと誘導する過程で飼料用米の種子が主食用米のほうに混じることによってその主食米のブランドが損なわれる、これはパールライスですけどね、それが損なわれる、そういう危険性はないのか、そのことについて質問します。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

WCSから主食用米へ転換する場合、議員御指摘のとおり、WCSの漏生稲が混在する可能性がございます。熊本県に対応を確認しましたところ、回避する方法としまして、前作であるWCSの終了後、気温が17度以上の季節において10日間程度の水張りを行い、漏生稲の出芽を促します。出芽に対しましては、そこで耕起、すき込みを行うことでおおむね解消が図られるものというふうなところで回答いただいたところでございます。それでも残った漏生稲は、成長すると主食用米よりも背丈が高くなりますので、手作業で除去することが可能というふうな回答でございました。

また、水循環型営農推進協議会が実施します湛水事業におきましては、15日からの湛水から助成が対象とされております。また、これまで対象とされていなかった水稻作付前後の湛水も可能となったことから、湛水事業と組み合わせた展開を促したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） その辺は、また今後も見守っていきたいと思います。

次に移ります。

先ほど申し上げましたようにこの減反政策などによって主食用米栽培が魅力を失ってきた、そういう過程の中にある生産者を主食用米栽培に誘導できるのか、もう一度答弁をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） すいません。資料を探してまして、申し訳ございません。端的に言えば、先ほども申しましたように企業からの協力金を頂きまして、我々としましてはWCS、あるいは麦作、大豆作、この辺を選択肢の一つとしてできればいいというふうに考えております。水稻作につきましては、企業様からのインセンティブを頂きながら選択し得る一つの方法として生産者の方々に選択をしていただきたいというところでございます。先ほども申しましたように、インセンティブによりまして1俵当たり約5,000円の協力金が企業様より交付されることになります。10アール当たりの所得は6万5,000円となります。WCSと比較しますと、WCSが3万2,000円と試算されておりますので、これを上回るということになりますので選択肢の一つとして十分対応できるのではないかとというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 企業による協力金によってこの事業が運営されるわけですが、協力金の種類として現在備蓄されているものを企業が買い上げるということと作付を増やした場合にそれに対してお金を出すという、その2つだと思いますけども、企業による主食用米の

購入、これは拡大を見込めるのか、お答え願います。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

J A S Mの地下水涵養の取組としましては、令和6年4月から年間33トンの主食用米を購入していただいております。令和7年産からは、年間60トン以上の購入を行うということでお聞きしております。また、第2工場の建設や他の企業の工場増設の動きも見られまして、それ以外の企業からも本協議会の事業に対し米購入に伴う涵養についてお問合せをいただいているところがございます。このような状況から、涵養を目的とした主食用米の購入は今後も拡大していくものと見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 企業の理解と生産者の理解が非常に大事だと思いますが、特にこの生産者に対する説明は行われたのか、またどういう反応があったのかを聞かせてください。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

生産者に対しましては、協議会が7月4日に設置しております。協議会を設置した後の7月19日と22日の両日、4回にわたりまして説明会を開催して意見を求めたところでございます。生産者からは、先日の坂本議員の一般質問で答弁しましたように、J A出荷以外も事業の対象としてほしい、協力金の算定は作付面積を基準に算定してもらいたいなどの御意見をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 今そういう反応が出てきたということですが、私も聞くところによると、お金の出し方ですけども、少し複雑で分かりにくいところがあるようですが、一番素人的に考えて分かりやすいのは、作付面積は非常に明確なので、その作付面積に応じてこれだけその作付をしたからそれに対してこれだけの協力金を出しますというほうが非常に分かりやすい、そういう意見が出ておるようですが、それはできないんですか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

昨日の坂本議員の一般質問で答弁しましたように、作付の維持、拡大における協力金の算定につきましては、作付面積に応じて算定する修正案を協議会の幹事会に提出し、了承いただいたところでございます。今後、総会に議案として提案することとしております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 以前お聞きしたときには作付面積を基準にした場合には本当にそこに

作付されているかどうか1筆ごとに確認したりする手間暇がかかるという話がありましたが、その辺は克服されたんですか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） これまでの経緯についてざっくり御説明をさせていただきたいと存じます。昨日の坂本議員の答弁にも重なる部分があるかと思いますが、いま一度説明させていただきたいと存じます。

まず、この協議会は、先ほど言いましたように大津町であるとか、広域的な事業でございます。まず、企業や大津町をはじめとした関係機関からの意見をいただきながら、今年の6月に事業概要をまとめたところでございます。この事業概要をまとめて、ある程度承諾をいただいた上で推進協議会の設置メンバーからの意見を聴取しまして、協議会を7月4日に設置したところでございます。もちろんこの協議会につきましては、県の組織の要綱にのっとった組織でございます。生産者への事業説明あるいは意見聴取につきましては、事業概要や事業主体を明確化した上で実施する必要があるございましたので、ようやく生産者に対して説明、意見交換を求める場所ができたということになります。そこで、6月までの部分と7月に設置しましたので生産者に対しまして事業の説明及び意見の聴取を行ったところでございます。その上で、先ほど申しましたように、1筆ごとの管理はできないかということで複数の意見をいただいたところでございます。実際に現場を管理するJA菊池菊陽、大津両中央支所、そして大津町、この団体と綿密に協議をしまして、もちろん経費や労力はかかると、しかしながら一筆管理は正確にできるということで確認をいただきましたので、この部分につきまして一筆管理をしようということで幹事会のほうに諮らせていただいて、承認をいただいたということになります。今後、今用意しとると思いますけども、今月中には総会に諮らせていただくという形になろうと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） それでは、総会で決定をされればその作付面積を基準にした、そういう配分の方にかじを切れるというふうに理解しようございますか。

それでは、次に移ります。

これも多少素人判断的な質問ですが、公的補助を、それができないかということをよくお聞きます。公的補助について考え方を示していただきたい。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

水稻作付推進協議会が実施する水稻作付拡大等の事業は、企業が行う地下水涵養対策の一つの手法として取り組むものでございまして、町の役割としましては協議会を構成する自治体として関係団体等と連携協力してその方法や仕組みを整理し、企業と地元農業者とを結び、地下水涵養を目的とした企業活動を支援、補完するものでございます。その結果として農業の振興

につながるものと考えておりまして、企業活動に対する公的補助は考えておりません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） これについて、町は企業とか米作の農家あるいは関係団体との結び目の役割は果たすけれども公的補助というのは法的にもなかなか難しいと、こういうことですかね。こういう農業関係の生産者に一定の補助をすれば、ではほかのところはという話にもすぐなりかねないと、こういうことですかね。だけど、今後税収等が増えていった場合にその辺の話はまた出てくると思いますので、町のほうとしてもしっかり考えといていただきたいと思います。

それから、次に移ります。

企業の協力と参入、それから生産者の理解と協力がこの制度の鍵を握ると思いますが、見込みとしてはどうですか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

これまで国策として長年にわたり水稲作に代わる転作作物の推進を行ってきており、その結果、水稲作から麦、大豆やWCSに転換されたものと考えております。一旦他の作物に転換された作物を元に戻すことは容易ではないと考えておりまして、さきに実施した生産者向けの説明会の中でも機械の再整備に関する意見など多くの意見をいただいたところでございます。しかしながら、JASMにおいては、令和6年4月から年間33トンの主食用米を購入され、令和7年からは年間60トン以上の購入を計画されております。今後JASMの第2工場、ソニー工場の増設などの大規模計画が進められており、主食用米の需要も増えるものと考えております。現状としましては、WCSを作付するほうが生産者の負担は軽く、所得率も高くなっておりますが、協力金というインセンティブを上乗せすることにより主食用米への作付転換も選択肢の一つとなり得るものと考えております。また、食料安全保障は大きな課題となっており、このような状況にあって、主食用米による涵養方策は最も自然で効果的なものと考えておりますので、今後も引き続き生産者の御意見をいただきながら事業を推進させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 生まれたばかりの制度ですので、今後修正したり改善したり、そういうことが出てくるかと思いますが、見守っていきたいというふうに思います。

では、8番目、取水の100%を涵養という宣言が出ておりますが、今の制度のほか、先ほどちょっと触れましたけれども、ほかの方策はあるか、それについてお答えください。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん） 御質問にお答えします。



熊本県地下水保全条例の指針に基づき、100%以上の涵養計画がJAS Mより提出されています。地下水涵養の具体的な内容としては、地下水涵養米を購入し、社員食堂で提供すること及び農家の水稲作付面積の拡大を支援し、積極的に地下水涵養に取り組んでいくとされています。また、水田に水を張ることで地下水の浸透を増やす水田湛水の取組についても実施されます。

熊本県と菊陽町をはじめとする関係市町村では、地下水保全に向けた3つの原則により強化することとしています。1点目は、地下水涵養のさらなる推進です。米の作付拡大でさらに涵養を推進します。2点目は、地下水取水量の削減です。節水や再生利用などにより取水量を削減します。3点目は、竜門ダムの未利用水活用などについて検討を進めます。

JAS Mのほか、現在立地する企業において工場の増設が進められており、今後地下水の取水量は増加するものと思われます。これらの涵養は、農地を活用した取組であり、農地には限りがあるため、ほかの涵養方法の検討が急務となっています。具体的には、基幹用水路の通水期間において常時流入が可能な施設を整備することなどの事業が考えられ、既存の調整池を活用した涵養や新たに調整池を整備する場合は涵養機能を併せて整備することなどが考えられます。今後は、県や関係市町、関係機関などとしっかり協議を進め、このような営農によらない涵養につきましても積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 尋ねたいこともまだありますけれども、時間も押しておりますので、一番最後に移ります。

最近のコロナの流行対策について、予防接種費用及び治療費に対する補助はできないか、時間までで聞きおくことに止めておきたいと思います。どうぞ。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

まず、予防接種費用の補助についてですが、特例臨時接種としての新型コロナウイルスワクチンの全額公費による接種は令和6年3月31日で終了しました。令和6年度からは、定期予防接種として位置づけられたことから、自己負担額については各自治体で設定することとなります。このため、菊陽町を含む菊池郡市2市2町で構成される菊池郡市保健協議会においてワクチンの予定価格、近隣市町村の検討状況などを参考に検討を重ね、予防接種費用を1万5,300円と設定し、自己負担額は2,100円と方針を決定したところです。

次に、治療費に対する補助についてですが、新型コロナウイルスワクチンの感染法上の位置づけが令和5年5月8日から5類感染症と変更されたため、令和6年4月1日からは通常の医療提供体制での対応となり、医療費の自己負担割合に応じた窓口負担となっているところです。したがって、各医療保険において高額療養費制度も設けられておりますので、それらの制度を利用させていただくことになり、治療費に対する町独自の補助については考えておりませ

ん。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） もう時間もございませんので、ここで終わらせていただきます。今日は、傍聴いただきまして、大変ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は13時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時5分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉村恭輔議員。

○2番（吉村恭輔議員） 皆さんこんにちは。議席番号2番、一陽会の吉村恭輔です。昼食後の眠たい時間に傍聴にお越しいただき、ありがとうございます。

今回は、大きく分けて3つの項目に対して質問いたします。今日はちょっと時間がかかりそうなので、早速ですが質問に移りたいと思います。質問は、質問席にて行います。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） では、1の区画整理事業を含む杉並木公園周辺の開発についてから質問させていただきます。

①区画整理事業において、報道ベースでの情報として大規模宅地開発であったり商業施設、マンション開発、ホテルの誘致、また大学や企業の研究、サテライト施設等の誘致による知の集積等が出ておりましたが、現時点で決まっているものはありますか、相手がいる話ですし、まだ表に出せないこともあるでしょうから、答えることができる範囲でお答えください。お願いします。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、吉村議員の質問にお答えをいたします。

J A S Mの進出に伴う今後の経済発展や人口増加に対応するため、J R新駅の設置、アーバンスポーツ施設をはじめといたします杉並木公園拡張整備と併せまして（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業を計画しているところでございます。半導体企業の集積が進み、またJ R新駅やアーバンスポーツ施設の開業を控えたこのエリアの姿は、今後大きく変わっていきます。この変化を一時的なものではなく50年後、100年後を見据えたものとするため今後のまちづくりをどのように進めるべきか、その方向性を示す町の将来ビジョンを今まさに描いているところでございます。

今回の区画整理は、J R新駅と原水駅の2つの駅があることから、それぞれの駅に役割を持たせた、いわゆる駅の顔を意識した内容とすべく、計画の具体化を進めています。新駅周辺はにぎわいエリアと位置づけ、商業施設やホテル、マンションなどを誘致をし、交流人口や関係人口の増加につながる新たなにぎわいの創出を、原水駅周辺はセミコンテクノパークに近い立地を生かした職住近接エリアとして位置づけ、商業施設やマンション、住宅地などの生活基盤の整備を進めてまいります。また、その間には、半導体企業集積地にふさわしい先進的なまちづくりとして、大学のサテライトキャンパスや研究機関や企業などが共同で利用するマルチテナントなどを整備をし、知の集積を目指します。現時点で決まっているものはございませんが、既に多くの企業や事業者から質問や具体的な提案をいただいているところでもございます。

そのような中、本年7月には、T SMCチャリティー基金と熊本大学が共同で菊陽町民を対象とした健康長寿プロジェクトを発足したほか、九州大学都市研究センター、三井不動産株式会社、本町の3者でスポーツによるウェルビーイングなまちづくりに関する包括連携協定も締結をいたしました。詳細については今後関係者と協議を重ねる中で決定をしていきますが、知の集積の先駆的な取組となることを強く期待しているところでもございます。いずれの取組もJ A S M進出のプラスの効果を町全体に波及できるものであり、菊陽町だからこそ実現できる日本一のまちづくりに全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） 私のところにも県外のある大学の関係者より問合せがあるぐらいですので、町のほうにはとても多い数の問合せや相談やらがあつてと思います。

次に行きます。

②商業施設等は地元業者さんを優先に募集するのですが、先ほどの答弁では新駅周辺ににぎわいエリアを、そこに商業施設やホテルの誘致を考えられとるということでしたが、商業施設は地元業者を優先して募集をされるのか、または関係なくフラットに募集をされるのか町の考えを、そこら辺をお聞かせいただければと思います。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 私のほうからお答えさせていただきます。

先ほどの町長答弁にもありましたように、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業については現在将来ビジョンを策定している段階であります。今後は、にぎわいエリア、職住近接エリア、知の集積エリアの特性に応じた施設の配置など将来ビジョンの具体化に向けた検討を進めてまいります。

今回の区画整理は、特に交流人口や関係人口の増加を目指していることから、町外からも人を呼ぶことができる工夫が必要と考えております。J A S M進出のプラスの効果を町内全域に波及するため、地元業者にも十分配慮をしてまいります。将来ビジョンを描いた先進的なま

ちづくりの実現には全国から注目される企業や大学、ホテルなど魅力ある施設の誘致が必要だと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） ということは、どうなるか分からんということですかね、単純に言ったら。すいません、どうですか。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 繰り返しになりますけれども、地元業者にも十分配慮したいと思いますけれども、将来ビジョンで先進的なまちづくり、そして町長がいつも申し上げてる日本一のまちづくりというものを目指しておりますので、そこにはいろいろな方が興味を示されると思いますので、そういったまちづくりをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） すいません、余計なことを言いました。

次に移ります。

3の(1)アーバンスポーツ施設についてお聞きます。

先日行われましたパリオリンピック、スケートボード男子ストリートにおいて、日本の堀米雄斗選手が金メダルを獲得された。東京オリンピックでも金メダルを取られているので、2連覇というすばらしい結果を出されたと思います。この結果は、今回新設されるアーバンスポーツ施設にとって本当に追い風になるものではないかと思っております。そういった盛り上がりの中、今後アーバンスポーツ施設の建設、開業へと進んでいくわけですが、報道で見たと思うんですが、またこれ、廣瀬議員ともかぶってしまうんで申し訳ないんですけど、年間の来場者14万人、経済波及効果が9.9億円と、数字が独り歩きしてるような気がして、この根拠を示していただければと思います。お願いします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

廣瀬議員の一般質問での回答と一部重複しますが、御了承ください。

これまでも議会答弁などでアーバンスポーツ施設の来場者数が年間約14万人、経済効果が年間約9.9億円と答弁してきましたが、これは町独自の試算によるものです。アーバンスポーツの施設の整備に当たっては、スケートボード及びバスケットのスリー・バイ・スリーは常設を予定しております。そのため、来場者数の試算では、全国に40万人と言われているスケートボード競技人口を①本町及び近隣市町、②九州圏内、③九州圏外で人口割合により算出し、①グループは月に1回の利用、②グループは年に2回の利用、③グループは1割の方が年に1回の利用とそれぞれ仮定して合計で年間約14万人と試算したものでございます。

次に、経済効果は、この14万人に県の観光消費単価を掛け、年間約9.9億円と試算していま

す。この試算は現在の競技人口をベースとしたものですが、アーバンスポーツは先日のパリ五輪でも大いに注目され、競技人口が急増し、人気が急速に高まっているスポーツです。そのため、今後の競技人口の増加とともに施設の利用者も拡大していくことが見込まれます。

また、県とも連携しながら、普及促進や大会、合宿の誘致など交流人口の拡大も進めていきます。普及促進では、早速来年2月に開業1年前として菊陽町総合体育館周辺で県がアーバンスポーツイベントを開催予定でございます。これには、2日間で8,000人の集客を見込んでいます。

さらには、当該施設ではバスケットのスリー・バイ・スリーなどのスケートボード以外の競技での利用も期待できます。加えて、教育分野での町の子どもたちへの利用促進なども検討したいと考えております。

これらを踏まえ、将来的に来場者数の見込みは十分達成可能と考えています。できるだけ多くの町民の方々また町外の方々に施設を利用していただけるよう取組を進めていきます。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） 来場者数14万人というのが将来的には十分達成可能という答弁でしたが、アーバンスポーツというちょっとなじみの薄いスポーツですので未知な部分もあるのではないかなとちょっと感じております。競技人口を増やすチャンスでもありますし、巨額のお金を使う事業でありますので、しっかりと取り組んでいただけたらと思っております。

では、(2)の質問に行きます。

町内利用者と町外利用者の割合はどう予想されているかお答えください。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

先ほどの試算では、町内のスケートボード競技者は137人となり、年間で延べ約1,700人の町民の方が施設を利用されると見込んでおります。繰り返しになりますが、このほか教育分野での町の子どもたちへの利用促進なども検討したいと考えております。ふれあい広場やスポーツ広場、総合体育館、今年度整備するテニスコート、またアーバンスポーツ施設と同時期に整備予定の町民グラウンドと併せて町民の皆さんが集う憩いの場、健康づくりの場、スポーツの拠点としてより親しんでいただける施設にしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） 単純計算になりますけど、町内の利用者が延べ1,700名の予想と、それから教育分野での利用促進、例えですけど、小・中学生が大体4,500名ぐらいだったと思います。この子どもたちが年に2回使ったとして1万名弱、その1,700と足せば1万2,000名弱が町内利用者と、あくまでも単純計算ですけど。ということは、14万人から1万2,000引いたら12万8,000とか、単純計算ですけど、そんなもんになるんじゃないかと思うんですね。という

ことは、大半が町外利用者だという認識でよかったですかね、お答えいただければと思います。

○議長（福島知雄議員） 政策監。

○総務課政策監（宗像雄矢さん） お答えします。

まさに私の古巣である県と一緒にこの施設の普及促進を進めていきたいと思っていますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、割合だけでいきますと年間の利用者数の試算でいけば町外の利用者のほうが、圧倒的にといいますか、多い割合になります。ただ、先ほど教育部長が答弁で述べたとおり、町としてはしっかりと町民の方々に利用いただく、さらには教育分野でも利用いただくというような取組を進めていきたいと思っています。ただもう一方、まさに冒頭申し上げたとおり、県と一緒にこの施設の普及促進、アーバンスポーツ自体の普及促進を図っていききたいというのがもう一つの目的としてございます。その上では、県と一緒に交流人口を増やすということで人を呼び込む、それにおいては県外、全国から呼び込むといったような取組も必要になってきますので、まさにそういった取組がこの試算としても表れている結果だということで御認識いただければと思います。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） 何でこんなことを聞いたかといいますと、過去の一般質問また今回の一般質問でもアーバンスポーツ施設関連の質問って結構あったかと思うんですね。町からの答弁は、ふれあい広場やスポーツ広場とか総合体育館とかなどと併せて町民の皆さんが集う憩いの場であったりとか健康づくりの場であったりとかスポーツの拠点として親しんでいただける施設にしたいという大体似たような答弁がいつも返ってきたかと思うんですよね。ただ、もともとある施設とそのアーバンスポーツ施設というのは別物じゃないかと思うんですよ。というのも、一緒に考えるのは無理があるんじゃないかと。どちらかというと特殊なスポーツになってくと思うので、ほかの施設と考え方、一体で開発されるというのに全然が反対するわけじゃないんです。ただ、町民のという、わざわざそこにこだわらなくても、ほかの施設と考え方を切り離して町外からの競技者であるとか大会や見学や応援を含む観光客を呼び込む施設に重きを置いたほうが何かすっきりするんじゃないかなと思うし、そのほうが運営しやすいのではないかなという、これは私の勝手な想像というか、考えですけど、一つの提案として聞いていただければと思うということで、次に行かせていただきます。

(3)年間来場者14万人として、菊陽町に滞在してもらわないと波及効果というものはなかなか出ないのではないかと考えております。合宿所やホテルがなければその菊陽町に滞在、宿泊はしていただけないという、今度の2月でしたっけ、その8,000名、その来場目標みたいなものを出されたと思うんですけど、そういうことを今後毎年行われたりしていくことを考えるとやっぱり合宿所やホテルの先行誘致とかは考えないのかなと私は思っておりますけど、そこはい

かがでしょうか、お答えいただければと思います。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 私のほうからお答えいたします。

議員御指摘のとおり、来場者の方々に町に滞在、宿泊していただければ町の経済効果はさらに増加が見込まれます。しかし、現時点では、土地利用の点などから合宿所やホテルの先行誘致の計画はありません。一方で、町としては、アーバンスポーツ施設の整備を単体で考えるのではなく、将来を見据えたまちづくりとしてＪＲ新駅の設置、新駅及び原水駅を中心とした土地区画整理事業と一体的に進めていく計画です。この駅を中心とした市街地整備では、ホテル等の誘致も図っていきたいと考えておりますので、将来的には施設の来場者の方々に町に滞在、宿泊していただく、そのような新たなにぎわいの創出にもつなげていきたいと考えております。

なお、町では、県とも連携して全国大会や国際大会などを誘致しながら交流人口の拡大や競技レベルの向上を図っていきますが、これらの取組を進めるに当たっては県全体への波及の視点も大切です。大会やイベントの規模によっては、近隣市町村と連携し対応することも検討していきたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○２番（吉村恭輔議員） 町の考えは分かりました。これは、どうしてもしようがないという話だと思うんですね、やっぱり今から区画整理事業、新駅ができるという中でなかなか、先行でホテルをじゃあ全く違うところに建てるかという話になってきますので。それを考えると、やっぱり何年か待って建てたほうがいいのかなというふうに感じました。

じゃあ、すいません、④に行きます。

スポーツ広場に400メートルトラック、いわゆるタータントラックを整備することができないかという質問になります。

まず、理由の１つ目ですが、複数の町民の方から車が増えてウオーキングがしづらくなつたと、危ない目に遭ったというお話をお聞きしました。また、安全に歩ける場所はどこかないかということもちょっと聞かれたことがありました。

２つ目に、ランニングというのはどのスポーツでも基本中の基本ではないかと思います。私は、中学校から柔道をしておりまして、大して強くはなかったですけど、一応実業団までは柔道をやりました。柔道でもランニングというのはやっぱり練習の一環として入っており、私は高校が阿蘇だったものですから仙酔峡を走って登れと、毎朝、夏休みですね、そういうことも結構言われておりました。やっぱ走ることによって心肺機能や足腰を強くするであったり、これは野球だろうとサッカーだろうと多分ほかのスポーツでも同じだと思います、やっぱランニングというのは基本中の基本じゃないかと。また、健康のために歩く、走るという方は結構いらっしゃるかと思います。その一方で、体を悪くされてリハビリを兼ねてゆっくり歩く、体に

負担がかからないようにして歩きたいという考えの方もいらっしゃいますし、実際歩かれています方もいるかと思います。いろいろな方がいろんな目的で歩いたり走ったりされていると思いますが、この菊陽町にはなかなか歩くとか走るとかというものを専用に行う施設はないんじゃないかなと私は思っております。

あと一つ、理由として、朝夕、道路を走ったり歩いたりされてる方が目に入ってきますけど、渋滞してる車の間を横切ったりされる方が結構いらっしゃるんですよね、それは私だけしか見てのかもしれないですけど。結構ひやってする場面が、陰からぼんって出てきたりとか、さあ動こうってなったときに横からぼって出てこられたりとかすることが何回かありましたんで、そういうことを踏まえて、今後また人口も増えていくでしょうし、J A S M第2工場の工事が始まり、稼働となればまた今以上に車が増えていくという事態になっていくかと思えます。安全に運動してもらうためにもトラックの整備を提案したいと思います。

以上の理由から今回質問しますが、先日タータントラックの整備をされるメーカーさんにたまたまお会いする機会がございました。いろんな相談、こういったときにはどうなのかという、造る場合は概算で幾らかかるのかとか。一応こういうのがそのタータントラックの素材になります。合成ゴムであったりとか、そういった部材を使われて、この表面が違ったりとか色が違ったりとか厚さが違ったりとか、いろいろそれで金額が違うみたいですけど、私が相談したのは、陸上競技で使うということはないというふうに捉えて、あくまでも健康維持であったりとか長距離、これ、短距離で、スパイクですと何か傷むらしいんですよね、すぐ。一応長距離とかウオーキングというのを中心にその相談をさせていただいたんですけど、そしたらフルコース、8コースは要らないだろうと、4コースぐらいでいいんじゃないかと、通常造る分に関しては。陸上競技場じゃないので、それぐらいでいいんじゃないかと。ちなみに、4コースで幾らかかるんですかというふうにお聞きしたら、概算でありますけど排水設備まで含めて大体2億円、プロポーザル方式でやればもう少し価格が下がるのではないかとのことでした。そして、維持管理費については、15年ぐらいならほぼ要らないだろうと。スポーツ広場という前提でお話をさせていただきましたけど、スポーツ広場全部をトラックにしてしまう必要性はないですし、トラックの内側に関しては今の芝生の状態で維持ができると。ということは、キッズサッカー等でよく使われてるかと思えますけど、そういったところにあまり影響がないんじゃないかなと、使うことは可能ではないかと思っております。この点も含めて答弁のほうをお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 御質問にお答えいたします。

菊陽杉並木公園のスポーツ広場は、子どもからお年寄りまで幅広く利用していただく目的で整備した施設で、具体的にはキッズサッカーやグラウンドゴルフ、アーチェリー、イベント開催など様々な用途で多くの方に御利用いただいております。そのような中、使用目的を限定し400メートルトラックを整備することは、スポーツ広場の設置目的からすると難しいと考えて



おります。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） なかなかそう簡単にはいかんと私も思ってます、実際。ただ、やっぱり健康維持、今後の交通量であるとかが増えていくこと、やっぱり危険性を考えるとなかなか、やっぱり外、道路を歩いていただくよりもそういったところに寄せて健康維持に努めていただいたほうが私は町民のためにもなると思いますし、2億円って、私は高いと思いますけど、町の予算が二百数十億円からすると1%ぐらいと、これは捉え方次第でどうにでもなる、なるというか、考え方一つでしょうけど。今後もこの件に関しては質問できたらと思っておりませんで、よろしくお願いします。

じゃあ、次に行かせていただきます。

では、2の児童発達支援、放課後等デイサービスについて、行きます。

まず、障害を持ってる未就学児、児童・生徒の人数、①と②町内事業者全体における児童発達支援、放課後等デイサービスの定員はそれぞれ何名か、また現時点において定員に対して空きがあるのかについて一緒にお答えいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） それでは、まず最初に1つ目の障害を持っている未就学児、児童・生徒の数についてお答えいたします。

障害をお持ちの方の人数について、熊本県が交付している身体障害者手帳及び療育手帳の数を基にお答えいたします。

8月末現在、身体障害者手帳をお持ちの未就学児が3名、児童・生徒数が5名となっております。

次に、療育手帳をお持ちの未就学児が17名、児童・生徒数が124名となっております。

続きまして、2つ目の(2)の御質問にお答えしたいと思います。

町内事業者全体における児童発達支援、放課後等デイサービスの定員はそれぞれ何名か、また現時点において定員に対して空きがあるのかという御質問です。

お答えします。

8月末時点での町内の児童発達支援事業所は11事業所で1日当たりの定員の総数は105名、放課後等デイサービスは17事業所で1日当たりの定員の総数は170名となっております。受入れ可能な定員は事業所ごとに異なり、1日当たり10名のところが多いですが、療育の内容や専門職員の配置状況などにより5名のところもあります。

また、現時点において定員に対して空きはあるのかとの御質問ですが、町全体の定員で考えますと定員的に満杯ではありませんが、子どもさんの特性や利用希望日などでそれぞれの要望があり、希望する事業所へ入れないといったケースもあるといった状況でございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） すいません、先に関連でお聞きしたいのですが、事業所で定員が10名のところが多いということでありましたが、これは法的に1事業所10名までと決まってるものなんでしょうか、厚生労働省のガイドラインとかを見たんですけどいまいちよく分からなかったんで、もし御存じでしたら教えていただければと思います。

○議長（福島知雄議員） 福祉課長。

○福祉課長（井上智香子さん） ただいまの御質問にお答えいたします。

定員10名なんですけれども、一応熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の中に定員数が一応載っております。その中で、利用定員のほうが指定事業、発達支援のほうもデイのほうもなんですけれども、「その利用定員を10人以上とする。」とありまして、ただし主として重症の心身障害児を通わせる指定発達事業所またはデイサービスに対しては利用定員を5名以上とすることができると書いてあります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） 10名以上とすることができるということですか、ということは上まで何名でも伸ばせるということですか。

○議長（福島知雄議員） 福祉課長。

○福祉課長（井上智香子さん） ただ、事業所の大多数が10名以上としてらっしゃるんですけれども、10名ぐらいが事業所の療育をする上でしやすい人数といいますか、目が届きやすい、手をかけやすい人数ということで、大体の事業所が10名、そして重度心身障害者のお子さんとかを預かっている事業所については菊陽町では5名の定員としているところなんです。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） 分かりました。ありがとうございます。

(1)、(2)で答弁していただいたものに関してですけど、放課後等デイサービスの定員が今170名です、合計で。身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方が合計で129名ですね。数字だけで見たら空きはあるけど希望の施設に行けないということは、その子どもさんの特性であるとかがやっぱ影響しているということよろしいですか。

じゃあ、すいません、3のほうに行きます。

③現在児童発達支援を利用中で来年度小学校に入学を控える子どもさんを持つ保護者の方から放課後等デイサービスの定員に何か、それは希望された施設がという話でしょうけど、空きがなく受入先が決まらないとの相談を複数いただきました。ちなみに、西小学校校区と中部小学校校区の保護者さんです。また、今後も利用者の増加が予想されますが、町はどのような対策を考えていらっしゃるでしょうか。

これが3番目の質問なんですけど、子どもさんって、特に障害をお持ちのお子さんというの

は環境が変わるのをとても嫌う傾向があるそうです。全く違う事業体の施設に行くって、まず先生たちが全て顔が替わり、一からやり直すということになると慣れるまでに非常に時間がかかると、またその子どもさんの抱えるストレスが非常に大きいという話を聞いております。ということは、同一事業体の児童発達支援から放課後等デイサービスに移行したほうが単純に言えばストレスは少ないんじゃないかなという考え方もできるんじゃないかと私は思います。また、保護者の方から見ても、子どもさんを預けられないという事態になると仕事に支障が出る事態になるでしょうし、最悪仕事を辞めるということになるかもしれません。そういった点も含めて3番の質問にお答えいただければと思います。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

放課後等デイサービスの定員に空きがなく受入先が決まらないとの御相談を受けているということですが、実情としまして、町全体の定員で考えると満杯ではありませんが、利用者が希望するサービスや希望日に事業所に入れなかったことがございます。現在町では、委託している基幹相談支援センターに定期的に事業所の空き状況等を把握してもらっており、その情報をサービス利用をするための相談や支援計画の作成を行う相談支援事業所と共有し、利用者が希望されるサービスにマッチングできるようにしております。また、放課後等デイサービスは、他市町の事業所へも通うことができ、複数の事業所を組み合わせることも可能ですので、受入先が決まらないといったお悩みについては町のほうへ御相談いただければと思います。さらに、事業所では、療育の質や効果を高め、子どもたちが自立することで新たな利用者の受入れができるような取組も行っております。令和6年3月に策定した第3期菊陽町障がい児福祉計画の中においても、増加するニーズに対応するため事業所を3か所増やす計画としており、今後も適切なサービスが提供できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） 町もいろいろと考えておられるというのは分かりました。難しいことも、対人という、それも子どもということですのでなかなか難しいこともあるでしょうけど、なるべくなら希望の事業所に行けるように今後も取り組んでいただけたらと私は考えております。

では、次の④番に行きます。

事業者のほうにもお話を伺いました。そこは、定員でいっぱい、また新規に事業所を立ち上げようにもなかなか地価の高騰であったり家賃の高騰であったりでなかなか難しいという返答でした、そのときは。それを踏まえて事業者側への支援とかは何か考えられないかというのを答えいただければと思います。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

本町における地価の高騰や家賃が高騰しているといった状況は承知しておりますが、このことについて事業所から町への相談はあっておりません。先ほど第3期菊陽町障がい児福祉計画の中で今後3事業所を増やす計画としていたと答弁いたしました。既に菊陽町で事業を実施したいというところも複数声が上がっており、地価や家賃の高騰が理由で事業所の立ち上げが難しい状況ではないと考えております。この計画を遂行するに当たって新規事業所が不足するといった問題はないと判断しており、事業所側への支援は考えておりません。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） こういった福祉事業というのは、営利企業と違って恐らく収入の天井というものが決まってると思うんですよ。どうあがいてもそれ以上は上がらないというラインがあると思うんですよ。自前の土地であったり自前の建物を持ってる場所というのは、巨大な資本を持ってる企業が運営されてる事業体であつたら大丈夫かもしれませんが、例えばこれが借入れをして建物を建てたり、または賃貸物件で開業となると、今後の家賃の上昇というのは十分に考えられるところから見ると、開業することはできても数年後に継続が無理という、破綻するということも考えとかないかんと思うんですよ。私は、その点を一番危惧しております。今、今の菊陽町において、家賃が下がるってなかなか考えられんことだと思うんですよ。ということは、家賃は上昇し続ける、地代は上昇し続けるというのは利益をどんどん圧迫していきますよね。その少ない利益を圧迫していくということが起きたときに、破綻ってなったときに、あまり考えたくはないんですが、一番被害を受けるというのが通ってる子どもたちなんですね、これって。ですから、子どもの目線に大人が下がって物事を決めてあげたり、子どもの目線に合わせることを忘れずに今後も行政としてできることに励んでいただけたらと私は考えております。この点、よろしくお願いします。

時間もなかなか迫ってきたので、次に3番に行かせていただきます、大きい3番。

フリースクール、通信制高校等の誘致について、これ、過去にも質問させていただいて教育長にこてんぱんにやられましたけど、またしつこくいきたいと思います。

まず、①の(1)過去5年間の不登校児童・生徒数の推移と(2)すぎなみ教室の利用者数の推移を一緒にお答えいただけたらと思います。お願いします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） それではまず、1つ目の過去5年間の不登校児童・生徒数の推移はどうなっているかについてお答えいたします。

本町における欠席日数30日以上の不登校児童・生徒数は、令和元年度が小学校で23人、中学校で44人の合計67人、令和2年度が小学校で19人、中学校で32人の合計51人、令和3年度が小学校で29人、中学校で57人の合計86人、令和4年度が小学校で41人、中学校で66人の合計107人、令和5年度が小学校で65人、中学校で112人の合計177人となっており、年々増加している状況でございます。

続きまして、すぎなみ教室の利用者数の推移についてでございますが、利用者数については、令和元年度が小学校で15人、中学校で14人の合計29人、令和2年度が小学校2人、中学校で22人の合計24人、令和3年度が小学校で8人、中学校で16人の合計24人、令和4年度が小学校で9人、中学校で17人の合計26人、令和5年度が小学校で21人、中学校で21人の合計42人となっています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） 出してもらった人数を見ますと、不登校になってしまった子どもたちの人数というのは年々増加傾向にあると、ただすぎなみ教室の利用者はそこまで増えてないんじゃないかと、令和5年度は40名となってますけどそれまでは何か20名前後を行ったり来たりという感じに見えますが、市内のフリースクールとかを利用されてる方ももしかしたらいるかと思いますが、この辺の要因はどこにあるのか、どう捉えられておりますか。それは、すぎなみ教室の利用者数が増えてないというところはどこで捉えられてますか。

○議長（福島知雄議員） 教育審議員。

○教育審議員（吉永公紀さん） まず、すぎなみ教室を利用してる子どもたちは、不登校の数に入らないんですね。これは、出席という形で取扱いをしております。ですから、不登校の数とすぎなみ教室の数ということリンクするとか、その、先ほどおっしゃったように、不登校の中ですぎなみ教室に入らないというような数ではないということでございます。不登校の子どもたちは不登校の子どもたちでいろんなことに対応しておりますけども、そこからすぎなみ教室に通って再登校支援につながると、そういう場合もありますので、一概にこれが増えているとかリンクしているかというようなことは、我々としてはそのところはなかなか把握は難しいかなと思っています。ただ、しっかりすぎなみ教室へのサポートというのは、学校と連携しながら進めてるところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） すいません、私の認識不足で申し訳ない。しっかり対策は取られているというふうに私、認識はさせていただきます。

じゃあ、すいません、(3)に行きます。

不登校の生徒が中学校を卒業した後、その後の調査というのは行われてますでしょうか。多分教育委員会さんからするとこれは義務ではないはずですが、義務教育でないからですね、その先というのは。ただ、あえて今回これを聞かせていただきます。答弁をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

菊陽町では、町内の中学校から高等学校等に進学した生徒の進路保障を確かなものにしていくため、菊陽町人権教育推進協議会の進路保障部会が主体となり、毎年進路調査を実施してお

ります。今年度も、令和4年度から令和6年度に入学した菊陽中学校と武蔵ヶ丘中学校の卒業生を対象に現在の就学状況を対象校へ依頼を行ったところでございます。具体的には、調査内容は、中途退学した生徒、転学した生徒、休学した生徒、留年した生徒、中退や留年のおそれのある生徒のいずれかに該当する生徒について、該当事項が生じた学年、期日、理由、具体的な状況や経緯などについて進学先の学校から報告していただくものでございます。その調査結果を踏まえ、当時の担任や部活動の顧問、小学校や町立保育所などと情報を共有し、当時関わっていた様々な立場の職員が個別訪問や相談に応じ、受験の手続や編入学のサポートを行うなどして今後の進路保障を支援する取組を行っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） これは、正直意外な答弁でした、よい意味ですね。私、ここまで非常に踏み込んだ調査をされているとは思ってなかったので、非常にいい取組をされてるなと思います。ぜひ今後も続けていって、子どもたちもどこで学校に行けたりとか就職できたりとかするか分かりませんので、その手助けを、義務ではないとはいえ町民ですから、やっぱり今後も続けていっていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

次の②番に行きます。

今後も不登校になってしまう児童・生徒というのは増加すると、人口が増加すればそういった子もやっぱ増えていくんじゃないかという予想をしておりますけど、町は何か新しい対策というのは考えてらっしゃるでしょうか。よろしくお願いいたします、答弁を。

○議長（福島知雄議員） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） では、私のほうから答弁させていただきます。

まず、先ほどの点につきまして少しだけ付け加えますと、卒業後の進路等につきまして、先ほど部長のほうで答えましたが、小学校のときの担任が、または保育園のときの先生がこの進路保障部会で聞いたことによって、関わった先生が家庭訪問をして、高校を今中退しかかってるとか、そういう情報を得たときに何か関わった先生として家庭訪問して、それが全て再登校につながったり、また新しいところにつながったという、全てではありませんが、私はそういうところの過去に何らかの形で関わった先生が行くことによってまた新たな子どもたちの動きにつながっていった、これは非常にうれしく思っているところでございます。

では、今質問がありました4番についてお答えいたします。

6月議会の久保議員の一般質問でお答えしたとおり、本町ではこれまで不登校対策として新規に不登校児童・生徒を出さない未然防止の取組や再登校を支援する取組を進めており、今年度は令和5年3月に文部科学省が発表した誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、いわゆるCOCOLOプランの取組方針を踏まえ、次のような取組を強化しております。

1つ目は、新規に不登校児童・生徒を出さない未然防止の取組として、各学校における欠席

の児童・生徒の状況を見える化して早期に家庭訪問したり関係機関との連携を強化したりする取組を支援しております。そのため、県が配置しているスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとは別に、本町では今年度から町独自で教育委員会に配置しているスクールカウンセラーを1名から2名に、スクールソーシャルワーカーを3名から4名に増員し、各学校の教職員や福祉部局と連携しながら休みがちな児童・生徒や保護者が相談しやすい体制を整え、不登校状況にある児童・生徒や保護者への相談や支援を行っています。

2つ目は、再登校を支援する取組として、不登校が長期にわたる児童・生徒の支援を強化するため、適応指導教室である、いわゆるすぎなみ教室の教育相談員を4名から5名に増員いたしました。また、オンラインでの授業配信やフリースクールへの参加を出席扱いとするなど、児童・生徒の個別の状況に合わせたきめ細やかな取組を進めておるところです。

なお、前期後半が始まりまして今日で延べ10日、授業日数はちょうど1週間になります。私、いつも、校長先生方にも先生方にも数字が全てではないが数字にはこだわっていかうと、これは不登校児童・生徒数も学力も一緒なんですけど。今年度8月末現在、不登校児童・生徒数、小学校が22名、中学校が41名、計63名です。ちなみに、昨年の同時期を調べましたら、小学校で24名、中学校で39名、計63名、数的には全く同じ数になっておりますので、減らすことは今のところできてませんがまだ現状維持であるというところをお伝えして、私の答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） 教育委員会もあの手この手を使って取組をされてるんだと、なかなかうまくいくこととうまくいかないことってそれこそ対人間なんであると思いますけど、その部分は手を抜かずにいろいろとやっていっていただけたらと思います。

6月の定例会が終わってから埼玉県にありますつばさ高等学院という学習塾とフリースクール、通信制高校が一体運営されているところに視察に行っていました。視察の申込み、もともとの知人がそこで特別講師として月に何回か行ってるもんですからそこを見せてほしいということを言ったところ、特別授業の日に来てくださいということで、見に行っていました。時間がないので詳細は省かせていただきますけど、理事長先生ともお話をして、そのときに20名ほど生徒さん、小学校3年生から高校3年生までの生徒さんがいらっしゃいましたけど、短時間でありましたが一人一人とお話しする時間をつくっていただいて話をさせていただきました。生徒さんが共通で言ってた言葉というのが、その場所は楽しいと、ここに来るのが楽しみと、これは小学校3年生から高校3年生の子、みんな同じことを言っていました、別に言わされてる感もなく普通に。そういうことを言ってたということは、一概には言えませんが、不登校の児童さんであったり生徒さんはまず家から外に出ることがやっぱり一番大事になってくるんじゃないかと、また楽しいと思ってもらえることも大事なんじゃないかと思いました。

あと2分なので、行きます。

最後の質問になります。町だけでの対応では早い時期に限界が来るんじゃないかと私は今でも思っております。先生方の負担を減らすためにも、フリースクールの誘致は私は今でも必要だと思っております。また、卒業後の進路の選択肢として、通信制高校の誘致というのもこの前見ていいんじゃないかと思いました。この点について答弁のほうをよろしく願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） では、私のほうから答弁させていただきます。

まず、今ここに来るのが楽しいということをおっしゃいました。まさしくそれが一番私たちが目指しているところでございます。そのために各学校では、私、日頃から魅力あふれる学校づくりを進めていこうということ、これは学力、その他も一緒でございます。

では、答弁に移らせていただきますが、時間の関係で、現在WING SCHOOLやゼロスクールなどのフリースクールに通っている児童・生徒については出席として取り扱っております。また、今後他のフリースクールについても、学校から申出があった場合にはフリースクールの見学を教育委員会と学校が行い、活動状況や施設の環境などについて確認を行った上で出席扱いにするかどうか個別に判断していくこととしています。フリースクールとは、一般的に公的な機関ではなく、個人や民間企業、NPO法人等によって運営されるものであり、議員御質問の誘致につきましては考えておりません。教育委員会としましては、不登校児童・生徒の多様な学びを支援していくために、教育委員会、学校とフリースクールが定期的な情報交換を行うなど連携を図っていくことが必要であると考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） すいません、時間がなくなってきたんで、私の思いを一言だけ。

いろいろ答弁いただきましたけど、やはり菊陽町の子どもは菊陽町で面倒を見ましょと、私はそう思っております。外に出すというのものもあるかもしれませんが、そこを基本線にしたいだけたらと思います。

これで終わります。

○議長（福島知雄議員） 吉村恭輔議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時1分

再開 午後2時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤本昭文議員。



○3番（藤本昭文議員） 皆さんこんにちは。議席番号3番藤本昭文です。傍聴の皆様におかれましては、お忙しい中、誠にありがとうございます。

さて、今年も、はや9月となり、残すところ4か月を切りました。今年は、1月1日の能登半島地震に始まり、先月8月8日には南海トラフ地震の想定震源域である日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生しました。これに伴い、一時巨大地震注意が発表されたことで国民の不安が一気に高まったところです。また、直近では、台風10号によって全国に大きな被害が発生しています。こういった状況の中で、行政に対する災害対策、防災・減災への備えについて、住民の負託はますます大きくなっています。この地域防災力の強化については、国のほうでも非常に重要な課題であるという認識と危機感を持って様々な施策を推進されているところです。その中で、その中核となるのが消防団です。そこで、本日は、町の防災の中核をなす消防団の現状と課題について2点、通告書に従い質問します。質問は、質問者席にて行います。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） では、質問、大枠1番、消防団の確保について質問したいと思います。その前に参考までにですが、平成23年、東日本大震災、これを機に甚大な被害、大きな災害、このことについて調査研究が国のほうでなされ、平成25年、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、これが施行されています。この中の理念について御紹介します。第3条になります。「地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことが重要であるとの基本的認識の下に、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化することにより、地域における防災体制の強化を図ることを旨として、行われなければならない。」とあります。これは、平成25年施行の法律です。

それでは、質問(1)過去10年間の菊陽町消防団員数の推移を示せ、これについて回答をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

過去10年間の消防団員数は、平成27年度は401人、平成28年度が406人、平成29年度が404人、平成30年度が407人、令和元年度が402人、令和2年度が404人、令和3年度が396人、令和4年度が398人、令和5年度が360人、令和6年度が359人となっております。過去10年間の消防団員数の推移を見ますと、平成27年度から令和4年度にかけてはおおむね400人前後で推移しておりましたが、令和5年度には大幅な減少が見られました。令和5年度の減少理由としては、消防団員報酬を個人支払いに変更する際に活動実態のない団員が退団した結果、大幅な減少となったことが挙げられます。

なお、令和6年度は、前年より1人の減少にとどまり、令和5年度のような大幅な減少は見られませんでした。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 今の答弁によりますと、平成27年、つまり10年前から既に定数460名に対して約60名の不足が続いていた、令和5年度に報酬支払い方法などの改正に伴いさらに団員数が減少し、現在に至るということですか。冒頭に紹介しました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、これ、平成25年です。消防団の推移、平成27年からの推移を回答いただいたんですけど、国としては平成23年の東日本大震災、この甚大な被害、自然災害の恐ろしさというところに地域防災力の強化、これ、重要、最優先ということで法律を施行し、消防組織に限って言いますとこれは地方自治体の運営になっていると思います。恐らく全国の地方自治体に通知されたのだと思いますが、菊陽町においてはその後も定数460名に対して60名の不足の状態が続いて現在では100名以上の定数割れということなのですが、これについて、町長、当然消防団に在籍しておられましたんで消防団の重要性、災害時の対応力として大切だというのは御理解されてると思います。この東日本大震災を経て国は消防団が重要、大切だということで法律までつくったにもかかわらず今現在の状況というのは、町長、どうお考えですか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 私のほうからお答えをします。

国のほうは、先ほど申されたとおり消防団の強化といいますか、そういうことで法律をつくっておりますけれども、全国の消防団員数を見ても減少傾向になっております。ここ数年を見ても、令和3年度が全国で約80万5,000人、それから令和4年度が78万4,000人、令和5年度が76万3,000人、それと一番新しい数字では令和6年4月1日で74万6,000人と毎年毎年減少傾向でございます。これにつきましては、国も大きな課題と思っておりますけれども、消防白書等にも書いてありますが、確かにこれは本町だけの課題ではなくて全国的な課題となっておりますので、うちのほうもいろいろ確保に向けて努力はしておりますけれども、なかなか厳しい状態となっているのが現状だということでございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） それでは、そのことも踏まえて(2)なんですが、町は消防団員数について、460名、この定数回復を目指す考えという、これはあるのかという質問です。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） それでは、2番目の質問ということで、少し私が先ほど申しました部分と重なるところもありますが、お答えします。

町は、消防団員数の減少が続いている現状を重く受け止めております。消防団は、地域の防災、安全を支える重要な組織であり、団員数の確保は非常に重要でございます。また、先ほど

申しましたとおり全国的にも消防団員数は減少傾向にあり、令和5年4月1日時点で全国の消防団員数は76万3,000人となり、2年連続で2万人以上の減少が続いております。消防団は、住民の生命や財産を守る重要な役割を担っており、団員数の減少は町の防災及び消防体制に大きな影響を及ぼすと考えております。そのため、消防団と連携し、団員の減少を食い止め、団員の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 全国的に減少傾向にある、これは幾つか国のほうでも原因のほうを検討なされてて、一番がやはり少子・高齢化、あと被用者、要は働く人が増えた。以前消防団を構成する比率としては農業であるとか自営の方が7割以上を占めてた、今は逆に被用者、働きながら消防団に加入されている方が7割を超えているという状況だと統計上では出ています。今答弁いただいた中からすると、消防団の団員数の維持、その機能的なものの維持も含めて重要だと、取り組んでいくんだという回答だったんですが、次の質問(3)、それではこれまでに実施してきたこの対策とその検証内容、これをお答えください。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

令和5年12月議会の藤本議員の一般質問にお答えしたとおり、消防団員不足を改善する取組として広報きくようへの消防団員募集記事の掲載、消防詰所への募集ポスターの掲示、きくよう防災フェスタ会場内での募集パンフレットの配布などを行っております。また、現在町長の政策提言にあります消防団応援の店制度の創設準備を進めております。この制度は、消防団員が地域のお店で特典やサービスを受けられる仕組みであり、地域全体で消防団を支援し、団員の士気向上や募集促進を図ることを目的としています。また、消防団員募集のための懸垂幕を作成し、消防詰所や火の見やぐらなどに設置する予定でございます。

なお、消防団各班では、地域の総会での消防団活動報告や団員募集活動、夏祭り会場での募集活動、新築住宅への戸別訪問による団員勧誘活動などを実施しております。

こうした募集活動の結果、昨年は新たに4名の方が年度途中から入団し、今年4月には新たに23名の方が入団をされました。これにより、現状をほぼ維持することができたところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 今答弁の中に消防団の店について回答がありましたんで、これ、たしか去年12月に私は質問しています。そのときの回答も創設に向けた準備を進めているだったと思うんですが、一応去年12月ですともう9か月たったわけですが、いまだに準備が続いているという回答なんで、これ、恐らく相当具体的な計画になってるんだと思いますので、これ、その進捗状況ですか、いい機会なんでお聞かせください。

○議長（福島知雄議員） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問のほうにお答えいたします。

今現在の進捗状況ですけれども、今現在要綱の案のほうを作成のほうを行っておりまして、こちらのほう、早い段階で制度自体は創設したいと思っております。また、協力いただける事業所に関しては、今から協力依頼等を行っていく形にはなりますけれども、年度内にそういった事業所のほうを回りまして、新年度からこちらの制度のほうを利用して各サービスが受けられるように準備のほうを進めていきたいと考えております。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 年内に協力企業のほうを当たられて新年度からということですが、その新年度からのサービスについては具体的にはもう検討されてるんですかね。

○議長（福島知雄議員） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問にお答えいたします。

まず、対象になる方について、今案といたしましてですけれども、消防団員またその家族を対象とした形でできればと思っております。また、サービスにつきましては、各事業所によって決める形になりますので、一概にこれというのは今お答えすることができません。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） では、通告した質問では検証内容をということで質問をしてますので、実施してきた対策の成果として年度途中、昨年4名入団と本年4月の新規入団者が23名、27名の増加に対して団員数としては360名から1名減でほぼ現状維持、結果は今お聞きしたんですが、要は対策を行ってこの結果が出た、これに対する検証というのはなかったんですかね。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 先ほど申しましたとおり全国では減少傾向がずっと、熊本県内も一緒ですけれども、そういう中で本年度は本町においては1名減のほぼ現状維持という結果が出たということでございます。取組としていろんな取組をやっております結果としては、最終的には1名の減でとどまったというようなことでございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） この現状維持という結果もよしということに捉えたんですが、さっきもちょっとお話ししましたが、全国的に減少している、少子・高齢化であったり被用者が増えた、行政、要は町外からの通勤される方の増加とかもあるらしいんですけど、最も大きな原因と言われてる少子・高齢化、要は人口減少です。これ、菊陽町に当てはめてみますと、人口は増えてますよね、高齢化率も全国で見ても低いというお話なんで、全国が減少傾向だ、減少傾向だ、だから菊陽町も現状維持ならいいじゃないかと聞こえたんですが、そもそも消防団員減少の原因が菊陽町にはそっくりそのまま当てはまらないんですよ、実際人口は増えている、

若者が多い、お年寄りは少ない。というところで、現状維持でよしとされているわけですが、それで次の質問へ移るんですけど、消防団員定数の改定及び分団の再編成、各報酬の見直しなどの対策についてのお考えをお聞かせください。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをします前に、今菊陽町では人口が増えてきているのではないかというお話がありましたけれども、消防団のある行政区、これは既存の集落ということになりますので、人口が増えている部分は消防団がない行政区が増えておる現状もございます。それと、先ほどお勤めの方が増えているということですが、これは本町でも言えまして、本町では約84%の方が会社とかに勤務をされてる、自営の方は十数%というような現状もございます。そういったことで、なかなか増えるということではないというふうに考えております。

以上です。

失礼しました。質問にお答えします。4番目の質問です。

本町の消防団員数は、条例定数を下回っており、就労形態の変化、今申しましたとおりですが、などにより団員の確保が非常に難しい状況でございます。消防団員定数の改定については、今後新たな団員を確保する手段の一つとして機能別消防団の創設なども含め、消防団と慎重に検討し、判断する必要があると考えております。機能別消防団とは、特定の任務に特化したチームをつくる制度です。例えば消防団を引退した方がその豊富な経験を生かしてお住まいの地区限定で消火活動に携わる団員で構成されるOB団員などがあります。このように、体力の問題や仕事の都合で訓練などに参加できなくなっても無理のない範囲で活動できるため、より多くの方が参加しやすくなります。

分団の再編成については、現在団員数の少ない班では操法大会に2班合同で出場するなど消防団活動において連携や協力を図る取組が行われています。今のところ分団や班の再編成は考えておりませんが、今後団員不足によって消防団活動に支障が生じる場合は再編成を検討する必要があると考えております。

次に、各報酬の見直しなどの対策についてですが、令和5年12月議会の藤本議員の一般質問でお答えしたとおり、令和3年4月に国から消防団員の報酬等についての通達が出され、非常勤消防団員の報酬等の基準が示され、消防団員の処遇改善に取り組むよう通知がありました。これに基づき菊池広域連合管内の2市2町と協議を行い、統一した金額で見直しを行い、令和4年度に団員の年額報酬を2万円から3万6,500円に引き上げ、出動報酬も新たに創設しました。そのため、現時点で新たな見直しの検討は行っておりません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 定数の件なんですけど、この460人という定数は相当以前から変わっていないのではないかと認識しています。この団員数の減少、この根拠、理由についても、被用者の

割合が多い、あと消防団のない光の森とか武蔵ヶ丘、そういったところの人口が増えていて既存部落については決して人口が増えてるわけじゃないというようなお話があったんですけど、でしたらなおさら、もう10年以上大幅な定数割れが続いている、その事実を見ても460という定数が適正なのかというのはやはり見直す時期ではないかと思います。

分団の再編の話なんですけど、町のほうでは考えていない、活動が困難になった場合にはということなんですけど、実際2分団の、上中代班なんですけど、現在団員数が2名です。消防車両の運行上、最低乗車人数というのが決まってるんですよ、何名で運用しなさいという。2名というのは、恐らく最低を下回ってしまうんで、そもそも積載車の運用もできないわけですよ。実際、現実問題としてほかの班と合併しようというのがかなり話が進んでいるということをお聞きしています。操法大会にしても、合同班で出場された班も幾つかありました。やはりこの定数また分団の再編、これは必要になるというか、必要だと思いますので、もう少し検討していただきたいと思います。

回答の中に消防団と慎重に検討しという言葉があったんですけど、これは、消防団を運営するのは町なんですけど、消防団と協議しながら一体となってよりよい方向に進めているという理解でよろしかったですかね、分かりました。

報酬の見直しなんですけど、これも実際消防団員さんに、ヒアリングではないんですけど、分団長さんとか、主立った幹部の皆さんにお話をお聞きしたんですけど、2万円から3万6,500円に引き上げたという町の回答なんですけど、皆さんおっしゃるのは、2万円だろうが3万6,500円だろうが年間報酬としてこのお金を目当てに消防団に入る人間は誰一人としていませんとおっしゃってます。これは個人支給ですよ、3万6,500円。やっぱり消防団の方がおっしゃるのは、消防団は個人で活動しているわけじゃないです、これは例えば班単位であったり分団単位であったり、チームとして活動をして初めて消防団としての成果が発揮できるんだと、個人に報酬を渡されても、つまり消防団員として報酬を個人でもらってもその実感がありませんと言われるんですよ。消防団員を確保するためには消防団の魅力、これ、能登半島地震の話になりますけど、消防団の分団長さんか元分団長さんだと思いますけど、最初の揺れるとき、部屋の中から家族全員外に避難させ、自分は消防団ということで家の中に戻って消防活動服に着替えて、そのとき余震で家が倒れ、お亡くなりになられてるんですけど、その後救助されたときには手に活動服のベルトを握り締めた状態で亡くなられたという話もあります。じゃあ、何で消防団員さんは自分の命を顧みず地域のため、住民のためにそこまで活動ができるのか、これはこの3万6,500円は全く関係ないと思います。菊陽町消防団の幹部の皆さんも言われます、お金じゃないって。消防団員としてのやっぱり誇りもあるし、その絆ですね、その絆がどうやってつくられてきたかというのは、幹部の皆さんの中にも消防団経験の方はたくさんおられますんで、私が言わなくても一番分かっておられると思います。

実際確かに国のほうからも消防団を維持するために制度を見直して活動報酬と出動報酬、この2つについてはつくりなさいって、自治体のほうで支給をしてくださいというのが出てるん

ですけど、その中でですね……。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員に告げます。

質問要旨を述べてから7分になります。そろそろ質問に入ってください。

○3番（藤本昭文議員） はい。

（「藤本議員」の声あり）

○議長（福島知雄議員） 失礼しました、藤本議員です。

○3番（藤本昭文議員） いえいえ、いいですよ、いいですよ。いいですよ、じゃあこれ、どうせ財政のときにあるんで。

じゃあ、次の大枠2番、消防財政について、(1)消防費に係る基準財政需要額とその算定方法について示せ、これについて回答をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

令和6年度普通交付税算定における消防費の基準財政需要額は6億1,518万1,000円となります。

次に、その算定方法ですが、消防費の測定単位は令和2年度国勢調査人口の4万3,337人になり、その測定単位に人口段階や人口密度など各自治体の状況に応じて計算される補正係数を乗じて得た額に標準的な一般財源所要額である単位費用を乗じて算出されます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） その補正係数の詳細についてももう少し詳しく教えていただけますか。

○議長（福島知雄議員） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣さん） 補正係数につきましては、幾つか項目がございまして、人口の段階に応じる段階補正、そういったものがございまして。それと、人口密度、密度による人口密度の密度補正といったものがございまして。そのほかにもその自治体の様々な状況がございまして、そういったものを総合的に勘案してする普通態容補正というものもございまして。その中には、また経常態容補正というものもございまして。それと、地方債、そういった公債費等、その借入れに対するものとして事業費補正、そういったものが補正係数としてございまして。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 分かりました。測定単位が人口ということは、町民1人当たりに換算すると1万4,195円になります。消防白書令和4年版によりますと、全国の消防費決算額は2兆1,250億円、国民1人当たりの決算額は1万6,714円となっています。全国平均からすると、基準財政需要額は若干少ないのかなと思います。菊陽町の令和5年度の消防費決算額を見てみますと、予算額が5億4,551万円に対して支出済額が5億1,968万9,117円となっていて、この支出済額を町民1人当たりに換算しますと1万1,991円となります。基準財政需要額の算定基準

で出た額は、1人1万4,195円なんです。実際は1万1,991円なんで大分開きがあるなって感じてるんですけど、これは消防を運営する上で財政的にはまだ余力があるというふうに見てもいいんですか、そこを教えてください。

○議長（福島知雄議員） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣さん） それでは、御質問にお答えします。

まず、今比較としまして、令和5年度が最新の決算で出ておりますのでそちらで簡単に比較させていただきますと、令和5年度の基準財政需要額が6億576万4,000円となっております。その内訳としまして、交付税の中では大まかに常備消防と非常備消防ということで分かれておりまして、常備消防といいますのは消防署の活動であったりそういった事業、それと防災関係の業務に当たる費用でございまして、そちらが交付税の算定の中では5億4,638万8,000円となっております。非常備消防といいますのが消防団等に係る経費になりますが、そちらが5,937万6,000円となっております。町のほうでいきますと、令和5年度決算におきまして5億2,006万9,000円でございます。内訳で見えますと、常備消防、こちらは消防署関係等の費用、防災関係でございますけども、そちらが4億5,027万6,000円ということでございます。こちらは、町は菊池広域連合ということで消防署を広域的に運営しております。そういった効率的な運営というものがこの数字としては抑えられた数字、そういった形で反映しているものと考えております。また、非常備消防、こちらは消防団等に係る費用になりますが、そちらは6,979万3,000円ということで、需要額と単純に比較してみますと消防団のほうには費用を町のほうでは、これは、すいません、単純な比較になりますが、予算をかけて運営していると、一応そういった状況になります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） じゃあ、次の質問なんですけど、(2)消防の運営費用については市町村が負担ということになってると思います。町の消防費について増額する考えはないか、これについてお答えをお願いします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

消防の運営費用については、消防組織法第8条において「市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。」と定められております。本町では、資機材配備など消防団からの要望に対してはその必要性に応じ予算措置を行い、適切に対応しております。また、菊池広域連合の消防関係予算については、管内2市2町の財政担当部課長会議で内容を精査し、必要な予算措置が行われております。このように、消防に係る予算については、消防活動が町民の生命や財産を守るために極めて重要であることを認識しており、適切な運営を維持するためにこれまでも必要な予算措置を行っております。今後も、消防関係予算についてもより効果的な予算となるようしっかりと対応してまいりたいと思っております。



以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 今の答弁ですと消防団からの要望に対してはその必要性に応じ予算措置を行い適切に対応しているということだったんですが、今菊陽の消防団、分団ごとのTシャツを着てると思うんですけど、先日の操法大会、私、見に行かせていただいたんですけど、中には分団が何分団かも分からないぐらい色が剥げてる、首回りはよれよれ、そういったTシャツを着てる団員さんも結構おられました。一応幹部さんにお聞きしたんですけど、なかなか支給してもらえない、理由は予算がということを一応幹部の方は言われました。

あと、活動服がたしか今年度から新しくなったと思います。以前まで幹部が着てたデザインが採用されてる関係上、操法大会のときに思ったんですけど、新しい団員さんは幹部と同じ服を着てるんですよ。ぱって見ると、幹部だらけなんですよ。ユニホームというのはある程度統一されてないとユニホームの意味がないなというのは、私は消防署にいましたんで、思います。大津町さんは、これ、一括で活動服のほうは交換されるそうです。菊陽町はとお聞きしますと、年間60着程度というのと360人ですと6年ですか、6年かけて更新するみたいな回答があったということを知ったんで、いやいや、それはユニホームならやっぱり一括して替えなきゃおかしいんじゃないのかということ消防団の幹部さんと言われてますので、要望に対しては、その必要性というのは非常に高いと思いますので、できれば活動服については一括で更新、変更をしていただきたいし、Tシャツとか、それは5年も6年も同じTシャツを着とけば古くもなりますんで、早めに貸与期間等を定めて随時更新ができるような環境を整えていただきたいと思います。

次に、最後です。非常備消防への予算増額の必要性が非常に高いと、今話したとおりなんですけど、考えるがどうか、これについてお答えをお願いします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

先ほどの質問でお答えしましたように、非常備消防費を含む消防運営に関する費用は町民の生命や財産を守るために極めて重要であると認識しており、本町では必要な予算措置を行っております。また、消防団幹部とは定期的に協議を行い、消防団活動や消防団員の募集に関する予算、さらには必要な機材の導入に係る予算の確保に努めています。今後も引き続き消防団幹部と協議を行い、適切な予算措置を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） ぜひお願いしたいと思います。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の中で、消防団について「国及び地方公共団体は、全ての市町村に置かれるようになった消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である」というふうに記されています。国のほう

では、例えば今普通免許なんかもいろいろ規制があって、準中型が必要とか中型以上がないと乗れない車両とかもあったりするんで、そういった免許取得の補助なんかも制度として国のほうでされてますし、防寒着なんかも高視認性防寒着あたりの導入についても国は補助しますというようなことを打ち出されてますので、そういった情報も適宜消防団さんのほうに町のほうから提供していただいて、今後もしぎというときに活動、活躍していただける環境をぜひ整えていただきたいと思います。

本日は、地域防災、これに欠くことのできない消防団、その確保と機能の維持について、係る２点、質問させていただきました。町のほうとしても、消防団の重要性を十分認識されてるということが理解できました。今後もこの地域防災力のことについては質問を続けていきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

○議長（福島知雄議員） 藤本昭文議員の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後２時57分

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和6年9月9日（月）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（4日目）

（令和6年第3回菊陽町議会9月定例会）

令和6年9月9日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|------|------------|------|------------|
| 1 番 | 鬼 塚 洋 議員 | 2 番 | 吉 村 恭 輔 議員 |
| 3 番 | 藤 本 昭 文 議員 | 4 番 | 馬 場 功 世 議員 |
| 5 番 | 廣 瀬 英 二 議員 | 6 番 | 矢 野 厚 子 議員 |
| 7 番 | 大久保 輝 議員 | 8 番 | 西 本 友 春 議員 |
| 9 番 | 佐々木 理美子 議員 | 10 番 | 中 岡 敏 博 議員 |
| 11 番 | 布 田 悟 議員 | 12 番 | 佐 藤 竜 巳 議員 |
| 13 番 | 甲 斐 榮 治 議員 | 14 番 | 岩 下 和 高 議員 |
| 15 番 | 上 田 茂 政 議員 | 16 番 | 小 林 久美子 議員 |
| 17 番 | 坂 本 秀 則 議員 | 18 番 | 福 島 知 雄 議員 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内 藤 優 誠 さん

書 記 廣 田 沙 織 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|------------|---------------------|------------|
| 町 長 | 吉 本 孝 寿 さん | 副 町 長 | 小 牧 裕 明 さん |
| 教 育 長 | 二 殿 一 身 さん | 総 務 部 長 | 板 楠 健 次 さん |
| 住民生活部長 | 渡 辺 博 和 さん | 健康福祉部長 | 梅 原 浩 司 さん |
| 産業振興部長兼
農業委員会事務局長 | 山 川 和 徳 さん | 都市整備部長 | 井 芹 渡 さん |
| 総務課政策監 | 宗 像 雄 矢 さん | 総務課長兼選挙
管理委員会書記長 | 村 上 健 司 さん |
| 危機管理防災課長 | 阪 本 幸 昭 さん | 環境生活課長 | 野 村 瑞 樹 さん |
| 健康・保険課長 | 岩 下 美 穂 さん | 福 祉 課 長 | 井 上 智香子 さん |
| 子育て支援課長 | 石 原 俊 明 さん | 農 政 課 長 | 阪 本 和 彦 さん |
| 商工振興課長 | 塚 脇 康 晴 さん | 建 設 課 長 | 出 田 稔 さん |
| 都市計画課長 | 阿久津 友 宏 さん | 下 水 道 課 長 | 丸 山 直 樹 さん |
| 教 育 部 長 | 矢 野 博 則 さん | 教 育 審 議 員 | 吉 永 公 紀 さん |
| 学 務 課 長 | 平 征一郎 さん | 生涯学習課長 | 岡 本 勇 人 さん |
| スポーツ振興課長 | 鍋 島 二 郎 さん | | |

〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前9時57分

○議長（福島知雄議員） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（福島知雄議員） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

鬼塚洋議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 皆さん、おはようございます。

議席番号1番、一陽会の鬼塚洋と申します。本日も若干体調不良のため、マスクで失礼します。

本日は、早朝より議会の傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

本日は一般質問の最終日、そのトップバッターになります。

そして、今回は、本町の屋台骨を支えていただいている町職員の皆様の就労環境をメインに質問いたします。

職員の厚生や有休の取得状況、テレワーク、フレックスなど、本当は給与や残業についても質問したかったんですけども、そこらは次回以降に質問させていただきます。

その残業に関してなんですけれども、もちろん私は残業ゼロが望ましいと思います。

ただ、今回、私が一般質問の通告書を出した後、たしか先週末の土曜のお昼頃に、担当の課長から質問の趣意について確認の連絡があり、逆に私が一般質問したせいで週末出勤をさせてしまうという事態になってしまって、ちょっと何とも言い難い気持ちではあるんですけども、当初からお約束しておりますとおり、一般質問はこれからも毎回させていただきます。

では、以降は質問席にて質問いたします。

なお、今回の質問に当たっては、お互い敬意は払いつつも、あまりかしこまった質問はしたくないので、私の質問させていただきますとか、執行部からの質問に御回答いたしますとか、そういう枕言葉はなるべく省略していただく形での問答を希望いたします。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） まず1つ目は、職員の就労環境についてです。

言わずもがな、本町は、他の市町村と比較して人口の伸び率は高く、さらにT S M Cなどの大企業の立地により、道路や新駅などインフラ整備などの公共事業に多く着手しております。

当然、職員の皆さんの事務負担は大きくなりますが、現在の本町の職員の数は役場以外の部署も含めて約570名しかおりません。町の総人口の約1.2%程度です。

ちなみに、O E C D、経済協力開発機構の2021年の調査によれば、警察や消防なども含んだ全ての我が国の公務員の総人口に占める割合については、2019年時点で約5.9%だそうです。これはO E C D諸国の中では最低の値であり、例えばノルウェーやデンマークなどでは、北欧

諸国では約30%近くの方が公務員という状況で、全く異なっております。

恒常的な公務員不足、そうした中で、ともすれば人手が足らず、残業が増え、有給が取りづらく、そうした事態に陥り難く、既に私としてはそうなっているように感じます。

職員の増員や業務の円滑化は喫緊の課題であり、本町も既に毎年、少しずつ職員の数を増員されているようですが、まだまだ足りないのではないかと私は考えております。

加えて、職員の数だけではなく、そこで働く職員の皆様の就労環境は、なおのこと重要です。はっきり断言いたしますが、よい職場で働かなければよいサービスは提供できません。

以上を踏まえ、各質問に移ります。

(1)の質問です。

令和2年度以降、本町の正規職員、非正規職員の数及び割合、職場ごとはどうなっていますか。

なお、令和2年度からとしているのは、その年度から会計年度任用職員制度が始まったためです。

御答弁をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 職場ごとの区分につきましては、教育委員会部局とそれ以外を町長部局に区分した4月1日を基準日とする町長部局と教育委員会部局ごとの正規、非正規職員の数及び割合を年度ごとにお答えさせていただきます。

令和2年度の正規職員数は、町長部局が197人、教育委員会部局が38人、非正規職員数は、町長部局が99人、教育委員会部局が149人、非正規の割合は、町長部局が33.4%、教育委員会部局が79.7%です。

令和3年度の正規職員数は、町長部局が200人、教育委員会部局が39人、非正規職員数は、町長部局が100人、教育委員会部局が160人、非正規の割合は、町長部局が33.3%、教育委員会部局が80.4%です。

令和4年度の正規職員数は、町長部局が205人、教育委員会部局が40人、非正規職員数は、町長部局が105人、教育委員会部局が166人、非正規の割合は、町長部局が33.9%、教育委員会部局が80.6%です。

令和5年度の正規職員数は、町長部局が212人、教育委員会部局が42人、非正規職員数は、町長部局が108人、教育委員会部局が168人、非正規の割合は、町長部局が33.8%、教育委員会部局が80.0%です。

令和6年度の正規職員数は、町長部局が227人、教育委員会部局が42人、非正規職員数は、町長部局が115人、教育委員会部局が181人、非正規の割合は、町長部局が33.6%、教育委員会部局が81.2%となっております。

なお、非正規職員は、それぞれの業務内容等に応じて勤務日数や勤務時間に違いがあるため、任用数により常勤職員との比較を一概に行うことは難しい部分があります。そのため、参

考としまして、令和6年度の非正規職員296人の総時間数を常勤換算すれば217人分になります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 職員数としては、全体に増えているということが分かりました。

町長部局というのは、主にこちらの役場庁舎の職員のことですよね。教育委員会部局とは、例えば本庁舎の教育委員会以外ではどのような職場があるんでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 総務課長。

○総務課長（村上健司さん） 御質問にお答えします。

教育委員会部局につきましては、本庁内にあります教育委員会のところにあります学務課、スポーツ振興課等もありますけども、生涯学習課等の職場がございます。それから、学校の現場の給食等の職員のほうも入っております。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 町長部局では非正規職員の方の割合が約3割、一方で、教育委員会部局では非正規職員の方の割合が約8割と、かなり大きな開きがありますが、その差はどこから来ているんですか。

○議長（福島知雄議員） 総務課長。

○総務課長（村上健司さん） 教育委員会のほうとしましては、学校のほうに教育支援員というのを手厚く配置しております。また、給食調理員のほうも多く配置しておりますので、また図書館の司書とか学校司書とか、かなりの専門職の部分で教育委員会のほうは会計年度任用職員として活躍いただいておりますので、そういう関係で教育委員会のほうの会計年度任用職員のほうが多くなっております。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 正規職員と非正規職員、主な違いは雇用期間の定めがあるかないか、ほかにも給与や手当の水準がやはり非正規職員の方のほうが高いのだと思います。

本年4月1日の地方自治法及び地方公務員法の改正により、非正規職員の方にも勤勉手当が支給できるようになりました。ただ、まだまだ待遇の差に開きがあると思います。

例えば非正規職員の方から、雇用期間が満了してもそのまま雇用を継続してほしいとか、非正規職員の方から正規職員に転換したいとか、そうした現場の声というのは上がっていないんでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 総務課長。

○総務課長（村上健司さん） 私のところには、そういった声は直接的にはお聞きしたことはございません。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） では、正規職員と非正規職員を合わせた総職員数ですけども、令和2

年度の合計483名から先ほどの令和6年度の565名に、約80名ぐらい増えておられます。

これは、毎年、募集数を掲げて募集をかけて、おおむね募集どおりに集まっているということですか。それとも、まだまだ募集には全然足りていないということですかね。大体で構いませんので。

○議長（福島知雄議員） 傍聴者の方をお願いします。

議場内での帽子の着用は禁止されております。御協力よろしくお願いします。

続けてください。

総務課長。

○総務課長（村上健司さん） 非正規の職員ということでお答えしてよろしいですか。

（1番鬼塚 洋議員「はい」の声あり）

非正規、今、会計年度任用職員が令和2年度からスタートしておりますので、令和2年度に公募をかけまして、その後2年間は選考による採用のほうが可能となっておりますけども、3年後にはまた更新となりますので、そこで全て公募をかけておりますので、その都度、必要な人数をかけておりますけども、各年度で業務のほうが増えてまいりますので、その都度、必要な人員として会計年度任用職員で可能であるという職責であれば会計年度任用職員の募集しているところでございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） では、正規職員についてなんですけれども、毎年新卒の採用と中途採用されていると思います。新卒と中途採用というのは、これも数が、大体で構わないんですけどどちらが多いんですかね。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 採用については、各年度で退職者数とか次の年の業務量とかで変わってまいりますので、一概に数が増減というのはちょっと答えにくいところでございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 町のホームページを拝見しますと、今年の本町の新卒の職員の募集要項、来年4月1日採用の方のを見ますと、今年は14名程度の募集をかけているようです。

これに対して、募集に対して応募があると思うんですけども、毎年に応募と採用の倍率というのは、近年、倍率が高くなっているのか、むしろ割と入りやすくなっているのか、下がっているのか、どちらのほうですかね。

○議長（福島知雄議員） 総務課長。

○総務課長（村上健司さん） 新規採用職員の例年4月1日採用のところを見ますと、例年、応募人数、また合格者数とも、ほぼ変わらないような状況で、倍率も横ばい状態でございます。

途中で採用しているところに関しましては、民間職員経験枠というところで採用していますので、非常に応募のほうが多くて、中途採用のその枠のほうが非常に倍率のほうは高くなっております。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 倍率が、仮に高ければ、当然、その職場に魅力があるということだと思いますし、倍率が高くて多く職員を募集いただいたほうが、よりやる気のある方、能力がある方を採用できる可能性が高まります。

ここでちょっと1つ資料を示します。

これは、日本財団が2019年に全国の17歳から19歳の若い世代1,000名を対象に、職業についてのアンケートを取ったものです。

まず、なりたい職業はあるかという質問に対して、その第1位は公務員です。やはり、今の時代は公務員は、今の時代も公務員は若者にとって魅力的な職業であるということが分かります。

しかし一方で、どんな働き方を希望するかという質問に対しては、約3割の若者が場所や時間に縛られない勤務を希望しています。

公務員はどちらかというと、オフィスなどの決められた場所、決められた時間での勤務に該当すると思いますが、こちらの割合は超えております。

さらになんですけど、仕事とプライベート、どちらを優先するかという質問に対しては、やっぱり現代の風潮でしょうか、何と5割以上の若者がプライベートを優先するというふうに回答しています。仕事を優先するという回答は2割程度しかありません。

これが、やはり現代の若者の仕事に対する考え方であり、若者でないにしても、広く社会一般にこうした考え方が変わっていつているように感じます。

例えば昔のように、有給も取らずに、残業も目いっぱいして、しっかり稼いで、車とか家とか高級なものとかを買いたいといった、いわゆる物の消費という時代から、現代は、なるべく自分のプライベートを優先して、いろんな場所に行って、いろんな経験をしたいというふうな、ことの消費の時代に大きく考え方は変わっています。

ですので、本町の職場環境や採用の在り方についても、こうした若者のニーズに即応して、改めていただけたところはぜひ改めていただきたいというふうに思っております。

ちょっと話が長くなったんですけども、(2)の質問です。

(1)の非正規職員に占める会計年度任用職員の数及び割合、職場ごとはどうなっていますか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 本町の非正規職員は全て会計年度任用職員になりますので、先ほどの回答と同数になります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 特別職が特にはいないということですね。

では、それに関連して(3)です。

これまで答弁いただいた(1)、(2)の状況について、本町の財政はどれほど影響しているのでしょうか。また、今後、本町の歳入増が見込まれますが、正規職員を増やすべき、ないし非正規職員から正規職員への雇用の転換を行うべきではないのでしょうか。

なお、この質問の趣旨ですが、端的に先ほどの非正規職員の割合、特に教育委員会部局においては、非正規職員の方の割合が高いのは、私としては町の人件費が影響しているのではないかというふうに考えております。

今年の広報きくようの4月号にも載っていますけれども、今年の町の歳出予定額、すなわち町の経費のうち人件費は約28億8,400万円、全体の経費の約14.8%を占めております。

現在、町は道路や学校の整備など多くの事業に多額の予算がかかっているため、人件費を増やす余裕は現段階ではないと思うんですけれども、近い将来、T S M C等の法人からの税収増によって歳入の増加が見込まれます。

例えばそうした中で、もっと人件費の割合を増やすことで正規職員を増やしたり非正規職員の希望者を正規職員に転換できるのではないかということで、この質問をいたします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） まず、職員配置における常勤職員、いわゆる正規職員と会計年度任用職員、いわゆる非正規職員の関係についてです。

会計年度任用職員制度が令和2年度から導入され、常勤職員や会計年度任用職員、さらには特別職非常勤職員などの任用の適正化、厳格化がなされました。

これにより、本町においても、各業務に従事する職員について、常勤職員に従事させることが適当か、また会計年度任用職員に従事させることが適当かを、財政状況によるのではなく、業務内容や想定される期間などにより判断し、任用、配置をしてきております。

具体的には、町長部局、教育委員会部局とも、会計年度任用職員は組織の管理運営業務や権力的業務ではない、いわゆる専門的な業務や補完的な業務に従事していただいているところで

す。

次に、議員御指摘の歳入増を踏まえた常勤職員の増員についてですが、本町では半導体企業の進出や人口増加を受けて、恒常的な業務量の増加が見込まれます。そのため、増加する業務内容や想定される期間などを踏まえ、常勤職員を段階的に30人増加することとして、昨年12月に職員の定数条例を改正したところです。

常勤職員の増員に当たっては、歳入増の見込みも含めた中・長期的な財政収支も見極めながら実施してまいります。

また、全国的な少子・高齢化、人口減少により、将来的には常勤職員、会計年度任用職員とも、職員数の確保が難しくなることが想定されます。そのため、指定管理や外部委託、D Xのさらなる推進など、業務効率化にもこれまで以上に積極的に取り組む必要がございます。

町として、将来を見据え、増加する業務に対して町の中・長期的な財政収支も見極めながら、適正な職員配置、そして外部委託等の業務効率化を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 確かに、今答弁いただきましたとおり、日本の人口自体が減っているの
で、将来的には職員の人数も減らざるを得ないのではないかと考えていますし、今回のアーバ
ンスポーツ施設もそうであるようで、施設管理等の外部委託のほうも積極的に図っていただき
たいと思います。

ただ、やはりそうした中でも、せっかく町の税収増がかなり見込めるのですから、少しの割
合でも人件費に充てて、正規職員の数自体は増やしていただくことを私としては提言したいの
ですが、この点について町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 総務部長の回答と重複しますけども、昨年12月に職員の定数条例を改正
させていただきました。

常勤職員の増員に当たりましては、繰り返しになりますけども、歳入増の見込みを含めた
中・長期的な財政収支も見極めながら実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） しっかりと検討をお願いします。

では次に、(4)と(5)の年次有給休暇、いわゆる有給に関する質問です。

まず、質問の趣旨なんですけど、端的に申し上げますと、有給をできる限り100%に近い形
で取っていただきたいということです。

有給とは、これは厚生労働省にあるんですけれども、労働者の心身の疲労を回復させ、労働
力の維持培養を図るため、またゆとりのある生活の実現にも資するという位置づけから、法定
休日のほかに毎年一定日数の有給休暇を与える制度です。

簡単に申し上げますと、土曜や祝日だけでは疲れは取れないだろうし、また平日に何かやりた
いこともあるときもあるから、そうしたときには個人の判断で自由に休めるように、ある程度
の期間働いた方には一定期間の休みを普通の休暇とは別に差し上げますし、その際にはちゃんと給料も支払いますという制度です。

これは、まさに先ほどのアンケート結果に示しました若者のプライベートを優先したいとい
う考え方にも合致していると思います。

一方で、有給については、やはりなかなか日本では取りづらいといった状況にあり、平成
30年に成立した働き方改革関連法案により、ようやく使用者は労働者に対し毎年最低でも5日
間は有休を取得させることが義務づけられました。

これでようやく、2022年度に、有休の取得率が6割、62%だったそうなんですけれども、を
超えたということです。ただ、62%といっても逆に言えば4割弱の有給は未消化ということに
なります。

公務員の方々も含め、未消化の有給は、例えば年間20日だったとして、その20日全部、翌年には繰り越せるようではございますけれども、その年にさらにまた使えなかった有給をもう一回繰り越すことはできませんし、1回繰り越しても、その次の年度で本年度とその年度の対応の有給を使うということはやっぱりなかなかできません。結局、有給の使い捨てになります。

一般企業では、結局繰り越せなかった有給、時効になった有給を買い取るということができるようですが、公務員の場合はこれも禁止されています。

ですので、有給は100%取らなければ、その分、無駄になってしまいます。ただ働きという言葉が合っているか分からないですけれども、以上を踏まえ、(4)の質問です。

令和2年度以降、職員の年次有給休暇の取得率はどうなっていますか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 職員の年次有給休暇の平均取得日数は、令和2年が7.0日、令和3年が6.8日、令和4年が8.0日、令和5年が11.4日となっております。

毎年の年次有給休暇付与日数20日に対する取得割合は、令和2年が35%、令和3年が34%、令和4年が40%、令和5年が57%となります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 令和2年度から令和5年度、ここ4年で、例えば取得日数については7日から11.4日に、年間4回以上も増えており、とてもいい傾向だと思います。

このように、かなり有休の取得日数、取得率もそうなんですけれども、伸びた要因は何かあるのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 総務課長。

○総務課長（村上健司さん） 年休の取得につきましては、今、御報告させていただいたように、徐々に伸びてきているところだと思います。

一番の増えた要因としましては、昨年度からリフレッシュ休暇の取得について強くお願いをしたところもありまして、職場内における有休取得のハードルが少し下がったというようなところがあるのかなと。職員、また所属長の意識が大分変わってきたのかなと感じております。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 昨年度、平均11.4日、これは多分20日に対してということだと思うんですけれども、例えばそうした中でもばらつきがあると思うんですが、有給を全く取れていない、先ほど申し上げた義務的な年5日程度しか取れていない職員の方とかはいますか。逆に、20日しっかり取られている職員の方はいらっしゃるのでしょうか。分かる範囲で結構です。

○議長（福島知雄議員） 総務課長。

○総務課長（村上健司さん） 5日未満の割合ですけども、約15%の方は、まだ5日未満、取れていない方がおられます。また、20日以上取られている方が約20名ほどおられますので、そういった状況でございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） しっかり100%取られている方もいるということで、その点は安心しました。

有休の取得日数、率でもいいんですけども、これも分かる範囲で構わないですけど、正規職員と会計年度非正規職員、会計年度職員で、その取得日数とか取得率に差というのはあるんですかね。

○議長（福島知雄議員） 総務課長。

○総務課長（村上健司さん） 明確な数字がございませんけども、会計年度任用職員のほうが取得率のほうは高いように感じております。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） では次に、正規職員の中でいわゆる平職員とこちらにいらっしゃる管理職員の方、この取得率、取得日数の差というのはあるんですか。

○議長（福島知雄議員） 総務課長。

○総務課長（村上健司さん） 令和5年の実績で申しますと、課長以上の取得率のほうが低くなっております。数字で申しますと7.7%ということで、管理職のほうの取得率のほうがやはり低くなっております。

以上です。

（1番鬼塚 洋議員「7.7は日じゃないですか」の声あり）

日になります。はい。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 7.7日ということは、義務的な5日以上は取れているということですが、ちなみにこの議場にいらっしゃる執行部の皆さんはちゃんと有給取られているんですかね。10日以上取られている方とか、20日以上ちゃんと取っているというか、20日ちゃんと取っている方はいらっしゃいますか。

有給は、正直なかなか取りづらいです。例えば私が部下の立場だとすると、頑張って上司が取らないと、上司が頑張って取っていないんだから、やっぱり部下としては取りづらいということは当然あり得ると思います。

ですので、なかなか、管理職になられた場合は仕事も忙しくて取れないよというのはもちろん理解はできるんですけども、若い方がしっかり取っていただくためには、管理職の皆さんが率先して取っていただく必要があります。

そこら辺も踏まえて、今後は、まだ7.7日ということですし、まずは10日、そして15日、20日と、しっかり100%に近い形に有給を増やしていただければと思います。

では、(5)の質問ですけども、有休の取得率を100%に近づけるために、本町はどのような取組を行っていますか。また、今後、どのような取組を行う予定ですか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 年次有給休暇の取得促進に向けた取組としましては、職員のワーク・ライフ・バランスの実現等を目的とした菊陽町特定事業主行動計画を策定し、職員の年次有給休暇の平均取得目標を10日以上と定め、取り組んでおります。

各職場において、年次有給休暇の取得しやすい環境づくりに努めるとともに、夏季休暇取得時に年次有給休暇を併用するなどし、連続した休暇取得の推進や、令和5年度からはリフレッシュ休暇制度を設け、全職員に連続した3日間の年次有給休暇の取得を強く促すなど、取得推進に努めているところでございます。

今後も、現在の取組を継続しながら、効率的な業務運営や良好な職場環境づくりを推進し、年次有給休暇の取得推進を図ってまいりたいと考えております。

また、このような取組を進める一方、業務量の増加や複雑化、また多様化する住民ニーズなどにより事務量も増加しているため、本年7月、専門的な観点からの支援とDXの推進を目的に、CIO補佐官を任命し、デジタル技術を活用した業務の効率化と住民サービスの向上を目指し、積極的に業務の見直しを進めているところでございます。

加えて、民間活力の活用、アウトソーシングも併せ、職員の事務負担軽減につながる取組も推進してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 先ほどの菊陽町の特定事業主行動計画、町がどういうふうに取り組んでいくかという計画では、令和7年度までに有給の平均取得日数を10日以上にすると目標設定しています。

その点については、先ほど令和5年で11.4日取っているの、既に目標値は達成しておられます。この点について、今後は、現状維持ということでしょうか。

また、この行動計画は令和8年度までの計画のようなんですけれども、次の計画では目標値をもっと高い水準にするという予定はあるのでしょうか。お答えできる範囲で結構です。

○議長（福島知雄議員） 総務課長。

○総務課長（村上健司さん） 現在の年休の取得日数で満足しているところはございません。できる限り、年休の取得のほうは高めていきたいと考えております。

各所属で、なかなか、繁忙期とかがあって取りにくい時期もございますけども、その辺は各所属職場で考えていただきたいというところです。

ただ、県内の市町村の平均でいいにしても、今現在、12日となっています。菊陽町のほうが11.ちょっとということで、やっと県内の市町村の平均に追いついたということになります。

できれば、15日程度になっていくような目標を次の計画には盛り込んでいくべきじゃないかと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 目標設定、ありがとうございます。

なかなか、有休取得率100%、20日の消化というのは正直難しいと思います。

ただ、例えば東京の文京区、こちらが一番高いようなんですけれども、年間19.3日取っているようです。それ以外にも、年間15日程度取っている自治体は多数あります。

もちろん、そうした自治体と本町では職員数が違うので、なかなか職員数が少ないほど有給は取りづらいと思うんですけれども、吉本町長におかれましても、72の政策提言の中で、職場環境の改善をしっかりと掲げられておりますので、より一層、有休取得率、取得日数の向上を図っていただくことを提言いたしまして、次の質問に移ります。

次に、(6)のテレワークについてです。

新型コロナウイルスの蔓延以降、職場ではなく、家事、家庭やそのほかの場所で仕事を行うというテレワークは、広く社会に浸透しております。

総務省によれば、テレワークの意義や効果については、社会一般にとって、少子・高齢化対策を推進したり、直接通わなくていいから環境負荷を軽減したり、企業の立場から、行かない、いろんなところから採用できるから、有能、多様な人材を確保したり、ネットを駆使してDXの活用、業務改革もできております。

労働者の立場から、これもさっきのアンケートの回答もかぶりますけれども、自由な、多様で柔軟な働き方を実現できますし、テレワークであれば家でも仕事できるので、育児や介護とか、場合によっては病院への治療、こうしたこととの両立を図ることができます。

そこで(6)の質問です。

職員のテレワークの実施状況はどうなっていますか。また、テレワークの必要性について本町はどのように考えていますか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 令和3年8月から、試行運用を開始し、現在、実施しておりますテレワークの実施状況についてですが、テレワーク専用機器の貸出実績によりますと、令和3年度が21件、令和4年度が138件、令和5年度が140件となっております。

テレワークの必要性につきましては、業務の状況に応じた働きやすさの向上につながることで、また自然災害などの危機事案発生時の業務継続も念頭に置いた勤務形態として、必要であると認識をしております。

労働人口が減少していく将来、行政を支える人材確保も難しくなっております。

そのような状況において、柔軟な働き方が可能な体制を構築することは必要不可欠であり、子育てや介護と仕事を両立するための有効な手段であると考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 例えばですけど、これまではどんな業務でテレワークを活用されたことがあるのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 総務課長。

○総務課長（村上健司さん） 役場の業務におきましては、基幹系の業務、特に個人情報へのアクセス等がなかなか多い業務がございます。それを除く、資料の作成等の業務、また会議録の作成等、そういった業務が主だったかと思われます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 家でもできる業務だと思うんですけど、実際にテレワークされた方の反応はどうでしたか。

○議長（福島知雄議員） 総務課長。

○総務課長（村上健司さん） 現在も、テレワークに取り組んでいる職員がいるところを見ますと、テレワークの仕事でのできる範囲も大分広がってきているかなと思いますので、反応としてはやっている職員に対しては好評な評価をいただいているところです。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 令和5年度は、先ほどだと約140件のテレワークの機器の貸出しということですが、例えばテレワークする場合のテレワーク1件当たりの実施期間というのはどれぐらいなんですか。1日テレワークするとか、1週間、1か月単位ですとか。

○議長（福島知雄議員） 総務課長。

○総務課長（村上健司さん） テレワークを行う場合は、事前に、事前申請書を提出されますが、現在のところ、1日の利用が多くなっているかと思います。

あとは、感染症等の場合、その期間中、テレワークをやるという場合がございますけど、今の利用で一番多いのは、多分1日だけテレワークをするということが一番多いかと思われます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 例えば一定期間、育児や介護、場合によっては数か月、1年ぐらい、ずっとじゃないですけども、主にほとんど家でテレワークで働きたいという職員の要望があった場合に、それは現状、かなうんでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 総務課長。

○総務課長（村上健司さん） 現在の菊陽町の在宅勤務の実施要領で見ますと、週2程度を在宅勤務とするということで記載しております。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 一般企業では、やはりそこら辺がしっかり進んでいて、ほぼ家でとか、家でできる業務であることが前提になるんですけど、そういう形をやっている企業が多くあります。

ぜひ、町におかれましても、先ほどは1日単位ということもある、おっしゃいましたけれども、週単位とか月単位でできる業務もきっとあると思いますし、そうした家で働きたいという

ニーズもあると思いますので、そこら辺を日数を増やしたり期間を延ばしていただくことをしっかりと検討いただければと思います。

じゃ、ちょっと時間も押しておりますので、(7)の質問です。

フレックスタイムについてです。

この趣旨も同じですけども、本町でフレックスタイム制を実現してほしいということです。

傍聴者の方もおりますので、簡単に説明しますと、フレックスタイム制とは、一定期間、例えば1週間について何時間というあらかじめ定められた労働時間があって、その範囲内で曜日によってその日の始業時間、業務開始の時間や終業時間、終わる時間を自由に定められるという制度です。

例えば一般職の公務員の場合、1日の勤務時間は7時間45分、週に換算すると38時間45分となりますが、その時間を日ごとに振り分けます。

ただ、よくあるフレックスタイムの場合、ここに掲示しておりますとおり、コアタイムといってその時間は必ず出勤してほしいという時間があって、その前と後の時間、この時間がある程度フレキシブルに活用できるという制度になっています。

上から2番目のやつでいうと、午前7時、1時間早く出勤する分、退勤は1時間半早い3時45分には退勤できると。一番下のケースでいうと、コアタイムぎりぎりに来て、10時からの出勤だけでも、その分、3時間を1時間半、後ろ倒しして、6時45分に退勤するという形になります。

幾つかの自治体では、こうした基本的なフレックスタイム制は既に実現されております。

ただ、これはあくまで基本ケースであって、中にはここにありますコアタイムという概念自体をなくして、1週間の総時間を平日のどの曜日に割り当ててもいいという完全フレックスタイム制もある、実施している自治体もございます。

例えばこれは例ですけども、月曜、火曜、木曜、金曜は、最初と最後2時間ずつ増やして、結局、4日間で2時間ずつ、合計8時間増えるので、水曜は丸一日休みと、完全週休3日制です。

こちらは、大阪市の寝屋川市ですかね、こちらで実施されているようですけれども、職員に好評な声もあるようです。

住民の方の意見としては、変な話で、税金使っているから休みにするなみたいな変な声もあっているようなんですけども、よくよく考えていただきたいのは、これは週の勤務時間自体は変わっていないので、別に仕事をサボっているというわけじゃないんですよ。

だから、こうした休みたいというニーズを完全に実現するには、こうした完全なフレックスタイム制もあり得るものではないかなと思います。

現に、総務省からは、今年3月20日に、各自治体、県等を含めてフレックスタイム制などの活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実

現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するものであるとして、フレックスタイム制をいまだ実現していない、導入していない地方公共団体においては、まずは条例案により制度を設けていただくよう検討をお願いいたしますというふうな通達がなされております。

以上を踏まえ、(7)の質問なんですけれども、本町の職員のフレックスタイムの実施状況はどうなっていますか。また、フレックスタイム制の必要性について、本町はどのように考えていますか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 現在のところ、フレックスタイム制は導入しておりませんので実績はございませんが、育児、介護のための部分休業や早出・遅出勤務、育児短時間勤務制度を職員に活用してもらっております。

フレックスタイム制の必要性につきましては、柔軟な働き方を推進し、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、職場環境の魅力向上につながるほか、希望や事情に応じた働き方が業務能率の向上にも資するものと認識しております。

しかしながら、町は、窓口業務など町民と直接接する業務が多いため、各所属の業務量や業務運営への影響等を細かく精査する必要もあります。

そのため、ただいま説明したような市町村行政の特性もあることから、熊本県内においては導入市町村がございません。

まずは、県外自治体の事例について情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） しっかり検討するようなんですけれども、本町としましては、導入もあり得るということで検討するということですかね。その点、町長の御認識はいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） あくまでも調査と研究をしっかりとやっていくということでございますので、その方向性でまずはやっていこうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 先ほど育児や介護の場合、部分休業や時短勤務があるということなんですけれども、休業とか時短勤務の場合は減った時間の給与がないわけだから、それを使った場合、月の給与は減ります。一方で、フレックスタイムはちゃんと時間自体は働いているんで給与は減りません。

質問なんですけれども、先ほどの早出とか遅出なんですけど、早出は何時から、遅出は何時ぐらいまでできるんですか。分かる範囲で結構です。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 今、議員が申されたことですが、育児、介護のための早出・遅出勤務、時間をずらして、例えば8時半出勤を7時半出勤にして、退勤時間をその分、1時間早めると、そういったことはやっておりますので、その活用をしていただくと給与の減額等もないというふうなことでございます。時間については。

○議長（福島知雄議員） 総務課長。

○総務課長（村上健司さん） ちょっとお待ちください。

早出・遅出勤務の時間帯のほうは4パターンございます。

1つが7時半からの勤務で16時15分の退勤、2つ目が8時から勤務の16時45分の退勤、3つ目が9時からの出勤で17時45分の退勤、4つ目が9時半出勤の18時15分退勤、4つで早出・遅出のほうを準備しております。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） ちょっとすいません、誤解した部分もあったと思うんですけど、先ほど私が説明しました例2のフレックスタイムに割と近い形ではないかと理解しました。

フレックスタイム制は、先ほどの総務省の通達にもありましたとおり、ワーク・ライフ・バランスの実現に大いに資するものです。

例えば別にさっきのやつだと育児とか介護とか、何かしら大事なことがあって使いたいから使うということなんですけれども、フレックスタイム制、そもそも有給とかもそうなんですけど、別に休みたいから休むというのもあり得るわけなんですよね。育児や介護じゃなくても、毎週水曜日に習い事、その日しかできない習い事があって、どうしてもそれをやりたいから休みたいとか、毎月月末には県外で大きなイベントがあるから、それに行くためには毎月末のこの曜日は休みたいとか、そうしたニーズに即応するためにも、こうしたフレックスタイム制というのは活用できる制度だと思います。

繰り返し申しますと、1週間の総勤務時間は変わらないので、有給と比較しても勤務時間自体はちゃんとやっていますので、有給よりも利用のハードルは低いんじゃないかというふうに考えております。

検討されるとおっしゃいましたので、しっかり検討いただければと思います。

ちょっと時間も押していますので、(8)のメンタルヘルスについてです。

近年、メンタルヘルス、心の不調により仕事を休職する、退職する方は増加傾向にあり、厚生労働省の2022年の労働安全衛生調査（実態調査）結果によれば、過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休職した労働者がいた事業所の割合は10.6%で、前年度と比較して1.8%増加しております。

この傾向については、一般企業だけではなく、こうした自治体も同様であり、特に本町においては、さきに申し上げました行政サービスの需要、この高まりを原因として職員の皆様の心理的な負担も重くなっているのではないかと考えております。

そこで(8)の質問です。

令和2年度以降、メンタルヘルスの不調に伴う職員の休職者及び退職者数はどうなっていますか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 退職者数につきましては、メンタルヘルスの不調を退職事由とするものなのか、確認することができませんので、休職者数についてお答えをさせていただきます。

なお、休職者数には当該年度に復帰した職員も含まれております。

令和2年度の休職者数は3名、令和3年度の休職者数は5名、令和4年度の休職者数は6名、令和5年度の休職者数は7名、令和6年度8月末現在の休職者数は5名となっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） おおむね休職者数、されている方が5名からプラス・マイナス2人ぐらいで、横ばいだというふうに理解したんですけれども、ちょっと現在、療養中の、休職中の方もあり、プライベートな事柄であるので回答いただける範囲で構わないんですけれども、例えばどんなことが原因で休職するとかというふうに町は把握しておられますか。

○議長（福島知雄議員） 総務課長。

○総務課長（村上健司さん） メンタル不調に伴う休職者数の主な原因としまして、診断書になりますけれども、不安障害だったり適応障害というふうに書かれていますので、何らかの職場の中で不安を抱えたり、何らかに対して適応することが非常に難しくなっているということが原因かなと思っています。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 今おっしゃった何らかのというところの聞き取りはなされているんですかね。具体的に、それはその対人関係、職員さんとの何か問題であったり、後でちょっと確認しますカスハラが原因であったりとか、大体で構わないんですけれども。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） なかなか答えにくい部分もございますけれども、いろいろなパターンといいますか、状況がございまして、個々の状況がございまして。

業務上の関係だったり、職場環境といいますか、人との関係とか、そういったいろんな状況がございまして。なかなか、それを一概に何が原因というのがはっきりと特定が非常に難しい部分もございまして、そういった状況でございまして。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 休職されている方、令和6年8月現在、5名ということですけど、休職期間が長い方で大体どれぐらいの期間休職されているんでしょうか。すいません、例えば何か

月とか、年単位とか。

○議長（福島知雄議員） 総務課長。

○総務課長（村上健司さん） 申し訳ありません。

なかなか、ここもお答えしにくいところもございますけども、長い方はやはり、今言われたように長い方もおられますし、3か月程度で復帰される方もいます。個々にそれぞれ違いがございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 冒頭に、退職者数については、メンタルヘルスの不調が退職理由か分からないので確認できていないというふうに回答なされたんですけども、例えばメンタルヘルスの不調で休職して、そのまま退職された職員の方というのはいらっしゃるんですか。

○議長（福島知雄議員） 総務課長。

○総務課長（村上健司さん） そこにつきましても、なかなかお答えするのが、非常にデリケートなところもありますので、非常にお答えしづらいところがありますので、ちょっと答弁のほうは控えさせていただければと思います。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 実態は把握できていないんですけども、御答弁いただけなかったんですけど、私としては、やはり休職者数も相当数いらっしゃるの、それが原因で退職されている方もいるのではないかなというふうに考えております。

心の病については、体の病以上に回復しづらく、周りからは見えづらいと、やはり何よりも症状がそもそも発生しなかったりとか、発生したとしても深刻にならないように予防や治療を継続していく必要があります。

そこで(9)の質問なんですけれども、職員のメンタルヘルスケアのために本町はどのような取組を行っていますか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 療養中の職員につきましては、総務課人事担当職員による定期的な療養状況の確認を行うとともに、町が委託しております産業医や保健師との面談を受けてもらうなど、療養の回復に至るまでの経過観察や必要なアドバイス、復職に向けての支援を行っております。

全職員に対しては、メンタルヘルス研修、ストレスチェック及び高ストレス者に対する産業医面談を行っています。

また、教育委員会では、令和5年7月から、スクールロイヤー制度を導入し、法的な助言をいただいたことで、保護者の対応がスムーズに解決できたなど、教職員の負担軽減につながっているとお聞きしております。

そのほか、休職者の所属する課に対する支援については、復帰するまでに期間を要するようであれば、会計年度任用職員を任用し、他の職員の負担軽減を図るなど、必要な措置を講じて

おります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 学校現場ではスクールロイヤーというふうに答弁いただきましたけど、例えばメンタルヘルスが不調になったわけじゃなくて、なりそうな場合に相談する窓口というのは設置されているんですか。

○議長（福島知雄議員） 総務課長。

○総務課長（村上健司さん） 現在、職員のほうからメンタルの不調等で悩みがあった場合は、今、総務部長も答弁しましたように、人事の担当のところに、個人、個別にメール、チャット等で連絡が入って、職員のほうが対応をさせていただいております。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 本町におかれましては、休職者数ゼロ、それに伴う退職数が、いるか分からないんですけど、ゼロが当然、望ましいことですので、しっかり、休職されている方のケアや復帰支援、予防策の確立のほうをお願いいたします。

時間設定が下手くそですいません。残り3分になっています。

(10)の質問なんですけど、これは先週、西本議員がおおむね同様の質問をされていますので、簡潔に御答弁をお願いします。

近年、社会問題となっているカスタマーハラスメントについて、本町は職員の被害防止のためにどのような取組を行っていますか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） これにつきましては、先ほど言われたように西本議員のときに答弁をさせていただいておりますけれども、まず厚生労働省が作成しておりますポスター、この掲示を既に行っております。それと、「カスタマーハラスメント対応企業マニュアル」、厚労省の作成ですけど、これを参考に対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

それと、名札の、今、職員証でつけておりますけれど、これを平仮名の文字で名字のみというのを10月から準備していくということもしておりますし、教育委員会のほうでは、スクールロイヤー制度も、今後、活用し、それと全員研修会等を通じて教職員向けの研修も行っていく、こういった対応をしてまいるところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 私から一言申し上げるとすれば、カスタマーハラスメントは犯罪です。

職員を脅せば脅迫罪、侮辱すれば侮辱罪、心身に不調を来せば傷害罪、そうした犯罪に対し、当該職員一人では対応できない場合も、チームワークで乗り切っていただくことはできると思いますし、場合によっては、ちゅうちょすることなく警察等へ相談していただくことを私

としてはお願いいたしますので、そうしたカスタマーハラスメントによってメンタルヘルス不調になる方が一人でも、ゼロになりますようにしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

すいません、質問事項2、キャッシュレス決済についてです。

こちらは、すいません、今回、町民の方の要望があり、質問に上げたのですが、既に先日、町の広報でキャッシュレス決済導入するという回答がありましたので、目的のほうは達成いたしました。

議長、(1)、時間の都合上、削除したい、撤回いたしたいんですけど、(2)だけでよろしいですか。

○議長（福島知雄議員） はい、了承します。

○1番（鬼塚 洋議員） じゃあ、(2)の質問で、キャッシュレス決済の今後の導入について簡単に御答弁をお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 現在、図書館及び学校施設以外の各種施設を利用していただく場合、オンライン施設予約システムで空き状況を確認して予約し、使用料は利用施設で、施設の窓口で現金でお支払いしていただくようになっておりますけれども、年度内を目標に、オンライン施設予約システムを利用したクレジットカードによる使用料の納付に対応する予定としております。

あわせて、コンビニエンスストアでのお支払いもできるよう準備を進めております。

また、光の森町民センターと総合体育館に導入している券売機においても、11月稼働目標に、コード決済が可能となるよう準備を進めております。

あわせて、各文化施設の窓口においても、年度末を目標に、コード決済が行えるよう準備を進めているところでございます。

なお、図書館及び学校体育館につきましては、空き状況の確認は可能となっておりますけれども、様々な課題もあり、オンラインによる予約ができない状況ですけれども、今後、関係課等、利用者の利便向上について対応を検討してまいるところでございます。

以上です。

（1番鬼塚 洋議員「以上で私の一般質問を終わります」の声あり）

○議長（福島知雄議員） 鬼塚洋議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時58分

再開 午前11時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤竜巳議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 改めまして、おはようございます。

傍聴いただいた方に心より御礼と感謝申し上げます。

さて、今回は、町民の声を、代わりに、5つの項目を質問させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 質問項目の1、交通渋滞について、(1)町道南方大人足線、町道川久保南方線から県道瀬田竜田線までの道路整備の時期はいつなのかについてお尋ねしますが、この件は、昨年9月定例会の一般質問で、町の答弁では、道路整備と久保田台地については、都市計画マスタープランの中で検討したいということです。今後、町はどのように計画を立て、道路整備を進めていくのかをお聞きます。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） お答えいたします。

町道南方大人足線と国道57号の交差点から、町道川久保南方線と県道瀬田竜田線の交差点までの道路計画については、町道川久保南方線と県道瀬田竜田線の交差点から下井手までの区間、約400メートルを平成25年度から平成29年度までの期間で、幅員5メートルの道路として整備をしておりますが、下井手より北側については、道路幅が狭小で離合も困難なところもあることから、苦情や道路拡幅の要望など、様々な方からお話をいただいております。

町としては、当該路線の一部区間は整備しているものの、現在の朝夕の車両の交通量を見ますと、円滑な通行を確保するためにも、町道南方大人足線と国道57号の交差点から県道瀬田竜田線までの道路整備を行う必要があると認識しているところです。

この道路整備の計画に先立ち、現在、町では、町全体の将来交通量を想定し、新たな渋滞対策や生活道路の整備計画の基礎資料を作成するための検討業務を実施しております。また、当該路線が通る久保田台地は本町の発展のためには重要な地域でありますので、現在行っています都市計画マスタープランの見直しの中でしっかり議論し、道路整備に当たってはこのエリアと一体となった計画となるよう取り組んでまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） この件に対しては、昨年6月から、私の一般質問の中で、今部長が答えられたようなことを聞いています。

この道路計画については、関係者や町の町民の皆さんの人たちからよく耳に聞こえるのは、土地の買収や多額の予算が必要で、時間がかかるのは理解しているということです。

しかし、着手する時期が分かれば、道路整備計画の実施に向け、町民の期待も高まり、さらには久保田台地の発展につながると思いますが、再度、そういう時期の決定はしないのか、お

聞きします。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 御質問にお答えいたします。

今、部長の答弁にもあったとおり、今回の道路につきましては、久保田台地と一体的となった計画とする必要がございます。したがって、現段階では、いつ事業化するというような計画は持っておりません。

なお、現道の川久保南方線（通称すずめ坂）でございますけれども、舗装等の維持管理につきましては、引き続き行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 私たちは、一応、すずめ坂と言いますけれども、あそこは今、かなりの洪水があったときに修理をされているとは把握しています。しかし、その辺には、住民の声からやっぱり危険、危ないと、ここにも部長が述べたように狭くて危ないということは、本当に住民の方々が一生懸命、そちらにも要望があったと思います。

ぜひ、やはりここは進めていただき、はっきりとした時期を言うことで、先ほど僕が述べたように、住民の不安を取り除けるような政策をやっていただくなと思いますけれども、部長、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） すずめ坂につきましては、大変地元の方、それと通って、通行の方、大変御迷惑をおかけしているということは重々承知しております。

ただしかし、先ほども述べましたけれども、現在、都市計画マスタープランの見直しの作業中でございます。都市計画マスタープランによって、どういう地域にするかというようなことで、道路の幅員だとかその辺も変わってまいりますので、まずは都市計画マスタープランの見直しを急ぎたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 部長が今述べられたように、マスタープランの中で見直しをやりたいという中で、現在、今、国道57号線菊陽バイパスの交差点から南側に約50か60メートルの町道南方大人足線の拡張工事が進められていると思いますけれども、その件でマスタープランの中に、例えば瀬田竜田線までの新たな延伸道路の計画を進めることができないのかを、お考えをお聞きします。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 質問にお答えいたします。

今回、南方大人足線交差点から県道瀬田竜田線までの新たな道路につきましては、今現在、そこに町の将来交通量を想定した新しい道路をつくったときのその道路にどのような、何台ぐ

らの通行量が通るかといった検討業務を実施しているところでございます。

具体的な整備の時期につきましては、都市計画マスタープランをまず進めまして、その後、速やかに整備に着手できるように準備を行っているところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 先ほどから何度も申しますけども、やはり住民の方々が一番不安を感じていますので、そういうところはやっぱり区長さんなりなんらかに知らせて、今、計画の案をやっぱり説明するべきだと思いますけども、その点はどうでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 質問にお答えいたします。

今、先ほど申し上げましたとおり、将来の交通量の検討業務を行っております。それに伴って、その業務が終わりましたら、将来的な道路計画等も立てることがございますので、将来の道路計画の準備できましたら区長さん方のほうにも御説明を差し上げたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） ぜひ、そういうお言葉を区長さんたちに述べて、安心で、されるような体制を整えていただきたいと思います。

次に、移ります。

(2)の現在、町道南方大人足線拡張工事が進んでいるが、今後、県道大津植木線までの区間の整備をどのように町は考えていくのかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） お答えいたします。

町道南方大人足線については、現在、国道57号の交差点改良事業を国と連携し、令和6年度末の完成に向けて、交通渋滞対策の短期施策として実施しております。

当該交差点改良事業の完了後は、通勤時間帯の国道57号の渋滞及び退勤時間帯の南方大人足線の渋滞が緩和されることが期待できます。

さらに、町としましては、この交差点改良事業の効果を最大化し、さらなる渋滞対策のため、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金を活用し、新たに道路改良計画を実施することとしました。

具体的な事業の概要は、県道大津植木線と南方大人足線の立体交差部の起点から、町道杉並木公園線延伸道路との交差点部までの約750メートル区間を拡幅する計画としております。

今年度は、立体交差部の起点から柳水公民館がある町道古閑原上堀川線との交差点までの約450メートルの区間を詳細設計に着手することから、8月31日に、関係地権者及び柳水区の皆様へ説明会を実施し、事業概要について説明させていただいたところです。

また、町道古閑原上堀川線との交差点から杉並木公園線延伸道路との交差点部までの約300メートルの区間については、杉並木公園延伸道路の事業進捗に合わせて設計業務に着手する計画としています。

今後は、地権者及び地域の皆様から御理解と御協力をいただけるよう、丁寧な説明を行い、早期の工事着手に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 今の部長の答弁にあったように、ここにちょっと地主さんや柳水の皆さんへの説明会にはあるとお聞きしましたが、町道南方大人足線については、土地の取得に対して難問でしたが、町長をはじめ職員さんの努力で、結果、地権者や皆さんの関係者の協力の下で、令和6年度の工事完成とお伺いしております。

今後、今おっしゃった柳水公民館交差点、町道古閑原上堀川線交差点まで、さらには県道大津植木線までの道路整備計画について、町の考えをいま一度お願い申し上げます。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 御質問にお答えいたします。

現在、古閑原上堀川線、柳水の交差点から大津植木線が立体交差する起点部までを詳細の設計業務と測量業務を実施しているところでございます。

今後、その業務の中で、具体的な道路計画については検討してまいりますので、業務が終わりましたら、再度、関係者の皆様へ説明会を開催して御案内差し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） この説明書によると、750メートルのうちの450メートルが先にやられて、あとの300メートルは、杉並木公園延伸の計画に合わせてやるということですね。

それで、私がちょっと疑問に思うのは、その杉並木公園延伸の計画から、現在、今進められている南側に向けて、光団地のほうに向けて、計画はこれには載っていませんが、それはどうでしょう、どうなっているんですか。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 質問にお答えいたします。

杉並木公園線の交差点から南側、バイパスの交差点までは柳南橋がございます。柳南橋の改良を伴いますと、JRをまたぐ橋梁となりますことから事業費が大きくなりますので、現在のところは計画しておりません。

ただ、現在、町では、セミコンテクノパーク周辺の道路につきまして、熊本県と連携しながら道路ネットワークの整備として整備しているところでございます。

これらの道路の整備が完了いたしますと、交通の円滑化が図られ、また分散化も図られると期待しているところでございます。

今、御質問いただきました杉並木公園線の南側からの改良につきましては、これらの改良後の整備の状況を見ながら、事業の必要性についてもちょっと研究をしてまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） ここは、今質問したところは、今、課長が述べたように多額の予算が必要と僕も思っています。

柳南橋を架けていかなんところがありますので、それは理解しています。ただ、やっぱりそれはそれとして、計画にのせておけば、やはり住民の方々の理解もあったと思いますし、またそういう計画を立てることによって、地権者の方の協力も得ていけると、僕は思っています。

だから、やはり明確にこういうことは示して、将来的とか、いろんな言葉遣いはありますので、やっぱりそういう示し方はちゃんとしていただきたいというのが僕の希望です。

私も、あの柳南橋は、富永町長のとき、原水の北側の人たちが南側にある経済連のところ、JAのところへ渡りやすく、そして20トンクラスまでの制限があったと思いますけども、そういった事例もありますので、やはりそういった改革の下で町民の理解を得ながら進めていくことが私のモットーですので、その声を高々と言うことが私の仕事です。

ぜひ、やはりここは計画を早く立てていただいて、この路線が私は本線だと思いますので、その辺をどう思われるか、もう一度お願い申し上げます。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど建設課長が申し上げたように、まずは菊陽空港線、こちらが令和8年度末までには開通させるという考えで進めております。それと、今回の大津植木線から柳水公民館までの区間、ここは大津植木線が令和10年度の完成で、多車線化が進められると。それと、先ほど申し上げた大津植木線と南方大人足線の交差点が立体化すると。立体化されるということで、まずは柳水公民館まで、その立体に合わせて先行して計画を立てたいということでございますので、そこは議員御理解ください。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） はい、理解しました。

ぜひ、そういったところを考えながら、前に進んでいますので、なるだけそういった希望のあるところは整備しながら進めていただきたいと思います。

次に、移ります。

2番目の環境問題についてを議題としまして、耕作放棄地に対する町の取組状況と今後の計画と対応はどのように考えているのかということですが、今回のこの質問を取り上げたのは、半導体企業の進出により、県の調査によると菊池地域の農地が220ヘクタールが影響を受けるということでございます。

そのうち122ヘクタールの農家は、自宅の5キロ以内の代替地の農地が必要と希望されております。後継者がいない農家は、経営縮小や廃業を考えている農家もあるとお聞きします。

また、80ヘクタールの農家は、新たな農地造成を含む基盤整備での確保、そこで県の農地・担い手支援課は、農地整備などの対策を市町村と共に協議し、そこで農家問題の進めるべき問題の解決として、県と共に町の耕作放棄地の整備を進めるべきと思う。また、整備をすることによって地下水涵養にも貢献ができると考えていますが、町の考えをお聞きします。

○議長（福島知雄議員） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

令和6年4月1日現在の本町における遊休農地、いわゆる耕作放棄地は約14.1ヘクタールで、全耕地面積の約1%となっております。熊本県下の遊休農地割合が約10%でありますので、これと比較しますと非常に少ないことが見てとれます。

しかしながら、令和3年度の農地利用状況調査、いわゆる農地パトロール調査でございますが、その後の遊休農地の面積は約9.9ヘクタールであったものが、現在では14.1ヘクタールと増加傾向にあります。

また、本町では約1,100ヘクタールの農地で基盤整備が実施済みでございますが、このうち約7ヘクタールが遊休農地となっており、これは本町の遊休農地面積のほぼ半分の面積となっております。

御承知のとおり、本町では、守るべき農地として土地改良事業、基盤整備事業でございますが、が施行された農地で現にその機能を有している農地としていることから、特に基盤整備済み農地における遊休地化を解消させたいというふうに考えているところでございます。

その施策としまして、町独自の菊陽町遊休農地解消緊急対策事業を令和5年度に制度化しまして、遊休農地を借受けまたは買受けて耕作可能な農地に再生しようとする農業者を支援する事業を展開しております。

本年度は、令和6年1月に施行したのですが、5年度においては3か月間で約1,000平方メートルの遊休農地の解消実績となっております。本年度では、8月末現在で約8,000平方メートルの事業申請が見込まれているところでございます。

今後も継続して実施することで、遊休農地の解消を図り、少しでも多くの面積を安定して耕作できるよう環境の整備に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 今、部長のお言葉ですが、私も今、前、農業委員会で、この耕作放棄地に対しては非常に難しい点がかなりあると理解はしています。しかし、今、先ほど述べたように、半導体の出店によって、やはり農地が借入れができない、買いたいけども高くても買えない、いろんな面で、今、農家の人たちは困っております。

そこでやはりそういった整備をすることによって、借地やその他のことができ、農業の収入

源になると感じております。

私自身も農業をしていますけども、やはり南方地区でも、かなりの今、耕作放棄地があります。なかなか、私も、その方には耕作放棄地の町の補助金での事業を勧めています。でも、なかなか進まないのが現実と思います。

そこでやっぱり町もそういう方々の農地確保に向けての努力を県と共にやっていただき、農家の方々の不安を取り除いていただきたいと思います。

どうぞ、部長、よろしく願いして、次の質問に移ります。

次は、環境問題の(2) J A S Mの進出により、水の問題解消の対策として、森林環境譲与税を利用し、森林整備計画をするのかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

森林環境税は、令和6年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人当たり年額1,000円を市町村が賦課徴収するものでございます。

徴収された税は森林環境譲与税として、全国的に森林所有者の林業に対する経営意欲が低下する中、町が経営管理を行うために必要な権利を森林所有者から取得した上で、意欲と能力のある林業経営者に委ねるための財源となるものでございます。

市町村と都道府県に対しまして、私有林人工林面積比55%、林業就業者数比20%、人口比25%による基準で案分され、配分されるものでございます。

なお、森林環境譲与税は、既に、国の負担により、令和元年度から令和5年度までに先行して配分されています。具体的には、約2,056万円が配分され、約745万円を森林整備に関わる事前調査委託料に充て、利息を含めた約1,311万円については、今後の森林整備費用等の財源として基金積立てを行っております。

地下水涵養にもつながる森林整備につきましては、この森林環境譲与税を活用して、森林所有者及び菊池森林組合と施業時期等を含めた最終協議を行い、今後、適切に整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） このことは、先ほども言いました半導体の企業及び関係道路整備の中で農地や森林が失われていることから、私も、先ほど部長がおっしゃったように、地下水の涵養の一つの案だと思っています。

菊陽町は、今、水張りをして、そして米に対しても補助金というすばらしい考え方を持っておられますが、これは、私は一つの案として、ぜひこういう森林を生かした整備をしながら、涵養水補助に対して、町が1番目に努力し、その上はやはり J A S Mがある、そして第2工場、また町長が先週もおっしゃったような工場の誘致の確保等がありますので、やっぱり私はその土地を減らすことによって、水の地下水の浸透率は下がると考えています。

やはり、私のモットーは、阿蘇の山々のおかげで高原や森林の自然のダムの下で何十年にわたり、しんと湧き水が白川に流れ、その白川の水が、今、涵養水やいろんな農家のためになっていると思います。

そういうところから、少しはそういった面に補助金をどんどん出すべきではないかと考えますが、もう一つ、ちょっとお尋ねがあります。

例えば各地域か区で伐採を行った場合、この補助金は使えるのか、また植栽するときについてこの税金は使えるのか、お尋ね申し上げます。

○議長（福島知雄議員） 農政課長。

○農政課長（阪本和彦さん） まず、森林環境譲与税の使途について御説明をさせていただきます。

この税につきましては、事業の当初は、町内の私有林人工林、こちらの整備費として活用することとなっておりましたけれども、近年におきましては、町外の、菊陽町が有しております町有林、また木工教室などの木育事業、こちらのほうにも活用が可能ということになっております。

菊陽町としましては、先ほど議員さんもおっしゃられましたように、大津町、あとは阿蘇市、菊池市に、約136.7ヘクタールの町有林がございます。こちらの町有林で、森林が持ちます地球温暖化防止機能、あとは災害防止、国土保全機能、水源涵養機能、こういった多面的機能を発揮させるために、菊陽町におきましても、毎年、下草刈り、あとは防火栓払い、作業道路の管理、また必要に応じまして保育間伐や枝打ち、こちらのほうも行っております。

また、林齢が50年を迎えます間伐の適期、こちらの木におきましては、計画的に収入間伐のほうを行っております。また、この収入間伐材を利用して、中部小学校の建て替えについても、この木を一部利用させていただいているところでございます。

こういった町の町有林にも使うことが可能となりますので、私有林の人工林の整備と併せて、活用をしていきたいと思っております。

また、おっしゃられました区の伐採等植栽、こういったものも幅広く林務に関するものには活用ができるということになりますので、こちらのほうは、改めて県のほうとも確認をして、御回答させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 説明ありがとうございます。

なぜ礼を言ったかという、それに、目標にしている地区がありますので、ぜひそういう方々の要望があったときに、課長、よろしく説明しながら進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次に移ります。

次は、第3の「さんふれあ」についてをお伺いします。

(1)の「さんふれあ」の生産組合員の状況を示せということですが、お願いします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

菊陽町総合交流ターミナル農産物直売所へ出荷されます生産者で組織するさん彩出荷協議会の会員数は、平成12年度オープンの当初の120名から年々減少し、現在では79名となっております。

現会員におきましても、約4割の方が70代以上でありまして、今後、離農等によりさらに減少することが予想され、会員及び品ぞろえの確保が課題となっております。

会員及び品ぞろえ確保に向け、未加入の生産者に入会及び出荷を働きかけているところではございますが、現在は非常に厳しい状況にございます。

本町の農業の特徴は、ニンジンを中心とした大規模経営が多く、J A、各市場及び契約販売などによる大口の取引でありますことから、小口となる直売所の出荷は敬遠されているのが現状と思われまます。

有限会社さんふれあでは、さん彩出荷協議会と連携し、大規模農家や販売所、直売所への持込みが困難な生産者に出荷を促すため、庭先集荷を含めた対策を検討するとのことでございます。

町としましても、有限会社さんふれあ及びさん彩出荷協議会と連携し、農産物の直売を通して、生産者と地域の方々との交流を促してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 今の町の部長の答弁によりますと、オープン当初、120名が、現在、79名で、そのうち約4割が70歳以上で、年々と減っていることをお聞きします。

会員並び品物の確保も課題となっておりますが、そこで町外の地域の人たちの新規加入の可能性はあるのかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 農政課長。

○農政課長（阪本和彦さん） 御質問にお答えします。

さん彩出荷協議会の出荷するには、さん彩出荷協議会の役員会にお諮りいたしまして承認を受ける必要がございます。その承認を受けたら、出荷が可能ということになっております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） そこは私も把握していますが、やはり先ほど部長が述べたように、会員の数が減り、品物の不足、いろいろとなると、やはりそういった方々に頼るしかないと思います。そこは、先ほど課長がおっしゃったように、協議委員会の中で検討して、やはり話し合いながら協議して、やはり前に進むことが私は大事だと思います。

やはり消費者は品物がないと寄ってきませんので、そういったところから、品物をそろえることによって消費者が増え、「さんふれあ」の売上げの協力になると思いますが、その点の話は、出荷組合協会の人たちの話合いはできていますか、その点をお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） もちろん、当該施設は、菊陽町の農産物の振興、高齢農家あるいはそういった方々の振興ということの目的で設置されたところでございます。もちろん、120名から、現在、高齢化によって生産者数が減っております。それと併せまして、もちろん地域の変化がございます。生産者の方々も、地域外の方々の協力、あるいは農産物直売所の出荷というのは、当然、認識され、それは了承いただいているところでございます。

ただ、我々としましても、町内の農産物の出荷を前提として、拡大はしつつ、なおかつまた地域の実情の変化に応じたところで、生きがいの生産者の方々の交流というものも促してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） ぜひ、部長、そういう出荷組合の人たちと話しながら、「さんふれあ」がにぎわうように、よろしくお願い申し上げて、次に移ります。

(2)の青少年スポーツ交流のために、「さんふれあ」の宿泊施設の設置は可能なのかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

菊陽町総合交流ターミナルは、都市部と農村部住民との交流並びに住民の健康維持増進の拠点施設として位置づけられ、これに関連する事業を行うなど、管理運営を担当する有限会社「さんふれあ」において、公益性、公共性の高い施設運営が行われております。

隣接する菊陽杉並木公園には、昨年10月に、総合体育館が供用開始し、各種大会やイベントが開催され、熊本県内外から多くの方々が来館されています。体育館で行われる大会やイベントに際しまして、弁当や総菜を求める利用者が増え、加工品だけでも、直近の3か月間、これは4月から6月の期間でございますが、におきまして、前年比で約10.4%の売上増となっております。

総合体育館の設置によりまして、「さんふれあ」には好影響を与えているというふうに考えているところでございます。

今後、さらに総合体育館の来館者が増えることが予想され、総合体育館の設置に伴う経済効果は大きいと考えており、一層、総合体育館と連携し、売上増につなげる仕組みを構築してまいりたいと考えております。

さらに、令和8年4月の供用開始に向け、アーバンスポーツ施設の整備が進められておりますが、この施設は国際大会の誘致を念頭に置いた施設でもあります。年間約14万人の来場者が

予想されるなど、その集客力は大きく、周辺への経済効果も大きいというふうに考えているところでございます。

このように、本施設を取り巻く環境は大きく変化してきており、これらの施設がもたらす人の流れの循環を享受するため、また本施設が周辺の変化に即応できるよう、運営の在り方について、今後、検討を進めてまいります。

その中で、議員御質問の宿泊施設につきましても、検討材料の一つとして参考とさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 検討の材料として、一つの参考とするということですが、私も、後で出ますけども、スポーツ広場にて、かなりの青少年育成に対して交流を、この間、第17回の鼻ぐり井手を町長はじめ教育長もお見えいただいて、盛大なる会が終わりました。

そこで話が出たのが、こういった施設があると、交流を深めながら、深めることによって回数も多くできます。

私がここに述べたのは、新たに施設をつくるんじゃなくて、やはり、今、食堂は8時半がオーダーストップで、なると思いますが、そこに子どもたちの食事と、やっぱりそこでさせて、宴会場のところに宿泊施設をしたらどうかという、ある、その会場で、新たに作るんじゃなくて、そういう施設の中でできるんじゃないかということ、この質問をさせていただきました。

その点、部長、どうか、考え方を述べていただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） あれも、本当にありがとうございます。そういった提案をいただきまして、「さんふれあ」の活性化、そういった部分に資する内容だというふうに思います。

ただ、いかんせん、お客様が、一般的に入られるお客様、それと宿泊されるお客様というのはやっぱり分離する必要があると思います。

そういった意味からすれば、やはり少なからずとも改修が必要になってくると。それなりの設備も必要になってくるというふうに思います。「さんふれあ」がもう二十数年たっております。こういった中でいけば、やっぱり大規模改修というのも近々迫ってくる可能性もございます。そうしますので、そういったときと合わせて、また検討する必要があると思います。

非常にいい提案をありがとうございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） ぜひ、前向きに検討いただきたいと思います。

次に、移ります。

次は、4番目のスポーツ広場について。

スポーツ広場の天然芝を年中、利用可能な人工芝にできないのかをお尋ねします。

この問題は、昨年9月定例会の一般質問でもしましたが、まだ町は検討はしにくいということでしたが、引き続き答えをいただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 私のほうからお答えさせていただきます。

このことにつきましては、令和5年9月にも質問をいただいております、その際、人工芝へ転換する具体的な計画はないということをお答えさせていただいております。

繰り返しになりますが、人工芝へ転換するとなると、整備に多額の費用がかかること、スポーツ広場はアーチェリーなど多目的に利用されており、特定の競技に偏らない全体への配慮が必要と思われることから、町の方針としては、前回の答弁と同様になりますが、現時点では人工芝へ転換することは困難であると考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） この問題は、前町長からずっと教育長と組んでやってきましたが、新たな吉本町長に替わりましたので、この問題を掲げて、できるまで私はやるという、質問させていただきたいと思います。

特に吉本町長は、サッカーのロアッソ並びにいろんなスポーツ面に対しての御理解があるという、僕は思っています。

そこで町長、先ほど申したように、この間、第17回はなぐりカップにおいていただいて、御挨拶の中で、非常に皆、町長に期待をしています。町長のほうから何かあれば、答弁をよろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、お答えをいたします。

現時点で言えることは、先ほど答弁でもありましたけども、あそこの公園の歴史を考えてみますと、多分、富永町長が、当時の国体のときでアーチェリーの会場というところだったと思います。

多分、前総理の海部さんが、多分アーチェリーの全国の会長をされていて、今になっては多分、菊陽町がアーチェリーをされている方々の聖地になっているのかなというふうに思います。

佐藤議員も、以前の御提案の中で、あそこでアーチェリーをしたときには、矢が刺さなくて、矢が折れちゃうというお話もありまして、そういったところを総体的に考えると、現時点でやはり厳しいのかなというふうには思います。

いろんな意味での総合運動公園ということでございますので、またいろんな御提案をいただきながら、まだ質問をされるということでありましたけども、現時点では、やはりそういった

ところを総合運動公園ということで考えれば、確かにサッカーをする方々は人工芝を望まれる方もいらっしゃるでしょうけど、やはり今度はランニングコストというところでも非常に問題点がかなり多くなってこようかというふうには思いますので、また御提案があれば、しっかりとお受けをしていきたいというふうに思いますけども、現時点ではなかなか厳しいということでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） はい、分かりました。

私も、この問題に対しては、ある費用が、多額な費用がかかるということで、一応、前回の、前町長のときに提案して、いろんな補助事業並びに副町長が言うように、やはり企業関係には行ってまいりました。しかし、なかなか進まないのが現状でした。

しかし、やっぱりこういうことは子どもの育成として、ぜひ、先ほど町長もおっしゃったように、子どものために、やはり誰かが指導して、誰かがやっていかなんという思いがあります。特にアーバン施設ができる、スポーツの菊陽は、あそこがスポーツの村になりはせんろうかという私の考えです。

ぜひ、予算関係とか、今、アーチェリーの問題ありますけども、ぜひ、子どもの夢をかなえてロアッソに指導していただきながら、そういうことを望んでおりますので、ぜひ、町長、早めのお考えをよろしく願いして、また1つお願いがあるのが、2月から6月までの天然芝のところが使用できないとなっていますけども、それを使用できない理由と、また使用させていただけないかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 都市計画課長。

○都市計画課長（阿久津友宏さん） お答えします。

今、使用できない期間については養生期間ということでさせていただいております。ただ、使用できる期間を少しでも多く、長くできないかというところは、引き続き担当課でも議論しているところですので、御助言もいただきながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） ぜひ、中学校のグラウンドもなかなか使えません。それで、やはりそういったことを解消すると、非常に子どもの体力づけや交流になると思います。

また、そういう、することで、私たちのやはり協会でも大会の会場とし、「さんふれあ」への貢献にもなると、町長、思っています。ぜひ、皆さん、前向きに検討いただきながら、お互いにやっぱり経済効果あるための施策をよろしく願いして、次に移らせていただきます。

次は、最後に5番目の地域活動貢献についてお尋ねします。

地域貢献活動者に対する感謝状の贈呈はどのようになっているのか、これも昨年9月に町長に提案をさせていただきました。その結果をお願い申し上げます。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

今議員が申されたとおり、令和５年第３回議会定例会において、佐藤議員からの一般質問で、安心・安全なまちづくりに貢献されている見守り隊や交通指導員に感謝状を贈呈する考えはないのかの質問でございました。

そのときの答弁で、様々な分野で、町に貢献いただいている方々に対する感謝状の贈呈や表彰の規定がないため、町独自の規定の創設に向けて、関係課と協議してまいりますとお答えをさせていただいたところです。

その後、他の自治体の情報収集や関係課との協議を進めており、年内には表彰規程を制定し、この規定に基づいて、地域貢献の活動をされている方々も表彰できるよう準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○１２番（佐藤竜巳議員） 総務部長、ありがとうございます。

町長、本当に御理解いただき、誠に感謝申し上げます。表彰を受けられる方々の喜びの顔が浮かびます。より一層活動に努力されると思います。

そこで町長、一言、思いがあるならば助言いただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 地域貢献の活動者に対する感謝状ということでございますけども、私も存じ上げていないような方々が、当然、佐藤議員は御存じであって、そういった方々にもやはり町としてしっかりと敬意を表すべきだという御質問だというふうには思います。

そういった質問をいただきまして、私どもでも、今年度中にということでございますので、そこはしっかりと、年内でした、すいません、年内にはしっかりとということでございます。

やはり、佐藤議員もおっしゃったように、多分、表彰が欲しくてされてらっしゃると思います。やはり地域のこと、菊陽のこと、子どもたちのことを考えて、一生懸命、ずっとずっと積み重ねてきてらっしゃるというふうに思いますので、やはり町としては、そういった方々に敬意をしっかりと表すということが必要なのかなというふうには思いますので、今後とも、そういった方々がいらっしゃれば、しっかりと町としても敬意を表していきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○１２番（佐藤竜巳議員） 町長、ありがとうございます。

私も、そういった町長のお考えを皆さんに、把握して、伝えたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員の一般質問を終わります。

昼食休憩いたします。

午後は13時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時58分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子議員。

○16番（小林久美子議員） 議長、すいませんが、ちょっと体調の関係で自席で質問してよろしいでしょうか。

○議長（福島知雄議員） はい、許可します。

○16番（小林久美子議員） ありがとうございます。

それでは、早速始めます。

皆さん、こんにちは。日本共産党の小林久美子です。

私は、1995年、平成7年に町会議員に立候補し、30年目になります。町政の主人公は町民である、福祉最優先の町政をモットーに、この間、取り組んできました。

また、菊陽町は災害が少なく、とても住みやすい町だと思っています。

しかし、この間、TSMC進出を契機に、この菊陽町は大きく変貌しています。

朝、鉄砲小路のほうから図書館のほうに向かって、新町のほうを見てみますと、マンションが林立し、本当にびっくりします。今までまちづくりに携わった方も、この間のまちづくりに、この間、先輩の皆さん、また行政の皆さんが築いてこられたんですが、この菊陽町をこれからどう発展させていくのか、そのことが私たち一人一人に課せられていると思っています。

今日の質問は、企業の社会的責任を中心に質問します。

8月26日に、木村知事は台湾のTSMC本社を訪れ、熊本県に第3工場をと要請されています。

私たちは町民の皆さんにTSMC進出に関してアンケートをお願いしました。そこでは率直な御心配や不安の声が多く寄せられました。第3工場を望む方は、そのアンケートには一、二名しかありませんでした。皆さん、交通渋滞の生活への影響、将来、今、熊本の宝である地下水を守れるのか、農地の確保ができるのか、地価高騰で営業が存続できるのかと、切実な意見が寄せられました。

私以上に吉本町長、町民の皆さんの御意見を一番よく聞いておられると思いますが、今の菊陽町の状況、またTSMCをめぐる課題についてなど、思いを聞かせていただければと思います。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、小林議員の質問にお答えをいたします。

第3工場のということでございますけども、今、小林議員がおっしゃったように、木村知事が、第3工場のお話をということで、台湾に行かれたということは私も承知をしております。

ただ、TSMC、このJASMですけども、そちらのほうから第3工場についての具体的な話はあっていないというところでございます。

町としましては、まずは第1工場、そしてまた第2工場が円滑に進むように、地元自治体として県とこれまで以上に連携をしまして、できる限りの支援をしていくことが重要だと考えておりますし、小林議員が質問でもされますような、町民の方々の悩み、そしてまた疑問、思いなどは、町としてもしっかりと受け止め、そしてまたそれを町民の皆様方に見えるように、考えが分かるようにそういったお話をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 今日、私は、第1工場が本格的な稼働もしていない今の時期に、深刻な交通渋滞、地下水は大丈夫か、土地開発の激化によって、200ヘクタール以上の農地が買収や賃貸借契約解除の対象になっています。

この間の議会でも、町長は、守るべき農地は守ると言われますが、現実問題としては減少するばかりです。菊陽町の産業は農業が中心だったのではないのでしょうか。農業が守れない、水が守れないでは生活できません。

JASMなんですけど、TSMCで表現をさせていただきます。

TSMCの地元の菊陽町が、こういう状況にあるにもかかわらず、また交通渋滞や地下水の問題への町民の懸念が大きい中、第3工場の要請など、問題だと私は感じています。

そこで質問の第1ですが、企業の社会的責任について、基本的な方針を明らかにしてほしいです。情報公開に努め、事業を展開する地域との共存共栄を図るために、地域住民、団体と協議の場を定期的に開くよう、行政として要望できないかについて、まずお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

まず、企業の社会的責任、CSRについてでございますが、企業は単に利益を追求するだけではなく、環境や人権に配慮した行動を実践することが求められております。

具体的には、1、法律や社会規範の遵守、2、企業情報の適切な開示、3、企業活動の透明性の向上、4、顧客、従業員、株主、地域社会などへの説明責任の履行、この4つを通じて信頼性を高めていくことが必要とされています。

JASMに関連する情報公開の取組につきましてですが、町としましては、JASMが行う事業に関してできる限り透明性を確保し、住民の皆様に必要な情報を提供することが重要であると認識しております。

JASMにおいては、去る5月に、町からの要望に応じて、町民の代表である町議会議員の

皆様の第1工場視察を快く引き受けていただきました。視察では、水処理施設の見学や環境保護への取組状況の説明が行われ、質疑応答に対しても丁寧に対応していただいたところでございます。

また、J A S Mの親会社であるT S M Cは、経済貢献、環境の持続可能性、社会的責任の3つを企業の社会的責任、C S Rの主要な柱として掲げており、同社のホームページにて、毎年度、サステナビリティレポートを公開しております。

このレポートには、売上高や研究開発費、顧客満足度といった経済面での指標、エネルギー効率や温室効果ガスの削減、水資源管理及び廃棄物管理といった環境面、そして従業員の福利厚生やコミュニティ貢献の状況など、社会面での内容が報告されております。

J A S Mにおいても、T S M CのC S R方針に沿った活動が実施されており、地下水使用量の削減や地下水涵養対策、水処理施設による排水対策、セミコン通勤バスを利用した交通渋滞対策の実施、社会貢献としては、台湾の湾声楽団が熊本で公演を行った際に地元高校生との共演を支援するなどの活動が行われております。

また、馬場議員からの御質問にもお答えしましたとおり、T S M Cチャリティー基金によります健康長寿プロジェクトへの支援も、今後、行われることとなっております。

一方で、J A S Mは、民間企業であり、企業の機密情報や事業戦略に関する情報には、公開に限度があることを御理解いただきたいと思います。

次に、住民や地域の団体との意見交換の場に関する御質問にお答えいたします。

町としましては、住民の皆様から寄せられた御意見につきましては、適切に伝達するとともに、先ほど申し上げましたように、5月には、町民の代表である企業の視察を実施しましたが、このような取組を引き続き実現できるよう、企業側へ要望してまいります。

今後も、J A S Mとの連携を一層強化し、地域社会と共に歩んでいく体制を整えるべく、引き続き努めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） J A S Mに関連する情報公開の取組について、町はJ A S Mが行う事業に関して、できる限り透明性を確保し、住民の皆様に必要な情報を提供することが重要であるという認識で、今、答弁がありました。

適切に伝達する場はどういう場を考えておられますか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） これは、もちろんJ A S Mの企業経営、J A S Mの社長様をはじめ、経営幹部の方々と面会するに当たって、その都度、適切に、適宜お願いをしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員）　まずは、情報公開、J A S Mもしっかりするし、町としても求めるということだったんですけど、次の地下水の質問にも関わるんですが、そうしたらどのくらいの取水量があるのかと。例えば交通渋滞、後の質問にも関連しますが、J A S Mとして従業員や車の台数、今後の予想、そういうのは公開してもらえるのでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　商工振興課長。

○商工振興課長（塚脇康晴さん）　今御質問がありました企業の出勤、車の台数ですとかというのは、他の企業も公開されておらずで、町も現在は把握しておりません。

そういう公開の体制が整いましたら、適宜、公開されるものと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　小林議員。

○16番（小林久美子議員）　そしたら、地下水の取水量とかの公開はどうですか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　取水量につきましては、今、第1号で300、そして第2で500というふうな数字で公表されております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　小林議員。

○16番（小林久美子議員）　町が、今日の答弁でありました車の台数とかはまだ分からないということと、取水量については、先ほど、年間の報道されているということですが、J A S Mは民間企業であり、企業の機密情報や事業戦略に関する情報には公開に限度があるというのは、これはどういう内容を示しているのでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　それは、やっぱり企業活動における秘密事項、機密事項だというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　小林議員。

○16番（小林久美子議員）　町民にはもう少し分かりやすく、こういう企業としてはこういうこととは言えるけども、こういうことは町民には言えないという機密情報ということだと思っておりますが、その辺はもう少し丁寧に説明してもらえないのでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　大変申し訳ございません。今の中で情報をいただいているのはそういった部分でございますので、詳細については申し上げることはできません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　小林議員。

○16番（小林久美子議員）　私が、やはり違和感を感じるのは、国策で1兆2,000億円のお金を出しながら、こういう情報公開で聞いていきますと、すぐ民間企業だから機密情報だというふ

うに言われるのが、どういう内容を示すのかがちょっと私は今理解できないので、そこは問題だということを指摘して、次に移ります。

それでは、地下水保全についてです。

県の条例に基づいて、100%、涵養すると聞いていますが、具体的な内容はどうなっていますか、お聞きします。

ここで町民の皆さんの声を紹介します。

熊本の自然豊かな地下水を汚さないでほしい、今後が心配、一般の町民にとってプラスになることがあるのでしょうか、一番気になるのは地下水のことです。また、別の方ですね、地下水も無尽蔵ではありません、国策のため一部の地域の自然や生活には目をつむるのでしょうか、工場で使用する量に相当する量を涵養などで手当てし地下に戻すと言われているが、それが可能か不安である、また一旦汚染されたら手後れだ、熊本の宝とも言える地下水は水俣病の例があるように大変に貴重で、一度汚染すると元に戻ることはないかと心配しています。人々の命に関わる問題であり、経済発展に浮かれていると必ずしっぺ返しを食らうのではと思います。これは町民の皆さんの声です。

そこで具体的な内容はどうなっているかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん） 御質問にお答えします。

先日の甲斐議員への答弁と重複しますが、J A S Mでは、第1工場における地下水涵養計画において、採取量の100%以上の地下水涵養を目指すとしており、具体的な内容としましては、地下水涵養米を購入し、社員食堂で提供する取組のほか、8月6日に締結した白川中流域での農業振興に向けた協定に基づき、農家の水稻作付面積の拡大を支援するなど、積極的に地下水涵養に取り組んでいくとしております。

また、昨年5月16日に協定を締結しました熊本地域における地下水涵養推進に関する協定に基づき、水田に水を張ることで地下水の浸透を増やす水田湛水の取組についても実施されます。

なお、第2工場につきましては、現段階での工場の規模等は未確定ですが、県の地下水保全条例の指針により、100%の涵養計画が実施されるものと想定されております。

今後、熊本県と菊陽町をはじめとする関係市町村では、地下水保全に向けた3つの原則により、強化することとしています。

1点目は、地下水涵養のさらなる推進です。米の作付拡大で、さらに涵養を推進します。

2点目は、地下水取水量の削減です。節水や再生利用などにより、取水量を削減します。

3点目は、竜門ダムの未利用水活用などについて検討を進めます。

また、そのほかの涵養の取組としましては、基幹用水路の通水期間において、常時流入が可能な施設を整備するなど、既存の調整池を活用した涵養や新たに調整池を整備する場合は涵養機能を併せて整備することなども考えられますので、このような営農によらない涵養につつま

しても、県や関係市町、関係機関としっかりと協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） その水田の支援や涵養、お米を会社のほうで買い取って使うと、そういうのもいいんですけども、実際、J A S Mというのは、どの程度の協力金とか、説明がこの間も議会でありましたけれども、どの程度のお金を使うんでしょうか。お願いします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） まず、営農に関する部分でございます。

営農に関する部分につきましては、農家の協力の度合いによって異なると思います。大体66トン、1,100俵分、令和6年産からの購入を計画されていらっしゃいます。66トンというのは1,100俵分です。これに対して5,000円掛けていただければその数字が出てくると思います。これは水稻の購入だけの支援協力金ということになります。

このほか、水田の拡大に関する部分、こういったところで支援の規模は決まってくると思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 私は、ちょっと頭が悪いので、何回か説明を受けたんですけども、なかなか営農や農業者への支援というところでは理解がしづらいです。

私は、それはそれで進めていただいてもいいんですけども、かなりJ A S Mだけではなくて、ソニーとか、その周りの企業、たくさんの地下水を使っていますよね。私が単純に思うのに、企業の取水量の実態を出していただいて、そしてそれに見合った協力金を集めて、それを涵養事業に使うというようなことは行政では考えられなかったんでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） まず、これは平成16年に始まった事業でございますけども、水循環協議会が実施しております。これは水張り水田の事業でございます。これは、熊本市が先行され。

（16番小林久美子議員「いや、それはいいです。J A S Mがどれだけのお金をその地下水涵養のために使うのか、私は知りたいんです」の声あり）

まず米を購入する部分、これは66トンと言われていますので、この部分につきましては数字が確定しております。今後、水稻の栽培拡大につきましては、プラスになる部分、それと維持する部分、こういった部分がまだ未知数でございますので、そういった部分につきましては、今お答えすることはできないということでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員）　そういうふうに言われるので、結局、どの程度の支援を、年間300トン、第2工場500トン、使う企業がどの程度の支援をその地下水涵養のためにお金を出すのかというのは、今の説明だけだったら町民は全く分からないと思います。

米を買い取っていただくのが地下水涵養にどれだけの影響があるのかをもっと丁寧に説明していただかないと、先ほど私が言いましたような、町民にとってプラスになるのか、地下水が本当に無尽蔵じゃないので、将来どうなのかという不安には答えられないのではないかというふうに私は思っています。

それで、営農によらない涵養というのは今までに出てきていないんですけれども、これは具体的にはどういうことでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　まず、営農によらないと、これは回答がございましたように、既存の調整池、これは大津あるいは県が所有している部分もございます。新たに調整池を整備する場合、これはもちろん防災機能も併せ持つ施設でございます。こういったところを活用して、要するに水の涵養に努めていくというふうな案でございます。

今後、こういったところにつきましては、県と協議しながら、県や関係自治体と協議しながら素案を作成、策定していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　小林議員。

○16番（小林久美子議員）　なかなか、J A S Mがどれだけの支援をするのか、ちょっと私は今のやり取りだけでは理解できていないです。理解できません。

それで、やはりもう少し、これだけの地下水を使うのですから、今後どのような、J A S Mが地下水涵養に対して協力金なり支援なりお米を買い取るなり、トータルでどの程度のお金を使うのかをぜひしっかり調べていただいて、町民にも知らせてほしいというふうに思います。

もう一つなんですけど、地下水の採取量が、大分努力して、J A S Mが減るというような説明もありましたけれども、地下水の採取量の削減では、例えばルネサス川尻工場では99%再利用している。これは菊池郡市の私たち議員の研修会で講師の方がおっしゃっていました。

世界のT S M Cであれば再利用をもっとすることは可能だと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　J A S Mのほうでは、当初、70%の再利用を75%に増強されたというふうなところで話を聞いております。これは、また改めて第2工場につきましても、こういった部分の技術の革新について前に進まれるものというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　小林議員。

○16番（小林久美子議員）　今、山川部長の答弁では、前に進まれるものと思っているという答

弁だったんですが、それだけではやっぱり町民は納得しませんよね、70%が75%になるという、再利用が上がったということは評価しますけれども、T S M C、世界的な企業だから、日本の川尻の工場で行っている、99%、今は再利用できる技術があるんだと言われている中で、町が聞きにくかったら県でもいいですから聞いてもらって、私たちに教えていただきたいと思います、どうでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 先ほど川尻の工場の件を例に出されておられました。確かに、講演でその方が言われたのは、たしかルネサスでは99%というお話をされていたと思います。

ただ、これは、その後、講師のほうからも、私ども菊陽町に来られたときに御説明をいただいたところでございますが、やはりナノ数ですね、要するに微細化によりまして、水の再利用率というのは大幅に変わってきます。J A S Mに求められている微細化と川尻の工場というのは大きく違ってまいりますので、この70から75%にするというのは、かなりの効率化の中で取り組まれた成果であって、それを川尻工場と合わせたというのは適当ではなかったというような話も私は聞いたところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） その件は、講師の人、そのナノ数によって技術が違うということを今答弁がありました。

そしたら、今回、今度は、企業内ではなくて、その全体の地下水の枯渇やそういう心配をしているところからいいますと、J A S M、これは県の保険医協会主催の東海大の市川先生、名誉教授の方からお聞きしたんですけども、J A S M 1社だけだったら問題はないけれども、多くの半導体関連企業が周辺に設置されるとなると、地下水をたくさん汲み、地下水の問題、浸透量の減少が考えられて、工場の敷地だけでなく周辺道路も拡幅されるし、そのための地表面がアスファルト、コンクリートで覆われる面積が大きくなると、降雨流出水が発生するという事で、結局、今度、第3工場も調査する、第3工場じゃなくて、南側の土地を調査するという町の説明がありましたけれども、J A S M第1工場、そして第2工場、その周辺の半導体関連企業の設置、そして道路の拡幅、そういうのが大きく地下水に影響すると思うんですが、その辺は町の認識はどうでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） これは、県の環境立県推進課と意見交換する中で、もちろん当然、道路やそういった部分に対する配慮、涵養というのを検討しなければならないというふうな意見もいただいているところでございます。

以上でございます。

（16番小林久美子議員「すいません、山川部長」の声あり）

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） もう少し、よく、はい、議長、山川部長、かなり説明が自分の中で熟成されているから早いんですけど、ちょっとついていけなくて、そういうのを県と町はそういう半導体工場が広がる、道路が広がる、それがどの程度地下水に影響するかをどんなふうに検討されているのかを聞いているんですけど。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） すいません。営農によらない涵養の方法もそうですけども、こういった部分も含めたところで、開発による面的な減少、こういったところもございます。雨水浸透が減っていくというところでもございますので、涵養の方法につきましてはいろんなパターンを考えながら県と意見交換がされているということでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 県とはどういう場面で協議されているのでしょうか。

例えば地下水の収支、収入収支、いろいろ地下水をどの程度なのかを把握する、そういうのがあると思うんですけど、そういうことなんかも研究されているのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） あくまでも、県の担当者とのレベルの中での意見交換でございまして、県の中でどういった具合で進められているかというのは承知しておりません。

我々としては、行政の内部におきましても、そういった開発に伴う面的な減少、こういったところも念頭に置きながら、涵養の方針、営農によらない涵養につきまして、模索、検討をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） できれば、やはり県、これからずっとこの地下水の問題は続いていく問題だと思います。山川部長も、今まで農業畑でずっとやってこられて、今の菊陽の地下水とかこの農業を守りたいという思いは人一倍強いと思いますので、ぜひ菊陽の状況なんかも伝えていただいて、県ともう少しじっくりと研究するとか、協議する場を設けてほしいということを書いて、次に移ります。

次は、交通渋滞対策についてです。

JASMの、これまでも議会でも、ハード面、ソフト面での対策を求めてきました。しかし、町民の方からは、この数か月、また、まだひどくなっているという訴えがありました。

新町在住の方、県道沿いにお住まいの方は、ただ自分の家から道路に出るだけで、実際、10分かかる、時間も多分、7時前後だと思いますけれども、10分かかってしまって、結局、大津方面には出られなくて、左折をして大津のほうに行かないといけない。

ほかにも町民の声を紹介しますけども、日増しに車の量が増え、交通渋滞で日々の暮らしに影響が出る。交通渋滞で出かけられなくなった。交通渋滞について、今になっていろいろ道路

整備しても何年かかるか分からない。渋滞も全く改善されず、特に土日はひどい。空き地にどんどんマンションが建設され、交通渋滞に拍車がかかる不安がある。車が多くなったので見通しがよいように道沿いの草木の手入れをしてほしい。通勤距離は5キロ弱なのに日によって車で30分以上かかる。交差点では赤信号になっても車が突っ込んできて、通学する子どもたちの安全を脅かしている。子どもたちの通学路で既に交通渋滞が起きており、車が増えることにより信号無視など交通ルールを守れない車が増えており、子どもが危険な目に遭っている。

行政のほうも、町民の方からいろいろ声は聞かれていると思いますが、今の渋滞の状況、そしてこれを改善するために、J A S Mの時差出勤の計画や実践状況はどうかという、今日は質問をしますが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

時差出勤は、通勤交通のピーク時間帯を避けて出勤時間を分散させることで、交通渋滞の発生時間及び渋滞の距離を削減する効果が期待されます。このため、各事業所においては、総勤務時間を変更することなく、出勤時間のシフトを行うことで交通量の分散を図ることが可能です。

また、時差出勤は、従業員の通勤時のストレス軽減にもつながり、それにより生産性の向上が期待できると考えられています。

現在、J A S Mにおける時差出勤の実施状況につきましては、午前8時30分と午前9時の2つの出勤時間帯が設定され、これに基づいて時差出勤が行われております。

J A S Mからは、今後、出勤時間帯のパターンを増やすなど、さらなる時差出勤の拡大を検討しているとの報告を受けております。

またこれに併せて、セミコン通勤バスの利用促進や社内シャトルバスの活用を通じ、車での通勤を抑制する取組も進められており、交通渋滞対策として積極的に取り組んでおられます。

以上のように、J A S Mでは、時差出勤をはじめとする交通対策を実施、強化することで、交通渋滞緩和に貢献する姿勢を示していただいていると理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 今、山川部長から説明が、答弁がありましたけれども、基本的に先ほど、J A S Mセミコンテクノパークについては一体どのくらいの利用があつて、第1工場が稼働したとき、どのくらい予想されるのか、第2工場でどうなのか、こういうのは全く公表されない、分からないんでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 商工振興課長。

○商工振興課長（塚脇康晴さん） 御質問にお答えします。

J A S Mの第1工場につきましては、従業員数が1,700人ということで、既に報道があつていところだと思います。

その内訳としまして、時差出勤でありますとかセミコン通勤バスの利用、あとはシャトルバスの利用、これを分散されて通勤されるというふうにお聞きしております、細かい内訳については、すいません、現在、把握しておりません。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） あそこ、セミコンテクノはJASMだけではないですよね、ソニーや東京エレクトロンもありますけれども、交通対策協議会でしたっけ、何か交通の協議会がありますよね。そういうところでは、現在の状況、そして第1工場の稼働した状況、その後の予想などは、実際、数的に検討されていないんですか。

○議長（福島知雄議員） 商工振興課長。

○商工振興課長（塚脇康晴さん） 議員おっしゃるように、セミコンには数多くの企業が立地しております。その中でも、大手3社でございますJASM、ソニー、東京エレクトロン、それに天津の本田技研を加えました企業さん、それプラス、今から第2工場の建設が始まりますけれども、その造成の受注業者であります鹿島建設、東京エレクトロンとソニーの新棟の建設に携わっておられます大成建設、それと行政であります県、合志市、天津町と本町をメンバーにしました、仮称でございますけども、セミコン交通対策協議会というものを立ち上げまして、先ほど言いました車の流量ですとか、時差出勤するについても、何時にどのくらいの車が通っているのかというのを分析する、していこうと。

その結果に基づいて、各社で、その協議会でどのような交通渋滞対策の策を打てるかというのを今後話していこうという組織を先般立ち上げたところです。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 交通対策協議会を先般立ち上げたということですが、今まで何回ほど検討されているのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 商工振興課長。

○商工振興課長（塚脇康晴さん） 先月末に正式に発足しまして、まだ1回でございます。次回は9月中に実施するというふうにお聞きしております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 私は、それでは先ほど言いました町民の人の日常で感じる渋滞、生活のしづらさ、仕事への通勤の不便、そういうのが解消されない、今のペースでは解消されないんじゃないかと思いますが、担当課としてはどう思いますか。

○議長（福島知雄議員） 商工振興課長。

○商工振興課長（塚脇康晴さん） 時差出勤一つ取りましても、例えば8時半に勤務地に向かう場合に、そこを、菊陽周辺を通る時間帯というのがまずございます。仮に、また時差出勤で8時

半より前に出勤時間帯を設けた場合は、先ほど議員からお話があったように、7時前には自宅の前に車がいるというような状況もあるかと思います。

今後、周辺環境に及ぼす影響等を加味して、何時に何台、どの辺を通っているのかというのをもう少しと深掘りして、研究していきたいというふうに考えております。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 9月5日の熊日新聞に、渋滞都市という記事がありまして、移動の足を考えるというのが載っています。

ここでは、今の渋滞、熊本市や近隣の菊陽町もそうなんですけど、脱出の鍵は公共交通シフトということで見出しが大きく載ってまして、熊本市や菊陽町など一部で、地図というか、調査した渋滞状況があるんですけども、これらの道では、自転車より移動時間がかかっているというふうに記事に載ってまして、どうしてこんなに渋滞が厳しいのかということで、東大の伊藤先生が答えられています。

結局、研究グループの答えは明快で、道路に対して車が多いからということです。もちろん、大津植木線は、令和10年度の完成を目指して多車線化をするということですが、町民にとりましては、10年に、本当に用地買収もして道路ができるのかというの、一方でそういう意見もお聞きしますし、ただ道路をつくったからといって今の渋滞がすぐ解消できるのかという不安もあります。

やっぱりその辺からいきますと、結局、車だけではなくて、この間、私が言っていますパーク・アンド・ライドだったり、JRの便数を増やすだったり、バスをもう少し考える、そういう公共施設やそういう手だてを、今回JASMAが第1、第2と来たことによって、よりもっと真剣にそこを準備しないと、実際、町民の渋滞の毎日の困難さというのは解消しないんじゃないかと懸念するんですけども、その辺については、町長にお聞きしましょうか。町長、どんなでしょうか。

今、熊本県の木村知事や大西市長は、結局車の量を今より1割削減すれば渋滞を半減できるということを考えて、いろんな渋滞の対策をされているんですけども、菊陽はやっぱりTSMCの地元なので、そのことが大きく、こちらからも発信して、町民に理解を、町民の方にも情報を提供しないとなかなか厳しいんじゃないかと思いますが、町長の御意見をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） JRバスにつきましては、今やれることをしっかりとやっているというお答えになるかというふうには思います。

道路の整備につきましては、渋滞を解消するために、整備に向けて、おおむね5年以内には、今計画のある道路は整備をするということでございます。

詳細につきましては、副町長のほうから答弁をさせます。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 渋滞問題について、ちょっと総括的に御説明させていただきたいと思っています。

まず、渋滞問題、よく広報きくようにも載せさせていただいておりましたけれども、この渋滞問題は、これまでも、セミコンパークに1万2,000人ほどの従業員がおられたということで、この渋滞問題というのは、以前から非常に大きな問題であったということは認識しているところでございます。

ただ一方で、今回、J A S Mが来たことによりまして、やはりこれが国策ということで、これまで社会資本整備交付金ということで、限られた予算の中で菊陽空港線だけを渋滞対策としてやられていた部分が、ネットワークでなられると。ただ、確かに大津植木線はこれから5年かかるよという話もありますけれども、57号線と大人足線の左折レーン、右折レーン、これは今年度から整備されます。完成いたします。そして、菊陽空港線については、3年間に解消されると。

そういうふうなことで、まずハード分については、ここはちょっと考え方を私どももしっかり考えていく必要があろうかと思っておりますけれども、やはりこういった国策によって別枠の予算が来たことによって、これまでも渋滞があった部分はその渋滞対策が加速化していると、渋滞対策が加速化しているということは、私どもも認識していく必要があると思います。できるだけ早期にやっていただく必要があるというのは、これからも要望していきます。

それから、セミコン通勤バスの件でございまして、実は、私は、これは県庁の最初るとき担当しておりました。最初の第1回目の利用者は75名でした。そういった75名の利用をしっかりと普及啓発をし、地元、企業さんたちもセミコン協議会という中で、利用促進をして、現在は1,500人まで来ております。

そういった、一朝一夕ではいきませんが、これをしっかりと継続したソフト対策で、当面しっかりとやっていく必要があるんだろうと思います。

それから、現在、国への政府要望の中で、今回、初めて豊肥本線機能強化という表現がプラスされたところでございます。これは画期的なところですよ。先ほど、小林議員が言われたような便数であったり、そのためにはやはり豊肥本線の機能を高める必要が出てきます。この機能強化を国への政府要望に上げたのも、今回、新しく名前が出てきております。その核となるのが新駅というような位置づけまで明確にされております。

ですので、今、世の中は大きく変わってきているということも、私どももしっかり認識しながら取り組んでいかないと、今までどおりの問題がどんどん広がっているということだけを考えるのではなくて、それに応じて、いろんな国や県、そして企業さんたちがしっかりと目を向けて取り組んでいる、これもしっかり私どもは忘れることのないようにしていく必要があるんだろうと思っているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 副町長に答弁いただいたんですけれども、そしたら、今の交通の問題や先ほどの地下水の問題などは、今度進出されるJAS Mにはどのように伝えて、今の実態を伝えておられるのでしょうか。お聞きします。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 地下水の件でございますけれども、先ほどからちょっと答弁のやり取りを聞かせていただいておりますけれども、まず地下水問題については、まず県のほうが地下水の推進本部を立ち上げたところでございます。

その中で、やはりいろんな企業が進出します、涵養対策もやっていきます、その効果がどうなるかというのは、やはり見える化をする必要が出てきます。そういったところで、それぞれの地下水がどうなっているのかを常に24時間見えることができるようなシステムを開発していきますというのが、たしか推進本部の中で木村知事が言われたところでございます。

やはり、住民が安心するためにはその状況がどうなっているのかというのをしっかり伝えるのが一番大事だと思います。そういう対策をしっかりと県としてやっております。そして、菊陽町としては、その本部の下に位置づけられている幹事会に、これは市町村としてもぜひ参加させてくれという要望をしまして、菊陽町もこの幹事会に入らせていただいております。

今回いただいた、議員の皆さんから多くの不安の意見をいただいておりますので、これはまた幹事会のほうにつないで、取り組んでいきたいと思っております。

それから、企業の責任でございますけれども、地下水の取水量、これについては、今、先ほど300万トンの500万トンという話がありましたけれども、これについてはJAS Mにおいても地下水取水量の削減を、今、しっかりと取り組んでいるところでございます。まだ公に具体的な数字が出てはおりませんが、そういった地下水取水量の削減についても、しっかりとJAS Mのほうも取り組んでいるということを申し添えたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 交通の問題も、ここにも多分見える化、交通の渋滞問題についても見える化が大事だということで、今、副町長のほうから見える化、地下水についても見える化をしっかりと強化していきたいということだったんですけれども、ちょっと地下水の問題に戻ったら、議長に止められそうですけど、地下水の将来予測というのが、県で以前つくられていて、それは将来予測では、今後、涵養域が減少する、すれば中・長期的に厳しいという結果が出ていたと思うんですが、今、将来予測とか、見える化というか、私たちにらせるような資料はあるのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 多分、まさに県のほうもそういう議論をしているところだろうと思います。こういった新たな状況を見極めながらの地下水の対策、計画、そういったものを推進本部を中心とした議論の中で検討していかれるというふうに思っております。

まだ具体的に私どものほうでそこを承知している状況にはないということでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 地下水の将来予測は、熊本県と熊大でシミュレーションをやっているというふうにお聞きしているんですけども、またそういう情報があればぜひ教えていただきたいということを述べて、次に移ります。

次は、使用水の完全再利用、P F A S（有機フッ素化合物）をはじめ有害物質の完全除去を図ってもらうよう働きかけができないかとしています。

東海大の阿蘇くまもと空港キャンパス内の井戸から、発がん性が指摘される有機フッ素化合物、P F A S が検出され、井戸水の飲用を控えるよう大学側が注意喚起をしたというニュースがありました。

やはり町民の方からも、工場排水は適切に処理されるのか、熊本の水が汚染されてしまうのではないかと不安を抱いている方も多いです。

環境への影響はないのか、使用した水を具体的にどのような方法で安全な水に戻すのか、町民にも広く周知してほしいという意見ももらっています。

今、この使用水の完全再利用、P F A S はじめ有害物質の完全除去を図ってもらうよう働きかけができないかという質問をしていますので、この点について答弁をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、使用水の再利用につきましては、これまでも J A S M に対し、設計段階から、熊本県と共に、循環率の向上を働きかけ、当初の循環率70%を75%に引き上げた排水処理施設を整備されました。

この施設において、採取した地下水を平均で3.5回再利用することで地下水の使用量を抑えることができるようになり、超純水に使用する半導体製品を加工するための使用水として、その高度な技術と投資により取り組まれた成果と認識しております。

次に、有害物質の除去につきましても、設計段階から下水道法の排水の水質基準を示し、県と共に、J A S M と協議し、法の基準を下回る社内基準を設け、その水質基準を厳守するための排水処理施設で整備されております。

また、本年3月議会で、小林議員の一般質問でも御説明しましたが、排水の監視体制につきましては、企業側の責任において、下水道法に基づく自主検査を行い、町は、下水道法に基づき立入検査を実施しています。

さらに、熊本北部浄化センターについても、水質汚濁防止法等に基づき、水質検査を行い、河川放流に当たっては熊本市が検査し、監視しております。

引き続き、法に基づき、企業、菊陽町、熊本県、熊本市の各団体、段階で、検査、監視を行い、その状況については、熊本県地下水保全推進本部、さらには幹事会などにより、県民への

見える化を強化するなど、県と自治体がしっかりと連携して取り組んでまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 先ほどにつながりますけれども、将来の地下水の予測、また今、熊本県の地下水保全推進本部が県民への見える化を強化すると先ほど副町長の答弁もありましたが、ぜひそういう情報を町民にも知らせていただきたいということを述べます。

それで、やはりJASM、TSMCの進出に対しては、ほかにも地価高騰の問題で、やはり地価高騰による家賃の値上げがあるのではないかと不安で、さらに上がると菊陽町に住めないという意見もいただいたり、あと農地が少なくなりこの先農業が心配、また菊陽町で事業を営んでいるが、地価の上昇、交通渋滞の悪化によって社員の通勤時間が大幅に増え、菊陽町で事業を継続するメリットがないため、近々ほかのところに移転予定というのがあります。

それで、町長に、ぜひ、ほかにも病院がなくなっかかりつけの医院がなくなると不安があったりとかという意見もいっぱいいただいているんですけれども、やはりTSMCの進出で生活環境への影響、菊陽町を離れざるを得ない町民を出さないというのが、私は、行政、町長の一番の仕事ではないかと思います。

ただ、今のこの大きな変化の中で、そういうふうに残れざるを得ないという悲痛な声もあるんですね。そういうところを、そういう人を出さない、そして成長し続ける町ということが必要だと思いますが、町長、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えします。

非常に、この土地価格高騰につきましては、町としても戸惑っているというか、町が、町を超えての価格高騰になっているということでございますので、なかなかコメントがしづらいというところでございます。

ただ、小林議員がおっしゃるように、この菊陽町のそういった状況があって出ていかなければいけないというところは、私も本当に非常に残念でございますので、ぜひともそういうことがないように、できることはしっかりやっていきたいというふうに思います。

これはTSMCの問題、小林議員の一般質問の件もそうですけども、ほかの議員の方々もTSMCの質問は、私どもも当然受けておりますけども、思いは皆様方と一緒にございます。やはりTSMCに関する非常に危惧するところ、そしてまたやらなければいけないというところは、私どもも共有をしているということでございます。

思いは同じということでございますので、今後とも、小林議員、そしてまた議員の皆様方、TSMCをはじめいたします環境の問題というところはしっかりと協議をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） それでは、次に移ります。

コロナワクチンへの補助について。

コロナワクチン接種については、インフルエンザワクチン接種並みの補助ができないかという質問を出しています。これは同僚の甲斐議員さんが質問をされていまして、その答えの中で、予防接種費用を1万5,300円と設定し、そのうち自己負担額は2,100円を予定しているということで答弁がありましたので、この点について担当課のほうからお願いします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） ただいま小林議員からもありましたように、予防接種費用を1万5,300円と設定しまして、そのうち自己負担額を2,100円としているところでございます。

これにつきましては、予防接種費用1万5,300円から国からの助成金8,300円を引いた7,000円に対しまして、自己負担を3割で算定し2,100円としております。

同じく定期予防接種に位置づけられていますインフルエンザワクチン接種につきましては、予防接種費用4,321円に対し自己負担額が1,400円と3割程度となっておりますので、インフルエンザワクチン接種と同程度の自己負担となる予定でございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 最後の質問です。

熱中症対策のエアコン購入費、電気代の助成について。

皆さんも御存じのように、今でもまだ酷暑ですけれども、そういう助成ができないかという質問です。

実際、経済的な理由でエアコンの購入や使用を控えている世帯もあると思いますが、熱中症とかそういうのは、実際そういう事例があったのかどうかも含めて答弁をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

低所得者へのエアコン購入などの助成についてですが、独自に助成を行う自治体として、東京都内など一部の自治体で行っていますが、県内及び九州管内では今のところありません。

しかし、熱中症の問題は、今や全国的な問題であり、今後も深刻化し、命に関わってくることもありますので、個々の自治体で解決できる問題ではないと考えております。

まずは、国においてしっかりと議論をしていただくことを期待しているところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 今日は、最後のほうはあまり時間が取れませんでしたけれども、この熱中症対策については、やはり所得が厳しい、生活保護の方たちが大変厳しい状況にあります。なぜかという、菊陽町と熊本市は生活保護費も全然違うというような問題もありますの

で、それはまた次回に触れさせていただきたいと思います。

今日の質問は終わります。

○議長（福島知雄議員） 小林久美子議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時0分

再開 午後2時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

布田悟議員。

○11番（布田 悟議員） 議場には誰もおられませんけれど、モニターを御覧の町民の方がおられましたら、38度を超すこのような暑い中、議会傍聴においでいただきましてありがとうございます。

私は、今回の質問に当たりまして、特になぜこういった質問をしたかということをちょっとだけ述べさせていただきます。

いわゆるSNS、ソーシャルネットワークサービス、スマホとかそういった類いのものの通信機器を使って、犯罪、青少年、若い世代、青少年が主なんですけれど、犯罪に巻き込まれる、そしてまた犯罪に自分から進んで参加していくと、そういった非常に嘆かわしいといえますか、非常に日本国民としては残念な、このような状態であっていいのだろうかというものが非常に胸に突き刺さり、このような、今回のような質問に至りました。

おれおれ詐欺とか人をだます、そういった詐欺、詐欺の類いの事件ぐらいなら、これも許せませんけれど、それから窃盗に行き、それから強盗、そして今度は殺人と、その被害者に対しては何の個人的に恨みつらみはないけれど、自分勝手な金が欲しい、楽な生活がしたい、何もやることがない、そういう中で、こういった犯罪にSNSを通じて巻き込まれると。裏では、日本国外でこういった青少年を操り、自分たちは外国にいながら犯罪を、青少年を手足として使って犯罪を行う、行わせるという卑劣な許し難い犯罪が現在進行中ということで、これは、操る元締のやからにもそれはあると思いますけど、それに巻き込まれる青少年における人を思いやる心、それから家族を大切に作る心、ひいては国を思う心、そういったものの教育課程における欠如、これは家庭教育においてもそうでありますけど、そういったものが欠如している、醸成もされていなかったということで、このような問題が起きていると思っております。

今日は、そのためには、昔から言われております、半世紀以上前から言われております知育、徳育、体育というのが必要であるということで、そういった内容を、ちょっと今日の質問事項はおさらい的にはなりますけど、させていただきたいと思います。

質問は質問席から行います。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） まず、教科書の採択についてということでありますけれど、これは議員の皆様方は特に御存じとは思いますが、一般町民の方たちは、なかなかどうやって小学校、中学校課程における教科書が採択されているか、どのように採択されているということは知らない方が多いと思いますので、私もその類いに入るかもしれませんが、まず第1項目めに上げました。

教科書採択はどのように行われているか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

小・中・高等学校の学校教育においては、国民の教育を受ける権利を保障するため、全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等々の保障、適正な教育内容の維持、教育の中立性の確保などが要請されています。

そのため、文部科学省においては、小・中・高等学校等の教育課程の基準として、学習指導要領を定めるとともに、教科書の検定を実施し、民間で著作編集された図書について、文部科学大臣が教科書として適切か否かを審査し、これに合格したものを教科の主たる教材として、重要な役割を果たしている教科書として使用することを認めています。

教科書の発行者は、検定に合格した教科書を文部科学大臣に届出をし、文部科学大臣は、この届出を基に教科書目録を作成し、都道府県教育委員会を通じ、各学校や市町村教育委員会に送付します。

教科書は、この目録に登載されないと採択されない仕組みとなっています。

教科書の採択は、学校で使用する教科書を決定することであり、その権限は公立学校で使用する教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。

義務教育である小学校、中学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律によって定められており、都道府県教育委員会は、採択の対象となる教科書について調査研究を行い、適切な採択を確保するために、採択の権限がある市町村教育委員会に指導・助言、援助をすることになっています。

採択に当たっては、市町村の区域、またこれらの区域を合わせた地域を採択地区として設定し、都道府県教育委員会がその地域内で同一の教科書を使用することが適当と考えられる地域を自然的、経済的、文化的諸条件等を考慮して決定することとなっています。

このことから、本町では、菊池管内の4市町のエ育長で組織されている菊池地区教科用図書採択協議会において、教科書の共同採択を行っており、採択協議会の諮問機関として、小・中学校の校長や保護者の代表、教育に関する学識経験者など12名以内の委員で組織する教科用図書選定委員会を設置しています。

さらに、選定委員会は、教科用図書の選定に関する専門的な事項を調査研究する教科書研究員を置き、調査資料を作成し、採択協議会に答申します。

採択協議会は、答申された結果を踏まえ、教科ごとに1種類を選定し、最終的には、各市町

の教育委員会での議を経て、採択教科書として決定する流れとなります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 菊池管内では、4市町教育長で構成、組織されている菊池地区教科書図書採択協議会において共同採択を行っているということですが、先ほど答弁にありましたけど、菊池地区が共同採択を行うに、自然とか経済とか文化、そういった諸条件を考慮して決定するというので、これは私もある程度は菊池郡市の歴史的、それから自然、文化等は分かりますけど、ちょっと具体的に何かその辺のところ、共同採択に持っていく、その共通項、何かありましたらお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育審議員。

○教育審議員（吉永公紀さん） 失礼いたします。まず、この共同採択に当たりましては、県の教育委員会が指定をすることになります。県では、熊本市、宇城、玉名、山鹿市、菊池、阿蘇、上益城、八代、芦北、球磨、天草という、これだけのエリアで採択を行っているということになりますので、菊池管内についてはこの4市町が非常に歴史的にこれまではずっとこういうような形で教育についてずっと取組をされてきたという経緯がありますので、菊池管内というのは4市町というのを県のほうで指定をされて、それで採択協議会ができていうふうになります。

以上ございます。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） この構成メンバー12名以内の委員ということで、保護者代表、学識者とありますが、もう少し具体的に分かりますでしょうか。そこまでですかね。

○議長（福島知雄議員） 教育審議員。

○教育審議員（吉永公紀さん） 具体的に、構成メンバーのところまでが。

（11番布田 悟議員「メンバーはいいですけどね、PTAとかも、PTA代表とか」の声あり）

保護者の代表はおられます。

（11番布田 悟議員「保護者代表、PTA代表とか、入っているね」の声あり）

はい、おられます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 2番目の質問ですけど、特に公民・地理の教科書については、その採択基準をどのような点を考慮して採択されているのか、お聞きいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

教科書の採択については、熊本県教育委員会で作成している使用図書の採択基準等を基に行っており、令和6年度使用教科書についての採択基準は、県教育委員会ホームページでも公表されております。

公民・地理の教科書でも、他の教科と同様な基準が示されており、1点目は、学習指導要領の趣旨に即して教科の目標における知識及び技術、思考力、判断力、表現力など、学びに向かう力が達成できるかが基準と示されています。

2点目は、児童・生徒が、熊本で教育を受けてよかったと思うような、よりよい記述や内容になっていることについて、8項目示されています。

具体的には、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の工夫がなされていること、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うための工夫がなされていることや、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うための工夫がなされていること、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育を推進するための工夫がなされていることなどが基準として示されています。

県の教育委員会では、この基準を基に、各教科の検定済み教科書を調査し、特徴をまとめた資料を作成し、各採択地区協議会へ情報提供を行っています。

各採択地区協議会では、この資料を参考にするとともに、各地区の児童・生徒の実態や地域の特色を踏まえて、より効果が高いと見込まれる教科書を推薦しています。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 答弁の終わりのほうに、人権教育を推進するための工夫がされていることなどが基準として示されているという、この工夫ですけど、具体的にはどのような工夫ですか。

○議長（福島知雄議員） 教育審議員。

○教育審議員（吉永公紀さん） それぞれの人権課題を踏まえて、個別の人権課題があると思いますが、その人権課題を踏まえて、人権尊重の精神に立った、子どもたちにそういう精神を高めていくような取組をする。そういう素材というか、教材が提供されなければならないということになります。

例えば熊本県においては、同和問題をはじめ水俣病の問題、ハンセン病の問題、拉致問題など、やっぱり子どもたちに身近な人権問題を通して、自分たちの人権について考えられる、そういうものが、教材として適切に採用されるものが、教科書として採用されていくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 皆さんも見聞きされたと思いますけれど、せんだって終わりましたパ

リのオリンピック、日本女子卓球の早田ひな選手ですかね、彼女が、メダルは取ったんですけど、帰って、凱旋帰国して、普通、やっぱり聞かれますよね。ほかの種目のメダリストにもよく聞かれる質問で、どこに行きたいですか、何を食べたいですかとか、その早田選手は特攻記念館ですかね、特攻資料館に行きたいと。なぜそういうふうに思ったかという、自分が表彰台に、試合が終わってメダルの授与を受ける表彰台に立って、バックには国旗、日の丸が上っているわけですね。それを体験したときに、自分は自分一人の力、自分一人の努力でここまで来れたんじゃないと、そういうふう感じたというふうに言っていたようです。

要するに、そこまで来るには、生まれ育ててもらった親、家族、そして地域、そして私も一重要だと思いますけれど、義務教育課程における教育、その内容がやはりこの早田選手のそういった発言につながったというふうに思います。

これをSNSで発信したものですから、卓球という種目は、御存じのように、中国、韓国、日本というのは、これは本当に世界を争う競技でありまして、早田選手にとりましても、中国にも韓国にも、その卓球を通じた仲よしの胸襟を開いているいろいろ話もできる友人がたくさんいるということでありました。

しかしながら、先ほどの特攻資料館に行きたいという発言がSNSに載ったものですから、それが当然、中国大陆のフォロワーにも届くと。それを中国共産党政府が、全て日本からのそういった政治的な発信はチェックするわけでありまして、その記事内容を見て、それを削除してしまったと。私もちょっとにわか勉強で見たんですけど、4万人ほどのフォロワーがおったと。一瞬にしてそれがなくなるわけですね。自分が、卓球を通じて友達になっていた中国の選手の人たちとも、一瞬にしてそれがなくなってしまうと。

そこまで、早田選手は思っていなかったんでしょけど、そのような早田選手が、全く政治的な意図は何もないんですけど、やはり教育を受けた課程の中で、あのような表彰台での、やはり自分一人じゃなく、おかげさまでと、そして日本という国というものもバックにあって、自分はここまで来れたというその思いが、あのような発信になったわけでありまして、非常にひなさんにとっては悲しい出来事だったと思います。

これは、あそこは知覧の特攻平和記念館といいますけれど、私もちゃんと正式には言えないぐらい、ましてひなさんもそうだったと思いますけど、その言葉尻を捉えた中国共産党のそういった、SNSフォロワーの削除というところに出てきたわけです。この点につきましては、日本国政府はしっかりと早田さんに対するフォローをしてあげないと、よく話題になります芸能人に対する1対1の、個人対個人の誹謗中傷で自殺に追い込まれたりすることもあります。

しかしながら、今回の場合は、個人対国ですから。

○議長（福島知雄議員） 布田議員に告げます。

質問要旨に入りましてから5分経過しました。質問に入ってください。

○11番（布田 悟議員） はい、分かりました。

そういった国の支えも必要と思います。

そういった意味で、特に公民・地理・歴史の教科書においては、人権、政治経済、日本歴史の分野についての教育内容に関し、その生徒の将来の生き方、思想信条の形成に与える影響が非常に大きいと思われます。

この点、どのように配慮して、教科書の選択を行っておられるか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

学習指導要領に示されている中学校社会科の目標では、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質、能力の基礎を育成することを目指しております。

菊陽町での、小・中学校の9年間の義務教育において、児童・生徒は授業で学習したことを通じて成長し、自分自身の生き方や価値観を形づくっていきます。

そのため、多面的、多角的な思考や深い理解を通して涵養される我が国の国土や歴史に対する愛情、国民主権を担う公民として自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深めるという教科の目標達成に向けて、教科書を活用して授業を工夫することが求められております。

そこで教育委員会としましては、県教育委員会が示した使用教科用図書の採択基準等を基に、菊池地区の児童・生徒の実態や地域の特色を踏まえ、菊池地区教科用図書採択協議会で採択された、より効果が高いと見込まれる教科書を活用し、学習指導が充実するよう指導してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 答弁の最後のほうのところで、菊池地区の児童・生徒の実態や地域の特色を踏まえということですが、実態や地域の特色というのはもう少し具体的に答弁できればお願いします。

○議長（福島知雄議員） 教育審議員。

○教育審議員（吉永公紀さん） 菊池地区では、学力面で県平均を4市町では下回っているということもありますので、まずは、さらには個人差が大きいという実態がございます。地域地域の特色として、人権教育、同和教育に熱心に取り組んできた歴史がありますし、現在も熱心に取り組んでおります。

そこで児童・生徒にとって、より分かりやすい教科書、そして人権同和教育の取組に、より丁寧な教科書を採択しているところがございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 教科書の採択については以上でありますけど、私は、教科書を、これ

は教育委員会のほうからちょっと準備してもらったんですけど、私は、公民・歴史、それから地理というのはそれぞれ別な観点から、それぞれが独立したような形で教科書ができていると思ったんですけど、見てみますと、それぞれ、今の教科書は、例えば拉致問題あたりは公民、それから歴史・地理にわたって書かれておりました。

特に、中国、韓国、北朝鮮、ロシアもそうですけど、近隣のこういった諸国との日本の置かれた関係、そういったものを横断的に勉強するということで、私は、本当に今回の質問をさせてもらってよかったと思っておりますので、ぜひ皆様方も一度、見ていただければと思います。

私たちが、小学校、中学のときと、教科書というのは全く違いますね、写真入りできれいに書いてありますので、以上、ちょっと付け加えておきます。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） それでは、質問事項の2番に入りまして、部活動の現状ということで、これも私は当初、知育、徳育、体育と申し上げましたけど、特に体育の面でも、それから徳育の面でもそうですけれど、徳育というのはやっぱりそういったスポーツ、武道、文化もそうで、を通じて人とのつながり、人とのいろんな関係、対人関係等をそういった指導を受けることで身につけるということで、この部活動というのは私も非常に大事な義務教育課程における活動と思います。

それで、これも確認のような意味になりますけど、小・中学校のスポーツ分野の部活動形態は、現在、どのようになっているかをお聞きいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

小学校においては、平成27年3月に、熊本県教育委員会からの児童・生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針により、菊陽町では、平成31年3月末をもって、部活動を地域に移行しております。

この地域移行に際して、NPO法人クラブきくよう内において、ジュニアきくスポを設立し、これまで小学校で行ってきた部活動を地域クラブとしてスタートさせています。

設置種目は、小学校に当時、部活動として設置されていたサッカー、ミニバスケットボール、バドミントンと、部活動の設置がなかった小学校には総合運動クラブを新たに設置しており、現在のところ、約300名が活動しています。

中学校での部活動については、現在、両中学校合わせて11種目が設置され、約800名が活動を行っており、中学校がそれぞれに平日の練習や各種大会への参加を行っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 2番目の種目のほうですけど、特に中学校において地域型スポーツクラブへの移行が進んでいるようであります。

その現状をお聞きし、メリットなりデメリットもあるとも思いますのでお聞きいたします。

また、NPO法人クラブきくようですけれど、どのような役割、もう少し具体的にですけど、果たしているかをお聞きいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

小学校部活動の地域移行については、平成31年3月末をもって、地域に移行しており、NPO法人クラブきくよう内において設立したジュニアきくスポで活動を行っています。

中学校部活動の地域移行については、令和4年12月に文部科学省から公表された学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを受けて、休日における部活動の地域移行を現在進めているところでございます。

菊陽町での地域移行は、令和8年度からの一部実施、令和9年度からの完全実施に向けて取組を進めております。

このように、全国的に中学校部活動の地域移行が進められている理由として、1つ目に、少子化問題、2つ目に、生徒からのニーズの多様化、3つ目に、教職員の働き方改革があります。

このような中、菊陽町では、これまで部活動の指導者として熱心に指導していただいた教職員の中で、地域クラブでの指導を希望する教職員が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう規定や運用の改善をしていくとともに、教職員の長時間労働の改善や競技経験のない種目の顧問をしている教職員の負担軽減を図るといった働き方改革を大きな目的としています。

また、地域移行することで考えられるメリットは、次の3点でございます。

1点目は、地域社会との連携強化についてです。

地域の子どもたちは地域で育てるという考えの下、地域のスポーツクラブやボランティア団体など様々な組織と連携することで、生徒は地域社会に貢献する機会を得られ、地域住民との交流を通じて地域への愛着や帰属意識を高めることができます。

2点目は、指導者の専門性向上についてです。

専門性の高い指導者の下で活動することで、生徒はより質の高い指導を受けることができます。

3点目は、学校における負担軽減についてです。

教職員の負担軽減につながり、本来の教育活動に集中できるようになります。

以上のように、多様な活動や指導体制により、部活動への参加意欲が高まり、活性化が期待されます。

次に、地域移行を進める上で解決しなければならない課題として、次の3点が考えられます。

1点目は、費用負担についてです。

地域移行に伴い、活動費用が新たに発生する可能性があり、過度な負担増にならないよう進

めていくことが必要と考えております。

2点目は、活動場所と移動手段の確保についてです。

適切な活動場所の確保が課題となります。各中学校以外の施設を利用するのか、それとも町内2つの中学校のどちらかの施設を活用するのか、その際の配慮事項はどのようなことが考えられるのか、これまで単独で行っていたときにはない課題でございます。

このことに関連して、参加者は、平日、活動を行っている中学校とは異なる場所で、休日の部活動を行うことも考えられます。

その際の移動手段を確保することが必要になるケースが出てくる場合もあります。

3点目は、指導者の確保についてです。

地域移行した際には、平日指導に当たる教職員とは違う指導者となることも想定されます。

教職員の兼職兼業も視野に入れ、地域人材の活用と併せて、質の高い指導者を確保することが必要であると考えています。

以上のように、地域移行する際にはメリットや課題を整理した上で、より効果を高めるように進める必要があります。

そのために、生徒や保護者、地域住民、学校、そして指導者など、関係者の意見を十分に聞き取り、合意形成を図ることが重要であると考えています。

以上でございます。

すいません、続けさせていただきます。

続けて、NPO法人クラブきくようの役割についてでございますけれども、クラブきくようは、小学校の部活動が地域移行した際に地域移行の受皿となった活動実績があり、運営のノウハウを持っております。

教育委員会としましては、文化部活動を含め、中学校部活動の休日における地域移行に向けた検討を行うため、菊陽町部活動地域移行検討委員会を設置しており、クラブきくようにはその委員として参画をお願いするところでございます。

今後は、この検討委員会において、部活動の地域移行に向けた検討を行うとともに、菊陽町の実態に即した地域移行に向けて、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 以上で私が通告した質問は終わりなんですけれども、菊陽はTSMCの進出に伴い、台湾関係の方の居住というものもますますこれから増えてまいります。また、先んじて武蔵ヶ丘地区には中国大陆からの帰国された子女の方の御家族も生活されております。また、菊陽は、皆さん、分かると思いますけど、東南アジアのほうからの農業実習生、旧制度ですけど、その方たちもたくさんおられます。

そういった中で、菊陽町の義務教育課程における児童・生徒の方々は、非常にやっぱり国際的な環境の中になってきている菊陽町において、いろんな経験もされますし、特にそういった

面での地理的、文化的、歴史的な勉強も一緒に並行して、学校のほうでもされていると思いますので、ほかの地域、ほかの県の児童・生徒よりも、実際そこに生活される外国人の方がおられるということで、ある種、特異な勉強になるかもしれませんが、非常に自分を高める機会にもなると思います。

教育委員会はじめ小・中学校の先生方は、その辺のところも非常に大変だと思います。新しい、ほかの地域、市町村にはないようなエリアでの義務教育課程での教育ということで、せっかくの子ども議会でも、ここに来ておりましたが、武蔵ヶ丘中学校、菊陽中学校の生徒さんたちの質問を聞いていると、私たちも非常に感銘を受ける、参考にできるような質問、そして答弁をまた聞き、聞かれておりました。

そのような環境の中でありますので、菊陽町の児童・生徒のこれからのますますの勉強、それから勉強ばかりでなく、体育のほうへの取組もしっかりとそれが醸成されることを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（福島知雄議員） 布田悟議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後 2 時46分

再開 午後 2 時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上田茂政議員。

○15番（上田茂政議員） 皆さん、こんにちは、議席番号15番の上田茂政でございます。

最後になりまして、大分、皆さん、ほっとしているんじゃないですか。早めに終わりたいと思いますが、私も、歯が、いつものことで口内炎ができて、なかなか思うようにできないかもしれませんが、しっかりと皆さん方にお伝えできるように、しっかりと努力していきたいと思っています。

今日は、スタートからちょっといい話というか、ここに上ると、何かやっぱり、頭の中に入れたしこ言います。

皆さん方は分かっているんですけど、テレビの中で、台湾の話、台湾の感動的なテレビの、あったんですけど、それが熊本県の玉名出身の方で、高木、その人が戦争中、学校の先生として台湾の生徒たちにしっかりと感動的な、日本人だけでも何で台湾の子どもたちにこれだけ一生懸命してくれるのということを、9月4日の7時半のテレビの中で、不思議な感動実録という、「アンビリバボー」というやつがあつとですよ。いや、その中で、本当に私もちょっと見とったら、あまりよかけん、ちょっとこれはもうすぐ録音しとこうかなと思ったから、録音したんですけど、最後まで言われんですけど、本当に国境を越えた、私は涙が出ました、本当に。

なぜかという、やはりもう111歳で今年亡くなられたんですけども、この高木波恵さんという人ですけど、この人が、台湾だけじゃなしに、楊爾宗という人の子どもの時代をつづってあるんですけども、手紙をやったけども、そのとき台湾におんなさったもんじゃけん、日本語を教えたいということで行ってなさったけえ、日本語を80年ぶりぐらいに台湾にやったそうです、手紙を。生徒はまだ生きとるか、生きとらんか、分かんんですけども、そしたら台湾の郵便局が、こぎゃんと宛先も分かんとは、また日本国に送り返せと。けども、郵便局の職員が、魂を込めて送っているんだから、どうにかしてでも、この楊爾宗さんかな、楊さんを、見つけなんて、そこを住所を見つけて、その人がおんなさんときは、子どもか孫がおるからということで、やっと見つけて、局長さんはじめみんな、今はやりのSNSかな、ああいうとば使って、やっと再会ができて、そしてオンライン、今後、台湾と日本のオンラインでつづったものがありました。

そのとき、やっぱり台湾の方に、その当時は太平洋戦争が勃発したもんだけん、やっぱり帰国せないかんもんだけん、そのとき帰国はしたんだけど、その前には、やはり野球の台湾から甲子園に来て、日本国だもん、そのときは、当時にあったもんだけん、ですから日本国だもんだけん、来て、決勝戦まで行っったと。やっぱりそういう物語が映画化されとつとですよ、台湾の。それが、その映画化されたのが、船の、大きい船の沈んだった、フランスのとかな、あれはタイタニックか、あれに次いで2番目にすごい収益ば上げたというすばらしい物語であったんです。

やはり、私も熊本出身の高木波恵さんということで、本当に、今まで私がこういうた明るいニュースなんか私は言ったことなかばってん、たまたま「アンビリバボー」かな、あれを見て、普通は誰でも見ないんですけどもね、私はたまたま見ましたので、一応、時間を潰したですけど。

質問のほうは自席のほうで質問いたします。言葉が、皆さん、ちょっとAIで解説もできんかもしれんですけども、皆さんたちはよく分かると思いますので、何とか御理解をいただきますよう、それを切にお願いします。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 副町長、今日は、テンションの上がらんどつとって、もう余計なこととは言わんけ。

それでは、通告に従いまして、こども基本法に伴う町の方針についてということでございますが、6月の一般質問の中で、途中で私が要らんことばかり言うもんだけん、ちょっと時間潰して、途中でこれが終わったということでございます。

1番が、こども基本法、(1)です。こども基本法に基づいて、菊陽町こども計画策定をしなければならないが、この策定を民間シンクタンクに依頼したのはなぜかということで、これはこの前、ちょっと6月のとき、ここ1問だけは聞いておったんですので、ここは、ひとつこだけ聞いておきたいなということで言いますんで。

計画の策定後、議会に対して骨格などを説明するのか、その1点だけで、聞けばいいです。

1問だけ、最初の1問ですね、(1)。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 菊陽町こども計画を作成した暁には、当然、議員さんのほうにもお配りしますし、必要に応じて御説明をしたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） はい、ありがとうございます。

それでは、(2)に入りたいと思います。

公募型プロポーザル方式だが、どのような提案であったかということでございますが、公募型プロポーザルとは、事業者の参加を広く募集し、技術提案書や企画提案者など、審査により契約締結交渉者を選定する方式で、価格だけではなく、企画内容や提案内容、提案者への信頼性などを含めて事業者を選ぶ点が通常の入札と大きく異なるポイントということでございます。

この会社を選定した提案内容はどのようなだったものか、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

こども基本法に基づく菊陽町こども計画を策定するに当たり、策定業務を委託することとしまして、委託に当たっては、菊陽町こども計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領及び菊陽町こども計画策定業務委託仕様書に基づいて、公募型プロポーザル方式により公募を行い、選定を行いました。

応募事業者からは、菊陽町こども計画策定に係る業務の実施体制の提案と併せ、過去5年間の同種計画及び類似計画の業務実績を示されたところです。

また、提案の内容につきましては、町が仕様書で定めました7つの項目として、1つ目に、業務スケジュール及び実施フロー、2つ目に、子ども・子育て支援事業計画、子ども・若者計画及び子どもの貧困対策計画に係るアンケート調査、3つ目に、現状分析及び課題の整理、4つ目に、子どもの意見の反映に係る提案、5つ目に、国、県等の政策動向等の把握、6つ目に、子ども・子育て会議等の運営支援、7つ目に、こども計画素案の作成についての提案がありました。

また、応募事業者からの独自提案として、必要な情報が迅速かつ正確に得られるよう、子育て支援サービスや子育て支援施設、小・中学校など、地域の社会資源を地図上で可視化を行い、誰でもが見やすく、使いやすい、情報共有を可能とした社会資源マップ作成の提案がっております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 過去5年間の業務実績について、どのようなものがあったか、また応募事業者からの独自提案として、社会資源マップの作成、これをちょっとお尋ねしたいんですけどね。

○議長（福島知雄議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 御質問にお答えします。

まず、過去5年間の実績ということになりますけども、同種計画というのが、主に福祉関係の計画です。例えば介護保険計画であつたりとか地域福祉計画であつたりとか、そういうのを一応類似計画というところで整理をさせていただいております。

同種計画については、業務の実績としては、県外が28市町村、そして県内が16市町村の実績が、今回の業者のほうでは業務委託がなされております。

それと、2つ目の社会資源マップの作成の提案ということになりますけども、こちらのほうは町のほうで今実施しております様々ないろんな制度、相談窓口を周知するための町のガイドブックというのを作成しております。

その作成をしておりますけども、町のホームページにもこの子育てのガイドマップを掲載しておりますけども、そこに子育て情報マップということで、菊陽町内の、先ほど答弁がありましたように、子育て関係の施設とか小・中学校とか、そういった施設の位置づけをしておりますので、そこをクリックしてもらつと位置情報で、例えばこの施設がどういう施設なのかというのをリンクできるようなシステムを今後導入できればということで、提案がなされております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） それでは、3のほうに入ります。

(3)、募集、委託金額決定に至った点を示せということで、公募方法は、公募方式はホームページなどで行い、全国から募ったのか、委託金額が、提案上限額990万円、消費税及び地方消費税を含んでという提示をしているが、幾らか、またその会社が選定した最終決定はどんなものだったかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

初めに、公募数につきましては、菊陽町こども計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき、令和5年12月19日から令和6年1月10日までを公募期間と定め、公募しました結果、応募があつたのは1件でございます。

次に、委託金額については771万1,000円でございます。

なお、この金額は、実施要領に定められた提案上限額990万円の範囲内でございます。

次に、決定に至った点としましては、実施要領に基づきまして、菊陽町こども計画策定業務委託事業者選定委員会を設置し、応募事業者から提出がありました企画提案書を基にプレゼン

テーションが行われ、審査しました結果、評価点が合格基準を超えていましたため、同事業者を契約候補者として選定し、令和6年2月6日に契約を締結しております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 募集が1件だったということは、やはり少し私は残念というか、問題かなと思うんですけども、広く募るための公募が、効果が出ていると、1件だけ効果は出ていないというような気持ち、私はそう思っているんですが、公募の方法、期間などの問題はなかったのか、それを教えてください。

○議長（福島知雄議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 御質問にお答えします。

公募の実施時期にしましては、多少、2週間程度ということで募集をさせていただきましたので、例年、前回の第1期と第2期の計画も大体同じようなスケジュールでお示しさせていただいて、公募を行った結果でございます。

ちなみに、前回の第2期の計画策定のときも、同じようにプロポーザル方式を導入して行っておりますけども、そのときは7事業者のほうの応募があっているということで、一応申し上げておきます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） (4)に行きます。

シンクタンク委託は全国画一的な施策になるおそれがあるが、菊陽町独自の視点は加味されたかということでございますが。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

本計画策定に当たっては、令和6年5月24日に、こども家庭庁から全国の自治体に対し、自治体こども計画策定のためのガイドラインが示されております。

このガイドラインも踏まえ、現在、第2期菊陽町子ども・子育て支援事業計画に掲げる各施策、事業の実施状況の取りまとめを行っております。

これに加え、令和6年3月中旬から3月下旬にかけて、菊陽町内の子育て世帯の保護者、小学5年生の児童、中学2年生の生徒及び16歳から39歳までの若者を対象に実施しましたアンケート調査の結果から、現状分析や課題抽出を行っております。

今後は、その内容を踏まえ、本町の実情に合った計画を策定していく中で、菊陽町子ども・子育て会議の委員からの御意見や御提案なども伺いながら、町独自の視点も取り入れ、本町の未来を見据えた菊陽町こども計画を策定してまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） ちょっとこの4番目のところの加味されたか、これは、私はここ、ちょっと全般の文言を私は入れなかったんですけども、加味されたということはどういうこと、どがんしたらいいんですかね。私が出したんですけども、何か上積みというかな、厚みか、私が出したんですけど、そういうことでしょう。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 加味した部分といいましては、まずは、1つは国から示されたガイドライン、それに加えて、町としてはアンケートを実施しまして、その御意見などを踏まえたところを加味して、実施策定をしていきたいと思っております。

以上になります。

（15番上田茂政議員「厚みを増したということね」の声あり）

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） これは、私はあまり好きじゃない。

では、それでは2番目の学校、保育園の感染対策についてをお尋ねしたいと思います。

コロナ、ノロウイルスなどの感染対策として、学校施設に自動水栓を設置すべきと考えるかどうかということです。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） それでは初めに、学校施設について、教育委員会からお答えいたします。

町内の小・中学校における感染症対策については、文部科学省が公表しています衛生管理マニュアルに基づき、それぞれ各種予防対策を行っているところでございます。

特に、新型コロナウイルスが蔓延して以降、町内の小・中学校では、感染症対策の一つとして、令和2年度から令和3年度にかけて国の学校保健特別対策事業費補助金や地方創生臨時交付金を活用して、児童・生徒が多く利用するトイレや廊下の手洗い場などについては自動水栓を優先的に設置しております。

また、感染対策が求められる給食調理の手洗い場についても、既に自動水栓化を行っております。

なお、一部設置がされていない体育館のトイレなどについては、今後、設置に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） すいません。続きまして、町立保育所における感染症対策についてお答えします。

初めに、町立保育所における感染症対策については、国から示されております保育所における感染症対策ガイドラインに基づきまして、様々な感染症対応マニュアルを作成し、感染予防や感染防止に努めているところでございます。

その中で、特にノロウイルスは接触感染によって伝わりやすいものとして、保育所で特に注意する必要がある病原体の一つでもあり、最も重要な感染対策は手洗いなどにより手指を清潔に保つことであります。

このため、接触感染を予防するためにも、自動水栓の設置については、感染対策として有効であると考えております。

現在、町立保育所2園では、自動水栓の設置はありませんが、今後は施設の改修などに合わせて、トイレや調理場など、特に感染リスクが高い箇所への設置を進めていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 学校などの感染対策ということで、通告はしたんですけど、コロナウイルス、ノロウイルスの感染対策ということで、学校の施設、自動水栓、これは今答えられていただいたんですが、大体、私が、教育新聞を約20年取っているんですよ。教育新聞を、20年。その中で、やはりいろんなものを大体見るんですけども、大体よその学校は、大体かなりできているんですけども、これから、やっぱり菊陽町ということで、できれば、ぜひ1つつじゃなくて、1校ずつで、早く見本になるような、早めにつけていただければ、ここでちょっと紹介したいんですけども、結構、自動水栓メーカーの、これはバイタルといってから、機種はどこの機種でもあるかもしれませんが、自在水栓で、一般的には水道蛇口からパイプは外して、接続するだけで簡単に自動化ができるんですよ。

乾電池で、配線工事も個人でしようと思えばできるわけですよ。そして、乾電池寿命が約10年ということで、経済的にもあるし、試験的ということではなくて、できるならば行政としてはしっかりと早めにしていただければいいんじゃないかなと思っておるんですけども、例えば1日水の平均が1,000リットル以上節約、節水できるというような感覚で、もう十分採算、採算といいますか、そうできるんじゃないかなと。

小・中学校、保育園あたりに、一番簡単に水道を触るタイプで、ですからなかなか気をつけてほしいと言っても気をつけんけん、この自動水栓は早めにつけていただきたいと、こう思っておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いします。

あまりよろしくなんか使わんほうがええかね。

それでは、最後の3番目です。

菊陽町国土強靱化地域計画についてですが、南海トラフ地震の発生も懸念される中、本町の対策について問うということで、菊陽町国土強靱化地域計画でお尋ねしたいと思いますが、8月29日と30日未明にかけて、台風10号が熊本を横断しましたが、幸い、町内には大きな被害もなく、ほっとしておりますが、しかし風水害は今後も発生し、大きな爪痕を残すと思います。

また、質問の1番にしておりますが、まず令和6年8月8日、日向灘を震源とする最大震度6弱の地震が発生、今後も南海トラフ地震発生も懸念されますが、本町の対策についてお尋ね

します。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、上田議員の質問にお答えをいたします。

現在、災害に関しましては、本年1月に発生をしました能登半島をはじめといたしまして、今、上田議員もおっしゃいました日向灘の件もそうですけども、どこでも大規模な災害が発生してもおかしくない状況にあるところでございます。

このようなことから、本町ではいち早く防災体制の強化に取り組んでまいりました。

具体的には、指定緊急避難場所兼救援物資等の備蓄、受入れ、発送拠点となります光の森防災広場、災害応急対策の司令塔となります防災センター、避難拠点となる菊陽町総合体育館など、災害発生時に迅速に対応できるよう、各施設の整備を進め、防災機能の強化を図ってまいりました。

また、避難者受入れ施設等におけるマンホールトイレの整備につきましても、計画的に進めております。

今後も引き続き、地震等による災害対策にはしっかりと取り組んでまいります。

また、上田議員から御質問のありました南海トラフ地震についてでございますが、発生した場合、本町では予想震度が震度5強とされております。

国では、予想震度が震度6弱以上の707市町村を防災対策推進地域に指定をしております。また、大規模地震・津波災害応急対策対処方針では、南海トラフ地震が発生した際の現地対策本部の設置場所が5か所明記をされており、その一つに、熊本地方合同庁舎が含まれております。

さらに、南海トラフ地震における応急活動計画におきましては、救助や医療活動、物資受入れ等を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点として、阿蘇くまもと空港が位置づけられております。

九州におきましても、南海トラフ巨大地震の被害想定では、大分、宮崎、鹿児島を中心とした広範囲かつ甚大な被害が発生することが示されているため、熊本県では、九州における広域防災拠点としての役割を担うため、基盤や機能の充実強化を推進することを目的とした九州を支える広域防災拠点構想を策定しております。

この構想の中で、熊本県が担う広域防災拠点としての機能は、県境を越える広域的な大規模災害発生時に、国、都道府県、防災関係機関と連携をし、被災地への救助活動、医療の提供、物資支援、被災者支援などの応急対策を迅速に進めることとされております。

これらを踏まえ、本町でも、南海トラフ地震が発生した場合には、町内の災害対応はもちろんのこと、県からの指示に従い、町外の被災地支援や避難者の受入れにも的確に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 町長が述べられましたが、思い出、思い出といいますか、記憶に残るキャロップアの21億だったですかね、今の広場ですね、防災広場。あそこは、購入したということは本当によかったかなと、あれは公社が、買わんならば、もう家ば建つるけんというて、そこまでいって、1票差で何とか勝ち取ったんですけどもね、やっぱりあれは今考えれば、よかったかなと、あれがないならば本当に家だけ建っていたら、本当にどうなったかなというふうに、そしてまた、武蔵ヶ丘中学校に9,000平米いただいたと、無償で、運動場を。ああいうところも、やっぱり自然的な流れで買ったと言やあそれまでですけども、本当に、今、「成長しつづけるまち」菊陽ということで、ああいうところはしっかりと、あれは購入しとったけん、今思えばよかったと思います。

それでは、2番目に入ります。(2)です。

プログラムの重点化に掲げる施策の進捗はどのようになっているか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えします。

菊陽町国土強靱化地域計画では、起きてはならない事態を想定し、影響の大きさ、緊急度、本町の役割などの観点から、関係するプログラムの重点化を図りながら、取組を推進しております。

プログラムの重点化に掲げる施策は57あり、所管部局が中心となり、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保などを行いながら事業を進めております。

現在の施策の進捗状況ですが、総合体育館の整備や光の森駅前横断歩道橋の整備など、事業完了しているものが4件、学校の校舎や体育館の大規模改修など事業を継続して実施しているものが26件、菊陽空港線の延伸や菊陽杉並木公園拡張整備事業など施工中のものが17件、そして計画策定済みや策定中、検討中のものが10件となっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 最後、検討中のものが10件となっているんですが、中身は分かるですか、分からな、分からんでよかばい。分かるんですか。検討中、検討中のものが10件。

○議長（福島知雄議員） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問にお答えいたします。

最後にお答えしております計画策定済みにつきましては、今、5件ありまして、策定中のものは、あと合わせて5件になっておりまして、内訳といたしましては、川久保南方線道路改良事業、また西部地区の幹線道路の整備事業など道路の計画等についてが含まれているような状況となっております。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） (3)ですけども、熊本地震から8年経過したが、耐震化されていない

家屋などの診断を改修促進を進めているかについてですが、熊本地震から8年経過しました。一番懸念される課題が南海トラフ地震ですが、南海トラフ地震が発生した場合、今説明されたんですが、予想されている熊本地震では、全壊や半壊という災害がなかったか、一部損壊、どの家屋、もし耐震化の改修対策などされていない場合、大きな被害を受ける可能性があります。耐震化されていない家屋などの診断、改修促進は進めているかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 御質問にお答えいたします。

本町では、熊本地震の発災前から、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、菊陽町耐震改修促進計画を策定し、建築物の耐震診断や耐震改修等の取組を進めてまいりました。

また、毎年、作成しております菊陽町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、住宅の耐震化促進の普及啓発活動や財政的支援等を行っております。

具体的な取組内容としましては、広報きくようやホームページでの周知に加え、固定資産税の納税通知書に啓発チラシを同封して送付することで、全ての住宅所有者に住宅の耐震化の啓発を行っております。

また、熊本地震で被災した住宅または新耐震基準を満たさない昭和56年5月31日以前に建築された住宅につきまして、耐震診断、耐震設計及び耐震改修に対し補助制度を設け、住宅の耐震化の促進を図っております。

補助制度の概要を申し上げますと、現に住宅所有者の居住の用に供されている戸建木造住宅で、耐震設計及び改修工事を行う場合、耐震改修工事に要する費用の5分の4以内で上限100万円の補助金を交付しております。

また、建て替え設計及び建て替え工事を行う場合も、同様の補助をしております。

その他、耐震設計費用のみを補助する事業や一般診断の耐震診断を自己負担5,500円で受けられる事業も行っております。

熊本地震後の平成29年度から令和5年度の補助金交付実績は、耐震診断32件、耐震改修17件、耐震建て替え10件となっております。

今後の取組につきましては、引き続き住宅耐震化に向けた啓発活動を行うとともに、耐震化工事を実施できない主な理由として挙げられる費用負担の軽減につきまして、現在、熊本県で制度の見直しも検討が進められているところです。その状況を見極めながら、熊本県と連携した取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） これで私の一般質問は終わりますが、まだ時間がありますので少し能弁を述べさせていただきます。

皆さん、時間がありますけども、いつときこらえとってください。

私は、総合的、6月、9月の一般質問の中で、アーバンの問題の中で出来上がったときにど

うするかということで、お尋ねになった部分があったかなと思うんですけども、私は、アーバンがどうこうじゃないんですよ。やはりそれは、検証、出来上がった時点で、いかんところはいかん、ええところはええというふうな論点整理をやればいいんじゃないかなと、私はこう思っているんです。

そして、私が、土地を、この前一回、もうちょっと大きく買っておけと言ったのは、話は飛び飛びになるかもしれんけどもね、皆さん知っておられるかもしれませんが、笠原慶久肥後銀行の頭取が、22年度の菊陽町だけの税収じゃないですけども、周辺ということで、大体2兆6,000億ぐらいかな、そして22年、23年度が2兆4,000億だったですね、3年度が6兆9,000億かな、そして4年度がとつげにゃあ数字が出たんです、11兆2,000億ですよ。

だから、私はそれを思ったから、笠原さんの、前からこれはシンクタンクに、恐らく出す。シンクタンクでないと、こういうことは恐らく数字は出らんと思うわけです。これは私の個人。ですから、私が、土地をなぜもうちょっと広く買っとけと、買っとかんやと言った。まず、水の心配が要らんですね。仮にアリーナなんかつくって、アウトレットとか、ああいうところは水の心配も要らんし、そしてそぎゃん場所も余計に要らんけん。

なぜか、それを私はつくってほしいというのは、副町長が、私はもう野球場は恐らく考え方としてはアウトだろうと思うんですよ。熊本市周辺にやればいいじゃないかと、熊本市にあったけんと、私はそういう考えでおる。できればいいんですけども、どうも県あたりはそういう感覚でおられるんじゃないかなと。

そこで新駅ができるんじゃないですか、今度。新駅はできて、どぎゃんしてあそこまでは行くことやというなら、私が、案じゃ、これだけの財源があるなら、モノレールを新駅からアーバンのところでもどこでもいいから、今なら、今ならできるんじゃないかなと。将来ですね、ですから、そういうところを踏まえて、そしてやはり土地は先行取得をして、そしてサプライチェーンが来るような段取りをしていただきたいと。

そういうことを12月一般質問にしたいと思っております。

私は、決算、予算のほうが好きですけども、もう使うたお金ばいろいろ言ったってどうにもなりませんので、そういうことで、私は、今後、できるならばそういうことでしっかりと12月の一般質問に、答えは出らんかもしれんけども、前向きに考えていただけるような一般質問をしたいと思いますんで、これで私の一般質問は終わります。

○議長（福島知雄議員） 上田茂政議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時41分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務住民生活常任委員会

文教厚生常任委員会

経済産業建設常任委員会

令和6年9月11日（水）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務住民生活常任委員会

文教厚生常任委員会

経済産業建設常任委員会

令和6年9月12日（木）

（ 第 6 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和6年9月17日（火）再開

（ 第 7 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（5日目）

（令和6年第3回菊陽町議会9月定例会）

令和6年9月17日

午 前 10 時 開議

於 議 場

- 日程第1 議案第51号 菊陽町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第52号 菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第53号 菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第54号 菊陽町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第55号 菊陽町学校給食運営協議会設置条例の制定について
- 日程第6 議案第56号 令和6年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第57号 令和6年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第58号 令和6年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第59号 令和6年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第60号 工事請負契約の締結について（菊陽町老人福祉センター内部改修工事（建築））
- 日程第11 議案第61号 工事請負契約の締結について（菊陽町老人福祉センター内部改修工事（機械設備））
- 日程第12 議案第62号 工事請負契約の締結について（菊陽町営中代団地改修工事（1工区））
- 日程第13 議案第63号 工事請負契約の締結について（菊陽第二地区7号街区公園整備工事）
- 日程第14 議案第64号 町道路線の認定について
- 日程第15 議案第65号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第16 報告第10号 令和5年度菊陽町一般会計予算継続費精算報告について
- 日程第17 報告第11号 令和5年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第18 報告第12号 有限会社さんふれあの経営状況について
- 日程第19 同意第12号 菊陽町教育委員会委員の任命について
- 日程第20 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 鬼 塚 洋 議員

2 番 吉 村 恭 輔 議員

3 番 藤 本 昭 文 議員

4 番 馬 場 功 世 議員

5 番 廣 瀬 英 二 議員

6 番 矢 野 厚 子 議員

7 番 大久保 輝 議員  
 9 番 佐々木 理美子 議員  
 11 番 布 田 悟 議員  
 13 番 甲 斐 榮 治 議員  
 15 番 上 田 茂 政 議員  
 17 番 坂 本 秀 則 議員

8 番 西 本 友 春 議員  
 10 番 中 岡 敏 博 議員  
 12 番 佐 藤 竜 巳 議員  
 14 番 岩 下 和 高 議員  
 16 番 小 林 久美子 議員  
 18 番 福 島 知 雄 議員

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内 藤 優 誠 さん  
 書 記 廣 田 沙 織 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 吉 本 孝 寿 さん  
 教 育 長 二 殿 一 身 さん  
 住民生活部長 渡 辺 博 和 さん  
 産業振興部長兼  
 農業委員会事務局長  
 総務課長兼選挙  
 管理委員会書記長 山 川 和 徳 さん  
 人権教育・啓発課長 村 上 健 司 さん  
 健康・保険課長 弓 削 浩 昭 さん  
 福 祉 課 長 岩 下 美 穂 さん  
 井 上 智香子 さん  
 商工振興課長 塚 脇 康 晴 さん  
 都市計画課長 阿久津 友 宏 さん  
 施設整備課長 荒 牧 栄 治 さん  
 教 育 部 長 矢 野 博 則 さん  
 学 務 課 長 平 征一郎 さん

副 町 長 小 牧 裕 明 さん  
 総 務 部 長 板 楠 健 次 さん  
 健康福祉部長 梅 原 浩 司 さん  
 都市整備部長 井 芹 渡 さん  
 財 政 課 長 澤 田 一 臣 さん  
 税 務 課 長 吉 本 雅 和 さん  
 介護保険課長 和 田 征 さん  
 農 政 課 長 阪 本 和 彦 さん  
 建 設 課 長 出 田 稔 さん  
 下 水 道 課 長 丸 山 直 樹 さん  
 総務課総務法制係長 高 山 智 裕 さん  
 教育審議員 吉 永 公 紀 さん  
 スポーツ振興課長 鍋 島 二 郎 さん

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前 9 時 57 分

○議長（福島知雄議員） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 1 議案第 51 号 菊陽町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

○議長（福島知雄議員） 日程第 1、議案第 51 号菊陽町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 皆様おはようございます。

それでは、議案第 51 号菊陽町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、ひとり親家庭等への医療費助成に関し、従来の償還払い方式による助成に加え、現物給付方式による助成を開始するに当たり、菊陽町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正の内容について御説明いたします。

議案を 3 枚めくっていただき、参考資料として新旧対照表をつけておりますので、そちらのほうで説明をさせていただきます。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

初めに、第 7 条は受給資格証の交付について規定しており、第 2 項において、現行では「前項の受給資格証は、毎年 8 月 1 日に更新する」にしておりましたが、改正後は、「受給資格の有無について、毎年 8 月 1 日現在で確認するものとする」に改めるものです。この改正は、毎年 8 月に受給資格者から児童扶養手当の現況届を提出していただき、その内容の審査と併せて受給資格の確認を行い、受給資格証を交付しており、実際の事務手続に沿った改正を行っております。

次に、第 9 条は給付の方法について規定しておりますが、現物給付方式による助成を開始するに当たり、必要となる規定として第 3 項から第 5 項を追加するものです。

第 3 項は、「受給資格者が熊本県内の医療機関等で医療を受けた場合は、ひとり親家庭等医療費を受給資格者に代わって当該医療機関等に支払うことができる」としております。これにより、受給資格者が窓口での負担を抑えられる現物給付方式による医療費助成を可能とする規定となっております。

第 4 項は、「前項の規定による支払いがあったときは、当該医療を受けた受給資格者に対して、ひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす」としております。これにより、現物給付による給付を受けた受給資格者はひとり親家庭等医療費助成の申請手続が不要となりま



す。

第5項は、「第3項の医療機関等に支払うべき額の審査及び支払いに関する事務を社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に委託することができる」としております。これにより、当該事務を委託することで審査結果が医療費助成金の請求に直接反映され、医療費の適正化及び償還払いによる受給資格者に対する支払い事務の軽減がなされます。

最後に、議案の2枚目に戻っていただき、附則を御覧ください。

附則で、この条例は令和6年11月1日から施行するとしております。また、経過措置として、改正後の菊陽町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、令和6年11月1日以降に受けた診療分について適用し、同日前に受けた診療分については、なお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第51号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第52号 菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員） 日程第2、議案第52号菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

福祉課長、説明を求めます。

○福祉課長（井上智香子さん） 議案第52号菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

提案理由は、菊陽町重度心身障害者医療費助成に関し、従来の償還払い方式による助成に加え、現物給付方式による助成を開始するに当たり、菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、改正の内容について御説明いたします。

議案を3枚めくっていただき、参考資料として新旧対照表をつけておりますので、そちらで説明させていただきます。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

初めに、第7条は助成金の申請について規定しており、現物給付方式による助成を開始するに当たり必要な規定として第3項の次に4項を追加するものです。

第4項において、「熊本県内の医療機関から助成金の算定に必要な情報の提供を受けたときは、当該情報の提供を受けたことをもって、当該情報の提供に係る受給資格者に対する医療費の給付に係る助成金の支給に関し、第1項の申請を受けたものとみなす」としております。これにより、今までの償還払い方式の申請に加え、医療機関からの情報提供を受けたことをもって申請があったものとみなし、受給者からの申請が不要となる規定となっております。

次に、第8条の見出しを「助成金支給の決定」から「助成金支給の決定等」に改め、第1項中「申請書」を「申請」に、「申請者に対しては」は「受給資格者に対し、」に改めます。また、第1項の次に第2項、第3項を追加し、第2項において、「受給資格者が熊本県内の医療機関等で医療の給付を受けた場合は、受給資格者に支給すべき医療費の助成の額の限度において、受給資格者が医療の給付に関し医療機関等に支払うべき費用を医療機関の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる」とし、第3項において、「前項の規定による支払いがあったときは、受給資格者に対する助成金の支給があったものとみなす」としてあり、これにより、現物給付方式による医療費助成が可能となります。

議案の2枚目に戻っていただき、附則の第1項で、この条例は令和6年12月1日から施行するとしております。

また、第2項で経過措置としまして、改正後の菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定は、令和6年12月1日以降に受けた診療分について適用し、同日前に受けた診療分については、なお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第52号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第53号 菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員） 日程第3、議案第53号菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（岩下美穂さん） 議案第53号菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由は、令和6年12月2日に施行される国民健康保険法の一部改正により、被保険者証いわゆる健康保険証が廃止され、被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削られることから、条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、条例の改正内容について御説明いたします。

2枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表をお開きください。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

改正内容は、罰則について定める第14条において国民健康保険法の一部改正による引用箇所の項ずれに対応するため、第14条中「第9項」を「第5項」に改め、また被保険者証の返還に係る部分が削除されることから、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改めるものであります。

議案の1ページ目に戻っていただきまして、附則第1項で、この条例は令和6年12月2日から施行するとしております。

また、第2項では経過措置として、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第53号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第54号 菊陽町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について

○議長（福島知雄議員） 日程第4、議案第54号菊陽町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定についてを議題とします。

学務課長、説明を求めます。

○学務課長（平 征一郎さん） 議案第54号菊陽町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について御説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。令和7年度からの学校給食費の無償化に伴い、これまでは各学校が給食費の徴収や給食用物資の購入を行い、学校給食を運営する私会計から、給食費を町の歳入歳出予算として管理し、町が給食費の徴収や物資の調達を行う公会計化に移行するに当たり、必要な事項を定めるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例の内容を御説明いたします。

1枚目をめくっていただき、条例の本文を御覧ください。

第1条から第2条は、趣旨及び定義の規定について定めるものでございます。

第1条は、この条例が学校給食法第4条の規定に基づく学校給食の実施及び給食費の管理に関し、必要な事項を定めるものであることを規定しています。

第2条は、この条例において使用する用語の意義について規定しています。

第3条から第5条においては、学校給食の実施及び学校給食費の管理に関することを規定しています。

第3条は、菊陽町立学校設置条例に規定する町立小・中学校で実施する学校給食は本町が実施主体であることを規定しています。

第4条は、町長が学校給食費の徴収を実施すること及び学校給食費の額、徴収方法及び納期限は規則で定めることを規定しています。

第5条は、町長は必要があると認めるときは、規則で定めるところにより学校給食費を減額し、または免除することができることを規定しています。

続いて、第6条は、委任に関する規定でございます。この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることを規定しています。

最後に、附則についてです。

この条例の施行期日は学校給食の無償化及び公会計化の実施に合わせて令和7年4月1日としております。

また、附則の第2項については、この条例を施行するために必要な準備行為は施行日前においても行うことを規定しています。

なお、学校給食費の無償化に関する規定については規則で定めることとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第54号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 5 議案第 5 5 号 菊陽町学校給食運営協議会設置条例の制定について

○議長（福島知雄議員） 日程第 5、議案第55号菊陽町学校給食運営協議会設置条例の制定についてを議題とします。

学務課長、説明を求めます。

○学務課長（平 征一郎さん） 議案第55号菊陽町学校給食運営協議会設置条例の制定について御説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。令和 7 年度からの学校給食費の公会計化に伴い、給食に関わることを今後町が主体となって決定していくことになるため、外部の有識者や学校、保護者など多角的な意見を反映させることで学校給食を適正かつ円滑に運営することを目的とした菊陽町学校給食運営協議会を設置するに当たり、必要な事項を定める条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例の内容を御説明いたします。

1 枚目をめくっていただき、条例の本文を御覧ください。

第 1 条は、設置規定でございます。

学校給食を適正かつ円滑に運営するため、菊陽町学校給食運営協議会を設置することを規定しています。

第 2 条は、所掌事務の規定でございます。

教育委員会の諮問に応じて、給食の年間の実施回数や給食費などを決定する際に調査審議し、その結果を答申すること及びその対象となる事項を規定しています。

第 3 条は、組織の規定でございます。

運営協議会の委員は教育委員会が委嘱することと、その組織構成及び任期等について規定をしています。

第 4 条から第 8 条は、運営協議会の運営に関する規定でございます。

第 4 条は、運営協議会に委員長及び副委員長を置くことを規定しています。

第 5 条は、運営協議会の会議は委員長が招集し、会議の議長となることを規定しています。

第 6 条は、運営協議会は必要に応じて部会を設置できることを規定しています。

第 7 条は、運営協議会はその所掌事務を遂行するために必要があると認めるときには、関係部局その他の者に対し、協力を求めることができることを規定しております。

第 8 条は、運営協議会の庶務は教育委員会において処理することを規定しています。

続いて、第 9 条は、委任に関する規定でございます。

この条例に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は委員長が運営協議会に諮って定めることを規定しています。

最後に、附則についてです。

この条例の施行期日は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第55号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第56号 令和6年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（福島知雄議員） 日程第6、議案第56号令和6年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） 議案第56号令和6年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和6年度も5か月が過ぎ、歳入歳出予算の区分ごとの増減があり、新たに支出すべき事案などが発生したため補正をお願いするものです。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては、御質問に応じお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に6億9,226万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を216億5,577万5,000円と定めるものです。

次に、第2条で繰越明許費を、第3条で債務負担行為の補正を、第4条で地方債の補正をそれぞれ計上しているところであります。

7ページをお開きください。第2表の繰越明許費は、1件の事業について年度内の完了が見込めないため計上しています。

8ページをお開きください。第3表の債務負担行為補正は、1の追加で、2件の事業につい

て複数年度にわたって実施する予定のため追加しています。

9ページをお開きください。第4表の地方債補正は、1の変更で、事業費の変更等に伴い7件の地方債について増減しています。

14ページをお開きください。2の歳入について、補正額の大きなものを説明いたします。

款の1町税、項の1町民税、目の1個人は、町民税の収入見込みは増加となりましたが、定額減税により1億1,776万8,000円減額しています。

款の12地方特例交付金は、住宅ローン減税及び定額減税分に対する交付金になりますが、交付決定により2億542万5,000円増額しています。

款の13地方交付税は、説明欄の普通交付税を交付決定により2億3,481万6,000円増額しています。

16ページをお開きください。款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金、節区分の8物価高騰対策事業費補助金、説明欄の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、物価高騰の影響を受けた生活者に対する対策として実施する事業に係る補助金として5,400万円増額しています。

19ページをお開きください。款の22繰越金は、令和5年度からの繰越金を1億5,748万円増額し、計を3億748万円としております。

款の24町債、項の7土木債、説明欄の地方道路等整備事業は、道路改良工事で8,440万円増額しています。

次からは、3の歳出になります。補正額の大きなものを説明いたします。

21ページをお開きください。款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節区分の2給料、説明欄の職員は、9月1日採用職員の給料などで2,129万2,000円増額しています。

23ページをお開きください。目の8財政調整基金等費は、地方財政法第7条第1項の規定に基づき令和5年度剰余金の2分の1以上を積み立てるもので、1億3,500万円増額しています。

24ページをお開きください。目の12自治振興費は、地区公民館の建設に必要な土地を購入するもので、4,720万8,000円増額しています。

31ページをお開きください。款の3民生費、項の1社会福祉費、目の14物価高騰対策事業費、節区分の19扶助費、説明欄の住民税非課税世帯給付金は、住民税非課税世帯1世帯当たり10万円を給付するもので、実績見込みにより4,940万円増額しています。

33ページをお開きください。項の2児童福祉費、目の4保育園費、節区分の22償還金、利子及び割引料、説明欄の前年度分国庫負担金返還金は、前年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金の額の確定によるもので、4,483万2,000円計上しています。

38ページをお開きください。款の7商工費、項の1商工費、目の2企業誘致費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の工場等立地促進補助金は、誘致企業の設備投資等に対する補助として1,548万4,000円増額しています。

40ページをお開きください。款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費、節区分の14工事請負費、説明欄の道路維持工事は、通学路交通安全プログラム対策工事や道路の舗装打ち換え、側溝整備などで3,952万円増額しています。

目の3道路新設改良費、節区分の12委託料、説明欄の測量設計業務委託料は、道路新設改良に係る測量業務や予備設計などで2,800万円増額しています。説明欄の測量設計等委託料は、交差点改良に係る予備設計で1,500万円計上しています。説明欄の調査等委託料は、建物の損失調査業務委託料などで2,050万円計上しています。節区分の14工事請負費、説明欄の道路改良工事は、南方大人足線交差点改良工事などで6,380万円増額しています。

42ページをお開きください。項の4住宅費、目の1住宅管理費、説明欄の駐車場整備工事は、中代団地の駐車場整備で1,200万円計上しています。

最後に、50ページをお開きください。款の14予備費は、調整のため143万8,000円増額しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第56号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第57号 令和6年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）について

○議長（福島知雄議員） 日程第7、議案第57号令和6年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） 議案第57号令和6年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）

について御説明いたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和6年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に14万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35万4,000円と定めるものです。

8ページをお開きください。2の歳入について御説明いたします。

款の3繰越金は、令和5年度からの繰越金を14万6,000円計上しています。

9ページをお開きください。3の歳出になります。

款の4予備費は、調整のため14万6,000円計上しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第57号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第58号 令和6年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（福島知雄議員） 日程第8、議案第58号令和6年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（岩下美穂さん） 議案第58号令和6年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和6年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に2,461万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億7,705万5,000円と定めるものです。

8ページを御覧ください。2の歳入について御説明いたします。

款の10繰入金、項の2基金繰入金、目の1基金繰入金は、国民健康保険財政調整基金繰入金を3,836万1,000円減額し、計を0円としています。

次に、款の11繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金は、令和5年度からの繰越金を6,297万5,000円増額し、計を9,297万5,000円としています。

9ページを御覧ください。3の歳出について御説明いたします。

款の10予備費、項の1予備費、目の1予備費は、今後急な医療給付費の増加に対応するため2,461万4,000円増額し、計を3,131万8,000円としています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第58号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第59号 令和6年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（福島知雄議員） 日程第9、議案第59号令和6年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（和田 征さん） 議案第59号令和6年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

まず、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に8,855万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億3,125万円と定めるものです。

8ページをお開きください。歳入について、主なものを御説明いたします。

款の4国庫支出金、項の2国庫補助金、目の6保険者機能強化推進交付金及び目の7保険者努力支援交付金は、国からの交付金の内示額を基に、合わせて780万5,000円を増額しております。

9ページを御覧ください。款の10繰越金は、令和5年度の決算額が確定することによる剰余金を繰越金として7,206万9,000円増額し、7,906万9,000円としております。

10ページをお開きください。歳出について、主なものを御説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節の22償還金、利子及び割引料は、令和5年度の交付金事業などの実績額が確定したことにより国、県などに対し交付金などの返還金が生じたことから、補正額1,409万4,000円を計上しています。

13ページをお開きください。款の5基金積立金、項の1基金積立金、目の1介護給付費準備基金積立金、節の24積立金は、繰越金の一部を基金に積み立てるため、補正額3,000万円を計上しております。

款の9予備費は、調整のため、補正額4,375万9,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第59号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 10 議案第 60 号 工事請負契約の締結について（菊陽町老人福祉センター内部改修
工事（建築））

○議長（福島知雄議員） 日程第10、議案第60号工事請負契約の締結について（菊陽町老人福祉センター内部改修工事（建築））を議題とします。

福祉課長、説明を求めます。

○福祉課長（井上智香子さん） 議案第60号工事請負契約の締結について御説明いたします。

まず、提案理由ですが、菊陽町老人福祉センター内部改修工事（建築）請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、菊陽町老人福祉センター内部改修工事（建築）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、1億1,242万円。4、契約の相手方、熊本県熊本市中央区保田窪1丁目3番20号、株式会社山口工務店、代表取締役山口隆博でございます。

次に、工事の内容を御説明いたします。

菊陽町老人福祉センターは、平成28年度に発生した熊本地震による影響や築37年が経過したことによる劣化状態を確認するため、平成30年度に建物の劣化調査を行ったところ、建物の外部や内部、排煙装置などの不具合箇所の改修が必要との調査結果が報告されました。この調査結果に基づき、令和元年度には1階トイレ、大広間ガラス、排煙装置の改修工事を、令和4年度には屋根、外壁等の改修工事を行っております。今回の工事は菊陽町公共施設等総合管理計画に基づき、必要な菊陽町老人福祉センター内部の大規模改修工事を行い、長寿命化を図るものでございます。

2枚めくっていただき、参考資料の1ページの図面を御覧ください。

図面は、老人福祉センターの配置図になります。

図面上部が西側になります。

主な工事概要は、図面右側の赤線の枠囲みのおりとなっております。

1階の老人福祉センターにつきましては、玄関、ホール、廊下、執務室、大広間等のレイアウト変更に伴い、バリアフリーを含めた内部改修工事になります。2階のシルバー人材センターにつきましては、玄関、ホール、執務室、会議室等の内部改修工事になります。また、1階の介助浴室及び2階のトイレ改修も行います。あわせて、外部改修工事として外壁及び外部建具改修工事、外部スロープ及び階段の新設工事を行います。

次に、2ページの図面を御覧ください。

図面は、1階の改修平面図になります。

図面上部が西側になります。

図面右下の凡例に改修工事の内容を示しております。

1階は、令和元年度に改修工事を実施しましたトイレを除きまして、全面的に内部改修工事

を行います。改修内容は、利用する方の利便性向上のため、土足のまま利用できる計画とし、また安全性を確保するため、段差を解消し、バリアフリーに配慮した計画となっております。

1階部分は、社会福祉協議会の業務の効率化や連携を図るため、執務室を拡大し、現在隣の福祉支援センターで業務を行っております地域福祉係、地域相談係、人参推進係の業務を老人福祉センターで行うようにいたします。また、老人福祉センターは福祉避難所としての機能も持ち合わせているため、主たる避難所となる大広間の利用に際し、特に衛生面に配慮した床材としてビニール床シートにて計画しております。また、高齢者や障害がある方でも利用しやすいように図面上部左側の青枠囲みのとおり、介助浴室及びシャワー室の整備を行う計画としております。

また、図面上部左側の赤枠囲みの健診道具保管庫につきましては、町で実施しております各種健診で使用する健診用具を保管するために新たに設けるもので、屋外からの物品の出し入れが行えるようにしており、黄色で着色している部分については新たに階段を新設するものです。さらに、大広間につきましては、車椅子で屋外から直接大広間に入ることができるようにテラスに新たにスロープを新設する計画としており、ステージに関しましては、大広間のスペースを広く使えるよう、壁面に電動で収納できるステージに変更いたします。なお、通常利用時の利便性も考慮し、簡易式の敷畳を30畳設置することで様々な利用に対応できるようにしております。

次に、3ページの図面を御覧ください。

図面は、2階の改修平面図になります。

図面上部が西側になります。

図面右下の凡例につきましては、1階と同様に改修工事の内容を示しております。

シルバー人材センターが入っております2階部分を1階同様全面的に改修工事を行う計画としております。

次に、4ページの図面を御覧ください。

図面は、それぞれ東側、西側、南側、北側から臨んだ立面図になります。

右上の凡例及び赤文字の引き出しのとおり、外部建具の改修及び階段の新設、大広間へのスロープ新設などの改修工事を行います。

以上が工事の概要となります。

工期につきましては、令和7年3月26日までとしております。

利用者の皆様には大変御迷惑をおかけいたしますが、安全面の配慮から工事期間中は全館利用中止とさせていただきます。また、工事期間中の社会福祉協議会とシルバー人材センターにつきましては、センターの南側の駐車場に仮設事務所を設置し、業務を行ってまいります。

以上で福祉課の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） それでは、菊陽町老人福祉センター内部改修工事（建築）の指名業

者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、菊陽町老人福祉センターの内部改修工事で、業種は建築一式工事となります。工事内容と設計金額から、7月19日の指名審査会の審議を経まして、町内に本店または支店等を有する業者で熊本県の格付ランクA2以上を有する6社を指名しました。

指名競争入札は8月14日に執行し、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格で入札のあった1番目の株式会社山口工務店を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格1億1,408万1,000円に対しまして、落札価格は1億1,242万円で、落札率は98.54%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第60号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第61号 工事請負契約の締結について（菊陽町老人福祉センター内部改修工事（機械設備））

○議長（福島知雄議員） 日程第11、議案第61号工事請負契約の締結について（菊陽町老人福祉センター内部改修工事（機械設備））を議題とします。

福祉課長、説明を求めます。

○福祉課長（井上智香子さん） 議案第61号工事請負契約の締結について御説明いたします。

まず、提案理由ですが、菊陽町老人福祉センター内部改修工事（機械設備）の請負契約の締

結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、菊陽町老人福祉センター内部改修工事（機械設備）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、5,632万円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町光の森2丁目27番地5、株式会社菅設備工業、代表取締役菅幸次でございます。

次に、工事の内容を説明いたします。

本工事は、菊陽町老人福祉センター内部改修工事（建築）と併せて施工する機械設備工事でございます。

2枚めくっていただき、参考資料の1ページの図面を御覧ください。

図面は、老人福祉センターの配置図になります。

機械設備工事の概要は、図面右側の赤線の枠囲みのおりとなります。

衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、都市ガス設備、消火設備、冷暖房設備、換気設備などの機械設備を整備するものでございます。

主な工事内容として、冷暖房設備工事、換気設備工事について御説明いたします。

2ページ目の図面を御覧ください。

図面は、冷暖房設備工事における1、2階の平面図になります。

図面右上に凡例を示しております。

赤色で表示している箇所がガス式のエアコン、黄色で表示している箇所が電気式のエアコンになります。冷暖房設備機器の選定に当たっては、災害時等の避難所運営を第一に考慮いたしまして、建物の南側の1階の避難所となる部分に停電時にも冷暖房設備を動かすことができるガス式のヒートポンプエアコン12台を設置し、そのほかの執務室や会議室、2階のシルバー人材センターにはガス式より初期費用を抑えられる電気式のヒートポンプエアコン13台、合わせて25台を設置し、ガス式と電気式の冷暖房設備を組み合わせることで節電効果と初期費用及びランニングコストの削減を図る計画としております。

次に、3ページの図面を御覧ください。

図面は、換気設備工事における1、2階の平面図になります。

図面右上に凡例を示しております。

赤色で表示している箇所が全熱交換型の換気扇、黄色で表示している箇所が通常の換気扇で、いずれも天井の埋め込み型になります。1、2階とも全熱交換型の換気扇8台を主要な居室に設置することで、冷暖房設備機器にかかる負荷を低減し、節電効果の向上を図る計画としております。そのほかの居室等につきましては、通常の換気扇を16台、合わせて24台を設置いたします。

工期につきましては、令和7年3月26日までとしております。

以上で福祉課の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。



○議長（福島知雄議員） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） それでは、菊陽町老人福祉センター内部改修工事（機械設備）の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、菊陽町老人福祉センターの内部改修工事に係る機械設備工事で、業種は管工事となります。工事内容と設計金額から、7月19日の指名審査会の審議を経まして、町内に本店または営業所を有する5社に熊本県内に本店を有する5社を加えた合計10社を指名しました。

指名競争入札は8月14日に執行し、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格で入札のあった1番目の株式会社菅設備工業を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格5,735万4,000円に対しまして、落札価格は5,632万円で、落札率は98.20%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第61号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第62号 工事請負契約の締結について（菊陽町営中代団地改修工事（1工区））

○議長（福島知雄議員） 日程第12、議案第62号工事請負契約の締結について（菊陽町営中代団地改修工事（1工区））を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（出田 稔さん） それでは、議案第62号工事請負契約の締結について御説明いたします。

菊陽町営中代団地改修工事（1工区）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、菊陽町営中代団地改修工事（1工区）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、1億120万円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町新山3丁目5番11号、株式会社藤島工務店、代表取締役藤島友一でございます。

次に、中代団地改修事業の概要について御説明いたします。

2枚めくっていただいて、参考資料1ページの配置平面図を御覧ください。

図面は、右側が北となり、赤色で着色した箇所が工事箇所です。

中代団地は、昭和53年から昭和61年度までに建設されており、1棟2戸の簡易平家構造で28棟56戸が建設されております。

現在の管理状況は、56戸のうち38戸が入居中で18戸を政策空き家としております。公営住宅法では耐用年数が30年で、28棟全てが耐用年数を経過していることから、入居者の皆様へのアンケート調査や説明会への意見等を踏まえて、今回の改修工事を実施するものでございます。

なお、改修は20棟40戸を実施する計画としており、図面の黒色で示しております8棟16戸については解体する計画としております。解体は全ての改修工事完了後に実施しますが、解体後の跡地利用については、中代団地改修事業の期間を5年間と計画しており、今後の改修事業の進捗に併せて最適な跡地利用ができるよう検討してまいります。

次に、工事の概要について御説明いたします。

今年度の工事対象箇所につきましては、赤色で示しております3棟6戸を改修いたします。屋根材をガルバリウム鋼板へ変更を行い、そのほか外壁塗り替え、内装改修工事、これはクロス更新、和室から洋室への変更等でございます。電気設備の更新、電灯灯具、給湯器等の改修でございます。機械設備、浴室、トイレ、台所、洗面台の更新を行います。

次に、詳細な改修内容について御説明いたします。

1枚めくっていただいて、参考資料の2ページの改修平面図を御覧ください。

こちらは、1棟2戸の長屋の半分を表示した平面図です。

改修の内容については、この平面図に示しております工事項目番号の主なものを説明いたします。

まず、工事項目番号1の1点給湯から3点給湯へ改修を行います。改修前は浴室のみの給湯でございましたが、改修後は浴室、キッチン、洗面への給湯が可能となります。

次に、工事項目番号3のバランス釜からユニットバスへ変更いたします。

次に、工事項目番号10の設備の更新です。改修の内容は電線の配線工事一式、照明器具8灯をLEDタイプに交換いたします。また、洋式便器も更新いたします。

次に、工事項目番号12の流し台、こんろ台、レンジフード、つり戸棚、水切り棚を更新いたします。

次に、工事項目番号13の和室を洋室に変更し、キッチンダイニング、ホールのフローリングの張り替えを33平米行います。

工期につきましては、令和7年2月28日までとしております。

以上で建設課からの説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） それでは、菊陽町営中代団地改修工事（1工区）の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、菊陽町営中代団地の改修工事で、業種は建築一式工事となります。工事内容と設計金額から、7月19日の指名審査会の審議を経まして、町内に本店または支店等を有する業者で熊本県の格付ランクA2以上を有する6社を指名しました。

指名競争入札は8月14日に執行し、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格で入札のあった1番目の株式会社藤島工務店を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格1億327万9,000円に対しまして、落札価格は1億120万円で、落札率は97.99%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第62号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時5分

再開 午前11時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第63号 工事請負契約の締結について（菊陽第二地区7号街区公園整備工事）

○議長（福島知雄議員） 日程第13、議案第63号工事請負契約の締結について（菊陽第二地区7号街区公園整備工事）を議題とします。

都市計画課長、説明を求めます。

○都市計画課長（阿久津友宏さん） 議案第63号工事請負契約の締結について御説明します。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年菊陽町条例第31号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、菊陽第二地区7号街区公園整備工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、8,228万円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼792番地21、株式会社東築建設、代表取締役甲斐浩二でございます。

続きまして、内容の御説明ですが、まず公園整備事業について説明させていただきます。

町が施行した菊陽第二土地区画整理事業の区域内の公園予定地については、順次整備を進めてきており、本年度は7号街区公園について整備を行うものです。町が第二地区内で行う公園整備は本公園が3か所目となり、本公園の整備が終わりますと残りは3か所となります。残りの3公園についても来年度以降順次整備を進めてまいります。

それでは、本契約に係る工事の場所及び概要について御説明いたします。

参考資料の1ページをお願いします。

位置図を御覧ください。

赤で7号街区公園と表示しておりますのが公園予定地、工事箇所になります。

次に、次のページ、2ページになりますが、実施平面図を御覧ください。

右側の枠囲いの中になりますが、工事の概要といたしまして、施工面積は5,192平方メートル、土工一式、給水整備工一式、水飲み場が1基となっております。雨水排水整備工一式、電気整備工一式、照明灯が5基となっております。園路広場整備工一式として土舗装及びゴムチップ舗装、修景施設整備工といたしまして、目隠しフェンス及びメッシュフェンス、遊具施設

整備工事としまして、遊具の内容としましてはスイング遊具、3連ブランコ、複合遊具となっております。サービス施設整備工一式といたしましてベンチ及びあずまやとなっております。

なお、参考としまして、植栽工（高木及び張り芝）については別途発注し、同時に完成を計画しております。

最後に、次のページ、3ページになりますが、参考としてイメージパースをつけております。イメージ図は東南側より北西側を臨んでいます。

工期につきましては、令和7年3月21日までとしております。

以上で都市計画課からの説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） それでは、菊陽第二地区7号街区公園整備工事の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、菊陽第二地区の7号街区公園整備工事で、業種は土木一式となります。工事内容と設計金額から、7月19日の指名審査会の審議を経まして、町の格付ランクAを有する6社を指名しました。

指名競争入札は8月14日に執行し、指名しました業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、最低の価格で入札のあった1番目の株式会社東築建設を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格8,377万2,700円に対しまして、落札価格は8,228万円で、落札率は98.22%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

西本議員。

○8番（西本友春議員） 質問というより、1つだけ確認なんですけど、3ページのイメージパースのところで、公園整備以外のところ右側に、これはトイレですかね。かなり広い公園だから、ここがトイレかどうかだけ教えてもらっていいですか。

○議長（福島知雄議員） 都市計画課長。

○都市計画課長（阿久津友宏さん） お答えします。

今回の公園にトイレの設置の予定はございません。今御質問いただいた箇所は、日差しをよけるというところのあずまやということで予定しております。

（8番西本友春議員「こっちのこと」の声あり）

○議長（福島知雄議員） ほかに質問はありませんか。

都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 西本議員がおっしゃっているのはイメージパースの中で右側の

北側の建物だと思いますけれども、これは新町消防団の消防詰所でございます、既に出来上がってるものでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第63号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第64号 町道路線の認定について

○議長（福島知雄議員） 日程第14、議案第64号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（出田 稔さん） それでは、議案第64号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります、道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定する必要があるため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、参考資料の位置図により御説明をいたします。

2枚お開きいただき、位置図(1)を御覧ください。赤線で示しました番号①の路線は上堀川3号線であります。鉄砲小路区のもみじ園の北側に位置し、赤丸で示した県道新山原水線を起点として民間住宅開発により築造され、町に帰属された道路であります。延長は89メートル、幅員は6.0メートルの路線でございます。

次のページをお開きいただき、位置図(2)を御覧ください。赤線で示しました番号②の路線は、長塚3号線であります。長塚区の東側に位置し、赤丸で示した町道馬場西合志線を起点として民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路であります。延長は35メートル、幅員は6.0メートルの路線でございます。

次のページをお開きいただき、位置図(3)を御覧ください。赤い線で示しました番号③の路線は、辛川5号線であります。辛川区の県道瀬田熊本線の南側に位置し、赤丸で示した町道宮

ノ上道明線を起点として民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路であります。延長は119メートル、幅員は6.0メートルの路線でございます。

次のページをお開きいただき、位置図(4)を御覧ください。赤線で示しました番号④の路線は、新山39号線であります。新山区の県道新山原水線の北側に位置し、赤丸で示した町道新山2号線を起点として民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路であります。延長は75メートル、幅員は5メートルの路線でございます。

次のページをお開きいただき、位置図(5)を御覧ください。赤線で示しました番号⑤の路線は入道水2号線であります。入道水区公民館の南側に位置し、赤丸で示した町道古閑原上堀川線を起点として民間住宅開発により築造され、町に帰属された道路であります。延長は70メートル、幅員は6.0メートルの路線でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第64号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第65号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（福島知雄議員） 日程第15、議案第65号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（岩下美穂さん） 議案第65号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について御説明いたします。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の

一部を改正する法律の施行により、令和6年12月2日以降、被保険者証いわゆる健康保険証及び資格証明書の発行が廃止され、マイナンバーカードが健康保険証として利用されること、またマイナンバーカードを健康保険証として利用登録をしていない方には資格確認書が交付されることから、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要がありますので、地方自治法第291条の11の規定により、同広域連合を構成する市町村において同文での議会の議決を求めるものであります。

次に、改正内容について説明いたします。

2枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表を御覧ください。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

改正内容は、別表第2中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものでございます。

議案の1ページ目に戻っていただきまして、附則で、この規約は令和6年12月2日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第65号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 報告第10号 令和5年度菊陽町一般会計予算継続費精算報告について

○議長（福島知雄議員） 日程第16、報告第10号令和5年度菊陽町一般会計予算継続費精算報告についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） 報告第10号令和5年度菊陽町一般会計予算継続費精算報告書について説明いたします。

内容は、継続費を設定しておりました菊陽杉並木公園拡張整備事業が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、精算報告をするものであります。

表紙をめくっていただきますと、継続費精算報告書がございます。

款の8土木費、項の3都市計画費、事業名が菊陽杉並木公園拡張整備事業であります。

表は年度ごとに全体計画と実績及びその比較を記載しています。

まず、年度は令和2年度から令和5年度までの4年間でございます。

次に、全体計画の年割り額の計は43億5,275万5,000円で、財源内訳は国県支出金で国庫支出金が19億7,409万4,000円、地方債が18億8,650万円、その他で基金の繰入金が1億3,960万円、一般財源が3億5,256万1,000円であります。中央の列は実績で、通次繰越分を含んだ実際に支出した額を記載しています。支出済額の計は40億78万8,000円で、財源内訳は国県支出金で国庫支出金が19億7,409万4,000円、地方債が18億8,660万円、その他で基金の繰入金が1億3,950万円、一般財源が59万4,000円であります。右の列の比較は、全体計画から実績を差し引いた額になります。よって、年割り額と支出済額の合計の差である3億5,196万7,000円が不用額となりました。

以上で継続費の精算報告を終わります。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これで報告第10号令和5年度菊陽町一般会計予算継続費精算報告についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第17 報告第11号 令和5年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（福島知雄議員） 日程第17、報告第11号令和5年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） 報告第11号令和5年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告いたします。

1枚めくっていただき、健全化判断比率の報告書を御覧ください。報告書には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率があり、上段の数値が実

際の比率で、下段の括弧書きの数値が早期健全化基準で、実際の比率が早期健全化基準を下回っていれば健全であるということになります。

まず、実質赤字比率です。実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計を合わせた普通会計の実質収支額について分析するものですが、決算では3億783万1,000円の黒字となったため、赤字比率として数値に表すことができないという結果になりました。

次の連結実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計を合わせた普通会計に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業会計、工業団地造成事業特別会計を加えた実質収支額で、決算では10億533万5,000円の黒字となったため、赤字比率として数値に表すことができないという結果になりました。

次に、実質公債費比率は、実質的な公債費に充当した一般財源の額の標準財政規模を基本とした額に占める比率で、早期健全化基準25%に対し、6.7%という結果になりました。

最後は、将来負担比率です。将来負担比率は、自治体全体の実質的負債と償還能力を比較するため、第三セクターなどを含めた負債の標準財政規模を基本とした額に占める比率で、早期健全化基準350%に対し、24.9%という結果になりました。

以上、全ての指標が早期健全化基準の範囲でありますので、菊陽町の財政状況は健全段階にあるということになります。

1枚めくっていただき、次は資金不足比率報告書でございます。資金不足比率は、公営企業である下水道事業会計、工業団地造成事業特別会計に関するものです。下水道事業会計は、公営企業の資金不足額より公営企業の事業規模である料金収入などの規模が大きいため、資金不足比率として数値に表すことができないという結果になりました。工業団地造成事業特別会計は特別会計条例はありますが、用地の売却が全て完了しておりますので、予算及び収入、支出がないため、資金不足比率として数値に表すことができないという結果になりました。したがって、下水道事業会計、工業団地造成事業特別会計は経営状況は安定していると言えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これで報告第11号令和5年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 報告第12号 有限会社さんふれあの経営状況について

○議長（福島知雄議員） 日程第18、報告第12号有限会社さんふれあの経営状況についてを議題と

します。

農政課長、説明を求めます。

○農政課長（阪本和彦さん） 報告第12号有限会社さんふれあの経営状況について御説明します。

有限会社さんふれあは町が出資している法人でありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和5年度決算に関する書類及び令和6年度予算に関して報告するものがあります。

表紙をめくっていただき、1ページをお開きください。令和5年度の決算報告書になります。

2ページ目の貸借対照表を御覧ください。左側が資産の部、右側が負債の部と純資産の部となっております。

左側、資産の部を御覧ください。流動資産の計7,692万7,911円に固定資産の計176万3,195円を加えた資産の部の合計が7,869万1,106円となっております。右側の負債の部では、合計4,321万2,139円となっております。その下段の純資産の部の合計が3,547万8,967円であり、負債及び純資産の部の合計が7,869万1,106円となっております。

次に、3ページ、損益計算書を御覧ください。売上高は、温泉売上げ、ジム売上げ、大広間売上げ、直売所売上げ、直売所委託料収入、指定管理委託料収入、ジム、体育館委託料収入、その他収入を合わせた売上高の合計が2億1,793万6,215円となっております。次に、売上高から仕入れなどの売上原価3,498万750円を減じた売上総利益は1億8,295万5,465円となっております。その下段の販売費及び一般管理費は1億7,658万5,166円となっております。

なお、販売費及び一般管理費の内訳については、次の4ページを御覧ください。職員の給与、手当、水道光熱費、賃借料、衛生管理費、燃料費などに要した内訳が記載されております。

それでは、3ページにもう一度戻っていただきまして、中段の売上総利益1億8,295万5,465円から販売費及び一般管理費1億7,658万5,166円を減じますと、営業利益は637万299円となります。この営業利益に営業外収益59万2,458円を加え、営業外費用の29万7,676円を減じました経常利益は666万5,081円となります。次に、経常利益に法人税、住民税及び事業税18万2,500円を減じた当期利益は648万2,581円となります。

7ページをお開きください。5月16日に監査が実施され、5月30日の社員総会を経て、8月8日付で有限会社さんふれあから報告されたものでございます。

交流ターミナルの運営管理に当たり、町と有限会社さんふれあとの間に締結されました菊陽町総合交流ターミナルの管理運営に関する基本協定第7条では、年間総売上げの2%に相当する営業利益を計上したときは、その2%相当額を超える額の2分の1以上の額を納付金として町へ納付すると規定されております。令和5年度における営業利益が637万299円となり、年間総売上げの2億1,793万6,215円の2%である435万8,724円に対し、201万1,575円を超えておりますので、その2分の1以上の額であります100万5,787円を上回る200万円を町に納付されて

おります。

次に、参考資料の次のページをお開きください。収支予算に関する令和５年度計画とその実績及び令和６年度計画を添付しております。

令和６年度の計画は、昨年度の実績を勘案して計画されております。総売上げは、温泉、ジム、大広間、直売所、体育館委託料収入等の売上げに町からの指定管理委託料2,650万2,000円を加えた2,784万4,000円増の２億2,692万9,000円とされております。一般管理費の上から３項目めの水道光熱費では、昨年計画比433万1,000円減の2,368万7,000円、下から４項目めの衛生管理費では昨年計画比495万1,000円増の3,642万9,000円、１つ下の燃料費は、高騰は続くもののピーク時より価格は落ち着いており、予算としては前年計画比321万3,000円減となる前年実績程度の3,097万2,000円とし、一般管理費の総計では約15万2,000円増で計画され、営業利益99万7,000円を想定されております。

世界情勢は深刻な状況が続いており、電力及び燃料価格は予測が困難な状況で、計画を上回る経費増となることも懸念され、経営を取り巻く環境は厳しい状況が続いておりますので、一層の御支援を賜りますようによろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

鬼塚議員。

○１番（鬼塚 洋議員） 最後の令和５年度の実績で当初の赤字から黒字に転換してるのは大変すばらしいと思うんですけど、売上げの直売所売上げ984万円の予算が1,464万円、1.5倍ぐらい上がってるんですけど、これは新型コロナの５類以降とかそれ以外に何か上がった要因というのはありますでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 農政課長。

○農政課長（阪本和彦さん） 売上げとしましては、全体的に去年の入湯者数が31万5,000人を超えております。前年度比からすれば108%ほど増加しておりますので、あとは直売所、レストラン、それも一定に売上げ等も上がっておりますので、このくらいを見込んでいる状況でございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これで報告第12号有限会社さんふれあの経営状況についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第１９ 同意第１２号 菊陽町教育委員会委員の任命について

○議長（福島知雄議員） 日程第19、同意第12号菊陽町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（板楠健次さん） 同意第12号菊陽町教育委員会委員の任命について説明いたします。

現菊陽町教育委員会委員の坂田和明様の任期が、来る9月30日をもって満了となります。つきましては、新たに菊陽町教育委員会委員に眞弓恵理子様を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

眞弓恵理子様の住所、生年月日は記載のとおりであります。学歴、職歴につきましては、お配りしております関連資料のとおりでございます。眞弓様は、大学卒業と同時に保育園に就職され、2年間勤務の後、平成24年4月から農業法人に入社されております。

眞弓様は温厚、誠実な人柄であるとともに、識見、経験とも豊かであり、教育委員として適任でありますので、御同意いただきますようお願い申し上げます。

なお、任期は4年でございます、本年10月1日から令和10年9月30日までとなります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第12号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、同意第12号は原案のとおり同意することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（福島知雄議員） 日程第20、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

人権教育・啓発課長、説明を求めます。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん） 諮問第1号の人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

諮問第1号は、令和6年3月31日で任期満了しております別府逸郎様の後任として、熊野光義様を人権擁護委員の候補者として推薦するものでございます。

候補者の略歴につきましては、配付しております関連資料に記載のとおりであります。熊野様は、菊陽町下原区の区長として地域住民の福祉の向上や行政の発展に努められてこられました。誠実な人柄で、人格及び識見ともに高く、人権相談を通して町民の利益を守る人権擁護委員として適任でありますので、推薦の同意をお願いするものでございます。

以上です。説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

諮問第1号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、諮問第1号は原案のとおり適任とすることに決定されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時51分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和6年9月18日（水）再開

（ 第 8 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（6 日 目）

（令和 6 年第 3 回菊陽町議会 9 月定例会）

令和 6 年 9 月 18 日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第 1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

日程第 2 菊陽町選挙管理委員及び補充員の選挙について

日程第 3 広聴特別委員会の報告

日程第 4 発議第 8 号 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書  
（案）

日程第 5 議員派遣について

日程第 6 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

日程第 7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第 1 議案第 66 号 財産の交換について

2. 出席議員は次のとおりである。

|      |            |      |            |
|------|------------|------|------------|
| 1 番  | 鬼 塚 洋 議員   | 2 番  | 吉 村 恭 輔 議員 |
| 3 番  | 藤 本 昭 文 議員 | 4 番  | 馬 場 功 世 議員 |
| 5 番  | 廣 瀬 英 二 議員 | 6 番  | 矢 野 厚 子 議員 |
| 7 番  | 大久保 輝 議員   | 8 番  | 西 本 友 春 議員 |
| 9 番  | 佐々木 理美子 議員 | 10 番 | 中 岡 敏 博 議員 |
| 11 番 | 布 田 悟 議員   | 12 番 | 佐 藤 竜 巳 議員 |
| 13 番 | 甲 斐 榮 治 議員 | 14 番 | 岩 下 和 高 議員 |
| 15 番 | 上 田 茂 政 議員 | 16 番 | 小 林 久美子 議員 |
| 17 番 | 坂 本 秀 則 議員 | 18 番 | 福 島 知 雄 議員 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内 藤 優 誠 さん

書 記 廣 田 沙 織 さん

5. 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

|         |            |                      |            |
|---------|------------|----------------------|------------|
| 町 長     | 吉 本 孝 寿 さん | 教 育 長                | 二 殿 一 身 さん |
| 総 務 部 長 | 板 楠 健 次 さん | 住民生活部長               | 渡 辺 博 和 さん |
| 健康福祉部長  | 梅 原 浩 司 さん | 産業振興部長兼<br>農業委員会事務局長 | 山 川 和 徳 さん |
| 都市整備部長  | 井 芹 渡 さん   | 総務課長兼選挙<br>管理委員会書記長  | 村 上 健 司 さん |



|         |        |
|---------|--------|
| 総合政策課長  | 今村太郎さん |
| 健康・保険課長 | 岩下美穂さん |
| 商工振興課長  | 塚脇康晴さん |
| 下水道課長   | 丸山直樹さん |
| 教育部長    | 矢野博則さん |
| 学務課長    | 平征一郎さん |

|           |        |
|-----------|--------|
| 財政課長      | 澤田一臣さん |
| 介護保険課長    | 和田征さん  |
| 建設課長      | 出田稔さん  |
| 総務課総務法制係長 | 高山智裕さん |
| 教育審議員     | 吉永公紀さん |

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前9時58分

○議長（福島知雄議員） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

**日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決**

○議長（福島知雄議員） 日程第1、委員長報告を行います。

各委員会に付託しました案件につきまして、審査の経過と結果について各委員長に報告を求めます。

順序は、経済産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、総務住民生活常任委員会の順とします。

まず初めに、経済産業建設常任委員長矢野厚子議員。

○経済産業建設常任委員長（矢野厚子議員） 皆様、おはようございます。

経済産業建設常任委員会に付託された案件は、認定第1号令和5年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の経済産業建設常任委員会に関連するものの認定、議案第50号の令和5年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定と請願第1号上井手からの取水口（柳水井樋）改修に関する請願書の3件です。

9月11日と12日の2日にわたって各課からの詳細な説明を受けて、質疑を行い、慎重に審査いたしました。

審査の経過につきましては、要点を記録した資料を配付してありますので、主なものを報告いたします。

まず、施設整備課から、総合体育館の利用者の好評の声が紹介され、現在工事中のテニスコート周辺の説明が行われた。また、全体の維持管理については、施設の運営も含め、総合体育館だけでなく、杉並木公園全体として将来的に指定管理制度の導入も検討するとのことだった。

下水道課から、下水道使用料の徴収について、井戸水を使用している直接徴収の企業として、ソニーやJAS Mなどを説明。企業の設備の中に流量計を設置して実際の排水量を毎月計測して、それを基に使用料の徴収を行っている。また、今後については、JAS M第2工場の2027年稼働に向けて、新たな処理場の計画も進めながら既設管を強化し対応するとのことでした。

また、農業集落排水の直接徴収を行っている主な企業として、パールライスと菊陽学園が挙げられました。

都市計画課は、空港線の土地購入と支障物件の移設補償費が支払われたことを報告。区画整理の進捗状況は、令和10年度の着工を目指して事業計画図作成の完成後、今年度中に予定している。また、地権者への説明会も既に実施している。

定住促進補助金を利用した11件の内訳は、馬場楠11件、曲手が1件となっています。その結果、小学生が33人の増加をしました。

修繕費として、公園の遊具58件が発生している。年1回の法定点検を業者に委託。遊具のある大きな公園は月1回、職員による定期点検を行っており、建設課の道路パトロールを実施。重大な事故は発生していない。

建設課の維持係から、町営住宅の滞納者に対して職員が夜間訪問を実施し納付を促した結果、令和5年度の徴収率は95%となっており、過年度分も約400万円の徴収ができたとの報告があった。

農業委員会は、農地転用や農用地区域の確認など連日の相談があり、対応に追われている。窓口に置かれているタブレットは役立っている。現地調査用のタブレット5台も現地調査のアプリによって、地番の確認や耕作者の確認、遊休農地情報の登録もその場でできて、業務の効率化に役立っている。新しい農業委員にも研修を検討中。

商工振興課は、新たな工業団地の計画を発表し、既に関連企業から問合せがあっているが、適地がなく、立地が実現していない状況を報告。地権者の状況把握のためにアンケートを実施する予定とのことでした。

大規模展示会出展主要事業には4つの企業が出展し、首都圏の販売にこぎ着けることができました。

「さんふれあ」の委託料は赤字補填ではないかとの質問に、熊本県の指定管理者制度に関わる運用指針を参考に、運営に必要な委託料を算定していると説明があった。「さんふれあ」施設工事負担金について、いつも修繕工事を行っているように思われるの質問に、施設が建設されて年数が経過し、温泉設備をはじめ大規模改造を行う時期に来ていると考えるとの回答があり、総合体育館に続き、令和8年にはアーバンスポーツに関する施設の供用が開始し「さんふれあ」を取り巻く環境の変化に対応した改修の検討は必要と思われるとの発言であった。

以上が令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定と令和5年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定の審議の内容です。

審議の結果、認定第1号の一般会計歳入歳出決算の経済産業建設常任委員会に付託された案件の認定について、賛成多数により認定すべきものと決しました。

また、令和5年度菊陽町下水道事業会計の利益の処分及び決算認定について、賛成多数で可決及び認定するものと決しました。

最後に、柳水区から提出された請願第1号上井手からの取水口（柳水井樋）改修に関する請願書について、1の取水口（柳水井樋）に砂利などの侵入防止及び排水溝を設置することに対し、流入の撤去作業の状況についての質問があり、約50センチの堆積物を人力によって撤去作業を行っており、高齢化によってかなり厳しい作業になっているとの説明があった。

2の転倒堰巻上機の電動化について、ほかの地区の現状について質問があり、白川の本流から取水しているところは流れが速いのでディーゼルエンジンになっていると説明があった。当

請願は柳水区から提出されているが、下流の馬場区を含むおよそ20ヘクタールの水田の水を送るものです。この取水口の取付けの形状がほかの場所の取付け位置が井手と直角になっているのと異なり平行に近くなっており、砂利の流入がしやすく多量の堆積物がたまり、用水の取り入れを困難にしている。また、大雨のときの水量調整のための転倒堰が転倒した場合、手動のために元に戻すために3時間以上を要している。

10年ほど前に土地改良区や町に相談したが、そのまま現在に至っている。当時に比べてこの取水口の維持管理に携わる人が半減し、さらに高齢化により作業が困難になっています。この状態が続けば、作業時の事故や水田の水量が確保できずに農業を諦める人も出てくる可能性があります。それは、町が耕作放棄地の減少を目指しているのに反することになります。また、水の涵養にも影響を与えると考えられます。そのために、何らかの改修、改善が必要だと考え、賛成多数で可決しました。ただ、町単独の施設でないため、関連の土地改良区とも十分な話し合いを必要とする。

以上を委員会の審議の結果として報告します。

これで経済産業建設常任委員会に付託された全ての案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質問については自席で受けたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員） 経済産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

なお、認定第1号令和5年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定については各委員会に関連していますので、各委員長の報告が終わってから質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、議案第50号令和5年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第50号令和5年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、委員長の報告は可決及び認定とするものです。委員長の報告のとおり決定することに賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第50号は可決及び認定とすることに決定しました。

次に、請願第1号上井手からの取水口（柳水井樋）改修に関する請願書について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第1号上井手からの取水口（柳水井樋）改修に関する請願書について、この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

次に、文教厚生常任委員長大久保輝議員。

○文教厚生常任委員長（大久保 輝議員） おはようございます。

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果を報告いたします。

文教厚生常任委員会に付託されました付議事件は、認定第1号令和5年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、文教厚生常任委員会に属する事項、認定第3号令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和5年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、以上4件であります。

9月11日、12日の2日間にわたり、各担当課に詳細な説明を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。また、12日に菊陽南小学校にてプール改修やバリアフリー工事の様子など現地視察を行いました。

審査の経過につきましては、要点を記録した資料を配付しておりますので、主なものを報告いたします。

まず、生涯学習課。

放課後子ども教室業務について、6校の指導を学校の先生が行っているのか。NPO法人クラブきくように委託で実施しており、講師もそこから派遣されている。そのため、学校では体育館の場所のみ使用している。

鼻ぐり井手ののり面維持工事は町の単独事業で行っているが、県指定文化財であるため、県の補助等はないのか。県指定文化財であっても、のり面維持工事は通常の維持管理であるため、補助対象とならない。一方で、文化財が破損した場合などの修繕に関しては補助対象となるということです。

次、学務課。

現在使用しているタブレットについて、故障や予備機の数不足しているとの意見があるようだが、どういった対応を検討しているのか。現在、ICT支援員の協力により、故障等の際はメンテナンスを行っていただいている。現在使用しているタブレットは来年度更改の予定であるため、学校からの意見を聞きながら、故障等が少ない機器の選定を行っている。

スポーツ振興課。

総合体育館に関して、管理運営業務委託についてクラブきくように委託しているが、特命随意契約をしているのか。クラブきくようは光の森町民センターでも業務委託を受けており、業務に精通しているため、特命随意契約としている。

総合体育館トレーニング室の利用状況はどうか。利用状況は多い。1日平均約70人程度利用している。少ないときでも1日約50人程度利用している。

施設整備課。

こちらについては、役場組織の見直しに伴い、今年度4月より施設整備課は教育委員会部局より町部局の都市整備部に属することとなったため、教育分に係る決算についての説明をいただきました。特に質疑はありませんでした。

福祉課、こども家庭相談課。

老人福祉センター大広間について、観客に見られないよう舞台袖まで続いていた廊下は今後どうなるのか、またどんちょうはどうなるのか。改修後については、廊下は倉庫になるため、パーティションなどで目隠しができればと思っている。また、どんちょうについては一般的なステージカーテンで引き分けどんちょう、一文字幕、袖幕を設置予定としている。

扶助費の障害児通所支援サービス費の支給対象の事業所は何か所か。小学生以上の児童が対象の放課後等デイサービス事業所が17か所、未就学児対象の児童発達支援事業所が11か所。

子育て支援課。

武蔵ヶ丘北小学校の放課後児童クラブ建設工事に關し、なぜ当該施設を武蔵ヶ丘北小学校敷地内ではなく西部町民センター敷地内に建設されたのか。小学校グラウンド内に建設するという話もあったが、小学校のグラウンドが雨水調整池機能を有しており、大雨の際には冠水してしまうおそれがあるため、仮に新設となった場合はかさ上げの必要があり、建設費が割高になることから、最終的に現在の場所に決定した。

放課後児童支援員等処遇改善事業補助金についての詳細の説明をしてほしい。月額9,000円程度の賃金をアップするというものであり、対象者は社会保険に加入している職員49名。また、そのほか学校、家庭との連絡、情報交換などの育成支援に従事する職員への賃金改善。

介護保険課。

主要な施策の成果の介護給付費が前年度との比較で2億円近く増加しているが、増加の要因は何か。要介護、要支援認定者数が増えているのも一因ですが、本町近郊で有料老人ホームが増えており、有料老人ホームに併設する訪問介護などの住宅サービスの費用の急増が介護給付費の増加に影響しているのではないかと推察している。

健康・保険課。

小児科・産婦人科オンライン委託料の相談について、相談に対応する医師はかかりつけの医師なのか。全国展開しているキッズパブリックという会社に委託している。そちらに登録している医師が24時間以内に相談に答える。

国民健康保険特別会計について、主要な施策の成果、被保険者数について、令和5年度は6,305人だったが、令和4年度は何人だったのか。令和4度は6,515人で、令和5年度はマイナス210人となっている。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての主要な施策の成果、1人当たりの医療費は年間で令和元年度と令和3年度を比べると10万円ぐらい減っており、そこから毎年徐々に増えてきている。これには何か原因があるのか。明確な原因は難しいが、減少した時期については新型コロナウイルス感染拡大による受診控えも一つの要因として考えられる。

以上が審査の経過です。

なお、付託されました4件につきまして採決を行いました結果、認定第1号令和5年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、文教厚生常任委員会に属する事項は、賛成多数により認定すべきものと決定しました。

認定第3号令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数により認定すべきものと決しました。

認定第4号令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数により認定すべきものと決しました。

認定第5号令和5年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数により認定すべきものと決しました。

文教厚生常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑については自席から答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（福島知雄議員）** これから質疑、討論、採決を行います。

認定第3号令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第3号令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、認定第3号は認定とすることに決定しました。

次に、認定第4号令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第4号令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、認定第4号は認定とすることに決定しました。

次に、認定第5号令和5年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行



います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第5号令和5年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、認定第5号は認定とすることに決定しました。

次に、総務住民生活常任委員長廣瀬英二議員。

○総務住民生活常任委員長（廣瀬英二議員） 皆さん、おはようございます。

総務住民生活常任委員会の審査の経過と結果を報告します。

総務住民生活常任委員会に付託されました付議事件は、認定第1号令和5年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、総務住民生活常任委員会に属する事項、認定第2号令和5年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての2件でございました。

9月11、12日の2日間にわたり、各担当課長及び係長等に詳しい説明を求め、質疑を行い、慎重に審査をしました。

審査の経過につきましては、要点を記録した資料をタブレットに入力しておりますので、主なものだけ報告させていただきます。

まず、町民課です。

書かない窓口は通常の手続とどう違うのかの質問がありました。回答として、書かない窓口は、マイナンバーカードまたは運転免許証のいずれかを窓口に提出していただき、これをカードリーダーにかざすことで住所、氏名などの情報がタブレットに表示され、他の必要事項については職員が聞き取りを行いながら入力していくことにより、来庁された方が申請書を書かずに手続を行えるというものです。この取組は令和6年3月に開始し、現在使用できる手続としては転入手続のみとなるということでした。なお、令和5年度の実績としましては、3月のみであるが12件となっているということです。

それから、12月からマイナンバーカードと健康保険証が一本化されると言われているが、実

施することは決定しているのか。また、マイナンバーカードの交付率は現在どのくらいなのかの質問がありました。回答として、一本化は決定している。なお、マイナンバーカードをお持ちの方は、今後資格確認書が交付される予定であるということでした。マイナンバーカードの交付率は、8月末現在で81.6%となっております。

それから、外国人相談窓口の相談員は毎日勤務されているのか。回答として、相談員は2人で、1人は中国語と英語の対応が可能な職員で、毎週火曜日と木曜日に勤務となっている。もう一人の英語の対応が可能な職員については毎日勤務となっているということでした。

今後、外国人の方の転入は増加していくものと思われる。それに対してどう対処していくのかの質問がありました。回答として、相談者の国籍を見てみると、英語や中国語以外の言語を話される外国人の方が多数おられると。多言語通訳サービスは主要な国のほとんどの言語に対応することができ、本町では昨年8月に導入していると。使用方法は大きく2つに分けられる。1つ目は、窓口で相談を受けた場合、窓口に設置されているタブレット端末と委託先のコールセンターを結ぶテレビ通訳による方法。2つ目は、電話で相談があった場合、町が用意した専用の携帯電話とコールセンターとを結ぶ電話通訳による方法があると。必要に応じて使い分けをしているということでした。令和5年度の利用実績は、8月の導入から令和6年3月まで9回となっているとのことでした。

次に、環境衛生課です。

電動式ごみ処理機設置事業補助金の内容についての質問がありました。回答として、購入代金の2分の1の補助で上限額が3万円となっている。処理機は、安いものは3万円から、高いものは10万円ほど。なお、令和5年度の実績として18件の申請があり、補助額の平均として約2万5,000円となっているということでした。

ごみ一時保管所等整備補助金の内容と令和5年度に申請のあった件数、開発の際のごみステーション設置基準等についての質問がありました。回答として、ごみ一時保管所、ごみ保管箱及びごみネットの整備は、整備費用の2分の1の補助で上限額5万円となっている。資源ごみ保管庫の整備は、整備費用の3分の2の補助で上限額は10万円となっているということでした。

それから、集合住宅が増加傾向にあるが、当該住宅のごみ一時保管場所は区が管理していないが、今後町はどのように対処していくのかという質問がございました。集合住宅については、区から相談があった場合、不動産管理会社へ町が直接連絡して対応をしているということでした。

それから、人権教育・啓発課です。

団体活動助成金は2つの団体に毎年支給されているが、活動状況をどこまで検証しているのかに対して、年度末の実績報告の際、領収書、預金通帳、資料等を提出してもらい活動状況を検証しているということでした。

次に、財政課です。

これから菊陽町は普通交付税不交付団体になる可能性はあるのかの問いに、回答として、今後も税収増が見込まれるので不交付団体になる可能性はあるということでした。

それから、公用車車検手数料について、車検はどのようなところに依頼しているのか、また入札なのか、随意契約なのか。これに対し、車検は町内の整備工場に依頼しており、随意契約であると。

それから、無償レンタルのBMWの維持費と利用目的についてのお尋ねがありました。回答として、維持費はBMWが負担し、利用目的は主に出張時や企業訪問に利用をしているということでした。

それから次に、危機管理防災課です。

免許証返納制度によるタクシー利用券の利用者数は何人ぐらいか。利用者の人数は把握していないが、タクシー利用券は100円と500円の2種類があり、実績として5,624枚が使用されているということでした。

それから、防犯設備補助金の補助率と件数についてです。補助率は2分の1で、令和5年度は37地区から申請があり、104基分に対しての補助を交付しているということでした。

それから、防災対策監の任用形態についてのお尋ねがありました。令和5年度は、防災対策監は会計年度任用職員として任用しており、令和6年度からは防災対策監、危機管理監とも任期付きの職員として任用しているということでした。

それから、防災フェスタ開催費用として経費総額は幾らかかるのかということに対して、防災アトラクションの運営委託料が202万円、炊き出し費用などを含めると、総額で約300万円かかるということでした。

それから、総合政策課です。

省エネ家電製品促進補助金はマイナンバーとの関連性はあるのかに対して、このマイナンバーの利用促進という部分もあると。マイナンバーをお持ちの方を対象として実施したと。申請件数の実績は1,379件であったということでした。

それから、総合計画の策定業務委託について、今後のスケジュールと完成予定時期についての質問がありました。今後のスケジュールについては、10月以降に住民懇談会を開催予定で、最終的には3月議会で基本構想を上程したいと考えていると。加えて、基本構想と基本計画は密接な関係があるので、基本計画も並行して進め、3月までには基本構想と基本計画を策定する予定であると。

それから、関連質問で、これまでの総合計画と大幅な変更点はあるのかのお尋ねがありました。TSMC進出により菊陽町の環境が変化してきているため、内容的には変更する部分も出てくるが、当然行政として継続して行っていく部分もあるため、全部が変更になるということではないと。めり張りのある、町民の皆さんに分かりやすい総合計画をつくってきたいと考えているということでした。

それから、総務課です。

文書配布事務委託料について、集合住宅などへの配布はどのように行っているのか、また住民票の有無にかかわらず配布するのかのお尋ねがありました。配布物が届いていない等の連絡に対しても早急に対応してもらっていると。住民票の有無は、配布業者がその確認をすることは難しいため、全世帯に配布を行っているということでございました。

それから、菊陽町のDXはどこまで進んでいるのかと。職員向けのものとしては、現在は基盤整備と人材育成を集中的に行っている。オンラインでの電子申請では、データで扱うようになったことで業務量が減り、仕事の在り方が変わってきた。また、チャットツールにより業務上の意思決定が早くなり、コミュニケーションの円滑化が図れてきたということでした。また、住民向けとしては、オンラインの申込みやアンケート回答が可能になり、またマイナンバーカードを使った給付金申請もできるようになった。その他、書かない窓口システムによる転入の手続や粗大ごみのオンライン予約ができるようになった。今年度はキャッシュレス決済もできるように準備を進めていると。

以上で関係各課の報告を終わりますが、認定第1号令和5年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち、総務住民生活常任委員会に属する事項については、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

認定第2号令和5年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

これで総務住民生活常任委員会に付託されました案件についての経過と報告を終わります。

なお、質疑については自席で答弁をいたします。

○議長（福島知雄議員） 総務住民生活常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告が終わりましたので、これから認定第1号令和5年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林議員。

○16番（小林久美子議員） 議長、すいません、着座のままお願いします。

○議長（福島知雄議員） 許可します。

○16番（小林久美子議員） ありがとうございます。

令和5年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

主な事業として、学校教育施設整備の環境整備として菊陽北小学校給食室新築工事ほかに約3億円の支出、総合体育館の新築工事約39億円のうち令和5年度の支払い7億8,950万円、また子ども医療費の助成2億9,225万円の支出、その他重度心身障害者医療費助成などについて

支出をされているのは評価をします。

ただ、菊陽町、令和6年2月24日に第1工場が開所されたJASMの進出によって地下水の枯渇、汚染への町民の不安も大きく、また交通渋滞、農地の問題、地価高騰の問題など生活に大きな影響を及ぼしています。もちろん行政のほうも努力をされて、幹線道路の整備で道路新設改良費には14億7,572万9,000円が支出をされています。

しかし、交通渋滞についてはこの間一般質問を行ってきましたが、道路整備とともにソフト面の充実がもっと必要だとこの間も訴えてきました。町民の生活への影響は、やはりソフト面を同時にやっていかないと改善できないと考えます。また、農地についても、この間大きく減少している、このことも大きな問題だと思います。

決算については、マイナンバー関連の支出、また同和団体補助金についても運動団体の支出は問題であると思います。

町の実質収支額は3億748万円。町民は長引く物価高で暮らしが厳しくなっています。もっと町民への暮らしの支援が必要であることを述べて、反対討論とします。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに討論はありませんか。

甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 認定第1号令和5年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論をいたします。

我々議会に求められているものは、令和5年度における町執行部の業務執行状況及びそれに伴う会計処理の妥当性の審査と認定であります。

町長の施策は、以下述べます4本の柱立てに支えられております。

1本目の柱は、教育、スポーツ、文化芸術、健康、子育て、福祉、社会保障等に関連する人が豊かに育つまち、1本目の柱です。2本目の柱としては、自然、環境保護、土地利用、交通、住環境整備、防災・防犯、これに関わる安全・安心で住みやすいまちであります。3本目の柱は、農業、工業、商業の振興、観光、それから職場と住宅の近接、地域や業種間の連携、これに関する産業が成長し続けるまち、3本目の柱。4本目に、住民参画、男女共同、人権——失礼しました。先ほどの連携の問題はここに関連いたします——広域連携の問題、みんなで楽しく協働して創るまち。

この4本の柱は、まちづくりに必要な各分野のバランスを正しく取り、まちづくりという大屋根を傾くことなく広げてゆく要となる柱であります。しかも、以上の柱は代々のまちづくりの基本理念を正しく受け継ぎ発展させた土台の上に立っております。町政の執行状況には、その姿を見ることができます。この土台と柱と大屋根がある限り、菊陽町は時代の波をたくましく越えていくことができると確信をいたします。

また、菊陽町監査委員による会計監査を見えますと、本町の財政運営が極めて堅調であるということが示されております。財政力は強い。それから、事業がこれから組めるかどうかを

見る、その余裕を見る財政の弾力性については一定の余裕があることが示されております。また、この経常収支比率も類似団体の平均的な水準約90%を保っております。

それから、くだけた言い方をすれば、収入に占める借金の比率であります。12.4%となっており、財政硬直化の基準となる指数15%以下であります。それから、標準財政規模も年々増加をしております。特に、令和5年度の決算は令和6年度の予算とも連動しつつ、TSMCの本町への進出がもたらしつつある変化に対して町が効果的に対応できているかの評価も伴います。

町は、情勢の基本的変化を感知して、第6期総合計画を中断し、いち早く第7期総合計画作成に着手をされました。道路、交通などのインフラ、それから土地利用、特に地の分野も含めた土地区画整理事業、それから庁舎の新設等、あるいはほかのスポーツ施設などの施設整備の計画も進んでおります。以上の事業というのは、第7期総合計画の中で関連づけられ、有機的に機能し合うものとなることを信じます。

さらに、地下水の質量保全については、水田の湛水事業が進んでおります。白川中流域等水稻作付推進協議会の取組が始まりました。それから、森林の育成や緑地保全も検討されております。そのほか、地下水の質量保全について適切な対策が施されております。

以上、TSMC効果の最大化とマイナス要因の最小化を図るための町の諸施策は、昨年从今年に引き続き適切になされつつあると判断をいたします。菊陽町のみならず県下全域を潤し、大きくは我が国や世界に関わる事業の大切な一端を担う基礎をつくるべく、私たちの活動と浄財が寄与することを願って、令和5年度決算への賛成討論といたします。

○議長（福島知雄議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第1号令和5年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものでございます。各委員長の報告のとおり認定することに賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号令和5年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第2号令和5年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、認定第2号は認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 菊陽町選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（福島知雄議員） 日程第2、菊陽町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

選挙管理委員及び補充員は今年30日をもって任期が満了しますので、選挙の必要があります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には渡邊誠一さん、西住成輝さん、深水登代美さん、森房一さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が示した方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました渡邊誠一さん、西住成輝さん、深水登代美さん、森房一さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には松元博さん、甲田衛一郎さん、紫藤和昭さん、酒井恵さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した松元博さん、甲田衛一郎さん、紫藤和昭さん、酒井恵さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、補充の順序はただいま議長が指名した順序に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 広聴特別委員会の報告

○議長（福島知雄議員） 日程第3、広聴特別委員会の報告の件を議題とします。

本件につきましては、令和5年6月定例会において設置し、議会が町民と公聴会、意見交換会を聞くための方向性を協議することを目的として調査を行っているものでございます。

このたび、広聴特別委員会主催で行われました区長との意見交換会の報告が提出されました。

本件について、特別委員会の報告を求めます。

委員長坂本秀則議員。

○広聴特別委員長（坂本秀則議員） 皆さん、こんにちは。

広聴特別委員会の委員会報告をいたします。

広聴特別委員会は昨年6月発足後、町区長会理事会との意見交換会を、昨年度は令和5年10月10日と令和6年2月20日の2回開催いたしました。本年度は8月7日に計3回開催いたしました。

昨年度の協議内容は、議会だよりに掲載のとおりでございます。

本年8月7日の意見交換会は、区長会会長をはじめとした理事さん10名と、議会からは広聴特別委員会正副委員長2名、議会監査委員、正副常任委員長の計9名で開催いたしました。この人数は、区長会の理事会が11名で、それと大体同数の議会からのメンバーを出してくれとい



うことで、このメンバーの数になりました。

今回の意見交換のテーマは、今後予想される税収増に伴う町民への均衡ある還元についてとその他について協議いたしました。

区長会から出た意見や要望をかいつまんで報告します。

まず、子育て世帯だけではなく大多数の町民が税収増の恩恵を受けるように考えていってほしいという声です。

次に、役場及び社協では、マンパワーの不足による町民サービスの向上が困難になっていると強く感じる。職員の増員及び処遇改善を強く望むとの要望でした。

区、自治会関係で、民生委員選出は民生委員協議会にとのことだったが、協議会には話が出てきてないということをおっしゃってました。

また、公園管理を委託されている地区からは、管理委託の単価増について担当課と協議をとってのことでしたが、なかなか煮え切らないという声でした。

その他、各校区から、ごみステーションの設置運営の諸問題や県営武蔵ヶ丘団地の空き家のハト対策及び新規入居が困難になっている現状等の声が上がりました。

次に、各学校への防災対応照明設備設置についてや渋滞調査の検証とその対策についての住民への速やかな報告がなされていない等々の声が区長会理事会から上がっております。

以上で広聴特別委員会からの報告ですが、議長から、議長の諮問機関である広聴特別委員会の委員長を副議長が務めるのは不都合が生じるんじゃないかというアドバイスを受け、私は本日で委員長を辞任いたします。これからは皆様の広聴特別委員会への御理解、御協力をよろしくお願いします。

以上で広聴特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（福島知雄議員） 委員長の報告を終わります。

ただいま坂本委員長より報告ありましたとおり、広聴特別委員会委員長坂本秀則議員と、副委員長であります甲斐榮治議員からも辞任届が提出されました。

委員会の許可が必要でございますので、この後委員会の開催をお願いいたします。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時56分

再開 午前11時7分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

広聴特別委員会委員長に矢野厚子議員、副委員長に大久保輝議員が決まりましたので報告します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 発議第8号 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書

(案)

○議長（福島知雄議員） 日程第4、発議第8号自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、西本友春議員外3人の議員から提出されました。

提出者を代表して、西本友春議員、趣旨の説明をお願いします。

○8番（西本友春議員） それでは、意見書（案）について述べさせていただきます。

自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由。高齢化社会が進んでいる現在、高齢者の運転による交通事故が社会問題となっております。2023年の高齢ドライバーによる交通事故発生件数は4,819件、事故全体に占める高齢運転者の事故割合は15.4%となっており、2019年の18.1%からは減少しているものの、依然として多発している状況であります。75歳以上、80歳以上の運転免許保有者の推移を見ると、2019年の75歳、80歳以上の免許保有者、75歳583万人、80歳以上229万人は、2009年の数値と比較して75歳以上は1.8倍、80歳以上は1.9倍となっており、今後ますます高齢ドライバーが増えていくと想定されます。

政府では、高齢運転者による交通死亡事故の深刻な社会問題化を背景に、免許返納者への公共交通割引施策を新規で実施する地方公共団体への支援を検討しているが、公共交通の空白地域には課題が残る。よって、政府に対して全ての地方公共団体が高齢者運転者の免許返納を安心して推進することができるよう、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備に向け、十分な予算措置や自動運転車両の利活用への環境整備等、積極的な取組を求めるものでございます。各議員の賛同をよろしくお願いいたします。

質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

布田議員。

○11番（布田 悟議員） 提案理由の中で分からないところがありますので。

そもそも自動運転移動サービス、これはどういうサービスですかね。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 自動運転サービスというものは、政府が2016年に策定して閣議決定しているもので、要は段階的にレベル1から4までというので、レベル1というのは今ついています自動ブレーキとか、それとか距離を自動的に空けて、それから車線からよくはみ出たときププッと音がしますが、そういうのがレベル1、1個1個あるんですね。レベル2というのが、その3つぐらいが一緒になった、それがレベル2というところで、目指しているのが、次がレ

レベル3ということで、2のところでは少しくと、高速道路での自動運転、今はもう自動車にも手を離して自動運転ができる、これがレベル2。レベル3というのはシステムの高度化ということで、加速や制御を全てシステムが行うんですけれども、要請があったときには、要はドライバーが代わりに運転をすると。車そのものが、ここは自分で運転してという、そういう意思表示をされたときには、運転者が運転する。レベル4というのは完全自動走行ということで、これが運転者はいない。あとは全部車がいろんなところ、目的地まで人を運ぶというのがレベル4ということで、政府はそこを目指して、2025年には何とかそこぐらいまで行きたいという目標はありますが、それが先ほど言いました、地域によってなかなか進まない現状があるので、それをしっかり進めるように要望するものでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第8号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第5 議員派遣について

○議長（福島知雄議員） 日程第5、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に配付のとおり議員派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については配付のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣で、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、その変更については議長に一任をいただきたいと思います。御異議ありません

か。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（福島知雄議員） 日程第6、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって配付しました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（福島知雄議員） 日程第7、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会から、会議規則第75条の規定によって配付しました本会議の会期日程等の議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出が出ております。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

町長から追加議案が1件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。以上1件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

町長の提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 議員の皆様には、9月4日から本日までの15日間にわたり、提案いただ

きました全ての付議事件につきまして慎重に御審議の上、承認をいただき、厚く御礼を申し上げます。

大変お疲れのことと存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第66号は、財産の交換についてであります。

内容は、J A S M第2工場区域内の町有地と、開発に伴い新設される道路等についてジャパン・アドバンスト・セミコンダクター・マニファクチャリング株式会社を相手方として財産交換を行うため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（福島知雄議員） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議案第66号 財産の交換について

○議長（福島知雄議員） 追加日程第1、議案第66号財産の交換についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（塚脇康晴さん） 議案第66号財産の交換について御説明いたします。

J A S M第2工場建設に伴います財産の交換につきまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容について御説明いたします。

1、交換に供する財産。これは、町が相手方に提供する財産となります。

(1)種類、土地。(2)所在、菊池郡菊陽町大字原水字古閑原上3721番4地先ほか13筆。(3)面積、1万179.74平方メートル。(4)価額ですが、これは今回提供する土地の総額となりまして、合計7,329万4,128円となります。

2、交換により取得する財産。これは、町が相手方から取得する財産となります。

(1)種類、土地。(2)所在、菊池郡菊陽町大字原水字村上4162番1ほか24筆の一部。(3)面積、3,675.41平方メートル。(4)価額は2,646万2,952円となります。

3、交換の相手方は、熊本県菊池郡菊陽町大字原水4106番地1、ジャパン・アドバンスト・セミコンダクター・マニファクチャリング株式会社代表取締役リョウ・ヨンハオとなります。

4、交換の差額の補足ですが、1の交換に供する財産と2の交換により取得する財産との価額差がございまして、交換の相手方でありましてジャパン・アドバンスト・セミコンダクター・マニファクチャリング株式会社が、町に対しまして差額の4,683万1,176円を支払うものとしております。

財産の交換の内容については以上でございますけれども、(4)の価格について補足して御説明いたします。

この価額につきましては、菊陽町土地価格等審議会の答申を受けまして、法定外公共物の1平方メートル当たりの単価を7,200円と決定しております。なお、双方の土地の面積にこの単価を乗じた額を価額とすることを相手方のJAS Mも合意しております。交換差額につきましても、1の交換に供する財産の面積から2の交換により取得する財産の面積を減じた面積であります6,504.33平方メートルに先ほどの7,200円を乗じた価格としております。

次に、土地の所在について御説明をいたします。

2枚めくっていただきまして、参考資料の次のページの図面を御覧ください。

上段の右肩に交換に供する財産と記載した資料になります。

図面は、JAS M第2工場予定地付近の航空写真となります。図面に赤色の線で記載したものが、町が交換に供する財産で、道路や水路となりまして、合計14筆で面積が1万179.74平方メートルとなっております。

次に、下段の交換により取得する財産について御説明いたします。

図面に黄色い線で記載したものが、開発に伴い新たに整備されます公共施設となりまして、面積が3,675.41平方メートルとなり、JAS M側が整備し、町へ帰属することになります。

今後、土地利用計画を含めました造成、建築計画に変更が生じ、交換する面積が変わる可能性もありまして、最終的には変更契約を締結する可能性がございます。なお、そのような場合は当然、変更する内容の議決を得ることになります。

国家的プロジェクトでありますJAS M第2工場の建設につきましても第1工場のとときと同様に、立地自治体として熊本県と連携し、しっかり対応してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 参考資料の下の方の黄色い線は途切れ途切れになってますが、今説明の中でこれ公共施設ということで町道に多分なるのかなと思いますが、結局これ途切れ途切れで、実際に町道になるならこれ通行できるのか。全協でも聞きましたが、一番東側はトライアルの西側から入るところで、ここ何か私道になってるということですよ。私道を通らなければこの黄色いに町道になるのが利用できないということですよ。

それから、奥北側まで行って、黄色の工場の北側、途切れているこの黒いライン、ここはどうなるんですか。ここは将来、公共施設とおっしゃるなら我々もちゃんと通っていいのか。

あと、この県道植木大津線からちょこっと黄色い線が伸びてますが、これどういうことなのか、説明を求めます。

○議長（福島知雄議員） 商工振興課長。

○商工振興課長（塚脇康晴さん） 御質問にお答えいたします。

まず、議員がおっしゃいました永井運送の私道から通ずる道路につきましては、調整池用の管理用道路として整備いたします。

また、北側の道路につきましては、廃止をしました町道が現道として残っておりますので、それと接続しまして、通行についてはそれを確保するという形になっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） じゃあ、将来的には大体J A S M北側は全て通られるようになるんですか、通行できるようになるのか。

それと、大津植木線からちょこっと延びてるこの黄色のライン、これどういう意味。

○議長（福島知雄議員） 商工振興課長。

○商工振興課長（塚脇康晴さん） お答えします。

まず、北側の道路につきましては、第1工場整備の際に整備をしていただきました道路と、今回交換により取得します道路と現道が全てつながりますので、北側については通行が可能となります。

また、南側の出ております道路につきましては、交差点に信号がつかます関係で町道を整備するという形になっておりまして、そこに新たな信号がつく予定というふうにお聞きしております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） いやいや、信号がつくのはいいけど、これ公共施設というなら、ここは我々も自由に入っていいのか。もともとの説明では、こっから入って北側まで通れるって、最初は山川部長が言っとったんですよ。今はもう通れないでしょう、ここ全て。でも、ここは公共道路なら、我々、せめてそこまで通れるのか。

そして、このトライアル西側の今、永井運送の私道になってるところは、将来的に大体いつ頃通れるん。今も通っていいのか、その辺の詳しい説明をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 商工振興課長。

○商工振興課長（塚脇康晴さん） 先ほどはすいません、説明が足りず申し訳ございませんでした。

南側のこの道路につきましては、セミコン通勤バスがここまで入ってきまして、バス停のほうができるということで、通行はこの今書いていますとおり、途中までは通行が一般の方でも可能というふうになります。

あと、東側の私道につきましては、こちらは議員がおっしゃるとおり大津町にあります企業の現在私有地となっております。企業側とは私有地の利用に関しまして意見交換はさせていた

だいておりますけれども、大津植木線の多車線化等、周辺の道路事情が著しく変化しております、それを見極めた対応が必要となっており、まだ進捗してないのが現状でございます。

町としましては、通行ができるよう相手方に働きかけてまいりますけれども、私道の利用ということで維持管理や事故等への対応というものも課題としてございますので、慎重に対応していきたいと考えております。また、所在が大津町ということもありますので、大津町とも連携した対応をしていきたいというふうに考えております。時期につきましては、まだ今の段階ではお答えはできません。

(17番坂本秀則議員「大体の目安でもいいけん、時期は」の声あり)

○議長(福島知雄議員) 商工振興課長。

○商工振興課長(塚脇康晴さん) 何度もすいません。現在、ここの道路が私道でございますので、相手方の意向も確認しながら、その交渉の中で決めていくことになりますので、現状では今いつというのはお答えができないという形になります。

○議長(福島知雄議員) ほかに質疑はありませんか。

布田議員。

○11番(布田 悟議員) 交換差額の補足ということで、相手方JASMからは菊陽町に4,683万円入ってくるということですが、民間対民間、それも普通、等価交換の場合、それを超した差額については贈与税がかかります。もらう側が個人の場合。この場合は差額が入ってくる側は菊陽町ということですので、税法上の何か非課税措置があるとかないとか、その辺のところはどうなってますか。

○議長(福島知雄議員) 商工振興課長。

○商工振興課長(塚脇康晴さん) 取得するのが町でございますので、町に対しては贈与税の課税はないという形になります。

○議長(福島知雄議員) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(福島知雄議員) ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(福島知雄議員) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第66号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長(福島知雄議員) 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整備を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和6年第3回菊陽町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時34分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 福 島 知 雄

菊陽町議会議員 矢 野 厚 子

菊陽町議会議員 大久保 輝 議

菊 陽 町 議 会 会 議 録  
令和 6 年 第 3 回 9 月 定 例 会

令和 6 年 9 月 発 行

発行人 菊 陽 町 議 会 議 長 福 島 知 雄  
編集人 菊陽町議会事務局長 内 藤 優 誠  
印 刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電 話 (092) 831-0700 (代表)



菊 陽 町 議 会 事 務 局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電 話 (代) (096) 232-2111  
議会事務局TEL (096) 232-4919